

平成26年2月28日（金曜日）第1回定例会

○出席議員（18名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
13番	佐藤良一	議員	14番	内藤明	議員
15番	高橋勝文	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	木村寿太郎	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	富澤三弥	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局局長
宮川徹	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	那須吉雄	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	志田義男	下水道課長補佐
犬飼敬一	農林課長(併) 農業委員会 事務局局長	荒木信行	商工振興課長
安孫子政一	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 (兼)会計課長
阿部誠	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	小林友子	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
遠藤啓一	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第1号

第1回定例会

平成26年2月28日(金)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告  
(1) 定例監査結果等報告について
- 〃 4 行政報告  
(1) 市政の概況について  
(2) 新第5次寒河江市振興計画実施計画(平成26年度～平成28年度)について
- 〃 5 議会案第1号 寒河江市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について
- 〃 6 議案説明
- 〃 7 委員会付託
- 〃 8 質疑・討論・採決
- 〃 9 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 10 質疑
- 〃 11 議第 1号 平成25年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- 〃 12 議第 2号 平成25年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 〃 13 議第 3号 平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)
- 〃 14 議第 4号 平成25年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第2号)
- 〃 15 議第 5号 平成26年度寒河江市一般会計予算
- 〃 16 議第 6号 平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- 〃 17 議第 7号 平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算
- 〃 18 議第 8号 平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- 〃 19 議第 9号 平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- 〃 20 議第10号 平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
- 〃 21 議第11号 平成26年度寒河江市介護保険特別会計予算
- 〃 22 議第12号 平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- 〃 23 議第13号 平成26年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
- 〃 24 議第14号 平成26年度寒河江市立病院事業会計予算
- 〃 25 議第15号 平成26年度寒河江市水道事業会計予算
- 〃 26 議第16号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 27 議第17号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 〃 28 議第18号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 〃 29 議第19号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 〃 30 議第20号 寒河江市地域経済活性化基金条例の制定について

- 日程第3 1 議第2 1号 寒河江市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例等の廃止について  
// 3 2 議第2 2号 寒河江市社会教育委員条例の一部改正について  
// 3 3 議第2 3号 寒河江市青少年問題協議会設置条例の廃止について  
// 3 4 議第2 4号 寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について  
// 3 5 議第2 5号 寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正について  
// 3 6 議第2 6号 寒河江市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について  
// 3 7 議第2 7号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について  
// 3 8 議第2 8号 寒河江市工場立地法に基づく地域準則を定める条例の制定について  
// 3 9 議第2 9号 寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について  
// 4 0 議第3 0号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について  
// 4 1 議第3 1号 寒河江市防災行政無線整備工事請負契約の締結について  
// 4 2 請願第1号 要支援者への予防給付を市町村事業へ移行するなどの改正に反対する意見書の提出に関する請願  
// 4 3 請願第2号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出に関する請願  
// 4 4 請願第3号 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出に関する請願  
// 4 5 施政方針説明  
// 4 6 議案説明  
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

ただいまから、平成26年第1回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、政策推進課より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しております。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

## 会議録署名議員指名

○鴨田俊廣議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において、5番太田芳彦議員、15番高橋勝文議員を指名いたします。

## 会 期 決 定

○鴨田俊廣議長 日程第2、会期決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。内藤議会運営委員長。

〔内藤 明議会運営委員長 登壇〕

○内藤 明議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました平成26年第1回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る2月25日、委員6名全員出席並びに関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

会期につきましては、提案されます議案数や一般質問通告数などを勘案し、本日から3月19日までの20日間とし、その間の会議等につきましてはお手元に配付してあります日程表のとおり決定をいたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○鴨田俊廣議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月19日までの20日間と決定いたしました。

### 第1回定例会日程

平成26年2月28日（金）開会

月 日	時 間	会 議	場 所
2月28日(金)	午前9時30分	本 会 議 開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、議会案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、報告、質疑、議案・請願上程、施政方針説明、議案説明	議 場
3月1日(土)		休 会	
3月2日(日)		休 会	
3月3日(月)		休 会（議案調査）	

月 日	時 間	会 議		場 所
3月 4日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 5日(水)		休 会 (議案調査)		
3月 6日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 7日(金)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	予算特別委員会終了後	総務文教常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第5会議室
3月 8日(土)		休 会		
3月 9日(日)		休 会		
3月10日(月)	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会終了後	本 会 議	議案上程、委員長報告、質疑・討論・採決、議案・請願上程、質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	予算特別委員会終了後	総務文教常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
建設経済常任委員会分科会		付 託 案 件 審 査	第5会議室	
3月11日(火)	午前9時30分	総務文教常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第5会議室
3月12日(水)	午前9時30分	総務文教常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第5会議室
3月13日(木)	午前9時30分	総務文教常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室

月 日	時 間	会 議		場 所
		建設経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第5会議室
3月14日(金)		休 会 (事務処理)		
3月15日(土)		休 会		
3月16日(日)		休 会		
3月17日(月)		休 会 (事務処理)		
3月18日(火)		休 会 (事務処理)		
3月19日(水)	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・ 討論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報 告、質疑・討論・採決、閉 会	議 場

## 諸 般 の 報 告

○鴨田俊廣議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

## 行 政 報 告

○鴨田俊廣議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について、(2) 新第5次寒河江市振興計画実施計画（平成26年度から平成28年度）について

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 皆様、おはようございます。

初めに、昨年12月定例会以降の現在までの主な市政の概況について御報告を申しあげます。

まず、雇用情勢についてであります。

国の1月及び2月の月例経済報告では、「景気は緩やかに回復している」としておりまして、12月報告の「回復しつつある」からより力強い表現となっております。山形労働局発表の12月の県内有効求人倍率は1.15倍で、ハローワーク寒河江管内においても0.97倍、前月比0.1ポイントの増となっております。9月から4カ月連続して0.95倍以上となっております。

ことし1月末時点での西村山管内高校新卒者の就職内定率は97%と、前年同期比プラス1ポイントとなっております。引き続き、内定率100%に向けて就業支援サポーターにより企業に対する求人要請活動、就職後のフォローアップ活動を行っているところであります。今後とも、社会経済情勢の変化に対応した効果的かつ効率的な雇用対策を推進してまいります。

次に、屋内多目的運動場について申し上げます。

昨年4月から工事を進めてまいりました屋内多目的運動場「チェリーナさがえ」が、昨年12月に完成をいたしました。この1月12日には市内外の方々約500名にお集まりをいただき、オープンセレモニーを開催し、記念式典のほか記念講演や少年野球教室を実施いたしました。1月14日から一般貸し出しを開始しておりますが、冬期間における屋外スポーツの練習の場として、またスマートインターチェンジ近くの立地条件を生かして、イベントなどさまざまな分野で市内外からの多くの人々が集まる交流施設として、多目的に御活用いただきたいと思っております。

次に、「寒河江子ども議会2014」について申し上げます。

寒河江商工会青年部の主催により「寒河江子ども議会2014」が、2月1日にここ市議会議場で行われました。市内の小学校6年生19名が参加していただき、通学路の安全や公園、福祉、環境など多岐にわたり子供たちの目線による素直な質問、意見をお聞きをいたしました。これらの意見を大切に、今後のまちづくりに生かしてまいりたいと考えているところであります。

次に、寒河江市民浴場について申し上げます。

この2月21日に市民浴場入場者が1,000万人を達成をいたしました。昭和58年にオープン以来31年が経過しておるわけですが、市制施行60周年の記念すべき年に1,000万人を達成し、感慨深いものがあります。今後とも市内外を問わず子供から大人まで誰からも愛される温泉になるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、この冬の雪対策についてであります。

昨シーズンまでの3カ年間は、豪雪により市民生活への多大な影響をもたらしましたが、今シーズンは現在のところおおむね少ない雪で経過しているところであります。今シーズンは、昨年までの状況を踏まえ、除雪車を市で1台新規に購入するとともに、委託先においても3台増車するなど除雪体制を強化してきたところであります。

昨日2月27日現在において、市内の一斉除雪は昨年17回の出動に比べ7回と約4割程度という状況でございます。市街地以外の自主出動地域においても同様の状況で、幸生・田代地区では昨年34回出動しておりますが、現時点においてそれぞれ23回、24回の出動という状況になっているところであります。

昨シーズン好評をいただきました雪の総合窓口を今シーズンも12月から開設するとともに、市のホームページや広報チラシで雪関連事業の周知と雪おろし事故防止等の啓発等を行っているところでございます。

また、除排雪活動補助につきましては、今年度補助限度額を引き上げるとともに補助回数をふやすなど、より効果が発揮できるよう内容を見直ししたところでございます。

農林被害につきましては、昨年末の雪の影響で一部地域にブドウ棚の倒壊の被害が出ておりますが、広範囲に及ぶ被害とはなっておりません。農家の方々には、農道の早目の除雪と果樹の枝折れや施設の倒壊防止のための小まめな雪おろしなど、雪害防止対策の徹底を呼びかけているところでございます。

降雪はいましばらく続くものと思われますので、今後とも市民の安心安全の提供ときめ細かな除雪に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上、12月定例会以降の市政の概況を申し上げますが、今後とも議員各位の御理解と御協力をい

ただきながら市政の運営に努めてまいりますのでよろしくお願いを申し上げます。

次に、新第5次寒河江市振興計画実施計画平成26年度から28年度までについて御報告を申し上げます。

実施計画につきましては、平成27年度を目標年度とする新第5次寒河江市振興計画の具現化のため、毎年3カ年ローリング方式で策定をしているものでございます。実施計画の内容につきましては昨年12月19日の全員協議会で十分御協議をいただいているところでございますので、それにより報告にかえさせていただきたいと存じます。

以上であります。

## 質 疑

○**鴨田俊廣議長** 行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告中、市政の概況について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、新第5次寒河江市振興計画実施計画（平成26年度から平成28年度）について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

## 議 案 上 程

○**鴨田俊廣議長** 日程第5、議会案第1号寒河江市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

## 議 案 説 明

○**鴨田俊廣議長** 日程第6、議案説明であります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議会案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

## 委 員 会 付 託

○**鴨田俊廣議長** 日程第7、委員会付託であります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議会案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議なしと認めます。  
よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第8、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第1号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、議会案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

## 議案上程

○鴨田俊廣議長 日程第9、報告第1号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題といたします。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 報告第1号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明を申し上げます。

本年1月3日午後7時ごろ、寒河江市西根1丁目3番5号付近の市道八楯日田線において発生した車両の事故について示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申しあげる次第であります。

以上であります。

## 質 疑

○鴨田俊廣議長 日程第10、これより質疑に入ります。

報告第1号について質疑はありませんか。新宮議員。

○新宮征一議員 ただいまの専決処分のことでありますけれども、これはいわゆる市道の欠損箇所に入

ってふぐあいがあったために車の一部が欠損して、その損害賠償だということでありませけれども、その辺の状況をもうちょっと詳しく、どういった道路の状況はどうだったのか。ことしの場合、雪も非常に少ない年であったために、昨年度も同じような問題がありましたけれども、それは同じ場所で何回か車の損傷事故があったと、去年の場合はあったんですけども、もうちょっとその辺の内容についてどういった状況であったのか詳しく説明をしていただきたい。

○鴨田俊廣議長 芳賀建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 ただいま、新宮議員から御質問がありましたけれども、状況について御説明いたします。

以前は確かに同じ八鍬日田線ということで、西根小学校の前からほなみ団地の間にかけて欠損ということで車の事故があったわけでございます。今回の場所につきましても同じ路線ですけれども、西根の研修所前の交差点から西根小学校側に、あそこ下りになるんですけれども、ちょうどカーブの付近でございました。1月3日夜7時ごろということで、近所にお住まいの工藤 徹さんという方が車を損傷したという事案でございます。内容といたしましては、穴ぼこということで最大70センチほど、長さが1メートル40ぐらいの区間につきまして舗装が剥離して穴があいたという状況でございます。

確かに、ことしの冬は小雪ということでございましたけれども、除雪も昨年12月29日早朝行ったところでございます、その後大みそかあたりに雨が降って解けてまた凍結を繰り返したということで、一気に穴があいたのかなと思っているところでございます。そこにつきまして、今回ガソリントクの保護カバーとかドライブシャフト、ガソリントクの損傷が起きたということでございます。以上です。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 状況についてはわかりましたけれども、70センチの1メートル40ということだとかなりの大きな穴ぼこ感じられるんですけれども、道路パトロールあるいは地元からのそれらに対する補修の要請とかは全くないままに、気づかないままにあったのか、そういった地元からの要請があったんだけど、市のほうで放っておいたために今回の賠償が生じたということなのか、その辺だけお聞きしておきます。

○鴨田俊廣議長 芳賀建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 お答えします。

先ほど言いました幅70センチ長さ1メートル40というのは、トータルで区域ということであって、ゼロから15センチぐらいまで、最大ということでその辺が亀裂が入って損傷していたという状況でございます。

地元に住宅が張りついているわけですが、地元からの報告ということはありませんでした。4日の昼前に職員がたまたまあそこを通過して補修したという状況でございます。以上です。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑ありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 状況としては今質疑でわかったわけでありませけれども、昨年も同じような場所で同じような欠損事故がありました。そしてその際も、道路の築造上の問題があるのではないかという話もあったわけです。ただ穴を補修するだけではだめだということで、その区間、もう一度ちゃんと対応しましょうとなっておったわけでありませけれども、ほなみ団地から小学校の間でなくて、今度ほなみ団地のあの通りから交差点までの間のようにありませけれども、これもまた築造上の問題があ

るのかどうなのか。昨年のそういう、ただ穴ふさぐだけでなくそういう対応もするというを言われておったわけでありませけれども、どういう対応をされてきたのかも。これは再発防止のためにお尋ねをします。

○鴨田俊廣議長 建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 お答えします。

確かに、今回同じ路線であったということでうちの課としても舗装の厚さの確認ということで、前後の路線について舗装のコアを抜き取って確認しておるところですけれども、厚さは確保されていたようでございます。この場所につきましては、部分的な穴埋めだけでなく周辺も含めてパッチングということで対応しているところでございます。以上です。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第11、議第1号平成25年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)から日程第44、請願第3号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出に関する請願までの34案件を一括議題といたします。

## 施政方針説明

○鴨田俊廣議長 日程第45、施政方針説明であります。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 本日、平成26年第1回寒河江市議会定例会の開会に際し、平成26年度の市政運営に臨む基本方針と施策の概要を申し述べさせていただきたいと存じます。

平成26年、寒河江市は市制施行60周年を迎えます。昭和29年8月1日に当時の寒河江町、西根村、柴橋村、高松村、醍醐村の1町4村が合併して寒河江市が誕生し、11月には白岩町、三泉村が編入されました。「日本一さくらんぼの里さがえ」をこれまで築いてこられました先人たちの功績に感謝し、これからも寒河江の歴史文化を踏まえ、未来へのさらなる飛躍に向け、新たな一步を踏み出さなければならないと考えているところでございます。

平成26年度は、新第5次寒河江市振興計画がスタートし4年目になり、いよいよ総仕上げの段階に入ります。これまで柱となる7つの重点プロジェクトを設け、市民100人評価委員会や各種アンケートによる市民からの事業評価を踏まえながら要望の多かった子育て支援、安全・安心なまちづくり、雇用対策などについて重点的に各種施策・事業を展開してまいりました。

節目の年を迎えるに当たりまして、引き続き市民の皆様の声を幅広くお聞きしながら次の5つの施策に重点を置き、本市の将来都市像であります「夢集い 人・緑輝く さくらんぼの都市 寒河江」の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

1つ目は、保育サービスの充実や子供の医療費無料化の対象拡大、児童遊具や学校施設の整備充実による「安心して子どもを産み育てられる環境の整備」であります。

2つ目は、東日本大震災や昨年の7月の豪雨災害などの教訓を踏まえた「災害に強い安全・安心なまちづくり」であります。

3つ目は、紅秀峰やつや姫のブランド化などによる農業生産体制の強化や中心市街地の活性化を推進していく「地域産業の振興」であります。

4つ目は、体育施設の充実による市民の元気づくりや歴史的文化的遺産の保存と情報発信の強化などの「スポーツ・文化の振興」であります。

5つ目は、雇用対策を初め、企業を含めた社会全体の子育て世代を支える機運の醸成による「働きやすいまちづくり」でございます。

私はこれまで、市民の皆様の生の声を幅広く聞き市民主体のまちづくりを基本姿勢としてまいりました。今後とも、子供からお年寄りまで安心して暮らせるまちづくりを目指し、力を尽くしてまいりますので、議員各位には引き続き格別の御指導・御理解を賜りますようお願い申しあげます。

次に、平成26年度当初予算について申し上げます。

アベノミクスを初めとする国の各種政策の効果や復興需要を背景に個人消費、生産活動、企業収益、雇用情勢等、いずれも回復傾向にあり、長引くデフレからの脱却も視野に入ってきた状況にあります。

しかし、4月からの消費税率の引き上げに伴う景気の下振れリスクは消えておらず、そのため国では「好循環実現のための経済対策」に基づき、補正予算を編成したところであり、本市においても事業効果が早期に見込まれる事業を中心に1億4,278万円の補正予算（地域経済対策分）を計上し、平成26年度当初予算と合わせた切れ目のない経済活性化策を実施してまいります。

まず、歳入予算について申し上げます。

市税は、法人市民税、固定資産税の土地分、たばこ税等の落ち込みが予想されるものの、景気回復に伴う雇用情勢、購買意欲の回復による個人市民税や固定資産税の家屋分の増額を見込み、全体で2.3%の増額を見込んでおります。

地方交付税については、国の地方財政計画により平成25年度より2.8%の減額を見込んでおり、市債については、庁舎の耐震化事業が終了したことから、33.6%の大幅な減額を見込んでおります。

一方、歳出予算については、計画期間の仕上げに向かう新第5次寒河江市振興計画の確実な具現化に向け、子育て支援を初め定住・環境基盤の充実、産業の振興と雇用対策、市民の元気と活力が実感できる市制施行60周年記念事業等を重点に予算編成を行ったところでございます。

その結果、一般会計当初予算は前年度当初予算対比0.2%増の154億6,000万円となり、特別会計と企業会計を合わせた予算総額は292億6,015万2,000円と相なります。

以下、新第5次寒河江市振興計画の6つの施策の柱に沿って、施策の概要を申し上げます。

第1に、「いきいきと健やかに暮らせる地域社会の創造」についてであります。

初めに、「みんなで子育てを支える地域づくり」についてであります。

子供の医療費につきましては、本年10月から外来医療費の無料化を中学校3年生まで拡大することとし、入院医療費とあわせて完全無料化を実現してまいります。また、4月から新たに乳児訪問指導専門員を配置し、妊産婦や乳児の健康や育児に関する相談や指導を行い、安心して子育てができるよ

うに支援してまいります。

また、子ども・子育て支援新制度が平成27年度からスタートの予定であり、昨年実施したニーズ調査をもとに、平成26年度中に子ども・子育て支援事業計画を策定して、本市における幼児教育、保育及び子育て支援事業の提供体制の整備を計画的に推進してまいります。

さらに、認可外保育施設2カ所が認可保育所に移行するための施設整備に対して支援を行うとともに、新たにしばはし保育所に指定管理者制度を導入し、保育サービスのさらなる充実に努めてまいります。

また、私立幼稚園就園奨励費補助金について第2子に対する補助単価の増額及び所得制限撤廃を行い、多子世帯に対する支援の充実に努めてまいります。さらに、新たに休日保育を実施するとともに、土曜日における延長保育実施施設をふやし、仕事と子育ての両立を支援してまいります。

放課後児童対策の充実につきましては、第一及び第二わんぱくクラブを六供町地内に新築移転するとともに、学童保育所の未設置小学校区の児童については隣接する学童保育所への送迎を実施し、学童保育所のない学区を解消して、放課後における児童の安全で安心な活動場所の提供に努めてまいります。また、子供たちが屋外で元気に遊べるよう最上川ふるさと総合公園内に大型遊具を整備してまいります。

ことし4月からの消費税率引き上げに伴う子育て世帯への経済的な影響緩和を図るため、臨時的な措置として子育て世帯臨時特例給付金の支給を行ってまいります。

次に、「生涯を通した福祉社会の形成」についてであります。

地域福祉の推進については「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」に基づき、寒河江市内8地区で地区社会福祉協議会を中心として地域住民、福祉関係団体、行政の連携による「地域見守りネットワーク」を立ち上げ、高齢者の見守り体制を整備してまいります。

高齢者福祉については、新たに高齢者がボランティア活動や介護予防教室に参加した場合にポイントを付与する「元気高齢者づくり事業」や認知症高齢者に対する支援など、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるように在宅高齢者福祉の諸施策を実施してまいります。また、介護保険制度改正に対応し、高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画平成27年度から平成29年度までの策定を行ってまいります。

障がい者福祉については、障害者総合支援法に基づき障がい福祉サービス、補装具費支給、自立支援医療支給事業等の充実に努め、また障がい者が地域の中で安心して暮らせるよう地域社会支援事業、特に相談支援事業を推進し、障がい者との共生社会の実現に努めてまいります。

また、4月からの消費税率引き上げに伴う低所得世帯への影響緩和を図るため、臨時的な措置として、臨時福祉給付金の支給を行ってまいります。

次に、「心と体の健康づくり」についてであります。

市民の健康づくりを推進する上で、生活習慣病対策は大きな課題となっています。平成35年度を目標とする健康増進計画「第2次健康さがえ21」に基づき、がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病・骨粗鬆症等の、生活習慣病予防の発症予防や重病化予防の取り組みを充実してまいります。

健康診査については、健診受診動向の把握とともに、健診受診の必要性に関する啓発活動の強化や健康診査の土曜日実施の増加などにより受診しやすい体制を整備し、引き続き受診率の向上に努めてまいります。

近年、職場環境や対人関係、家庭生活などの原因からストレスがふえ、精神疾患にかかる人が増加しており、心の病気対策、心の健康づくりの推進が課題となっております。このため、医療機関や相談機関との連携を強化し、専門医による「こころの健康相談」を継続し、精神疾患に対する理解を深めるための普及啓発を行ってまいります。

次に、「連携・協力に基づく医療体制の整備」についてであります。

本市の医療については、県の「西村山地域の医療提供体制将来ビジョン」に基づき、県や山形大学医学部、地区医師会などの医療関係機関と連携し、1次医療から3次医療まで病態に応じた医療提供体制の整備を図るとともに、在宅医療の推進についても「寒河江市在宅医療推進協議会」で検討をいただきながら、開業医と市立病院の連携や役割分担について議論を深め、市民が安心して暮らせる医療体制の確保に努めてまいります。

市立病院については、「市立病院アクションプラン」に基づき、超高齢社会に対応した慢性期医療提供体制の整備を図るため、平成25年1月から医療保険適用型の療養病棟を開設し、慢性疾患で継続的医療が必要な患者の入院診療に引き続き対応しております。また、平成26年3月末までには、山形大学附属病院を初め村山地域の3次医療機関、県立河北病院、診療所などと医療情報の共有化が可能となる医療情報連携ネットワークの構築を完了し、新年度中の運用開始を目指してまいります。

また、新年度に旧病棟の耐震化を図るための実施設計を行い、市民が安心して受診できる市立病院の診療体制の充実に努めてまいります。

第2に、「地域を元気にする産業の創造」であります。

まず、「地域特性を生かした農業振興」についてであります。

今、農業は農業従事者の高齢化や耕作放棄地の拡大、そして食糧自給率の低迷などを背景として国の農業政策が大きく変わってきております。本市としてもこれらの大きな改革の流れの中で、新たな制度を十分活用しながら、今後とも農業経営の安定が図られるよう取り組みを進めてまいります。

本市の基幹作物であるさくらんぼについては、「紅秀峰の里づくり」を推進するため、引き続き紅秀峰の苗木導入、新植や改植に対する支援、雨よけハウスなどの施設整備に対する支援を行い、特に紅秀峰の無加温ハウスの整備に対する補助率を引き上げ支援の強化を図ってまいります。また、このたび設立された紅秀峰の生産組織が行う栽培技術向上などの活動を支援するとともに、さくらんぼ栽培の労力軽減を図るため、さくらんぼ低木Y字仕立て栽培の普及や高齢者への高所作業車の導入支援に加え、他地区からの労働力の確保にも努めてまいります。

平成25年度から取り組んでおります紅秀峰の海外輸出試験につきましては、新年度は台北の百貨店での試食や試験販売、そして輸送試験を行い、平成27年度からの本格輸出を目指してまいります。

つや姫の栽培圃場を団地化し、よりおいしいつや姫の生産を目指す「つや姫ヴィラージュ」の取り組みを引き続き支援し、つや姫栽培団地のさらなる拡大と「寒河江産つや姫」のブランド化を推進してまいります。

新規就農者を初めとする地域農業の担い手の育成・確保は喫緊の課題となっており、青年新規就農者や退職して就農する中高年就農者に対する支援を継続してまいります。また、農道や水路の保全管理は、このたび新たに創設された「多面的機能支払制度」を活用し、共同で取り組む活動を支援してまいります。農業の6次産業化については本市の伝統野菜である「もってのほか」や「谷沢梅」などについて、生産組織が新たな商品開発を推進するための取り組みを支援してまいります。

平成23年度から整備を進めてきた中向東地区の農道整備が平成26年度に完了するほか、新堰トンネルと最上堰頭首工の改修工事を引き続き進めるとともに、老朽化した幸生大堰について農村地域防災減災事業により調査設計を実施するなど、農村生産基盤の整備を進めてまいります。

次に、「寒河江の宝を活かした観光振興」についてであります。

観光誘客による交流人口の拡大は、地域経済活性化の一翼を担うものであります。ことしは、山形 DESTINATION キャンペーンが6月14日から開催されます。本市ならではの魅力ある観光素材を前面に出してPRを進めてまいります。

さくらんぼ観光誘客につきましては、関東圏からのツアー誘客を初め隣県からの個人客誘客を重点に働きかけ、また全国キャンペーンとして「さくらんぼの種吹きとばし大会」を昨年に引き続き全国各地都市で開催するとともに、県外でのラッピングバスの運行など観光情報の発信に努めてまいります。

本市のイメージキャラクター「チェリン」につきましては、ゆるキャラグランプリ2013年におきまして県内1位となり、県内外から年賀状やプレゼントが届くなど、たくさんの方から愛されるゆるキャラに成長してきております。本市のイベントはもちろんのこと、全国規模で「日本一さくらんぼの里さがえ」のPRに取り組んでまいります。

慈恩寺につきましては、今世紀初となる22年ぶりの秘仏御開帳が6月1日から開催され、山形 DESTINATION キャンペーンにおける本市の目玉事業となっております。これを契機に本市の至宝である慈恩寺を活用した観光誘客を推進するため、駐車場整備や境内のライトアップなど受け入れ体制の充実強化を進めてまいります。

また、昨年実施、好評でありました「ツール・ド・さくらんぼ」を引き続き開催するとともにさくらんぼシーズンに合わせた「ゆめタネ@さがえ」「神輿の祭典」など市制施行60周年にふさわしい内容となるよう、実施団体と連携して誘客を図ってまいります。

次に、「活力ある工業の振興と雇用の創出」についてであります。

産業の振興にとって産学官連携の推進は、重要な取り組みの1つであります。山形大学工学部や市技術振興協会等との連携は順調に進展しているところであり、新年度は山形大学農学部との連携にも取り組み、工業と農業の連携による第6次産業化や異業種交流を推進してまいります。また、国内外の見本市や展示会等への出展支援による販路拡大、技術研修支援による人材育成などを通して、地域産業の活性化を図ってまいります。

雇用の確保については、2年目となる雇用創出特別奨励金制度について、市内企業への一層の浸透を図り、新規事業の開始、事業拡大等による雇用や事業主都合による退職者の雇用に取り組む企業の支援により、正規雇用の拡大を図ってまいります。また、引き続きインターンシップ事業に取り組み、就業を希望する高校生の就業意識の向上と新規就職者の就職定着率の向上を図ってまいります。

企業誘致の推進については、平成25年度は10月に段ボール製造企業が工業団地に営業所倉庫を新設したほか、市内の建設関連企業が業務拡張のため、工業団地に用地を取得し、ことし12月には営業開始する見込みであり、さらに貨物運送業者と将来的な用地確保のための予約分譲契約を締結したところであります。

引き続き、山形県東京事務所に職員を派遣し、今後も積極的に企業誘致活動に取り組み、本市産業の活性化と雇用の確保に努めてまいります。

次に、「人が集う、賑わいのある商業の振興」についてであります。

中心商店街の若手商業者を中心として、中心商店街のあり方や地域活性化、まちづくりを考える新たな組織づくりに向けた動きが出てきております。市として、こうした動きを積極的にバックアップするため、新年度から新たに「活力ある商店街づくり支援事業」に取り組み、商工会など関係団体との連携のもと、意欲ある個店の魅力アップと商店街の組織強化、人材育成等を支援してまいります。

また、商店街と地域住民が一体となった自主的なイベントや祭りなどによる中心市街地のにぎわい創出は活力あるまちづくりにとって極めて重要であり、新年度も各種イベントの支援を図ってまいります。さらに、空き店舗の活用を図る事業者を支援し、地域に密着した愛される商店街とまちづくりを推進し、商業の振興に努めてまいります。

フローラ・SAGAEにつきましては、新年度から指定管理者制度に移行し、市民サービスの向上と民間活力による施設の活性化を推進してまいります。また、中心市街地活性化センター利活用促進計画に基づき、新年度は新たに地階に文化イベント広場を設置し、市民団体等によるステージ発表の場などとしての活用を図り、フローラ・SAGAEはもとより中心市街地の活性化につなげてまいります。

第3は、「暮らしに便利な都市基盤づくり」であります。

初めに、「住みやすい快適なまちづくり」についてであります。

将来にわたる本市のあるべき都市像について明らかにするため、新年度に都市計画マスタープランの見直しを行ってまいります。

平成22年度から実施している「寒河江市住宅建築推進事業」につきましては、住宅の新設、増改築及びリフォーム等の住環境の整備と地域経済の活性化に大きく寄与しているところであり、引き続き実施し、市民の住環境の改善と建築需要の拡大による景気浮揚及び地元関連業界の振興に努めてまいります。

また、子育て世代への支援及び市内への定住人口の増加を図るため、平成23年度から実施しております「子育て定住住宅建築事業補助金」についても引き続き継続するとともに、新たに子育て世代の転入者定住支援という区分を設け、内容を充実し、子育て世代の経済的な負担の軽減や住宅取得の促進と定住人口の増加を図ってまいります。

さらに、新たな施策として低廉で良好な住宅地の整備の促進を図るため、住宅開発事業を行う寒河江市内の開発事業者に対して一定要件のもと補助を行うこととし、子育て定住住宅建築事業との相乗効果による若年層や市外からの定住人口の増加を図ってまいります。

また、空き家の利活用を促進するため、所有者の情報を登録し、空き家の賃借、購入希望者に情報提供を行う寒河江市空き家情報登録制度「寒河江市空き家バンク」を開設し、空き家の解消、利用促進につなげてまいります。

デマンドタクシーにつきましては、本格運行から1年4カ月が経過し、利用者数も堅調に推移しており、高齢者の方々を中心に重要な移動手段の1つとして御利用いただいております。今後ともより一層改善に取り組み、利用促進を図ってまいります。また、市街地における循環バスの運行については、利用者の需要調査等を行いながら検討していきたいと考えております。

次に、「くつろぎのある都市空間づくり」についてであります。

寒河江公園については、昨年策定した「寒河江公園整備計画」に基づき、つつじ園の整備工事とアクセス道路の整備に取り組んでまいります。

子供から大人まで安全で安心して遊び、利用できる公園の整備に対する要望が多いことから、そうした声に応えるとともに、既設の公園施設の老朽化へも計画的に対応し、整備してまいります。

寒河江八幡宮の門前町の歴史と文化の薫る町並み形成を進めている「流鏝馬通りまちづくり協議会」を引き続き支援するほか、今後もより多くの市民の参加を促し、地域の実情に合った活動の推進を図り、公園づくり、フラワーロード整備花いっぱいのもちづくりなど、協働のまちづくりを進めてまいります。

次に、「安全で機能的な道づくり」についてであります。

市立病院前の都市計画道路山西米沢線は、第1工区の完成に向けて引き続き用地買収・物件補償を実施し、工事を進めるとともに、新年度からは、うろこや寒河江店から陵南中学校までの第2工区の事業に着手してまいります。

また、県施行で進められている都市計画道路柴橋日田線（主要地方道天童大江線）は、本町3丁目から八幡町の用地買収・物件補償・道路整備工事が進められており、早期完成に向けて県に対し要望してまいります。

市民の暮らしを支える生活道路の整備については「寒河江市公共事業整備優先順位基準」に基づき順次整備を進めるとともに、現在実施している地域住民による側溝のふた設置や道路補修等、市民との協働による道づくりを引き続き推進してまいります。

また、橋梁長寿命化計画に基づく修繕を行っている橋梁について、引き続き修繕等に取り組み、橋梁の保全と安全性の向上に努めてまいります。新年度は、稲沢橋と羽衣橋の補修工事を実施してまいります。

冬期間における生活道路の安全確保と維持については、計画的で効率的な作業を進め、市民満足度の向上に努めてまいります。また、平成24年度から取り組んでいる「除排雪活動補助金交付事業」については、冬期間の道路環境の向上を目指し、協働活動のさらなる促進を図ってまいります。

さらに、昨年から雪に対する相談や苦情の受け付けを一本化した「雪の総合窓口」を活用し、引き続き積極的に情報発信してまいります。

次に、「暮らしを支える上下水道の整備」についてであります。

昨年7月の豪雨災害やその後の断水などの教訓を踏まえ、自己水源強化のための既存井戸の改修や新たな深井戸掘削のための試掘を行うほか、配水池間のバックアップ体制強化に向けた送水管整備のため、調査等を実施してまいります。

また、水道の安定供給のため、新年度も引き続き老朽管更新整備等の推進により管路の耐震化を進めるとともに、幸生地区における水道施設更新事業の推進を図ってまいります。

公共下水道事業については、汚水管渠未整備箇所解消に向けて計画的な整備を行ってまいります。浄化センターについては、長寿命化計画に沿って施設の改築更新整備を行ってまいります。

浄化槽整備事業については、「寒河江市浄化槽整備実施計画」により市設置型浄化槽の普及整備に引き続き努めてまいります。さらに、浄化槽からの放流先については、用排分離を進めるため、浄化槽排水管の整備もあわせて行ってまいります。

第4に、「安全安心で支え合う地域社会と快適な環境づくり」であります。

まず、「災害につよい地域づくり」についてであります。

昨年7月の記録的な豪雨では、土砂災害や水道の断水などによる甚大な被害が発生をいたしました。

市民が安全で安心して暮らせる基盤づくりのため、市民一斉に情報を伝達する防災行政無線を整備するとともに、消防ポンプ庫、消防用軽積載車、消防用小型ポンプ等の整備を進めてまいります。

また、地域の防災力向上を目指して自主防災組織への支援を行い、組織率向上を進めてまいります。さらに、災害時の救急救援活動や復興支援において、被災者の多様なニーズに対応できるよう支援活動を行うための拠点となる「災害ボランティアセンター」の設置を進めてまいります。

次に、「交通事故や犯罪のない地域づくり」についてであります。

交通安全活動の推進につきましては、「第9次寒河江市交通安全計画」に基づき地域の実情や年代に応じた交通安全教室の充実に努め、市民一人一人の交通安全に対する意識の高揚を図ってまいります。特に、高齢者対策の強化を図るため、関係機関、団体、地域住民と一体となって事故防止対策を講じてまいります。

防犯活動の推進につきましては、各地区の防犯協会と連携し、「青パト」防犯活動の促進を図ります。さらに、市内全ての防犯街路灯のLED化を促進し、地域の防犯や通学路の安全確保に努めるなど、「安全・安心」のまちづくりを進めてまいります。

消費者保護の推進については、消費者トラブルの防止を図るため、昨年4月に開設した消費生活センターの相談体制を活用し、市民への迅速な情報提供や高齢者教室、出前講座等を実施して消費者トラブルの未然防止に努めてまいります。

次に、「環境を守り快適な暮らしの実現」についてであります。

環境美化の推進については、市民、事業者、行政が共通の認識を持ち、それぞれの役割と責務を自覚し、連携し一体となって取り組んでいくことが必要であります。

環境基本計画や地球温暖化対策実施計画に基づき総合的かつ計画的に推進してまいります。廃棄物対策の推進については、ごみ処理基本計画に基づき、ごみ排出量の抑制と適正処理、リサイクルの推進を図ります。

再生可能エネルギーにつきましては、現在策定しております地球温暖化対策実施計画に基づき普及拡大を図ってまいります。新年度は再生可能エネルギー利用検討会を設置し、導入、利用可能性について関係機関と研究を進めてまいります。

次に、「市民のニーズに応じた住民サービスの推進」についてであります。

各種証明書の発行業務については、昨年1月から毎週日曜日に証明発行窓口を開設したところ、多くの方が来庁しており、市民に定着してきております。

また、上下水道料金については既に開始しておりますが、市税の納付につきましても新年度からコンビニエンスストアで収納を開始し、納税者の利便性の向上を図ってまいります。

第5に、「新しい時代を切り拓く人づくり」であります。

まず、「美しく豊かでたくましい心、元気な身体を育む人づくり」についてであります。

さがえっこ育みアクションプランの推進については、基本的な生活習慣の確立や学力・体力・道徳心の向上など、子供たちの生きる力を社会全体で育むために、「さがえっこの育み10カ条」に基づいて、学校・家庭・地域が連携した取り組みを引き続き推進してまいります。

また、各学校に読書活動の充実のため、読書活動推進員を配置し、学校図書館の環境整備に努めてまいります。食育の推進については、学校給食の実施とあわせ家庭との連携を図りながら、子供たちが食に関する知識等を身につけられるよう一貫した教育活動に取り組めます。

国際理解教育の推進のため、外国語指導助手（ALT）を2名配置し、中学校英語学習と小学校外国語活動の充実を図るとともに、帰国子女などの日本語の指導が特に必要な子供への支援を行ってまいります。

市立図書館では、市民ニーズに配慮した図書資料の計画的な購入に努めながら、読書講演会や朗読会、「さくらんぼの都市さがえ全国俳句大会」、作品展示会等を開催し、交流の場として市民に愛される図書館を目指してまいります。

スポーツは、人生を豊かにし、活力ある地域づくりに大切なものであります。各種関係団体と連携を図りながら、スポーツの盛んなまちづくりを進めてまいります。

また、計画的に体育施設の整備を行うとともに、年間を通してスポーツに親しむことができる「屋内多目的運動場」や、自然環境の豊かな「最上川寒河江緑地」等の施設の利活用を図りながら「一人1スポーツ運動の展開」を進め、成人層のスポーツ参加率の向上を目指してまいります。

さらに、新年度はさくらんぼマラソンについてリニューアルを図り、市民参加を促進するとともにスポーツを通して寒河江の魅力を県内外に発信してまいります。

次に、「郷土を愛し、次世代を担う意欲ある人づくり」についてであります。

一人一人の学力を適切に把握し、実態に応じた指導を行うとともに、学校研究や研修活動の充実を図り、教師の指導力を育成します。不登校等の問題にかかわる教育相談員や特別な支援が必要な子供のための学習補助員の配置など、児童生徒を支援する体制を整備してまいります。

児童生徒の教育環境の充実と、安全安心な学校づくりを推進するため、小中学校の施設・設備の適切な管理と計画的な整備に努めます。新年度は、小学校の給食室へ空調設備の整備を行うとともに、トイレ洋式化についても早期の整備に努めてまいります。また、南部小学校の児童農園（ビオトープ）を再整備し、環境教育や自然観察の学習の場として活用してまいります。

次に、「歴史と文化を活かし、新たな文化を育む人づくり」についてであります。

本市の誇れる慈恩寺文化の保護と活用について検討委員会から提言を受けましたが、今後市が策定する「慈恩寺『悠久の魅力』向上基本計画」をもとに醍醐地区の魅力向上に努めてまいります。また、国史跡指定を視野に入れ、本山慈恩寺と連携を密にし、引き続き各種調査・研究を進める「慈恩寺総合調査事業」を推進してまいります。また、山形デスティネーションキャンペーンなどと協調し、講演会やイベント等の実施により慈恩寺文化を広く県内外に発信してまいります。

本市には慈恩寺のみならず、寒河江市の歴史や文化を特色づける寒河江大江氏関連の史跡や古文書を初め、県や市の無形民俗文化財に指定されている田植踊、獅子踊、流鏝馬などの民俗芸能や生活に根差した伝統行事が多く存在しており、これらの貴重な文化財の保存伝承を図るため、後継者の育成に努めてまいります。

これまで、すぐれた芸術文化に直接触れ親しむ機会の提供に努めてきておりますが、新年度は慈恩寺の国史跡指定支援や魅力を発信していくとともに、市制施行60周年記念事業としてのコンサートの開催や、市民の芸術文化活動を支援し、元気なまちづくりに向けて本市の文化力の一層の向上を図ってまいります。

次に、「地域主体の活動による心豊かな人づくり」についてであります。

地域ごとに行っていた成人講座を集約した「寒河江さくらんぼ大学」を市制施行60周年を記念し新たに開設して、市民が生き生きと学び地域づくりや市の活性化につながるよう、生涯学習の一層の充

実を図ってまいります。

さらに、地域の特性を生かした地区公民館運営を図るため、各分館との連携を強めながら学びのふるさと事業等を展開し、地域における連帯感の再構築と住民みずからが考え行動する地域力の醸成を進めてまいります。

また、小中学校の保護者を対象とした「子育て講座」や、幼稚園・保育所保護者向けの「家庭教育講座」と「幼児共育ふれあい広場」を実施し、家庭の教育力向上を支援してまいります。

第6に、「市民が主役のまちづくり」であります。

まず、「市民による人輝くさがえづくり」についてであります。

新第5次振興計画につきましては、最終年度である平成27年度を見据えながら諸施策を展開してまいります。平成26年度から次期振興計画の策定に向け、検討を進めてまいります。

市民100人評価委員会は、市民の皆様の声を市政運営に反映していく方法の1つとして、重要な位置づけにあることから、今後もよりよい評価制度となるよう改善しながら、評価結果については広く市民に公表していくとともに、事業の再点検、新たな展開に活用するなど、予算編成等で施策に活用してまいります。

地域づくり推進事業につきましては、昨年に引き続き地域おこし活動をサポートし、新たな事業展開を推進する「地域おこし推進員」や、田代地区活性化のための「集落支援員」を配置し、地域と連携しながら事業を展開してまいります。また、地域いきいき元気づくり事業については、課題や問題点を検証し、市民が取り組みやすくより一層の地域活性化が図られるよう制度を見直しして支援してまいります。

これらの取り組みを通じ、地域のことは地域住民みずからがよく考え行動する市民が主役のまちづくりにつながるよう努めてまいります。

多くの市民の声を市政に反映させるため、これまで地域座談会を開催し、さまざまな意見をお伺いしているところでありますが、新年度も引き続き実施し、よりよい市政運営に努めてまいります。

今年度市内の小中学生を対象とした「子どもたちからの市長への手紙」や「寒河江子ども議会2014」が実施されました。子供たちの目線による柔軟で建設的な意見が新鮮でありました。子供たちにとっても行政のことについて話し合ったり、考えるなど市政を知ってもらういい機会になったものと思っております。

今後も、より一層広聴活動を充実し、市民との協働によるまちづくりを進めてまいります。

次に、「未来志向の行財政運営」についてであります。

寒河江の魅力、よさを知ってもらうためには、まず市民が寒河江のよさを再認識し、磨いていくことが必要であります。新年度は、市民みずからが寒河江市の情報を市内外に発信していただく「市民みんながレポーター」制度を新設し、情報発信の強化に努めてまいります。さまざまな情報に触れる機会がふえることで市民との間での情報の共有化が図られるものと考えております。

また、これからの情報発信は、都市全体を売り込んでいくことが重要になってまいります。寒河江市のシティセールスの方策を検討する委員会を立ち上げ、本市のイメージアップ戦略を練り上げてまいります。

国際交流の推進につきましては、姉妹都市との交流や市内に暮らす外国人のサポートを引き続き推進してまいります。本年、大韓民国安東市と姉妹都市の盟約を締結してから40年という節目を迎える

ことから、交流の歴史をとともに振り返りさらなる交流を図ってまいります。

行財政改革につきましては、平成21年度に5年間の指針となる「行財政改革指針」を策定し、昨年度、平成25年度・26年度の具体的な取り組みを盛り込んだ後期アクションプランを取りまとめ、健全な行財政運営に向け取り組んでいるところであります。今後は、限られた人員と財政の中において、より効率的な財政運営を目指すため、事業の取捨選択をより厳正に行うための仕組みづくりに取り組んでまいります。

寒河江市誕生から市制施行60周年の節目に当たり、これまでの寒河江市の歴史、文化を踏まえ、未来への飛躍に願いを込めて、市制施行60周年記念事業を実施してまいります。

60周年記念式典を初め、市民総参画による「さがえ60市民フェスタ（仮称）」の実施、市の歩みを後世に伝えるため、これまで発行した市報のデジタル保存版を作成する「市報さがえ保存版作成事業」や歴史、美術分野の作品を展示し、市民の皆様に寒河江を再発見いただく「寒河江市再発見事業」、また市内で事業展開している商工業者の製品等を紹介する「寒河江でがんばる商工展」そのほか「寒河江景観60選の選定事業」「つつじ園リニューアル記念植樹」などを実施してまいります。

加えて、節目の年にふさわしく、これからのまちづくりを推進する上で寒河江らしい施策や、さらなる市政発展につながる可能性を秘めた観光資源など新たな市の象徴となるものを探り、「市のシンボル」「都市宣言」の制定や「寒河江さくらんぼ大学」など未来への確実な一歩を踏み出したいと考えているところであります。

以上、平成26年度の市政運営の基本方針及び施策の概要を申しあげましたが、市議会議員各位並びに市民の皆様のご理解と御協力を賜りますようお願い申しあげます。

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前10時50分といたします。

休 憩 午前10時37分

再 開 午前10時50分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 議 案 説 明

○鴨田俊廣議長 日程第46、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 初めに、議第1号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、国の経済対策に係る橋梁整備事業費及び病院事業会計補助金等を追加するものであります。その結果、4億5,652万円の追加となり、予算総額は、歳入歳出それぞれ166億5,087万9,000円とするものであります。

次に、議第2号平成25年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、保険給付費の増加による介護サービス等給付費及び介護保険システム改修

に伴う総務管理費等を追加するものであります。

その結果、3,044万7,000円の追加となり、予算総額は、歳入歳出それぞれ34億3,271万1,000円とするものであります。

次に、議第3号平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、介護認定審査会の審査判定会議の開催件数減少等に伴う介護認定審査会費の減額を行うものであります。その結果、59万1,000円の減額となり、予算総額は、歳入歳出それぞれ2,494万3,000円とするものであります。

次に、議第4号平成25年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、患者数減少による入院収益及び外来収益の減額に伴う他会計補助金の追加等を行うものであります。その結果、予算総額は、収益的収入及び収益的支出の総額をそれぞれ17億6,380万円とするものであります。

次に、議第5号平成26年度寒河江市一般会計予算について御説明を申し上げます。

先ほども御説明申しあげましたが、新第5次振興計画の目標具現化のため、重点プロジェクト事業を初めとした諸施策の推進、そして市制施行60周年の節目に係る記念事業を通し、これまでの寒河江の歴史、文化を踏襲した未来への飛躍を重点テーマとして予算編成を行ったところであり、

その結果、予算総額は、歳入歳出それぞれ154億6,000万円で、前年度当初予算と比較し3,000万円の増となったところでございます。

次に、議第6号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

公共用水域の水質保全と生活環境の改善並びに適切かつ効果的な整備促進に努めるべく予算編成を行ったところであり、

その結果、予算総額は、歳入歳出それぞれ13億5,707万7,000円で、前年度当初予算と比較して9,482万円の減となっております。

次に、議第7号平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算について御説明申し上げます。

浄化槽整備区域における公共用水域の水質保全並びに生活環境の改善を目的に予算編成を行ったところであり、

その結果、予算総額は、歳入歳出それぞれ2億7,523万4,000円で、前年度当初予算と比較して5,386万3,000円の増となっております。

次に、議第8号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

田代簡易水道施設の維持管理等に要する一般管理費などを計上するものでございます。

その結果、予算総額は、歳入歳出それぞれ606万5,000円で、前年度当初予算と比較して102万8,000円の増となっております。

次に、議第9号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

国民健康保険税の収納率の向上や医療費適正化対策を強化するとともに、保健事業を充実し被保険者の健康保持増進を図り、健全財政の維持と効率的な事業運営に努めるべく予算編成を行ったところであり、

その結果、予算総額は、歳入歳出それぞれ43億4,766万6,000円で、前年度当初予算と比較して

5,266万5,000円の減となっております。

次に、議第10号平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算について御説明を申し上げます。

保険料徴収と各種申請などの窓口業務などを行うための経費を計上するものであります。その結果、予算総額は、歳入歳出それぞれ4億3,330万2,000円で、前年度当初予算と比較して767万7,000円の増となっております。

次に、議第11号平成26年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

高齢者などが安心して継続したサービスが受けられる体制の整備に努めるとともに、介護保険給付額の増に対応するため、安定した財政運営を行うべく予算編成を行ったところであります。

その結果、予算総額は、歳入歳出それぞれ34億8,420万5,000円で、前年度当初予算と比較して1億3,555万9,000円の増となっております。

次に、議第12号平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明を申し上げます。

介護認定審査会に係る経費を計上するものであります。その結果、予算総額は、歳入歳出それぞれ2,541万2,000円で、前年度当初予算と比較して12万2,000円の減となっております。

次に、議第13号平成26年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明を申し上げます。

各財産区とも管理運営のための経費を計上したものであります。歳入歳出それぞれ77万3,000円で、前年度当初予算と比較して6,000円の増となっております。

次に、議第14号平成26年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明を申し上げます。

地域の医療ニーズに的確に応えるべく、市民がいつでも安心して受診できる病院づくりを進めながら、深刻な状況にある病院経営の再建を目指して編成を行ったところであります。収益的収入及び支出については、収入総額及び支出総額とも19億3,742万4,000円とし、資本的収入及び支出については、収入総額が9,150万1,000円で支出総額は1億4,088万円とするものであります。

次に、議第15号平成26年度寒河江市水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

安全・安心な水道事業の確保に取り組むとともに、寒河江市水道ビジョンに基づきながら経営基盤を強化し、健全経営に努めていくことを重点目標として編成したところであります。収益的収入及び支出については、収入総額11億4,637万1,000円、支出総額10億2,011万円とし、資本的収入及び支出については、収入総額4,008万円、支出総額7億7,200万4,000円とするものであります。

次に、議第16号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

非常勤職員として、再生可能エネルギー利用検討委員会委員等の設置及び診療報酬点検専門員の廃止並びに障害者総合支援法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第17号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

市長等の給料減額期間を延長するとともに、国家公務員の給与減額支給措置の終了に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第18号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

災害派遣手当の支給対象となる職員の範囲の拡大及び山形県人事委員会勧告を踏まえ、職員の給料

の号給調整について、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第19号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

消費税法の一部改正に伴い、使用料について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第20号寒河江市地域経済活性化基金条例の制定について御説明申し上げます。

国から交付される地域の元気臨時交付金の管理を明確にするため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第21号寒河江市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例等の廃止について御説明申し上げます。

固定資産税の課税免除期間が終了することに伴い、条例を廃止しようとするものであります。

次に、議第22号寒河江市社会教育委員条例の一部改正について御説明を申し上げます。

地域主権改革一括法の施行に伴い、社会教育委員の委嘱の基準等について、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第23号寒河江市青少年問題協議会設置条例の廃止について御説明を申し上げます。

地域主権改革一括法の施行に伴い、青少年行政に関する事務を一元化するため、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、議第24号寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

総合福祉保健センター内の多目的ホールに電灯使用加算額を設定するなど、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第25号寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正について御説明を申し上げます。

長寿社会の進展に対応するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第26号寒河江市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について御説明を申し上げます。

障害者総合支援法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第27号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

東日本大震災の被災者等に対し、市民浴場の使用料を無料とする期間を1年間延長するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第28号寒河江市工場立地法に基づく地域準則を定める条例の制定について御説明を申し上げます。

工場占用地域内の緑地面積率等を緩和し、工場敷地の有効利用と企業誘致の推進を図ろうとするものであります。

次に、議第29号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

指定管理者制度の導入及び交流促進施設に文化交流広場を設置することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第30号寒河江市道路占用料条例の一部改正について御説明申し上げます。

消費税法及び道路法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第31号寒河江市防災行政無線整備工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

本請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を得ようとするものでございます。

以上、31案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげます。

**散 会** 午前11時06分

○鴨田俊廣議長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成26年3月4日（火曜日）第1回定例会

○出席議員（17名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
14番	内藤明	議員	15番	高橋勝文	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

13番	佐藤良一	議員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	富澤三弥	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長
宮川徹	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	那須吉雄	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	荒木信行	商工振興課長
安孫子政一	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	小林友子	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
遠藤啓一	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	兼子亘	総務 係長

議事日程第2号 第1回定例会  
平成26年3月4日(火) 午前9時30分開議

再開  
日程第1 一般質問  
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

- 鴨田俊廣議長 おはようございます。  
ただいまから本会議を再開いたします。  
本日の欠席通告議員は、13番佐藤良一議員であります。  
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

### 一般質問

- 鴨田俊廣議長 日程第1、これより一般質問を行います。  
通告順に質問を許します。質問時間は一議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。  
この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

#### 一般質問通告書

平成26年3月4日(火)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
1	お年寄りが安心して暮らせるまちづくりについて	(1) 元気高齢者づくりポイント制について ア 内容と目的について イ ボランティア活動に対するポイント付与と、活動時の事故に対する対	10番 辻 登代子	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		応について ウ ポイント制度の具体的な流れについて エ 周知方法について オ 登録人数の見込みと今議会に提示される予算案の積算と根拠について (2) デマンドタクシーの現状について ア 現在の登録者数と傾向について イ 利用率アップについて ウ 新規登録者への説明について		
2	健康について	(1) 健康づくり推進の現状と事業成果について (2) 第一次健康増進計画の最終評価について (3) 市民の意識改革について (4) 地域支援事業の事業内容とその成果について (5) 運動教室の委託事業について	5番 太田芳彦	市長
3	学童保育について	(1) 学童保育の経緯と現状について (2) 施設の運営について (3) わんぱくクラブの新設について ア 第一、第二わんぱくクラブの移転の経緯について イ 移転先の土地について ウ レイアウト等について		市長
4	高齢化社会における地域づくりについて	(1) 健康高齢者の増加対策について (2) 老人福祉センターについて (3) 老人クラブの活性化と活用について (4) 高齢者サークルづくりの推進について (5) 孤独な高齢者や閉じこもり高齢者の支援について (6) 若者のリーダー育成について	2番 阿部清	市長
5	医療費の抑制について	お薬手帳の活用について		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
6	さくらんぼ観光について	看板設置について		市長
7	「子ども・子育て支援新制度」で寒河江市の保育環境はどうなるのか	(1) 子ども・子育て会議で検討されたことについて (2) 事業計画の基本的考え方と役割について (3) 市で策定する条例の内容について	3番 遠藤 智与子	市長
8	指定管理のもとでの保育労働者の労働条件について	(1) 雇用形態について (2) 賃金体系について (3) 労働時間や福利厚生について		市長
9	高齢者の福祉について	(1) 入所待機者の解消をめざして、特別養護老人ホームの増設について (2) 認知症患者対策の強化を目指して「認知症サポート医」及び「認知症かかりつけ医」の積極的な養成と活用・市民への周知について		市長
10	寒河江中央工業団地への企業誘致と振興について	(1) 中央工業団地への企業誘致について (2) 中央工業団地の振興について (3) 中央工業団地への交通アクセスについて (4) 中央工業団地の交通安全対策について (5) 中央工業団地の街路樹の管理について (6) 市民と中央工業団地企業通勤者より強い要望のある平塩橋の架け替えについて	9番 杉 沼 孝 司	市長
11	スマートインター（ETC）の24時間運営について	スマートインターチェンジ（ETC）の24時間運営実現への進捗状況について		市長
12	山形デスティネーションキャンペーン（DC）の対策について	(1) 山形デスティネーションキャンペーンへの誘客対策状況について (2) 山形デスティネーションキャンペーンに係る寒河江市への誘客目標と経済効果について		市長

## 辻 登代子議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号1番について、10番辻 登代子議員。

○辻 登代子議員 おはようございます。

早朝からの傍聴、御苦労さまでございます。

本市において、ことしは60周年を迎える節目の年でもあり、私も心新たに市民の安心・安全なまちづくりのために頑張りたいと思っております。新政クラブの一員として、通告番号に従い質問させていただきます。

通告番号1番、お年寄りが安心して暮らせるまちづくりについてであります。

元気高齢者づくりポイント制についてお伺いいたします。高齢化に伴い、高齢人口も年々増加しており、本市の高齢人口が平成27年には全人口の約3割に達すると見込まれております。高齢者の増加とともに、介護が必要になる人やひとり暮らし高齢者の増加も予想されております。本市では、高齢者になっても住みなれた地域の中で、健康で安心して生きがいを持って暮らせる社会づくりを目指し、高齢者福祉の充実がなされております。

昨年12月に、新第5次寒河江市振興計画の平成26年度から平成28年度までの実施計画が内示されました。このたびの本議会に提案されている元気高齢者づくりポイント制度推進事業について質問させていただきます。

平成26年度から新規事業として実施される元気高齢者づくりポイント制の内容と、その目的についてお伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

辻議員から元気高齢者づくりポイント制について御質問いただきました。平成26年度に新たに取り組む事業であります。

この元気高齢者づくり事業、大きくまず目的から、3つの目的を我々は狙っているところであります。1つには高齢者の健康づくり、生きがいづくり、それから社会参加の促進ということ。それから2つ目は、介護予防の推進ということ。そしてあわせて3つ目ではありますが、直接関係ないように見えますけれども、ほくほく券とのポイント交換による中心商店街の活性化という、大きくこの3つの目的を持って実施をしようとしております。

事業の内容については、65歳以上の市民の方が特別養護老人ホームとか市立病院などでボランティア活動を行ったり、また介護予防教室などに参加していただいた場合に、その活動に応じてポイントが与えられて、さっき言いました8月に寒河江市中心商店街連合会が発行するほくほく券と交換できるというようにしていこうというものでございます。

以上であります。

○辻 登代子議員 ありがとうございます。

ボランティア活動に対してポイントを付与するということでもありますけれども、どのようなことを考えておられるのか。また、活動しているとき事故が起きたときの市の対応についてお伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどポイントが与えられる対象をボランティア活動というふうに申しましたけれども、特別養護老人ホームあるいはグループホーム、さらには障がい者の福祉施設、市立病院、具体的に言うと寒河江学園などもそうですが、そういった特定の施設におけるボランティア活動などに対してポイントを付与していく、与えていくということに予定をしています。活動先については、ボランティアの活動内容や活動日時などボランティアする方の御本人の希望、あるいは受け入れる施設側の意向などを調整して受け入れ施設を紹介していくということになるかというふうに思います。

また、活動中の事故の対応ということでもありますけれども、ボランティア活動に際しては細心の注意を払っていただきたいということになるわけでもありますけれども、万が一の事故などに備えて市が保険料を負担してボランティア保険に加入していただくということを考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 辻議員。

○辻 登代子議員 失礼しました。

周知方法についてお伺いいたします。このたび実施される制度は、高齢者にとりましては大変よい制度であると思っております。以前から私が申しあげていることですが、特に新規事業が実施されるときに市民への周知方法について、市報や市のホームページだけではこの制度が必要な方に対して情報が伝わらないと、市民の方からの声を伺っております。より多くの登録者がふえるように、説明会などを開く取り組みは今後なされるのかお伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 できるだけ多くの方に御参加していただきたい、そのための周知を進めていきたいということですが、まずこの事業について先般市内のボランティア団体の代表者の方を対象としたボランティア交流会で、この制度について御紹介をさせていただいたところ、大変好評でありました。そういったところで、受け入れも参加もPRを十分にしていけば多くなってくるというふうに我々は期待しているところであります。

今後、介護サービスの事業所を個別に訪問しながら説明に回ったり、老人クラブやふれあいサロンなど高齢者の皆さんが集まる機会を捉えて周知を図っていききたいというふうに思います。もちろん市報あるいは市のホームページなどの掲載もさせていただきますけれども、それだけではなかなか周知が図られないというようなこともあろうかと思しますので、寒河江市のボランティアセンターのほうからも呼びかけていただくなど、いろいろ工夫を凝らしながら多くの元気な高齢者の皆さんに御参加していただけるように、PRを十分図っていききたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 辻議員。

○辻 登代子議員 ありがとうございます。

次に、今議会に提案されている予算は309万9,000円ですが、登録人数は何名ほど見込んでおられるのか。あわせて、積算の根拠はどのようなものであるのかお伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 予算の内示会で御説明をした金額300万円というのは、この事業全体の予算ということでありまして、このポイント制のみの予算ばかりではないわけでありまして、そういうような中から、このポイント制にかかわる積算というお尋ねであります。今寒河江市内には65歳以上74歳未満の方、大体約5,000人いらっしゃるわけですが、ことしは制度スタートする初年度であります

から、約1割程度500人くらいを見込んでいるところでございますが、実際にその中でも、ポイントの交換をされるという方になると、さらに3分の1くらいのかなというふうに思います。ですから500人掛ける3分の1ということで、165人くらいがポイント交換の手続を行っていくのではないかと、いうふうに思っているところでもあります。1人当たり平均すると1,500円くらいに、そのポイントを商品券と交換することになっていくのではないかと思います。上限は一応3,000円ということに設定をさせていただきますが、平均すれば1,500円くらいになるのではないかと、いうことでもあります。ポイントが余れば、次の年のほくほく券のほうに回せるというような仕組みを考えておりますので、そういったことからすれば経費的には大きな額ではありません。

ただやっぱり、予算の額ではなくてこういう新たな取り組みに対して、高齢者の皆さんに参加していただくという取り組みであります。もちろん好評で参加者が大変多いということになれば、そういった意味での予算措置なども新たにまた考えていくということになろうかというふうに思います。それからいろんなポイントカードの印刷代とか、先ほど申しあげました保険料なども必要な経費を今予算に盛り込んでいるということにしております。

○鴨田俊廣議長 辻議員。

○辻 登代子議員 この事業が実施されることにより、本市の高齢者がますます元気に暮らすことができ、そして中心市街地の活性化につながることを心から願っております。

次に、デマンドタクシーの現状についてお伺いいたします。

本市では、平成23年度11月から実証実験運行を行ってきたデマンドタクシーチェリン号が、平成24年11月1日から本格的に実施され、1年4カ月が経過しました。デマンドタクシーが運行されている地域の方からは、通院や買い物などに行くのに大変安心して行くことができると、喜ばれている声を多くの方から伺っております。

平成25年4月、議会の報告会が慈恩寺で行われました。そのときの意見から、乗車率を上げるためにも周知の強化が必要ではないかとの意見が出ました。現在実施されているデマンドタクシーの登録人数はどの程度で、登録者はふえている傾向なのかお伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 デマンドタクシーの状況ということですが、現在運行を実施させていただいている幸生、田代、醍醐、それから谷沢、中郷と、5つのエリアがあるわけでありましてけれども、ことしの1月末現在の登録者数、1,957人ということになります。この5つのエリア全体の住民の方に占める割合は約30%、住んでいる方の30%が登録していただいているということになるものであります。

これは、23年の11月1日に実証運行を開始した時点の登録者数が1,313人でありましたので、644人ふえているということになります。しかしながら、議会報告会があったということですが、幸生・田代のエリアでは約半分の方が登録していただいているのに対して、醍醐のエリアでは2割に満たない登録の状況になっているということになりますから、御指摘のとおり今後さらに登録者・登録率のアップに向けて、努力していかなきゃならないというふうに考えているところでもあります。

○鴨田俊廣議長 辻議員。

○辻 登代子議員 デマンドタクシーの利用率は地域によって差があると伺っておりますが、どのようなものなのか。また、なぜそのようなことが起きているのか、利用率を上げる対策は考えておられるのかお伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど申しあげましたのは登録者数、登録している人から利用する、登録している人が利用する、で利用率というのが出てくるわけでありましてけれども、実証実験から1年3カ月、4カ月たつわけでありましてけれども、23年の11月から26年の1月で約1万人の御利用者を超えました。去年の4月からことしの1月まで、25年度ということになりますかね、約4,500人の利用者がおられた。また、ちょっとエリアごとに説明をしますと、その4,500人がどこの人が多いかという、一番多いのは中郷エリアの方が4割ですね。その次で谷沢エリアの方約2割、幸生エリアの方約16%、田代エリアの方15%、最後醍醐エリアの方が9%というような状況になっています。

登録者1人当たりの利用回数というのもわかるわけでありましてけれども、幸生・田代の方は一番高い、1人当たりの利用回数が25年の2月からことしの1月までの1年間で幸生が5.4回、田代が4回と、1人ですね。逆に、醍醐の方は1.9回というふうになっています。

これは、いろいろ見方があるわけでありましてけれども、65歳以上の人口に占める高齢者の登録割合が高ければ高いほど、利用頻度が高いという相関関係にあるというふうにもなっているようであります。醍醐エリアにおいては65歳以上の登録者の割合が31%ということで、他のエリアに比べて低くなっているということでもあります。こちらのほうでは自家用車で移動する方が多くおられて、そういった関係で利用率が低いのではないかというふうに考えております。実際、最近4カ月ぐらいの利用実績を見ますと、病院などへ通院する割合が約8割弱を占めているのであります。そういう意味で、移動手段として大変重宝していただいている、高齢者の皆さんの足として利用されているというふうに思っています。

そういったことで、できるだけこの制度に対してさらに理解を深めていただく、利用していただくということで、説明会あるいは登録の手続などについても、市報だけでなくいろいろな機会を通じてさらにPRしていきたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 辻議員。

○辻 登代子議員 丁寧な御答弁、本当にありがとうございました。

新規登録する方法についてお伺いしたいと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 新規登録していただく、いろんな説明会で申しあげているわけでありまして、その申請書については市役所はもちろんでありますけれどもハートフルセンター、それからフローラ・SAGAE、さらには特にデマンドタクシーを運行している区域の最寄りの公民館、西部地区公民館、柴橋地区公民館などにも準備しているので、御利用いただきたいというふうに思っているところであります。

そういう登録の申請をしていただいた後に、市のほうで寒河江市デマンドタクシー利用者証というカードをお送りいたしますので、それをもって必要なときに予約をしていただいて、予約のセンターのほう書いてありますからそこに電話をして予約をしていただく、で利用していただくというふうになろうかと思っております。

○鴨田俊廣議長 辻議員。

○辻 登代子議員 お年寄りが安心して暮らせるまちづくりの推進をよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## 太田芳彦議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号2番、3番について、5番太田芳彦議員。

太田議員、ちょっと済みません。杉沼議員、ちょっと健康上……。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9時55分

再 開 午前 9時59分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番太田議員。

○太田芳彦議員 おはようございます。

世界の祭典であります冬季オリンピックソチ大会も終了しまして、応援で眠れぬ夜を過ごした方も多くいらっしやっただと思いますが、やっと普通の暮らしに戻れたのではないのでしょうか。

さて、私も2011年当選以来、議員生活も3年が過ぎようとしています。市民の方より選挙により4年間を負託されたわけでありますが、市民の皆様が期待するような活動ができているのか反省の日々であります。残す1年間全力投球でいきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それでは、通告番号2番、健康についてお尋ねをしたいと思っております。

昨年の12月19日の議員懇談会におきまして、「第2次健康さがえ21」について説明があり、私には聞きなれないものでしたが、10年ごとに見直しをし、市民が生活習慣をみずから改善し、生涯にわたり健康的な生活が営めるよう支援するとともに、地域社会で協働による健康づくりに取り組むことができるための総合的な指針として策定されたようであります。

「我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴って、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることを鑑み、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善、その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ること」、これは平成14年8月の健康増進法の目的でございます。また、「国及び地方公共団体は、教育活動や広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集・整理・分析、さらには提供・推進、また健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康推進事業者、実施者その他の関係者に対しまして必要な技術的援助を与えることに努めなければならない」ということで、国及び地方公共団体はその責務があるというふうに書かれております。

私も、健康については人一倍関心を持っているものでありまして、といいますのも私自身が病気を持ってしまして、医者には食生活や運動を心がけて上手に病気とつき合うしかないと言われております。早朝のウォーキングやスイミングスクールで頑張っておりますが、何で病気になる前に運動を心がけなかったのかを悔やむきょうこのごろです。市民の皆様にもこんな思いをしている方もたくさんおられると思いますが、まずは健康であります。健康でないと、趣味にいそしんだり旅行に行ったりが大変になります。そして、元気に過ごすことで地域や経済活動を活性化させていくことが、この時代に最も求められているのではないのでしょうか。

そこで、本市が実施しております健康に関する事業についてお尋ねをしたいと思っております。

まず最初に、健康づくり推進の現状と事業成果はどうだったかをお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 太田議員から、健康づくりについてまずお尋ねがありました。本当に健康というのは大事ですよ。皆さんも、市民の皆さんも健康を大事にしていきたいというふうに思います。いつまでも健康で生き生きと心豊かに暮らし続けるということは、誰しも願うことであります。そういったことで、議員おっしゃるように活力ある社会を維持・発展していくためには、大変重要なことだというふうに思います。

寒河江市の第1次健康増進計画「健康さがえ21」ということでありますが、平成15年に健康寿命の延伸、壮年期の死亡の減少、そして生活の質の向上ということを目的に、健康づくり施策の方向や具体的な目標値などを設定をして、一部改正を行いました。平成24年度を最終年度として取り組んできた計画であります。この計画に基づいて、健康的な生活習慣づくりを推進し、いわゆる生活習慣病を予防する一次予防を重視した施策を一貫して取り組んでまいったところであります。

その結果としては、栄養や歯の健康に関する分野では改善傾向が高く、一定の成果が得られたと評価をしているところでありますが、一方で運動・心・休養・禁煙あるいは飲酒などの分野では、なかなか達成度が低い傾向が見られたところであります。また、がんや循環器疾患、糖尿病などの日常生活習慣に起因するいわゆる生活習慣病による死亡率は、依然として高い。発症や重症化予防のために生活習慣の改善を必要とする人は、増加傾向にあるというようなところであります。

加えて、人口が高齢化していくとともに、要介護認定者の増加も進んでいるところでありまして、これらのことから改めて健康づくりを推進していく体制・環境の整備、各世代に応じた生活習慣を捉えた的確な取り組みが必要であるというふうに認識をしているところであります。

○鴨田俊廣議長 太田議員。

○太田芳彦議員 答弁ありがとうございます。

私も、「第2次健康さがえ21」を見させていただきまして、項目ごとによく分析されておまして、わかりやすくまとまってあったなと思います。ただ、読んでいて思ったんですけども、市民の健康づくりをめぐる現状と課題の中の第1次健康増進計画の最終評価を見ますと「Dランク」、いわゆる改善しない、悪化したものの該当項目数の割合が14項目ありまして、24.1%を占めておりましたが、どんなことが起因したのか、項目ごとにお聞かせください。また、今後どのように改善していくのかも聞かせください。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 「Dランク」、なかなか改善しない、悪化したものというのがトータルで14項目あって24.1%ということで、非常に成果が出ないような印象を与えますが、今から御説明申しあげますけれども、必ずしもそうではないようなところがあって、起因する背景が別なところにあるというふうなところもありますから、一概に第1次の計画そのものが余り成果が出なかったとは言えないというふうに思いますけれども、項目ごとに、ちょっと時間かかりますが、よろしいですか。御説明を申しあげたいというふうに思います。

1つ目は、歯周疾患検診受診者の増加ということでありましたが、個人で定期的に受診している方の増加が、検診受診者の減の要因の1つになっているというふうな、増加しなかったところがあるわけです。今後は、各世代ごとの歯科保健の普及・啓発に努めながら、受診しやすい環境づくり

に取り組んでいかなければならないというふうに思っています。

2つ目は、寒河江市市民体育館利用者数の増加という目標があるんでありますが、なかなかこれもふえていかなかったということでもあります。昨今の若い方、20代、30代の皆さんのスポーツ離れでありますとか、民間のスポーツクラブなどの施設などが多様に出てきておりますから、そういう施設を利用されてる、太田議員もそうなようではありますが、そういうところがあるかというふうに思います。

今後は、そういった健康づくり教室など、魅力ある教室などを開設をしながら、情報提供、きっかけづくりをするなどして、できるだけ個人の今の若い方の生活スタイルに合わせた運動なども取り込めるようにいろいろな工夫をしていく、そういったことに支援をしていくということが必要だというふうに思います。

3つ目は、日常生活における歩数（歩く数）の増加というのを目標に考えておりましたが、国全体でもなかなか歩数の減少というのが見られるようであります。原因としては、家事や仕事が機械化というんですかね、自動化されている。あるいは車社会、それからITの活用などによる環境の変化が歩く機会を減らしているということがあろうかというふうに思います。歩くだけでなく、身体活動全体が低下しているというふうにも言われています。

今後は、厚生労働省の提唱するアクティブガイドというのがありまして、「1日プラス10分の身体活動」というものを推進しながら、日常生活の中で先ほども申しましたけども、歩くことに限らず身体活動の量全体を増加させていくということが健康や体力の維持、あるいは生活習慣病、認知症発症リスクの低減に有効であるということが言われておりますので、そういったことについて普及啓発を行ってまいりたいというふうに思っています。

4つ目は、地域活動に参加している人の割合というものが、なかなかふえてこないということでもあります。特に20代から30代の方が50%台ということで、働く世代、子育て世代が低くなっております。地域活動にかかる時間がとりにくい状況になっているということが言われております。そうは申しましても、働いている若い世代は職場、働いている場所の中で一面では社会的な参加はなされているということも推測されますので、今後は若い世代も大事でありますけれども、高齢者の社会参加、要するに閉じこもりによる身体活動の低下や認知症予防の観点から、積極的な取り組みが求められている、高齢者の皆さんの社会参加あるいは生きがいづくりというのものも、力を注いでいきたいというふうに思います。先ほど申しました元気高齢者づくりなども、そういう事業の一環だというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

それから5つ目、ストレスを解消できていない人の割合の減少。要するに、減少すればいいんですけども、解消できていない人が多いということですね。

それから、6つ目は睡眠で休養が十分にとれていない人の割合の減少。なかなか睡眠で休養がとれていない人が減らないということでもあります。これは20代から65歳まで、働く世代、現役世代の割合が多いということでもあります。その原因については、働く環境などにも大きな一因があるのではないかとこのように思います。体の健康だけでなく、心の健康ということも大事でありますので、心身の健康についてはワークライフバランスの視点から、職場あるいは地域との連携も視野に入れていろいろ取り組んでいきたいというふうに思います。

それから、禁煙・節煙しようと考えている人の割合というのもなかなかふえないということであり

ます。これは世代ごとに差がなく、社会環境の整備により一定程度は禁煙に結びついたというふうには思いますけれども、喫煙による健康被害の認識がまだまだ低いということが言われております。今後は、さらに長期間の喫煙によって引き起こされる慢性の肺疾患の危険性などについて周知啓発を行っていきたいというふうに思います。

関連しますが、8つ目として喫煙者の減少、なかなか減ってこないということでもあります。20代から30代の若い方が喫煙率が高いということが要因のようでもありますので、そういう意味では今後は学校教育あるいは家庭との連携というものを図りながら、子供からそして家庭に発信していく、学校教育から家庭に発信していく健康教育なども力を入れていきたいというふうに思います。

それから9番目、多量飲酒者、1日3合以上お酒を飲む人の割合がなかなか減らないということでもあります。これも、喫煙同様20代、30代の方が高いというふうな要因であります。これも、また先ほどと同じでありますけれども、学校教育との連携を図りながら多量飲酒による健康への影響、疾患リスクなどを周知しながら健康教育を推進していく必要があるというふうに思います。

それから、10項目めは妊娠中の飲酒者の割合ということで、なかなか減らない。人数としては、我々の調査では334人中9人ということで、数はそういうことではあります、妊娠とアルコールについての認知不足があるものというふうに思います。これも学校教育を含めて、さらには生涯学習との連携を図りながら、妊婦の方の禁酒の必要性の啓発というものを強化していきたいというふうに思っているところであります。

それから、11番目、12番目、13番目、14番目というのは健診の4項目であります。特定健診受診率の増加ということではあります、なかなか低い。特に40代の受診率が低いということで、なかなか健診の必要性が認識されていない。「忙しいから」という理由によって受診しないというようなことが推測されますから、みずからの健康はみずからが守る、そういう健診の必要性をさらに啓発していくとともに、土曜日の健診をふやすなどして受診しやすい環境づくりを進めていく必要があるというふうに思います。

それから12番目、がん検診の受診者の増加、これは胃がん。それから13番目は同じがん検診の受診者の増加、肺がん。これもなかなかふえていかないということでもあります。ただ、これは職場健診での実施というものもありますから、本当に真の対象者の把握というのが困難なところがありますけれども、受診率を向上させていくためにさらに啓発をしながら、先ほど申しましたけれども受けやすい環境づくりを進めていくということが必要かというふうに思います。

最後、14番目も精密検査受診率、肺がん検診であります。毎年精密検査の対象となる方がいるわけでもありますけれども、なかなか自己判断で精密検査を受診しないという方がおられます。そういう方に対しては、さらに電話や通知などを行ってその意義を伝え、受診の勧奨を強化していくということが必要かというふうに思っております。

一応14項目については、そういう実態と今後の取り組みの方向などについて御説明申しあげました。長くなりましたが。

○鴨田俊廣議長 太田議員。

○太田芳彦議員 どうも、丁寧に御答弁いただきまして本当にありがとうございます。

今説明あった中で、5番の休養、心の健康、6番の喫煙、7番の飲酒に関しましては、ストレスと喫煙・飲酒は大きな因果関係にあるのではないのでしょうか。私も、以前会社員だったころ感じたので

すが、責任の重い役職についている人ほど喫煙する方が多かったような気がしました。また、飲酒に関しましてもストレスとの関連が大きいのかなと感じましたので、喫煙・飲酒に関しましてはストレスをいかに発散させるか、運動したり趣味にこうじたりの啓発を折につけて行っていただきたいと思っています。

そこで、地域の健康づくりを推進する上で、市民の意識改革をどのように進めていくのかお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御質問の中で新しい計画、今年度中に策定する「第2次の健康さがえ21」というものの中で、基本目標の中に市民主体の健康づくりということをやっているところでありまして、市民の皆さんみずから積極的に健康づくりに取り組んでいただくということを基本方針というふうに行っているところでもあります。

そういったことで、市民の皆さん一人一人が健康について高い関心、今まで以上に関心を持つように、それぞれのライフステージごとに啓発活動を重点的に実施していく。さらには、個人の一人一人の健康を守るために行政や地域、職場などの社会全体で相互に支えていく、そういう環境づくりを積極的に進めていくことが意識改革につながっていくものというふうに理解しているところでもあります。

○鴨田俊廣議長 太田議員。

○太田芳彦議員 先ほど啓発に力を入れていただきたいと申しあげましたけれども、しかしながらやるのは本人です。私もそうですが、自分自身が何かを変えよう、何かをやろうと思わない限り何も変わらないのでありますので、ここにいらっしゃる市長さんを初め皆さんが健康のために何かを初めてはいかがかと思えます。

次に、介護予防事業について質問させていただきます。

本市では、多くの地域支援事業を実施していると思いますが、どんな事業を行っているのかお聞きします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 地域支援事業についてお尋ねでありますけれども、今後ますます高齢化が進展していくということが予測されるわけでありまして。高齢者が要介護状態になることをできるだけ予防して、また自立した生活を送ることができるように介護保険制度の中で事業を実施していくという状況であります。

寒河江市が行っている地域支援事業というのは、大きく分けて3つの事業に分かれるわけでありまして、1つは、介護認定を受けていない方を対象とした介護の予防事業。それから、2つ目は介護者の権利擁護や総合相談業務、要支援認定者のケアプラン作成、市内ケアマネジャーへの支援など、地域包括支援センターが業務を行う包括的支援事業。それから、3つ目は家族介護者の交流会でありますとか紙おむつ支給事業、さらにはヤクルトの配達によるひとり暮らし高齢者の安否確認を目的としたあんしん訪問サービスなど、各市町村のほうで判断して介護者や高齢者に対して支援を行う任意事業と、この3つの事業に分かれています。

その中で介護予防事業には、65歳以上の元気高齢者を対象とした一次予防事業、それから虚弱高齢者、体の弱い高齢者の皆さんを対象とした二次予防事業があるというようなどころであります。

○鴨田俊廣議長 太田議員。

○**太田芳彦議員** この事業に参加するには、ほとんどが施設等を利用するわけであると思うんですけども、その際出かけなければならないと思うんですが、交通手段のほうはどうなっているのでしょうか。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど申しましたけれども、一次予防事業と二次予防事業があるということでありま  
す。一次予防事業には、元気な高齢者の方でありますから、みずからそういう事業に参加していただく  
ということになるかと思えます。二次予防事業の参加者、体の弱い高齢者の皆さんでありますから、  
そういう教室などの参加についてはマイクロバスなどで送迎をさせていただいているという状況  
であります。

○**鴨田俊廣議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 先日ハートフルに伺った際、3階にあります機能訓練室を見させていただきましたが、  
何人かの方がインストラクターの先生のもとで軽運動されておりました。お話を聞きましたところ、  
ロコモティブにならないためにも頑張っているんだとのお話でした。健康に関しましては、いろんな  
角度から検証し、年代に合った運動教室・講座なりがあって、啓発等もしっかりなされているようで  
ありますので、あとは本人が実行するだけだと思いますので、先ほども申しましたウォーキングでも  
十分です。市民一人一人が1運動を目指して、健康を維持するためにともに頑張ってまいりましょう。  
次に、通告番号3番学童保育施設の移転について質問させていただきます。

学童保育施設、本市では学童クラブと呼んでいるようではありますが、市内には10のクラブがあり、  
大きいクラブでは寒河江小のきらきらクラブ、フローラ・SAGAE 4階にあって児童数が約50名と。  
それから寒河江中部小には3つのクラブがあって、ほかに南部小・西根小2クラブ、柴橋小・高松  
小・白岩小との説明がありました。

そもそも学童保育というものが、どんな目的で何をするためにできたのかある百科事典で調べてみ  
たところ、こんなふうに書いてありました。

授業終了後から、指導員の保育のもとで宿題をしたりおやつを食べたり遊んだりして、仕事を終え  
た保護者が帰宅するまでの時間を過ごす。「放課後児童クラブ」「学童クラブ」「児童クラブ」「〇〇小  
クラブ」「子どもクラブ」「児童ホーム」「留守家庭児童会」「児童育成会」などさまざまな名称があり  
ますが、学童保育という名称が最も一般的であり、戦前より共働き家庭やひとり親家庭の自主的な保  
育活動として始まったとされています。戦後の高度経済成長期における女性の社会進出に伴う共働き  
家庭の増加と、核家族化の進行により、いわゆる鍵っ子が増加したことから、学校外における児童の  
教育の受け皿としての需要が高まり、放課後児童健全育成事業（児童福祉法）を行う第二種社会福祉  
事業（社会福祉法）として法制化されました。また、少子化対策として成立した次世代育成支援対策  
推進法による児童福祉法改正で、子育て支援事業の一つに位置づけられています。

学童保育の事業は、最近になってできたものと思っていましたが、「1940年代には日本各地で学童  
保育が始まる」とされており、私の生まれる前から始まったようでもあります。ただ、昔を振  
り返ってみますと、自分の子供時代を思い起こせばなんですが、今のような学童保育などというもの  
は必要でなかったのではと思います。同じ町会に子供たちが30人ほどおりまして、上の子が下の子、  
そのまた下の子と地域が学童保育のようでありましたので、私にはなじみのないことのように思いま  
したが、今日のように核家族化が進行し共働き家庭や母子・父子家庭の小学生の子供たちの毎日の放

課後の生活を守るためにも学童保育は必要不可欠と思いますが、本市においても同様な考えのもとに事業を行っていると思いますが、これまでの足跡といいますか経緯と現状をお聞かせいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市におきましては、昭和63年の4月に南部小学校区のなかよしクラブが第1号で、南部地区の公民館の中に開所いたしました。以来、平成4年に寒河江中部小学校のわんぱくクラブ、そして平成10年に寒河江小学校のきらきらクラブが開所するなど、徐々に普及拡大をしてきたところであります。そして、御指摘のように去年の4月には高松小学校区のせせらぎクラブが開所し、現在7つの小学校区に10カ所の学童クラブが開設されております。約360人の子供たちがそこにおいて、勉強したりしている、預かっているということになっています。

御案内のとおり、核家族化あるいは共稼ぎ世代がふえてまいりますので、利用者数は年々増加しているところであります。放課後における第二の家庭という位置づけで、子供たちの健全育成に大きな役割を果たしてきているものというふうに認識しております。

○鴨田俊廣議長 太田議員。

○太田芳彦議員 現在の施設の運営については、どんなふうに行われているのかお尋ねしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の学童クラブについては、保護者や地域の方々に組織する運営委員会が運営の主体となっていて、指導員を採用して運営しているという状況であります。そして、市が学童保育の実施をそれぞれのクラブの運営委員会に委託するという形で運営がなされています。その委託する際の委託料と、保護者の皆さんが御負担いただく保育料で、必要な経費が賄われているという状況になっております。

○鴨田俊廣議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

次に、12月の全員協議会におきまして寒河江中部小学校区にあります第一わんぱくクラブ・第二わんぱくクラブ施設の移転の説明がありました。その際6町会に新しい施設を建設して移転したいとの内容でしたが、どういう経緯である場所になったのか、詳細をお尋ねしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先般も若干御説明したのかというふうに思いますが、わんぱくクラブが借り上げて利用いただいている民間所有の施設、第一、第二、第三とあるわけでありましてけれども、第一・第二わんぱくクラブの施設については大変老朽化が進んでいる、また耐震上も早期の対応が求められるという状況でございました。そして、この課題についてどういうふうに対応したらいいかということで、学童クラブの側と色々な方法について協議を、あるいは検討させていただいたところでございました。なかなかいい案が見つからない状況の中でありましたが、昨年9月ころ今回移転を予定している土地の所有者の方から、その土地を寄附したいというような申し出が市のほうにあったわけがあります。

その申し出を我々は受けまして、市役所内で10月に検討をさせていただきました。その土地の活用方法などについて検討させていただいて、寄附を受け入れるかどうかということも含めていろいろ検

討した結果、寄附をお受けして、善意をお受けしてわんぱくクラブの移転用地として活用していくことが最善の策ではないかという結論に達したところでございます。

その後、11月にわんぱくクラブの保護者会に事情を御説明をして、移転することについてお話ししたところ、場所も現在の第二わんぱくに近い、広さも十分であるというようなところで、「話を進めてほしい」という御返事をいただいて、そのことを受けて当該土地にわんぱくクラブの施設を移転新築するというふうなことになった経過でございます。

○鴨田俊廣議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

何せ私の住む町会でありますので、地域の方々からは「どうなっているんだ」との質問が多くありましたが、どこまで話していいのかもわからず曖昧な説明にとどめてきましたが、予算内示も終えましたので、質問をさせていただきました。丁寧な答弁をありがとうございました。

次に、踏み入った質問をさせていただきたいと思います。これは、12月の全員協議会の中でも質問させていただきましたが、施設が建設される土地の形状であります。御存じのように道路から見て南に傾斜しており、道路との高低差が相当あるように感じます。

そこで質問なんですが、高低差をなくして道路とフラットにするお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この予定している土地は、面積は約2,700平方メートルあるんでありますが、地目は北側が宅地、そして南側が畑というふうに分かれているようであります。そして御指摘のとおり、全体的に北側から南側のほうに傾斜があるというところでありまして、さらにさっき言った宅地部分と畑部分に約1メートル以上の段差があるというような状況であります。

このため、北側市道の高さに合わせて土地を全体的にフラットに造成するというふうになると、御指摘のとおり南側の端は相当な高さになっていくこととなります。近隣の方々に圧迫感を与えるなどということが懸念され、いろいろ御迷惑をおかけすることになるということが懸念されるわけでありまして。

こういったことから、南側の畑の大部分についてはほぼ現在の高さ程度に抑えて、屋外の遊び場として活用して、できるだけ近隣住民の方々にそういった圧迫感などを与えないようにする必要がありますし、また費用的にも有利になってくるというふうに思います。そういった形で、敷地を造成してまいりたいなというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 太田議員。

○太田芳彦議員 やはりあの土地をフラットにするとなると、北側は道路で問題はないのですが、今おっしゃられたように東西、南は城壁のような感じになり、近隣の方に理解を得られるのか心配でありましたが、土地を2段階活用とのお考えをお聞きしまして、ほっとしたところであります。

それから、最後の質問になりますが、第一わんぱくと第二わんぱくの施設が平成26年度建設、27年度に第三わんぱくを建設したい旨の実施計画書でありましたが、建屋の位置とかはもう決まっているのでしょうか。決まっているのであれば、レイアウト・施設以外も含めて教えていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 施設の具体的な位置・レイアウトについては、今後保護者会の皆さん初め関係者の皆さんと相談しながら決定をしていくということになりますが、基本的な考え方としては市道に面した敷地、北側の宅地部分に駐車スペースとクラブの施設を配置したいというふうに考えております。

先ほども申しあげましたが、南側の現在畑の部分については大部分を子供の遊び場として活用したいというふうに、今考えているところでございます。

○鴨田俊廣議長 太田議員。

○太田芳彦議員 最後になりますけれども、現在ある建物の解体とか土地の整備とか、施設の建設にはどのくらいの予算を見込んでいるか。これ大ざっぱで構いませんので、お答えできればありがたいと思うんですが。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 平成26年度でありますけれども、現在ある施設の解体処分費、それから土地の整備費、それから第一・第二のわんぱくクラブの施設の建設費、それから設計管理費なども合わせて約8,500万円ほどの予算を見込んでいるところでございます。

○鴨田俊廣議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。大変しつこく聞いてしまいました。何せ自分の地域のことでありますので、いろんな人から質問も受けておりましたが、きょうの答弁によりまして地域の方々からは御納得をいただけるものと信じています。

昨年「学童保育が建設されるらしい」との話が出たときに、多くの子供たちが町内に入出入りするのにはぎわいがあるいいなどの地域の反応でしたので、どうか子供たちが元気に勉強や運動にいそいで、親御さんが安心してお任せできるような学童保育施設を建設されることをお願い申しあげまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時ちょうどいたします。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前11時00分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 阿部 清議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号4番から6番までについて、2番阿部 清議員。

○阿部 清議員 おはようございます。

ことしの冬は雪が少なく、非常に暮らしやすい年でありました。私ごとではありますけれども、雪の多い年は除雪について毎朝電話をもらうことが多かったわけですが、ことしは1回もなく冬が終わりそうであります。ここに来て大分雪が消えてまいりまして、「春近し」という日々が続いております。

きょうの一般質問の中で、高齢者の質問が・議員、そして太田議員、私と、それからこの後の遠藤議員も高齢者問題ということで取り上げているようでありますので、大変関心のある課題のように思っています。私も新清・公明クラブの一員として、4番、5番、6番について質問をさせていただきます。

最初に、4番高齢化社会における地域づくりについて。

市長の市政運営の要旨説明がありました。高齢者に対する取り組みを詳しく説明されております。本市の高齢者福祉は、高齢者が安心して安全に住み続けることのできる環境をつくり、高齢社会の現状を踏まえ幅広い施策を提供し、「寒河江市の福祉と健康」などにまとめ、毎年報告をされております。また、平成15年度から始まった健康増進計画「健康さがえ21」では、一次予防を重要視した健康づくりを展開してこられております。高齢化による介護認定者や要介護の増加も進んでおりまして、各世代に対応した生活習慣を見据えた取り組みの必要性を感じておられます。

また、30代、40代から健康を意識してもらい、ロコモティブシンドロームを予防し、メタボや認知症と並んで寝たきりや要介護状態などの3大要因をつくらないために、平成25年度「第二次健康さがえ21」を掲げ、一人一人が安心・安全な人生を全うできるよう日常生活の質も重要な課題として、市民が生活習慣をみずから改善し生涯にわたり健康的な生活が営めるように、平成35年度まで発症予防や重症化予防の取り組みをしておられます。

最初に、健康高齢者の増加対策について伺います。日本は世界に類を見ない高齢化が始まっていると言われております。高齢化率は平成22年度では全国平均23%、山形県は27.6%でありましたが、平成24年度では28.3%と高くなっております。本市の高齢化率を見ますと、平成19年度に65歳以上が25%を超えまして、4人に1人が高齢者となりました。平成25年度には26.2%、団塊世代の皆さんが75歳を迎える平成37年度には35%を超え、3人に1人が高齢者という超高齢化社会が予想されております。

また、全国平均寿命は平成22年度男性79.59歳、女性が86.35歳。山形県の平均寿命は男性が79.97歳、女性が86.28歳になっております。また、本市における平均寿命は男性が81.16歳、女性が86.26歳となっております。全国的にも平均的な水準ではありますが、男性は山形県内で寿命率1位になりました。

しかし平均寿命は延びておりますが、元気で生活している高齢者ばかりではありません。「健康寿命」というのがありまして、介護を受けたり病気で寝たきりになつたりせずに、自立して生活ができる期間を「健康寿命」というようになります。平成22年度の全国平均寿命は男性で70.42歳、女性で73.62歳。そして、山形県の平均健康寿命は男性で70.78歳、女性は73.87歳というふうになっております。その平均寿命と健康寿命の差が、男性で9.19歳、女性の場合は12.41歳の差がありました。これは大変大きな差になっております。この高齢者の健康寿命を2年でも3年でも延ばしてもらい、元気に生活することができれば、医療費や介護費の抑制もそうではありますが、何よりも家庭の負担が大きく減らせるものと思います。

元気な高齢者づくりのために、高齢者が元気になれるような施策が必要と考えますが、その取り組みについて市長の見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 阿部議員から、健康高齢者の増加対策ということで御質問いただきましたが、健康寿命を延ばしていくということについてはお一人お一人の幸せというばかりでなくて、社会全体としてもおっしゃるような重要な課題であるというふうに我々も認識しているところでありまして、高齢者の方が外出をしながら、またほかの人と交流をしていくということは、いろんな形で生活に張りを与えるということでもあります。そういう意味で、精神的にもいい刺激になって健康寿命を延ばしてい

くために、大変有意義なことではないかというふうに思っています。

そういう意味で、寒河江市といたしましても高齢者の皆様が外出する機会をふやしていく、あるいは交流する機会をふやしていくことを目的として、「ふれあい元気サロン事業」というものを継続的に実施させていただいているわけであります。大変好評でありますので、引き続き取り組ませていただきたいというふうに思っているところでありますが、行政・市だけでなく高齢者相互の交流促進、あるいは健康増進に取り組んでいるのは老人クラブのほうでもいろんな取り組みをしていただいているところでありますし、また生きがいづくりというのも大変大事だろうというふうに思います。高齢者の生きがいづくりのための就労促進事業ということで、シルバー人材センターも活動していただいております。

市としてのそういった団体への支援というものをさらに引き続き行ってまいりたいというふうに思っているところでありますし、きょう高齢者福祉についていろいろ御質問ありましたけれども、介護が必要となるような状況になることを防いでいくための教室、介護予防教室、健康教室、健康増進教室などについても、さらに引き続き積極的に取り組んでいくことが必要だというふうに思っているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** やはりお年寄りというのは外出をしながら、いろんな方と交流をするということは非常に大切なことだと思います。

年をとってから、健康寿命をどうやって延ばすかということについてのデータがあります。1つには、人との交流を週3回以上やっている人は、そうでない人と比較して約2倍くらい元気である。2つには、旅行の仲間がいる人はそうでない人の約3倍元気である。3つには、悩みの相談ができる人がいる場合は、そうでない人の2.3倍健康であるというようなデータが出ています。やはり先ほど市長が言われたように、社会の中でいろいろと取り組みをしていただきながら、市としての取り組みを頑張っていただきたいと思います。そして家族とのかかわり、隣近所とのかかわり、そして地域とのかかわり、そして高齢者同士のかかわりなど、人とかかわりというのが大事なようでもありますので、今後とも健康寿命を意識した元気な高齢者づくりをお願いしたいと思います。

続いて、老人福祉センターについて伺います。

老人福祉センターは、年間1万人近い方が利用しております。お風呂に入りながらゆっくり楽しめる施設でもあります。現在くつろげる部屋は、畳の大広間や会議室などの畳の部屋しかありません。ダンスなどを楽しむためのフロア設置や映画観賞、歌謡ショーなどの娯楽などは長時間座ることになりますので、膝に負担がかからないように中座椅子を多くそろえてもらうとか、長時間いても苦にならないような施策が必要かと思います。

冬場などは、温泉の排水を利用していただいて、床暖房で床を温めてもらう、そして長時間いても楽しく過ごすことができるような、そんな施設づくりが必要かと考えますが、その取り組みについて市長の見解をお伺いしたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 老人福祉センターについての御質問でありますけれども、御案内のとおり大広間、集会室、60畳があるわけでありましてけれども、来館され御利用いただく部屋は畳敷きになっているわけでありましてね。畳敷きがいいかあるいは別のほうがいいのかということがあろうかと思いますが、

現在利用されている方の状況なんかを現場のほうでお聞きをいたしますと、入浴してあるいはゲートボールした後にとすることで、横になって少し休憩する方もたくさんいらっしゃいますし、座卓を囲んで懇親会などということで利用されている方も多いわけでありますので、畳敷きがある程度喜ばれているのではないかなというようなことが、現場の声としてあろうかというふうに思います。

一部の方からそういうダンスができるフロアの要望ということもございましたが、そういうフロアを確保しようとするのでフロアリングに改修していくという必要があります。そういった意味で、今御利用いただいている畳、寝そべったりいろんな懇談をしたりというような利用の仕方を変えていかなきゃならないというところがあるかというふうに思います。そういうことで、今すぐフロアリングというわけにはいかないというふうに我々は思っているところでありますので、ぜひダンスを利用されたいということであれば、そういう可能な施設を御利用いただくしかないのかなというふうに思っているところであります。

それから、畳の上で座るということについては、いろんな公民館での敬老会なんかもそうでありますけれども、なかなか足腰が辛いというような方も大勢いらっしゃいますので、中座椅子というんですかね、そういうことについては現在20脚用意しているわけでありますけれども、今後も指定管理者において順次ふやしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、温泉の排水利用などもどうかというような御質問かと思いましたが、今の畳敷きをそのままにしておけば、なかなか熱伝導率が非常に低いというふうに懸念されるわけでありますので、そこら辺については今後の検討課題というふうにさせていただきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 阿部議員。

○阿部 清議員 ありがとうございます。市長から詳しく3点とも説明をいただきました。やはりフローリングはなかなかそう簡単にはいかないということでありますけれども、私も伺ったところによりますとあそこは畳の上でどうしてもダンスをすると、足を引きずるときに畳が刺さる方がいるということで、そしてダンスを終わった後どうしても汗をかくので、あそこでお風呂に入って、それでお茶を飲みながらゆっくりできるからいいんだよというような話がありました。

そして、高齢者の方で結構ダンスをする方が多いというような中で、先ほど市長のほうからそういうところでダンスのできる場所ということがありましたけれども、やはり高齢者が集うにはそういうふうにつくっている施設ですので、できればそういうものもできれば非常にありがたいと思っております。

そして、座ることがやはりお年寄りの方は非常に不都合な場合が多いということがあります。現在でも、50歳を過ぎると膝に何らかの負担を抱えている人が、2人に1人とか3人に1人というようにも言われておる中でありますので、現在老人福祉センターのほうに20脚の中座椅子的なものがあるということはこの前お聞きしておりますけれども、やはり少人数ばかりでなくてマイクロバス等で大人数の集まりが結構あるようでありますので、そういうものもそろえていただければ非常にありがたいと思います。

それから床暖房といいますのは、先ほどどうしても寝ころんだりしていると、1日ゆっくり過ごすにはどうしてもお年寄りの方は寒くなるのかなと。だったら、下のほうからも温めてやるのが大切なのかなということで、ちょっと書かせていただいたのもありますけれども、よろしくお願いを申しあげたいと思います。

続いて、老人クラブの活性化と活用について伺います。

かつては、各地域の老人クラブに多くのお年寄りの方が加入しておられました。奉仕活動や健康づくりなど、交流を通して充実した生活を送っていたように思われます。その寒河江市老人クラブは、平成23年度に50周年記念を迎えた伝統のあるクラブでもあります。平成13年度には3,500名を超える会員がおりましたが、現在会員が減少し、平成25年度では2,436名になりました。そして、平成22年度42団体のクラブがありましたが、平成25年度には38団体に減少しております。

ただ会員の皆さんは、プラス思考で「仲よく」「楽しく」「元気よく」積極的に社会づくりに参加をしていこうと、地域での健康づくりやサロン事業、そして福祉事業、幼稚園や学校での世代間交流、社会参加などの事業を通し、クラブの活性化に向けて頑張っているクラブでもあります。

今後、ますます高齢化が進んでいく高齢化社会になっていく中で、老人クラブの力を活用させてもらいながら、地域での高齢者元気づくり事業を磐石なものにしていきたいと思っています。そして、一人でも多くの高齢者に入会してもらい、元気な老人クラブとして存続してもらいたと思いますが、市長の見解を伺います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御指摘のように、老人クラブの会員数それから団体数が減少しているということですが、原因の1つとしては、いろいろ原因は考えられると思いますけれども、平均寿命が延びているわけでありますので、さらに定年の年齢というものも延長されているというふうなところが多くなってきていますから、加入年齢が60歳というふうになってもまだ働いておられる方、あるいは自分は若いという意識を強く持っておられる方も多いというふうにも思いますし、また人によっては退職されても自分個人の生活を優先したいなどということを考えておられる方がふえてきていることも要因なのではないかというふうに思っています。

しかしながら、老人クラブは御指摘のように地域における仲間づくりとか奉仕活動、それから健康増進を主な目的として活動しておられるわけでありますけれども、そういった意味ではこれからの超高齢化社会にとっては不可欠な団体であろうというふうに思いますので、ぜひ退職直後でも加入してもらえるような魅力ある活動、あるいはできれば動員型でないような参加しやすい事業展開などをしていくということが求められているのではないかというふうに思いますので、そこは市の老人クラブ連合会初め上部団体であります県の老人クラブ連合会も含めて、そういう懸念については真剣に検討していただきたいというふうに考えているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 私も、そうだと思います。やはり、老人クラブに入る前に別の趣味のクラブをつくってしまって、本当にある程度の年になるまではなかなか老人クラブに入らないという方が多いように見受けられますし、やはりもう一つには老人クラブという名前が悪いというふうに直接言われる方もいるようでありますし、そう言われると何とも言いようがないような状況でありますけれども、ただやっぱり魅力あるような活動、それから参加しやすいような活動というのはぜひ必要なのかなと思います。

ですから、若い世代の人に入会していただいて、手足になりながら老人クラブも元気になっていけるような施策づくりなんかも必要なのかなと思いますけれども、ちょっと今の老人クラブの会長さんなんか話を聞きますと、「俺免許証なくしたのや。もう返してしまったのや。だから打ち合わせあ

るときに、車で行くの非常に俺大変なのよ」という方も結構おられました。

それから、今資料づくりするのに直接書くのではなくて、パソコン等で今やっているということで、なかなか年寄りにはパソコン使いづらいというような話がありました。そんなところで、今会長のなり手がだんだん少なくなっているんだというような話もありますけれども、やはり今の老人クラブの加入年齢をもう少し下げようような状況づくりと、やっぱり若い人に入ってもらって手足になりながら、少し高齢者の方には動きやすいような状況づくりというような施策なども、行政としてできるものがあるとすればよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、高齢者サークルづくりの推進について伺います。

公民館を利用したふれあいサロン事業など、いろいろ展開しておりますけれども、先ほど話しました老人クラブに入りながらもさまざまな団体が活動できるような寒河江市独自の高齢者サークルづくりなどを推進していくことも必要であると思いますが、その取り組みについて市長の見解を伺いたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 共通の趣味や目的を持った仲間との交流を活発にしていくということは、先ほど阿部議員御指摘のとおり人生を豊かにし、生活に余裕を与えるということにつながっていくんだらうというふうに思います。高齢者の生きがいを高めていく、そういう高齢者サークルづくりの推進というのは、これまでもいろんな社会教育団体でありますとか芸術文化団体、さらにはボランティア団体など、いろんな形で多方面で展開をされているというふうに我々は思っています。

そういった意味で、行政が特にお仕着せのような施策というんですかね、そういうふうなサークルづくりというよりも、高齢者の皆さんが自発的なサークルをつくっていけるようなそういうきっかけづくりとか、いろんな活動を支援していくということについては、やはり我々もいろんな面で検討を進めて、そういう活動を助長していくような取り組みというものを進めていかなければならないというふうに考えているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ただいま市長のほうから、行政として自発的なきっかけづくりというような話でありました。なるほどと思いますけれども、今ただなかなか自分たちでつくるのも難しくなっているのかなというところもありますし、あとやっぱり引っ張り上げていかないとなかなか自分たちでやろうという方も少ないのかなと思いますけれども。ただ現在、75歳以上の方で敬老会に該当する方が7,500名、75歳以上でも7,500名おられるということでもありますので、自発的なきっかけづくりも必要だとは思いますが、行政としても取り上げられるところがあるとすれば、よろしくお願ひをしたいと思います。

続いて、孤独な高齢者や閉じこもり高齢者の支援について伺います。

高齢者世帯の状況を見ますと、ひとり暮らし高齢者世帯、それから寝たきり高齢者は年々ふえている傾向にあります。老人クラブ、ふれあいサロンなど趣味を楽しみながら、元気な生活を送っている高齢者が大部分を占めていると思いますが、何にも参加できない高齢者や閉じこもりの高齢者もおられるように感じます。そのような高齢者が安心して生活できる包括支援の必要性を感じますが、本市の取り組みについて市長の見解を伺いたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 高齢者の中には、先ほど御質問にもありましたけれども元気な方ばかりではないわけでありまして、また一方で元気な方でも他人から余り干渉を受けずに自分のペースで生活をしたい、過ごしたいという方もいらっしゃるわけでありまして、体の状況などによって外出をできない方もいらっしゃるということでもあります。そういった高齢者の方々であっても、安心して地域の中で生活できるようにしていく必要がある。

寒河江市独自の事業として、生きがい活動デイサービス事業、さらには生活支援ホームヘルプ派遣事業などを通年で実施させていただいております。人と交流する機会、あるいは日常生活の介助を通じて包括的な支援を行っているところでございます。

また4月から、先ほども申しあげました元気高齢者づくり事業というものを実施させていただくことになっているところでありますので、ひとり暮らしの高齢者の方においても介護予防教室への参加、あるいは福祉施設でのボランティア活動などを積極的に取り組んでいただいて、健康づくり、生きがいづくり、それから社会参加の促進というものをさせていただくようお願いをしたいというふうに思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 阿部議員。

○阿部 清議員 私もいろいろなものに参加をして、元気になってほしいなと思います。女性の方は、高齢になってひとり暮らしとか高齢者になられても、積極的に外に出てお茶飲みとかサークルなどに出席して自分づくりをしているようでありましてけれども、男性の場合はなかなかそうもいかないのかなというように思います。

先ほど市長のほうからも、自分のペースで生活をしたいという高齢者の方も結構多いみたいですが、けれども、「いや、俺久しぶりに話した。20日ぶりにおまえと話した」というような高齢者もおります。「なしてや」って聞いたら、「出無精でよ」。だから、「御飯食べるのは何してるのや」というと「いや、家さ米いっぱいあるから、そいつ3日くらい炊いて食ってたな」というような話もありました。そういう話を聞きますと、これでいいのかなというように思いもいたします。ぜひですね、寒河江市の安全・安心で住みやすいような寒河江市づくりということで、きめ細かな支援体制をお願いしたいというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、若者などのリーダー育成について伺いたいと思ひます。

地域の状況を見ますと、生活スタイルの変化などによりまして、余暇時間の過ごし方が大分変わってまいりました。また、社会経済の変化に伴いまして働き方が多様になってきており、地域外で働く人、あるいは夜勤などで働く人など多様な働きがあり、地域とのかかわりが希薄になっているように感じられています。

若者が地域の一員として仲間をふやし、その仲間で地域の将来について話し合い、関心を深めてもらうことも必要だと思ひます。そして、その仲間で活動し、少しずつ地域のことを学びながらその中で経験を積み、各自の意欲によってリーダー性が生まれてくるものと思ひます。壮年の世代は、地域の若者を引っ張っていく大きな役割でもあります。地域で中心的に活動してもらう存在でありますし、子育てや仕事、地域活動と活躍してもらわなければならない年齢でもあります。そのためにも、各事業に数多く参加してほしいと思うところでもあります。

また、町会には地域で必要としている多くの団体があります。その団体が、近年少しずつ弱体化しているように思ひます。役員や会長になる人が少なくなっており、次の役員を探すのに大変苦労して

いるのも実情であります。退職しても年金が入るまで働かないと生活ができない、そういうことも原因の1つなのかもしれません。

団塊の世代の方が後期高齢になる10年後には、先ほども話させていただきましたが高齢化率が35%を超える高齢化が始まります。その団塊の世代の皆さんに、現在さまざまな役職をお願いし、地域の中では大事な役割を果たしてもらいながら、大黒柱として活躍をいただいております。この団塊の皆さんに、高齢者になってからも地域を引っ張ってもらいながら、元気な高齢者づくりの一翼を担ってもらわなければなりません。

地域においては、若者から壮年、それから高齢者の皆さんが一緒になって、高齢者が健康で生き生きと、あるいは障がいを持ちながらも幸せに暮らせる地域づくりの実現をしていくには、地域の課題を見つけ解決できる人材づくりが必要だと思います。

本市でも、若者や壮年、高齢者などの男女共同参画による地域づくりを目指しております。積極的な予算をとって、各世代の地域を担うリーダーづくりが必要だと思います。特に若者のリーダー育成にはお金をかけて、将来を見据えた施策が必要ではないかと思います。本市において、5年後、10年後、また将来の寒河江市や地域を担うリーダーの育成について、どんな取り組みをしていく予定なのか、市長の見解を伺いたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 阿部議員御指摘のとおり、地域づくりは人づくりというようなことも言われているわけでありまして、人口がさらに高齢化していく中において将来の寒河江市、あるいは地域を担っていくリーダーというものをどういうふうにして育成していくかということを考えると、今のままで果たしているのか。あるいは、やっぱりさらに若いリーダーというものを養成していくことが急務なのではないかというふうに、思っているところでございます。

我々も、そういったことでいろんな対策を講じていかなきゃならんというふうに思いますが、先ほどもお話ありましてとおりリーダーは男性ばかりではないだろうというふうにも思いますし、市では女性の人材育成の推進なども盛り込んでいる寒河江市男女共同参画計画の策定に向けて、今取り組みを進めているところであります。その計画の中では、さまざまな場面でリーダーとして活躍していく女性などを、いろんな女性などを紹介しながら、チャレンジしたいと思う女性のきっかけづくりなどの取り組みを進めていければなというふうに思います。今後は、そうした情報発信なども強化しながら、女性のリーダーの育成というものを進めていく必要もあるというふうに思っているところであります。

もちろん女性ばかりというわけではありませんけれども、これも来年度の事業になりますけれども、市制施行60周年を記念して7月から市民講座「寒河江さくらんぼ大学」というものを開設をさせていただくことになっております。これは、寒河江の市民力の向上を目指していきたいというふうに思っているところでございます。今までの各地区公民館単位で行われた講座を、今度はジャンルごとに分けて受講者が好きな講座を選べるというような形にしたいというふうに思いますし、受講者同士の交流、仲間づくりなども進めていければというふうに思っているところでありますので、地域づくりなどにも当然役立っていくのではないかとこのように思います。

講座の中では、地域リーダー養成関連のコースというものも設けられるというふうに聞いておりますので、多くの方から受講していただきたいというふうに思っておりますし、その中から寒河江市、

あるいは地域を担うリーダーが出てくることを心から期待をしたいというふうに思っております。

○**鴨田俊廣議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。

やはり地域づくりは人づくりでもありますし、まちづくりになるのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。そして、女性の活用というのは非常に大切なことなのかなと、やっぱり思います。現在の寒河江市もそうですけれども、地域を見てみますとほとんどがやっぱり男性の方が主導をとって地域を動かしていることもあります。それから、その中で今婦人会、それから若妻会というのもだんだんと減少している状況でもありますので、「さくらんぼ大学」等を利用していただいて、いろんなジャンルに出席していただいて、そして自分を少しでも見詰め直すきっかけになっていただければ非常にありがたいと思いますので、そういうところも含めながら積極的にPR、それから地域のほうへの伝達などもよろしくお願ひしたいと思います。

続いて5番、医療費の抑制について伺います。

お薬手帳の活用について伺います。高齢化社会を維持する上で、健康高齢者寿命の増加や医療費の抑制・削減は重要な課題であります。もちろん、必要な医療は受診しなければなりません。適正な受診による医療費の抑制は非常に重要なことでありますし、多重受診や重複投薬防止を図ることも必要であります。

本市でもかかりつけ医の推進やジェネリック医薬品の推奨など、さまざまな指導をなされております。また、お薬手帳については各調剤薬局から提供されまして、重複投薬防止、副作用防止、病歴・アレルギーの確認、そして自分の内服している薬の内容がわかるような指導をしているようであります。また、救急時には現在使用している薬や内服薬などの確認をお薬手帳で代用することができるなど、大きな役割を果たしているものだと思っております。

使い方の指導により、大変便利なものだと思います。そのお薬手帳を、子供が生まれたときに母子手帳と一緒に、子供のためのお薬手帳として配付をしてもらい、使い方については母親へ指導してもらおう。そして、2冊目からは調剤薬局から提供してもらい、母親から子供へ健康についていろいろ教えていただく。子供の成長に合わせた情報伝達をしながら、健康づくりをしていくことができればよいなと思っております。

また、75歳になり後期高齢者になったときに、後期高齢者保険証と一緒にお薬手帳の配付をしていただき、再啓蒙を行い、正しいお薬手帳の使い方を指導してもらうことにより再確認ができる、このような効果は大変大きいと思います。高齢者になれば、健康を保つために医療機関に依存することは大きくなり、上手につき合うことが最大の抑制や削減になると思います。

本市として、医師会それから薬剤師会、医療関係者の御理解と御協力を得ながら、お薬手帳の活用を積極的に取り組むことについて、市長の見解を伺いたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 阿部議員今御指摘ありましたけれども、お薬手帳については複数の医療機関にかかっている場合、同じ薬が重なっていないかとか、また飲み合わせなどについても確認を行うことができるということで、薬の情報を知ることができますので、安全・安心な医療につながっていくものというふうに思っております。また、重複処方の防止などによって医療費の削減にもつながっていくのかなというふうに思いますから、お薬手帳を携帯し活用していただくということは大変有用であるとい

うふうに思っております。

そういう意味で、この手帳の目的からすれば、1つの手帳を活用していただくということが望ましいのではないかとこのように思います。私の家庭でもそういうふうにしておりますが、しかしながら現在お薬手帳の発行というのは薬代の中に入っているということで、調剤薬局において基本的に全員に発行されるということでありますので、複数の調剤薬局を利用している方は2冊、3冊、こういうふうを持っている場合が多いのではないかとこのように思います。

御質問は、母子手帳交付する際あるいは後期高齢者医療被保険者証を交付する際などに、市独自でお薬手帳を配付して活用してはどうかということなことであります。現在でも多分複数のお薬手帳を持っておられる方、各家庭多いかとこのように思います。そういった中で、さらに新たな市の手帳をお配りするというのは、果たしてその活用がなされていくものなのかということが、非常に懸念されるのではないかとこのように思います。また、手帳がいっぱいになった場合に、新しい手帳を交付するということになるわけでありますけれども、そういったときはなかなか即時交付できないのではないかとこのように課題もあろうかとこのように思います。

そういったことから、現在既存の薬局のほうで発行されている手帳を御活用いただいて、できるだけ1つの手帳で管理していただくことを進めていくということが、大変効果的なのではないかとこのように思いますので、市としても新生児の健診時、あるいは後期高齢者医療被保険者証の交付説明会などを利用して、積極的に理解を深めるよう努力をしてみたいとこのように考えております。

○鴨田俊廣議長 阿部議員。

○阿部 清議員 ありがとうございます。今複数の医院にかかっている、お薬手帳2冊も3冊もという話ありましたけれども、お薬手帳というのは1冊にまとめていただいて、その1冊でいろんな病院にかかっていることをお医者さんのほうに見せていただくということが基本でありますので、できるだけ1冊で活用していただいて、各医院に提示をしていただく、また薬局等に提示していただくということがいいのかなと思います。

やはり、いろんな医者にかかっていますと色々な調剤薬局から薬をもらうということで、よその薬局からもらうと何か気恥ずかしいような気がして、お薬手帳をその薬局、別々に病院からもらっている方が結構多いというのも現状であります。やはりそういうものをなくしていくための1つの方法は、小さいときから「お薬手帳の使い方というのは、こういうふうにするんですよ」というところを母親がまず知っていただいて、そこから伝えていかないとなかなか難しいところがあるのかなと思いますので、今のようになちょっと質問をさせていただきました。

ただ、お薬手帳というのは使い方によっては非常に便利なものでありますので、市としてもその辺の説明のところをよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、6番「さくらんぼ観光」ということで、看板設置について伺ひます。

寒河江市は「日本一さくらんぼの里さがえ」として、全国的に発信をしております。市長のトップセールスを初め、チェリンも市のイメージキャラクターとして一生懸命頑張っており取り組んでいるところでもあります。東日本大震災において観光客が激減しましたが、少しずつさくらんぼ刈りの観光客も戻っております。ただ、まだまだ頑張らなければならないような状況であります。

平成26年度は山形デスティネーションキャンペーンがありまして、JR6社による観光事業が山形県を会場に開催され、多くの観光客が見込まれております。さくらんぼは、観光客を誘客できる周年

観光産業でもあります。県外から訪れる多くの観光客を、寒河江市に呼び込む必要があります。「日本一のさんらんの里」として、関東圏からのツアー誘客や個人客、それから隣県からの団体客や個人客の誘客、そのためにも高速道路のおり口や国道48号線の仙台方面、また112号線への看板設置をすることは、「日本一さくらんぼの里さがえ」として必要だと思います。そして、看板効果は大きいものと考えますが、市長の見解を伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 さくらんぼを中心とした本市の観光について御質問がありました。御案内のとおり東日本大震災におきまして、大変大幅に観光客は減少したところでもありますけれども、おかげさまで昨年度はほぼ震災前の水準まで回復してきております。約96%くらいまで回復してきております。今後とも、「さくらんぼの里さがえ」を一層情報発信し、観光誘客につなげていかなければならないというふうに思います。

寒河江市に訪れる観光客の動向などを分析をしてみますと、大震災の影響で首都圏などのツアー客が甲信地方へ移行していること、あるいは旅行形態が団体旅行から個人旅行へシフトしていく傾向がさらに強くなってきております。そういった状況の中で、我々としては隣県である大消費地の仙台圏域からの個人客をターゲットにしたPRが効果的なのではないかということも考えておきまして、新年度から仙台と福島でのラッピングバスの運行、さらには仙台地下鉄の広告、ラジオ・テレビや新聞・雑誌などによる情報発信を、今年度から強化をしているところであります。引き続き来年度も予算をとって、いろんな取り組みをしていこうとしているところであります。

御質問は、高速道のインターチェンジ、あるいは国道48号・112号への看板設置という御質問でありますけれども、県外からの車で来られるお客様に本市のさくらんぼのイメージや魅力を発信する方法として、1つの方法だというふうに我々も思っているところでありますけれども、その看板の大きさというものが今幾らでも大きい看板というのはなかなかできない状況にあります。屋外広告物条例という制約なども、県内はもちろんでありますけれども、隣県においてもそういう制約が懸念される、考えられるというような状況でありますので、思ったような効果が果たしてできるものが設置できるのかというようなところがあります。実際、どういう場面にそういう看板を設置をしていけばいいのかなど含めて、さらに調査検討してまいりたいなというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 阿部議員。

○阿部 清議員 ありがとうございます。

先ほども、仙台とか福島のほうでラッピングバスを運行して宣伝しているということでもありますけれども、やはりさくらんぼ刈りに自家用車で来る方も非常に多くなっておりまして、どこに行ったらいいかわからないという観光客の方も多いのかなと思います。そんな中で、東根、それから村山、天童市などは国道の脇に設置をしております、結構目立つんですね。ところが、48号線など通りますと、寒河江の看板が1枚もないという状況でありました。そんなところを見ると、観光客の皆さんはやはり目についたものを選んでいく、やはり寒河江市は山形県に来てくれればいいんでなくて、あくまでも寒河江市に来てもらわなければならないということがありますので、できればチェリンと一緒に「日本一さくらんぼの里さがえ」ということで宣伝していただければ、非常にありがたいと思います。

そして、今までは大きい事業をした翌年には観光客が減少するというようなことも言われておりま

すので、一人でも多くの観光客の目に触れていただいて、寒河江市はあくまでも「日本一のさくらんぼの里」だということを記憶にとどめていただくことが大事だと思いますので、これから検討していただいて、もしできるようであればよろしくお願ひしたいと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時ちょうどいたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 遠藤智与子議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号7番から9番までについて、3番遠藤智与子議員。

○遠藤智与子議員 東日本大震災からあと1週間で丸3年になろうとしています。この3月、まだまだ風は冷たく、本当の春の訪れが待ち遠しい思ひがいたします。

それでは、質問に入ります。

私は日本共産党と、通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下佐藤市長に質問いたします。誠意ある答弁をどうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、通告番号7番、子ども・子育て支援新制度で寒河江市の保育環境はどうなるのか、このことについて伺います。

2012年8月、子ども・子育て支援関連3法が成立し、子ども・子育て支援新制度の施行スケジュールが示されました。それによりますと、2015年4月からの実施に向けて、2014年9月までには実施主体である市町村を中心に、さまざまな事柄が決定される予定だということです。

寒河江市でも、昨年子ども・子育て会議が設置され、論議が始まっておりますが、その会議の構成と役割、検討された内容についてまずお伺ひしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 遠藤議員から、子ども・子育て支援新制度について御質問がありましたので、順次お答えをしたいというふうに思ひます。

最初に、会議を発足いたしました。が、会議のメンバーについてはどうかということですが、昨年の6月議会で子ども・子育て支援推進会議の設置条例を御可決いただきました。発足したわけがありますけれども、メンバーは全員で17名ということですが、学識経験者の方4名、教育関係者2名、保育関係者2名、それから保護者の代表の方3名、子供関係団体の代表者の方4名、それから市民代表の方2名ということで、17名で組織していただいております。

会議の役割については、子ども・子育て支援事業計画というものを策定していただくということを用意しているわけがありますけれども、現在ニーズ調査もさせていただいて、その結果を踏まえて26年度中にその計画を策定していくという予定にしているところであります。もちろん、この会議については計画の策定後においても、毎年その実施状況などを会議に報告をさせていただいて、事業の計画の進捗状況というものを検証していただくということにしているところであります。

この会議については、これまで2回開催をさせていただいたところであり、1回目については、寒河江市の子育て支援の現状、それから子ども・子育て支援事業計画策定について御説明をし、その進め方、そして計画の策定に必要なニーズ調査の内容、実施方法などについて審議をいただいております。2回目は、ニーズ調査の中間報告がまとまった段階で、その状況などを御説明をして、前に平成22年に策定をし、現在取り組んでいる次世代育成支援行動計画の進捗状況などを御報告させていただいて、協議をいただいたという内容になっているところでもあります。以上であります。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 17名の構成で、2回の会議が行われたということでございます。そして、26年度中に計画を作成するというところでございましたが、この子育て関連法3法といいますのは子ども・子育て支援法、認定子ども園法改正法、それから児童福祉法改正を含む関連法の整備法というふうに伺っておりますけれども、これらの法律の中で本法律は平成28年4月1日までの間において政令で定める日から施行とか、また子ども・子育て支援法の附則第1条施行期日では、「この法律は平成27年10月1日から施行」というような記載があります。

なので、27年4月施行にまず絶対にこだわる必要もないのだというようなこともお聞きしているわけなんですけれども、子供の視点を最優先に位置づけ、寒河江市の実情を踏まえた慎重で丁寧な論議が求められていると思いますが、この施行期日につきましてのお考えといいますか、まだ子ども・子育て会議が2回ばかりの会議になっておりますので、これが2015年の4月施行というには余りに時間がなさ過ぎるのではないかとということもございます。その2015年4月に寒河江市としてはやっていくのだというふうに、システムの予算も入っておりますけれどもね、その状態をお聞きしたい。市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 1つの目標として、26年度中に計画をまとめたというところで考えているわけですが、これまで2回開催させていただきましたが、この3月にもさらにもう1回、3回目ということで予定をさせていただいておりますし、また26年度に入りまして引き続き3回程度いろいろ御議論をいただくということで、できればまとめていきたいというふうに思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 できればまとめていきたいというお考えだということです。わかりました。

そうしますと、やはり今からの事業計画の基本的な考え方と役割というものが、さらに大きくなっていくというふうに思っていますけれども、この事業計画の基本的な考え方と役割についてお聞かせしていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この事業計画については、平成27年から31年までの5カ年間における保育、子育て支援の需給計画として策定するものでございます。提供するサービスの量の見込み、及びそれをいつまでもどのような方法で確保するのかなどを内容とするものでございます。そういったことでこれまでも進めてきましたけれども、そういう形で策定を目指しているところでございます。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 議会初日の施政報告の中にも、認可外保育所の認可に向けての支援ということも書いてございました。そういうことがありまして、認可保育所を整備したということは大変これは先進

的といえますか、全国的には大変良心的な政策だったというふうに思っているのです。そして、そういうふうに新たに環境が変わってまいります、寒河江市の全体の環境、その認可外施設が認可になっていったその状況も踏まえまして、寒河江市の施設の種類の種類がどのようになっていくのかお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内かと思いますが、新制度においては幼児の教育、保育、いわゆる施設型の給付の対象となるような、支給対象となる施設というのは認定こども園、幼稚園及び保育所というのがあるわけでありまして、本市におきましては、保育所11施設がその対象となるということで予定をしております。

また、幼稚園につきましては、認定こども園ということも含めて新しい制度の対象となるか、それとも従来どおり私学助成等を受けて運営していくのかということについては、設置者の御判断ということになっているわけでありまして、今後新制度における保育単価などの制度の詳細が明らかになった時点で、各施設の対応も決まってくるのではないかとこのように思っているところであります。各施設がどのような対応を考えているのか連携を密にしながら、事業計画にも反映できるように努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

事業計画策定に当たっては、ニーズの調査なども十分踏まえながら必要なサービス量を計画的に確保して、子育て支援の一層の充実を図って、安心して子供を産み育てられる環境づくりというものを進めていける、そういう事業計画にしていきたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 保育所は、認可保育所が11施設になるということでございます。

それで、幼稚園の話も出ましたけれども、幼稚園では今からいろんな示されている公定価格ですとか、そういうものを踏まえた上で判断になるということでもございましたけれども、そうなりますとまだわからないことかもしれませんけれども、寒河江市では幼児就園支援事業というのものもなさっておりますね。私立の幼稚園の方に補助しているということ、こういう今現在あるよい施策、それはこの幼稚園の施設の方が決めていって決められるんですけども、そうなった場合この制度に入らないというふうにもしなければ、この幼児就園支援事業というのはどうなるのでしょうか。ちょっとわからないので、そこの辺も教えていただけたらと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 まだ、さっき申しましたけれども具体的な詳細が明確でないというふうなところで、余り初めから決めていくのもいかなものかというふうにも我々も思っておりますので、具体的なそういう事態が生じてきた段階で対応を決めていきたいというふうに思いますが、できるだけ今までの寒河江市が行ってきた支援制度が後退するような対応というのは避けていく、あるいは充実をしていくという方向で基本的には考えておりますので、そういう観点で実際のそういう場面で判断をしてみたいというふうに考えています。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 現行の状態を後退させない施政で取り組んでいかれるということでもございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、市で策定する条例が多々ありますけれども、これは今後6月議会ですなければいけないも

のでもないですけれども、9月までにはまとめるというような流れになっておりますので、この市で策定する条例についてどういう方向になっていくのかお聞かせください。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 子ども・子育て支援新制度の施行に際して、この制度の実施主体となります市町村においては、事業計画に合致した新制度の給付対象施設であることの確認を行うための「教育・保育施設・事業に関する運営基準」、また「地域型保育事業の認可基準」、そして「放課後児童クラブの設備運営基準」などについて条例を制定していくということになるかというふうに考えているところがあります。

最初に申しあげた「教育・保育に関する施設・事業の運営基準」というのは、給付の対象となる施設や事業者が適切な運営を確保するための基準を定めるものであります。それから、「地域型保育事業の認可基準」というものについては、小規模保育などについて市が給付対象として認可することになるために、職員を配置する保育室の面積、給食などの基準について定めようとするものであります。最後に申しあげました「放課後児童クラブの設備運営基準」については、指導員数や児童数、開所日数などを定めていくということになるかというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 これは、運営状態といいますか運営状況を決めていく大事な条例になっていくと思うのですが、国で決めたものを踏まえて市で策定するというふうになるわけですね。そうしますと、国で今出している要件が前よりも規制緩和されている部分が見受けられます。そうしますと、せっかく市でよいことをしようとしても、多様な施設にばらばらな基準が置かれまして、補助金の対象となる施設・事業がふえ、先ほど市長がおっしゃいました地域型保育、その中の小規模保育ですとか家庭的保育が、新たに対象になっていくわけです。この運営状態を決める条例を、そこで本当に後退させないための物差しでもって条例を策定していかなければ、これは今はなくても今後に参加するという可能性を開くわけですので、この点についても市の姿勢といいますか、どのようなやり方で策定していかれるのかお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども一部申しあげましたけれども、条例の制定に当たってはもちろん国の基準というものを踏まえていかなければなりません、現在のレベルの維持向上と地域の実情を十分反映させた内容にしていくことに努力したいというふうに思いますので、サービスの低下を来すことのないようにしてまいりたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 保育条件を現行の基準より引き下げないために、どの施設に入っても現行の保育所最低基準以上の、ここキーワードなんですけれども「保育所最低基準以上の」というふうに申しあげておきたいというふうに思います。その条件をぜひ保障していただきたいといます。

そして、子供は本当に未来の希望です。どんな地域、どんな家庭に生まれても、全ての子供は健やかに育つ権利を保障されなければならないと思います。それで全国保育団体連絡会、そこが中心になってつくっております「よりよい保育を執行委員会」というものもありまして、そこでは請願したり意見書を出したりと活発に運動しておりまして、「子ども・子育て支援新制度を全ての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書」なるものも提出しておるところなんですけれども、その中に

この一文があったんです。「公定価格の設定に当たっては、国の算定基準を示した個別費目の積み上げ方式にすること」というような内容がございまして、やはり私たちの昨年設置されましたこの核となる子ども・子育て会議の論議の中で、受け身ではなくて全国いろんな情報を収集しながら、本当に寒河江市の子供のために何がよくて何がこれはちょっとと考えられるものなのかということ十分に論議されて、丁寧な論議を尽くして決めていっていただきたいというふうに、重ねて申しあげたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、通告番号8番、指定管理者制度のもとでの保育労働者の労働条件について伺います。

指定管理制度が制定されて以降、本市でも多くの市の施設が指定管理のもとに民間事業者が管理運営に携わっております。中でも保育所は現在、にしね・みなみの各保育所が指定管理を受け、新年度からはしばはし保育所も民間事業者が保育を担うこととなります。保育事業は日中8時間から10時間前後、就学前の子供さんたちを預かり、保育しています。ところが、仕事の中心を担っている保育士さんが、どのような労働条件と待遇、福利厚生のもとで働いているのか、私たちには知らされておられません。保育士さんたちが保育の仕事に誇りと夢を持って働けるようにするのも、安全・安心な保育をするためには必要不可欠なことでもあります。

そこで伺います。保育士さんの雇用形態、賃金体系、労働時間や福利厚生などどうなっているのでしょうか、お願いたします。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 平成26年度から、しばはし保育所について指定管理者制度に移行するわけでありまして。保育士の方々の雇用形態という御質問でありますので、お答えをいたしますが、現在の計画では保育士については市から派遣される4名を含めて、正規職員16名、臨時職員3名、パート職員2名、合わせまして21名を予定していると聞いております。しばはし保育所の場合、国の児童数に対する保育士の配置基準を満たすために必要な人数というのは、所長、副所長含めて10人ということになっておりますので、十分それを上回っている状況にあるかというふうに認識しております。

次に、賃金体系についてでありますけれども、これについては学校法人陵乗学園の給与規定に基づき、支給されるというふうに聞いているところでございます。

次に、労働時間についてでありますけれども、労働基準法を遵守した中で早番、遅番のシフトを組みながら、保育ニーズに対応すべく準備を進めていただいているところであります。

最後に、福利厚生についてもお尋ねでありましたが、正規職員については私立学校共済組合、雇用保険、労災保険、私立学校退職社団に加入するというふうに聞いているところであります。こうしたことから、このたび指定管理に採用される保育士の方については、安心して働く上で必要な条件は確保されているものというふうに考えているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** ただいま、しばはし保育園の内容を教えてくださいました。ですが、寒河江市には3つになりました、指定管理者制度による保育所は3つになるわけですね。ですので、しばはしの内容は今お聞きいたしましたけれども、賃金規定はその学園の規定の中で決めているというようなこととございます。これは、市でもその条件を満たしていればそれによしとするという姿勢だというふうに思うんですけれども、ここに国会で指定管理者制度に対する質問に答弁した片山総務大臣の答弁がちょっとありますので、御紹介したいと思っております。「指定管理者制度というものが、従来ともすれば

安かろう、悪かろう、単価を切り下げるツールとして使われていたという実態が、これありますから、そうではないんですよ。これはあくまでも行政サービスの質を向上させるための手段なんですよということを、改めて自治体の皆さんに認識していただくように、当方の意思を伝達したい」というような答弁も国会でされるという状態の今の社会情勢だというふうに思うんですね。

それで、しばはし保育所の大枠はわかりましたけれども、この賃金ということになりますとまだまだわからない、どういうふうに判断したらいいのかということがございます。それで、指定管理者を選定する際の審査項目に、この労働条件についての項目がないのは、やはり私たち判断する上でどう判断したらいいのかということがございます。しっかりした保育をしてもらうためにも、その仕事を直接担う保育士さんたちがどのような労働条件のもとで働いているのか、明らかにするのは当然だというふうに私は考えています。

ただいま指定管理者制度になった後の御報告で今お聞きしましたけれども、本来こういうことは審査の段階で明記されるものではないのかな。にしね、みなみ、各保育所に関しましてもそのように思うところではありますが、これについてはどのような御見解なのかお聞きしたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この件については答弁にならないかもしれませんが、我々としては指定管理者の選定に当たっては、基本的な労働基準法と関係法令を遵守していただくということを前提としながら、先ほど申しあげましたけども、国の配置基準を満たす保育士の方を配置をして、保育に対する高い理念のもとに子供たちの健全な育成を育むため、質の高い保育を安定して継続的に実施していただけるかどうかという観点で選定を行っているところであります。我々としては適切に選定を行っているというふうに思いますので、その辺のところは御理解をいただきたいというふうに思います。

○**鴨田俊廣議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** ただいま労働法令を遵守すること、それから雇用労働条件の適切な配慮ということでおっしゃられましたけれども、今のこの労働法令、そもそも最低賃金は低くなっておりますね。それから、雇用形態も前よりも改定されましてひどくなっている状態、派遣労働ですとか非正規雇用が全体にふえております。この労働法令を守っているからということだけで、それでよしとするのでは、やはりこのブラックボックス的な状態の中のことを、きちんと見ていく必要が今後あるのではないのかなというふうに私は考えるものです。

それで、頭が今少し白くなりましたけれども、この市の保育所とかはちゃんと公表しているわけですね。それで、やはり市が指定管理している保育所も同じように公表していくということは、これ大事だと思うんです。寒河江市の指定管理者のもとで働いている保育士さん初め、多くの労働者の方皆さん本当に頑張っていらっしゃいます。市の保育所の保育士さんもそうです。ですので、私はこの労働法令といいますか、その中身までも市として責任を持って見ていくということが、今後必要になってくるのではないかとというふうに再三お話し申しあげているところでございます。

それで、先ほどの片山総務大臣の答弁を踏まえて、平成22年12月28日付で総務省自治行政局長からの「指定管理者制度の運用について」という通知が出されております。その中で、「指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定に当たっても指定管理者において、労働法令の遵守や雇用、労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること」というふうに、わざわざ通知も出しているわけなんです。それほど全国的に問題があるということだというふうに、私は思いま

す。

です。先ほどのコスト削減のみを目的とした指定管理者制度の扱いではなくて、やはり公共のサービス、そこで働く労働者の労働条件もともに向上するように、考えていきたいというふうに思っているところであります。指定管理のもとで働いている保育士さんや子供たちが、よりよい保育環境のもとで信頼し合い、伸びやかに成長していけるよう、今後とも関心を持って見守っていきたいと思います。

続きまして、通告番号9番、高齢者の福祉について伺います。

前回の12月議会でも質問いたしました。その時点での特別養護老人ホームへの入所希望者は延べ676人、実人数は437人で、そのうち医療機関や老人保健施設、グループホーム等に実際入所している方が120名、在宅待機者が317名ということでお聞きしております。現在、その数字は若干違ってきているとは思いますが、この膨大な待機者の解消を目指して特別養護老人ホームの増設について、再度取り上げるものです。

この間、私は実際に要介護1と認定された認知症のおしゅうとめさんを、在宅で介護している方のお話を伺う機会がありました。認知症のおしゅうとめさんは、自分で便の始末をしようとするものの、手順がわからなくなって、その結果部屋中に塗りたくってしまうということが頻繁にあるということです。その便の始末に追われ、少しは休みたいと思う気持ちになるけれども、その気持ちにむち打って介護に明け暮れている状態だということです。

政府は、今特別養護老人ホームの入所案件を要介護3以上とするとしております。これでは、介護者の健康も損なわれかねません。例外がどこまで認められるか懸念されることから、思い切った施設の増設というものを考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 最初に特養の入所待機者の状況を申しあげますが、ことしの1月末現在で在宅で待機をしておられる方、合計292名になっておられます。うち入所の必要性が高いと言われる要介護4・5の方は85名というふうになっております。特養の増床については、昨年の6月定例会でも御答弁申しあげましたけれども、近年では増床ということについては平成23年4月から24年の4月まで、長生園さんで20床、しらいわさんで30床、合わせて50床の増床がなされているわけでありまして。現在寒河江市内の特養3施設の入所定員260名と、こういうふうになっているわけでありまして、御案内のとおり常に満床状態。あきが出て、順次入所されるというような状況が続いているところであります。

高齢化の割合は年々増加していくということで、待機者数についても増加が見込まれているところであります。26年度には市として第6期の介護保険事業計画の策定という段階に入りますので、高齢者の皆さんからのニーズ調査、地域の皆さんからのニーズ調査などを行いながら、事業計画書の具体的な計画なんかも踏まえて、介護保険料の影響なども十分考慮しながら、施設整備の決定等の権限を持つ、これは県の指導をいただかなければならないということでもありますから、適正規模の整備というものを十分検討していく必要があるというふうに考えているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 27年度からの介護保険事業計画策定を、ニーズ調査を十分踏まえて検討していくというようなお話でございましたけれども、今議会に認知症の人と家族の会より請願も出されております。やはり、実際に介護している方の生の声というものを、直接懇談して実際にお聞きするというこ

とも、一考に値するのではないかというふうに考えます。これまでそのような体験というものはおありでしょうか、そのことをお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私も94歳の母親がおりますから、今公の場で言うことではないんですが、施設のほうに入所している、グループホームなどに入所しておりますから、そういう状況というのは身をもって感じている一人でありますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 それでは、市長も家族の会の一員だということで、そうなりますね。ぜひ、大変苦勞なさっているいろんなグループありますけれども、さらに御支援をお願いしたいというふうに思います。やはり私の仕事といたしまして、いろんな市民の声を聞いてその苦しみを議会に何度でも届けて、その実現のためにいろんなことがあっても頑張っていくということがスタンスでありますので、前回12月議会でも取り上げて「またか」というようなことではなく、ぜひこの実態を頭に入れて検討していただきたく、取り上げたものです。

それで、次の質問に入りますけれども、ただいままでのお話とも関連いたしますが、認知症対策の強化についてであります。寒河江市では、「無事かえる」支援事業ですとか、認知症サポーター養成講座というものを実施しておられます。まず、その内容についてお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 お尋ねの「無事かえる」支援事業と申しますのは、認知症などによって徘徊のおそれがある高齢者とその御家族を支援するために、御家族のほうから当事者の情報を事前に市に登録をさせていただいて、万が一方方不明届などが出された場合に、警察署の照会に応じて登録された情報を速やかに提供して、警察署の協力をいただいて早期に発見をして、安全に保護できるようにしていこうという事業でございます。具体的には、登録を希望する高齢者の御自宅に市の地域包括支援センターの職員が訪問して、御本人の個人情報の聞き取り、あるいは見守りのグッズなどをお配りをして、常日ごろの見守りの仕方のアドバイスなどをさせていただきながら、登録手続をしていただくようにしております。

12月に実施要項を制定をして、事業を開始したばかりでありますけれども、2月末現在で12名の方から御登録をいただいているところであります。今後も多くの方から御登録をいただけるように、2月20日発行の市報などにも掲載をして、周知を行っているところでございます。

それから、認知症サポーター養成講座についてのお答えをしますけれども、これは認知症になっても安心して暮らせるまちづくりというものを目指して、これは新聞などにも最近載ったところでもありますけれども、認知症を正しく理解していただき、認知症の人や家族を見守り支援する理解者をふやしていくことを目的として、講座を開設をさせていただいております。

この事業については、平成20年度から御依頼があった地域の団体や企業などに出前講座という形で実施してまいりましたが、指導者となるキャラバンメイトは市内の老人福祉施設職員などから、ボランティアで出ているところでございます。これまで6年間の中で、開催75回を数えております。受講されたサポーターについては1,776名に上っているところであります。認知症患者に対する理解の普及に寄与してきたものと認識をしているところでございます。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ありがとうございます。「無事かえる」支援事業につきましては、市報にも載ってございましたし、テレビでも拝見したんです。職員の方が男性の職員が女性に扮してなさっているということを、テレビでかいま見まして、そのような支援事業が日々なされているなというふうに思います。認知症サポーター養成講座についても、12月からしたばかりで12名が登録というふうなことでございますので、これも引き続き支援事業としてしていただきたいというふうに思います。

それで、先ほど市長も認知症患者さんの予防につなげていくというような、1つの行政だということでお話しになったんですけれども、認知症という病気の症状は85歳以上では4人に1人、65歳以上では10人に1人見られると言われているのだそうです。寒河江市の高齢化率は約27%であり、市民の4人に1人は65歳以上だということでございます。このような状況を見まして、県は認知症サポート医養成研修事業というものを行い、このたび修了名簿を公表いたしました。その中に、寒河江の医師も数名おられますが、認知症サポート医及び認知症かかりつけ医を活用し、市民が認知症について相談しやすい環境をつくっていくというのは、これは行政の大切な仕事ではないかというふうに思います。

適切な医師の医療というものが大前提になるというふうに思うわけです。医師会とも協力しながら、どういう活用の仕方があるのか、この点についての見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 県が実施を先般されました「かかりつけ医認知症対応力向上研修」という研修でありますけれども、それに関連して御質問でありますけれども、認知症患者の治療あるいは相談については、現在まで各医療機関において主治医の先生方が患者さんの症状に応じた適切な対応をいただいているわけであります。市の認知症対策といたしましては、県が実施しました先ほど申しあげました研修を修了された先生、寒河江の先生を含めて市内の診療所の先生方からもほかの先生方からも御協力をいただき、市民が相談しやすい環境を整えていくということは大変重要なことだというふうに我々も思っているところであります。この件については寒河江西村山の医師会、寒河江市医師会とも十分連携をとりながら、適切な対応に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 国の進める認知症かかりつけ医の対応力向上講座、それからかかりつけ医を指導・助言するサポート医といった制度があるということ、私もこのたび初めて知ったわけですが、山形県ではほとんどいいですか、機能が余りなされていないということをお聞きしました。これは、やはりまだまだ「周知をしていくと不公平なのではないか」「医師間の不公平につながっていくのではないか」というような懸念がありまして、制度開始以来6年もたつそうなのですが、公表すら今までしていなかったということでございます。

ですが、このたびやっと県がホームページ上で公表したということを受けまして、これはやはりそういうような県の仕事だ、市の仕事だ、それから公表する、しないというようなことではなくて、もうそういう状態ではなくて、本当に85歳以上の方が4人に1人ですか、認知症になっていく今のこの環境、社会というものに対して、実際にその医師の持っている力に助けていただくということは、本当に大事だと思います。

私も知り合いから、何人もの方から「何かうちのばあちゃん、このごろ同じことばかり言うのよ。どこに連れていったらいいんだ」とか、「このごろ御飯何回も食べるのよ」とかという相談を受けま

す。そういうときに、私なりに返事をいたしますけれども、そこできちんとした周知やら援助やらが行政でもあれば、さらに相談しやすい環境というものがつくられていくのではないかというふうに考えるところです。

先ほど、「医師会とも協力して、そういうことを考えていく」というお話がございました。市長のお母様もグループホームに入っていらっしゃるということでございます。認知症の研究は前よりも進んできた、そういうお話をお聞きします。医師の適切な投薬や治療があれば、症状の進行を食い止めたりさらには改善したりという例も、最近では出てきているということでございます。この認知症かかりつけ医の力を、存分に生かせるようなお膳立てといたしますか、工夫といたしますか、そういうことが必要になると考えますが、さらにもう1度だけ市長の答弁をお聞きしたいと思えます。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 認知症の高齢者の方というのは、御案内のとおり大変高齢化の進展に伴ってふえてきているわけでありますから、非常に地域の中でもあるいは家庭の中でも、非常に身近な問題というんですかね、そういう状況になってきつつあるわけでありますので、そういったところについていろんな知識を持っている、あるいはノウハウを持っている方などが周辺におれば、非常に手助けになっていく、サポートしていただけるというふうに思いますから、我々もそういう医学的な見地からの心強い方々を大事にしながら、そういった場合に市民の皆さんが何とかよりよい方向に持っていけるような研修を受けた医師の皆さんの情報などについても、できる限り市民の皆さんに提供していただけるような環境を、ぜひこれからもつくっていききたいというふうに思っているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 大変ありがとうございます。未来は明るいのではないかというふうに今思いました。私たちの一度だけの人生であります。認知症にならないよう予防するのはもちろんでございますが、たとえ認知症になったとしても豊かに過ごせるよう、みんなで手をつないで考えていけたらと希望を述べまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

## 杉沼孝司議員の質問

○**鴨田俊廣議長** 通告番号10番から12番までについて、9番杉沼孝司議員。

○**杉沼孝司議員** 先ほどは体調不良、管理不十分で大変御迷惑をおかけしましたことを、冒頭に謝らせていただきたいと思います。

私は新政クラブの一員として、議員活動の中で多くの市民より要望や意見の多い通告してある以下のことについて御質問します。

東日本大震災より間もなく丸3年を迎えようとしておりますが、津波等での行方不明者がまだ2,000人以上もおり、被災住宅の高台移転も思うように進まず、仮設住宅で苦勞して暮らす多くの被災者の方々に心からお見舞いを申しあげたいと思えます。被災地復興のため、技術者不足、資材や労務単価の高騰といった問題も出てきております。事業費が何億円も上回って実施している自治体もある中で、当市庁舎の免震工事は予定どおりに完了したこと、施工企業や関係者に心から感謝申しあげたいと思えます。

通告番号10番、寒河江市中央工業団地への企業誘致と振興について伺います。

マスコミや新聞報道によると、アベノミクス効果により、都会や大企業では円安や株高により輸出や業績が改善し、好調な利益を上げられている企業がたくさんあるようです。しかしながら、地方では景気回復による業績改善の実感はまだら模様で、アベノミクス効果が地方にも早く来るような経済対策を求める必要があるのではないかと思います。

本市には、第4次拡張まで行っている寒河江中央工業団地があります。本工業団地は、昭和49年に開設されて以来40年がたち、平成26年1月現在の総面積174.2ヘクタール、立地企業数が八十数社、従業員も約5,000名を数えるまでになっているようです。従業員の出身地も、寒河江市内より42.4%だそうです。その方々よりの市税収入も、相当あるものと思われそうです。

また、企業よりの税収も法人市民税と固定資産税で7億3,000万円ほどで、市税総体の13.5%もあるようです。これは、市の財政基盤のかなめとなるもので、企業立地がいかに重要であるかがわかるものと思います。しかし、第3次拡張用地内の未分譲地と、オーダーメイド方式で造成分譲するとした第4次拡張用地内への企業誘致は進んでいないように見受けられます。市長も、東京都内の企業訪問による誘致活動のトップセールスを行っているようですが、その見通しはどうか伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 中央工業団地への企業誘致の見通しについては、去る3月定例会開会日の施政方針、市政運営の方針でも御報告申しあげておりますけれども、第3次の拡張用地内の工業団地に昨年10月に段ボール製造会社が営業所・倉庫を新設をいたしました。また、市内の建設関連企業が業務拡張のため用地を取得し、今年中に営業を開始する見込みであります。さらには、道路貨物運送会社との間に将来的な用地確保のための予約分譲契約を昨年12月に締結しているところであります。

おっしゃるように、アベノミクスの経済効果についてはまだ地方までなかなか波及してこないという状況にありますけれども、私が訪問した企業に伺ったところ、設備投資に関しては以前よりは導入に向けた動きが出てきているようであります。第4次拡張用地内の団地についても、なかなか進まないのではないかと御指摘はあるわけでありまして、現在5社ほどの引き合いが来ているところであります。現地を紹介するなど、誘致活動を行っておりますけれども、中には立地に大変前向きな検討をしていただける企業もございます。

きのう、寒河江工業高校の卒業式がありましたが、卒業式に出席していただいている工業団地の企業の方からお聞きをしますと、この2月に入ってから大分動いてきているというような話もお聞きをしています。大変我々も期待しているところであります。いずれにしても、引き続き県の東京事務所に職員を派遣して、首都圏の情報収集しながら何としても誘致を進めて、寒河江市の産業の活性化、雇用の確保に努めてまいりたいと考えております。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 5社ほどさらにオファーがあるということで明るいのかなと思いますけれども、どの程度の面積になるかわかりませんので、やはりこの辺は頑張って進めていただきたい。特に、定住促進、人口増加、これにはやっぱりその地の雇用があるかないかによって人口減少が抑制されるものではないのかなというふうに思いますので、なお一層力を入れていただきたいというふうに思います。

次に、中央工業団地の振興策について伺います。

先ほど申しあげましたように、工業団地への立地企業数も八十数社を数え、開設後40年もたち成熟し出している中で、人口減少の抑制や定住人口の増加を図り、経済の活性化を図っていくために今後

の工業団地の振興はどのように考えておられるのかを伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 商工業の振興のみならず、この人口が減少していく社会の中でいかに定住人口をふやしていくかということが、非常に大きな課題であります。そのためには子育て支援も大事でありますし、また雇用の場、若い人たちが働く場所の確保ということが必要であります。そういう意味で今後とも企業誘致に取り組んで、工業団地に新たな企業を立地していただいて、産業の活性化のみならず定住の促進、人口の減少を食い止めていくということが必要だというふうに考えています。

寒河江の工業団地を、非常にほかの工業団地と比べても立地するのに魅力ある工業団地としていかなければならないというふうにも思います。そういう意味で、1つは今議会に御提案させていただいておりますけれども、緑地面積の割合についてはこれまで全国一律でありましたけれども、地域の実情に応じて市の条例で緑地の面積を規定できるというふうになっております。企業のほうからは、緩和を求める声があります。また、工業用地の効率的な活用と、企業が設備投資しやすい環境を整備していくということで、緑地面積率の緩和の条例というものを提案させていただいているところであります。

また、企業側からも要望がありますが、従業員の皆さんの憩いの場として工業団地1号公園の整備も行うことにしております。環境整備も重要だというふうに思っているところであります。そういった意味で、魅力ある工業団地をさらに売り物にして、企業誘致活動の一層の推進を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 1号公園の整備やあるいは環境整備、特に緑地面積の緩和というのは、非常に企業にとっては有利になるんじゃないかなというふうに思います。その辺を売りとして、さらに企業の誘致に取り組んでいただきたい。

そしてもう一つは、企業誘致しながらですけれども、振興策として工業団地からの出荷額、これはどれくらいになっているのか、市としての目標などは立てているのかを伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ちょっと工業団地の中だけというのは、今手元に資料がありません。目標額もちょっと今のところ、団地で何ぼというのは想定していないところでありますので、後ほどわかりましたらお伝えをしたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 やっぱり、どんな事業にも目標を立てて、それに向かって進んでいくというのが必要じゃないかなというふうに思いますので、ぜひその辺については立てていただいて、わかれば教えていただきたいというふうに思います。

それから、今いろんなきょうの午前中の質問にありましたけれども、ポイント制というものが取り入れられておるようであります。先日の会合の中でも、工業団地企業への振興策としてポイント制による特典などは考えられないかというふうなことなども出ております。どんなポイントなるのかはわかりませんが、そういうものなどが考えられませんかでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ちょっと内容が我々のほうに伝わっていないようなので、後ほどお聞きをして、その

実現が可能かどうかなどについても検討していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 じゃあ、次に去る2月18日に建設経済常任委員会と寒河江中央工業団地振興協会との意見交換会がありました。その中で、企業より多くの意見があり、その中の何点かについて市長の考えを伺いたいと思います。

まず、中央工業団地への交通アクセス道路の整備についてであります。中央工業団地への交通については、都市計画道路山西米沢線の整備については、平成29年度完成を目指して現在進めていただいているわけですが、工業団地には寒河江・西村山以外からの通勤者も32.5%、1,625名ほどの方が山形・天童・東村山管内からの通勤者も相当いるようであります。

以前に、同僚の後藤議員の質問にもありましたが、柴橋の鴨田酒店前の交差点から落衣の交差点までの市道柴橋平塩線と西寒河江駅谷沢線までの工業団地柴橋線は、交通量が多い割には道路が狭く、道路途中がひょうたんのようになっているところもあり、工業団地などへの通勤者や市民100人評価委員会からも道路改良の意見が出されております。この道路は、陵南中学校生徒の通学路にもなっており、歩道設備もなく、朝夕の通勤・通学時は危険であり、冬の雪道などは特に危険であります。企業の誘致にも、その団地の利便性・交通アクセスなどが評価され、立地進出されるものと思います。通勤者や中学生の安全を守るためにも、沿線に建物などの固定施設のないうちに早期に改良すべきだと思いますが、市長はどう考えておられますか伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 中央工業団地への交通アクセスとして市道柴橋平塩線及び工業団地柴橋線の道路改良ということではありますが、この路線は国道458号、それからスマートインター、あと中央工業団地を結ぶ大変重要な路線であるというふうに思っております。長生園前の交差点から中央工業団地までの柴橋平塩線と、工業団地柴橋線を合わせた道路延長は1,500メートルあります。そのうち、鴨田酒店前交差点の前後約300メートル区間は、歩道付きの道路が一部完成している状況にあります。また、当路線の平成22年度の交通量調査では、12時間の自動車の通過台数3,182台ということで、これは前に平成17年にも調査をしておりますけれども、その1.12倍ということになっております。これは、団地へ通勤される方が多く利用しているためというふうに思われますが、交通量が多いことから御指摘のとおり柴橋区・陵南中学校PTAから歩道整備と道路の拡幅の要望が出ています。

特に、長生園前の交差点から柴橋方面へ向かう約600メートルの区間では、道路幅が4メートルということで大変狭く、また側溝のふたが設置されていないというようなところもあって、歩行者は大変危険な道路だというふうな認識をされているところであります。市としても、大変優先順位の高い路線であるため、平成26年度から国の交付金を活用して、長生園前の交差点から中央工業団地に向け、歩道整備を含め道路拡幅事業に着手することになっているところであります。車道と歩道を分離して、子供たちの安全確保、それから団地へのアクセス性の向上を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 今年度の計画にもあったようではありますが、ぜひ「もう少し広げるとよかったんでないか」とならないような整備だけは、少しきちっとお願いを申しあげたいというふうに思いま

す。

それから、次に工業団地内の交通安全対策について伺います。

西寒河江駅から国道287までの西寒河江駅谷沢線は、「若草の道」として沿線に草花の植栽で花いっぱい推進運動をし、かん水・除草・道路の清掃や交通安全について、道路沿いの企業と町内会、寒河江工業高校生が主体となって推進しておりますが、立地企業の増加と従業員の増加により、工業団地への交通の出入りが昭和57年の7,127台が平成21年では1万5,470台と倍増して、朝夕の交通混雑が激しくなっているようであります。平成25年度に工業団地内で発生した交通事故は5件であったようですが、そのうち「若草の道」通りだけでの発生が4件となっており、企業より交通事情の改善など、交通安全対策が叫ばれておりますが、その対策について市長の御所見を伺いたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御指摘の工業団地内で、寒河江工業高校前の市道西寒河江駅谷沢線と若神子跨線橋から来る市道工業高校西線の2つの重要な道路があるわけでありまして、御指摘のとおり通勤あるいは帰宅時間を中心に、大変交通量がふえてきております。

平成22年の工業高校前での交通量調査では、12時間で8,758台の車両が通過しております。市道でも市内で2番目に多い道路となっております。工業団地周辺で発生した交通事故、先ほどお話ありましたけれども25年は5件であります。そのうちグンゼ前とファミリーマート前では、それぞれ1件というふうに聞いているところであります。

交通安全対策を充実すべきではないのかという御指摘でありましたが、東北グンゼ前の交差点ですね、丁字路になっているわけですけれども、斜めに交差することから追突事故が発生しやすいという状況でありました。このことから寒河江警察署と協議を行い、平成24年度に区画線により直角に交差点に誘導する工事を実施をしたところでございます。

それから、ファミリーマート前の交差点は非常に見通しのいい交差点でありますけれども、西寒河江駅谷沢線の交通量が多いため、若神子跨線橋から来た車がなかなか右折できないという状況になっているわけでありまして、1つ手前の信号のある交差点で右折を誘導するという方法もあるかと思っておりますけれども、なかなか道路構造上の問題だけでは解決できないものでありますので、今後道路管理者としてどういうことができるのか、警察署など関係機関あわせて協議してまいりたいというふうに考えているところでございます。

いずれにしても安全な道路、交通事故のない道路整備に、引き続き努力してまいりたいと考えております。

○**鴨田俊廣議長** 杉沼議員。

○**杉沼孝司議員** 次に、中央工業団地内の街路樹の管理について伺います。

中央工業団地も第1次分譲地などは開設以来40年を経ようとしており、沿道の街路樹が強風で倒れたり、「街路樹が倒れたときは運送業者がを見つけ幸い事故がなかったからよかったが、事故が起きたときの責任は誰が持つのか」とか、「木が伸び過ぎてトラックの通行に支障がある」、あるいは「交通標識が見えない」などの意見が多く出されております。また、団地内にある十二堂公園も昔は近所の老人クラブがゲートボール場として使用していたときは清掃もなっていたが、最近はゲートボールもグラウンドゴルフやパークゴルフにかわり、公園も使用されなくなり、樹木も伸びて日中でも暗くなっているなど「改善してほしい」などの意見が多く出されております。

工業団地も40年もたつと、団地そのもののメンテナンスを考えなければならないのではないかと思います。市長の御所見を伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、40年が経過している団地でもありますから、その中での樹木の適切な管理というものが今まで以上に必要になってくるのではないかというふうに思います。例年、樹木によって道路案内板とか交通標識が見えなくなる、あるいは大型車の通行に支障になっている箇所が数カ所見受けられますので、随時道路パトロールを行いながら枝の剪定などを実施しているところでございます。

また、団地の中にあります中央工業団地南緑地、いわゆる十二堂公園もあるわけでありましてけれども、昭和54年に団地を造成した土地開発公社が整備した公園でございます。清掃や除草については、地元の柴橋区にお願いをしているわけでありましてけれども、樹木の剪定については市で行うことになっているわけでありまして。地元の柴橋区とも十分御相談をさせていただきながら、適切な対応に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

中央工業団地の全体の街路樹、あるいは公園内の樹木について、今後も樹木の植えかえ、街路樹の植えかえなども含めて、中央工業団地振興協議会とも十分、また柴橋区とも十分御意見を頂戴しながら、対応を検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 ぜひ樹木の植えかえ、工業団地ばかりじゃないと思いますけれども、日よけをするというのには非常にいいわけでありましてけれども、木がどんどんどんどん伸びてきて落葉の清掃ですか、これなども時々言われるんですけれども、下の掃除するのは共助の力でこれはやむを得ないんじゃないかと思っておりますけれども、できるならば植えかえ、あんなに大きくなならない、いわゆるミズノキですか、のようなものに植えかえできれば非常にいいんじゃないかなというふうに思います。ぜひ、それらを検討していただきたいというふうに思います。

次に、これも地元と市民、中央工業団地などへの通勤者より強い要望のある平塩橋のかけかえについて伺います。私が初当選した平成19年にも一般質問で伺いましたが、今は当時の状況とも一変しておりますので、もう一度伺わせていただきます。

最上川ふるさと総合公園チェリークア・パーク内は、J Aアグリランドや山形県国民健康保険連合会館、日帰り入浴温泉、旅館・ホテルのオープン、さらにことし1月にオープンしたチェリーナさがえと、平成19年当時とはまるっきり変わっております。変わったということは進歩しているわけですから、これは大変いいことであります。しかしそれらに伴って、平塩橋の交通量もさらに一変して増加しております。地元平塩地区民はもとより、市民・通勤者の悲願であります平塩橋のかけかえについて、市長のお考えを伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 平塩橋は御案内かと思っておりますけれども、市道柴橋平塩線の一部となっているわけでありまして。大変失礼しました。

この橋は、昭和35年に完成しているわけでありましてけれども、長さが120メートル、幅員が4.5メートルということでありまして。大変交通量も最近になってふえてきているわけでありまして、基本的には市道でありますから市で整備をする必要があるわけでありましてけれども、橋のかけかえについては

多額の経費がかかるというようなこともあって、これまで長年にわたって最上川ふるさと公園の広域的な交流を促進する観点から、平塩橋を含めて国道458号線から中央工業団地を經由して県道寒河江西川線へ至る市道を県道として整備していただきたいということで、県のほうに要望を行ってきた経過があるわけです。県のほうとしては、その必要性はあるものの、約5キロメートル区間の上流に此の木橋があって、また下流に高瀬大橋があると。県道としての周辺のアクセスは整っているということで、優先順位は高くはないということで、現時点ではなかなか難しいというような御返事をいただいているところであります。

しかしながら、御指摘のとおりスマートインターチェンジもありますし、24時間化を目指しているわけでありまして。また、いろんな施設もできているというようなところで、整備の必要性はこれまでに高く高まってきている状況にあらうかというふうに思いますので、今後とも、あらゆる機会を通して引き続き要望活動を展開しながらも、市独自の対応などについても県のほうとも十分相談をさせていただいてお知恵をおかりしながら、早急に検討していく必要があるかというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 県のほうへは毎年重要事業として要望しているんだけど、県のほうから見た場合は優先順位は低いということのようなことと。だから、県でどうしてもだめだとすれば市でも考えていかなければということのようですので、この次にぜひ市独自でもやることのできないのかという考えはどうなんだと聞きたかったわけですが、そこまでお答えいただきましたので、ひとつぜひ市独自でもやれるような考えを進めていっていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

次に、通告番号11番、山形自動車道寒河江サービスエリアスマートインターチェンジの24時間運営実現への勉強会の進捗状況について伺います。

先ほどの市長の答弁の中にもありました、やはり24時間運営に今頑張っているというふうなことでありますけれども、現在は朝6時から10時までの16時間営業で、1日平均1,200台の利用があると。市内外の住民や企業より24時間化を望む声があり、スマートインターチェンジ地区協議会の中の関係者において24時間運用に向けた勉強会を開催していると、市長の行政報告にありました。そしてまた、先ほどの御答弁にもありましたように、ぜひ早く24時間運営開始ができるように頑張っていたきたいなというふうに思います。

やはり経済がよくなってくれば、企業の物流も当然多くなってくるものと思いますし、工業団地への企業誘致活動などへのアピールの度合いも違うのかなというふうに思います。観光誘客、交流人口の増加、これらにいろんな面で、ありとあらゆる面に影響があるものと思われまので、ぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。

次に、通告番号12番、山形デスティネーションキャンペーンへの誘客対策の状況について伺います。以下、フルネームでは舌がもつれそうなので、山形DCと言わせていただきます。

10年ぶりに、県単独開催となった大型観光誘客事業の山形DCが6月14日に開幕される予定であることは、皆さん御承知のことと思います。DCは、JRグループと地元自治体、民間事業者などが一体となって集中的に宣伝・販売活動を行う、一大キャンペーンであります。ことしは東北六魂祭や全国育樹祭、県内で開催される大規模イベント、コンベンションなどがめじろ押しのようにあります。せっかくのチャンスを生かし、多くの誘客を凶ろうと各地区で誘客対策に特段の力を入れているよう

ですが、本市の対策についてどのような状況なのかを伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 初めに、山形デスティネーションキャンペーン、DCということですが、地方の自治体さらには観光事業者がJRグループと連携をして、集中的な宣伝を広域に展開をして、全国から誘客を図るということを目的とする日本最大規模の観光キャンペーンであります。山形県単独での開催は、6回目ということになります。「山形日和」をキャッチコピーとして、交流人口の拡大による地域経済の活性化を主眼に、全国に山形県全体を売り込むべく県内の観光団体や宿泊関係団体、及び行政などで構成する山形デスティネーションキャンペーン推進協議会というものを組織をして、宣伝・広報・誘客対策・受入態勢整備などの取り組みを一体的に推進をしていくということになります。

寒河江市におきましても、観光客の招致をさらに推進していく好機と捉えまして、本市を全国へPRしていくために、これまでに山形DCガイドブックへ「朝摘みさくらんぼ」、さらには寒河江温泉、それから慈恩寺の御開帳などを掲載していただいて、また昨年8月28日の全国宣伝販売促進会議においては、市観光協会が観光PRを行い、温泉組合、チェリーランドさがえなどが商談会に参加をして、全国の旅行エージェントへ寒河江の魅力を大いに売り込んでまいったところでもあります。

さらに、寒河江市の独自のDCへの誘客対策ということですが、新たな誘客イベントとして、慈恩寺開山1,300年を記念しての国重要文化財御本尊等秘仏御開帳、さらには三重塔や境内のライトアップなどを6月1日から7月21日まで実施する、ことしのデスティネーションに合わせて実施する予定にしております。また、施設整備として慈恩寺の大駐車場の舗装工事、案内看板等の設置工事を行い、お客様の利便性の向上を図っていききたいというふう考えているところであります。

もちろん、受入態勢の整備としては慈恩寺ばかりではなくて「さくらんぼ祭り」全体、それからその期間中にはさくらんぼ会館やゆめタネの会場、さらに慈恩寺へ観光ガイドなどを配置をして、寒河江駅も含め相互案内を行うとともに、JR利用のさくらんぼ刈りや慈恩寺などにお越しいただいた観光客への二次交通の支援、関係団体と連携したタクシー利用助成を行う予定にしております。市内周遊を推進していくということにしております。

さらに、寒河江駅においては見晴らしサロンのリニューアル、観光案内・歓迎看板等の設置を行って、DCを契機に交流人口を拡大するよう、関係団体・JRとも連携して一体となり、心のこもったおもてなしで歓迎してまいりたいと考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 さまざまな取り組みをしていただいている、特に慈恩寺の1,300年記念の御開帳ですが、これらがメインになるのかなというような気はしますが、ぜひ成功するようにお願いをしたい。

次に、山形デスティネーションキャンペーンに係る本市への、先ほどは「こういう事業をやるんだ」ということですが、誘客の目標と経済効果についてはどれくらいなのかをお尋ねをしたいと思います。世界の観光業のGDPは212兆円ほどになるそうであり、世界のGDPの2.9%に当たり、自動車産業の99.3兆円の約2.1倍、これは銀行業に迫る規模だと。雇用のインパクトはGDP以上に大きく銀行業をも上回り、教育産業に迫る規模だと言われております。観光産業がいかに大事だか、わかるものと思います。

我が市においては、村山地方7市7町で構成している「めでためでた花のやまがた観光圏」推進を

行っておりますが、観光産業の拡大は県境・市境を越え、広域連携・広域ネットワークで行うことと言われております。その点、花のやまがた観光圏などは的を射たものと思っておりますし、しかし県境はまだまだ越えておりません。ネットワーク不足の感じがしますので、山形DCは大変なチャンスです。それらに伴うところの誘客目標と経済効果について、幾らくらいかをお尋ねしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 平成16年に前回のデスティネーションキャンペーンが本県で開催されているわけですが、その平成16年度の年の観光客数というのは4,226万9,000人ということでありまして。過去最高を記録しているということでありまして。翻って寒河江市の観光客数というのは、昨年度83万3,000人ということでありまして。昨年度というのは、24年度ですね。25年度は、これは年度途中でありますけれども、12月までで92万4,000人ということで、24年度よりも18%ふえている状況になっています。8市8町の取り組みということで御紹介ありましたけれども、山形デスティネーションキャンペーンというのはもちろん県と各市町村が連携して、オール山形で取り組むイベントであります。

そういった意味で、県全体でどの程度、前回は4,226万人ですから、それをどの程度目標で設定をして取り組んでいくのかということがあってしかるべきだというふうに思いますし、お聞きをいたしますとその推進協議会ではこの3月14日開催される理事会において誘客目標を決定をするというようなことをお聞きしておりますから、これらの決定された数字などを踏まえて、我々も取り組みを強化していかなければならないというふうに考えております。

ちなみに、寒河江市では平成16年の誘客数は110万8,000人でありましたから、当然この数字を目標にする、あるいはそれを上回るというような形でいろいろ考えていきたいというふうに思っております。また、経済効果などについても、デスティネーション自体で経済効果がどの程度あるのかということについても、これ実際は終了後の成果発表の中で経済効果を示すというようなことになっているようであります。そういったことを踏まえれば、我々としても前回のDC以上の観光客の入り込みを期待しながら、またそういう経済効果もさらに高まっていくように、県とも歩調を合わせながら頑張っていかなければならないというふうに考えているところであります。

いずれにしても、さくらんぼの期間中も含めたDCでありますから、さまざまな面でお客様を誘導して、あるいはそういう意味で経済波及効果を高めていくような方策もとってまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 26年は、この山形DCで前回目標以上の誘客目標、あるいは経済効果は後ほどというようなことではありますけれども、今度はこれも先ほどあったと思いますけれども、次来年、27年はこういうキャンペーンはないわけですからがたっと落ちるんじゃないかなというふうに思います。したがって、さくらんぼの輸出試験も今台北のほうで行っているわけでありまして、本年度も行う計画になっておるようでありますので、例えばこのDCをうまく利用しまして、さくらんぼの輸出試験を台北でするときに寒河江の東北一のみこしでありますけれども、大きなみこしばかりでなくて小さいみこしもあるわけですから、台湾にも持って行って、そして誘客の宣伝にも当てるといふようなことをすれば、来年以降もうまくいくんじゃないかなと思います。

みこしを持って行って向こうで担いで見せるとなると、これは人数もいっぱいいるんだからお金もかかりますけれども、やっぱり観光産業にはお金もかけなければならぬんじゃないかなというふう

に思います。その点はどのように考えられますか、伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 外国からの観光客を呼び込むということも、やっぱり現状からしてこれから必要になってくるのではないかというふうに思います。市内には外国からの観光客、台湾からですとイチゴ刈りに大体500人くらい来ていらっしゃるそうであります。また、スノーモービルなどの雪遊びなどに320人ほども来ていただいているということでもあります。さくらんぼ刈りには若干でありますけれども、さらには寒河江を経由して月山スキーなどには韓国のほうからも結構来ていらっしゃるということでもありますから。

そういう意味で、近隣のアジア、近隣のほうからの誘客活動ということも、もちろん1つの市でやっていくというよりはある程度まとまった単位で、1市4町あるいは県あたりと一緒に取り組んでいくということが効果があるんだというふうに思いますし、あるいは逆に台湾でありますとロータリーあたりが姉妹ロータリーを結んでいるんですかね。ああいうところもありますから、そういうところを一つのきっかけにして、さらに情報交換あるいはいろんな人の交流なども図っていくようにしていければなというふうに思っているところであります。

そういう意味で、台湾の皆さんに「紅秀峰」などを知っていただくというのは、これから非常にいい突破口になっていく可能性があるのではないかと期待しているところであります。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 やっぱり観光というか、この前小学校でもI Cでパソコン使ってチラシをつくったりする、その中にうちの子供がつくってきたチラシ、「これ誰つくったんだ」って見たらば子供がつくったんですけど、寒河江にいて「寒河江のさくらんぼ」でなくて「東根市のさくらんぼ」。「何で東根なんだ」ってよく聞いたら、「日本一のさくらんぼ」というのが、生産量だかもしれないけれども本に書かれているんだそうです。「寒河江は日本一さくらんぼの里って、どこさも書かっていない」って言うんだな。これはゆゆしき問題だなと思って、「学校の先生にも教えたか」って言ったらば「んね」と、「本に書かれているんだ」と。

やっぱり子供のうちから「さくらんぼは寒河江なんだ」と教えるためにも、そういう面にも何か力を入れていかないと、ペロッと1から10までみんな東根のほうに取られてしまったんでは、何ともならないなと思ってがっかりしておったところです。ぜひ、そういう面にも力を入れていただければと。子供の教育から、これは「寒河江はさくらんぼの寒河江なんだ」というふうに教えていただけるようなことに、お願いをしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

散 会 午後2時49分

○鴨田俊廣議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成26年3月6日（木曜日）第1回定例会

○出席議員（18名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
13番	佐藤良一	議員	14番	内藤明	議員
15番	高橋勝文	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	木村寿太郎	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会 会長	富澤三弥	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
宮川徹	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	那須吉雄	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	荒木信行	商工振興課長
安孫子政一	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	小林友子	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
遠藤啓一	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	兼子亘	総務 係長

議事日程第3号 第1回定例会  
平成26年3月6日(木) 午前9時30分開議

再開  
日程第1 一般質問  
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分

- 鴨田俊廣議長 おはようございます。  
ただいまから本会議を再開します。  
本日の欠席通告議員はありません。  
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

### 一般質問

- 鴨田俊廣議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。  
通告順に質問を許します。

#### 一般質問通告書

平成26年3月6日(木)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
13	指定管理者制度について	指定管理者の選定について (1) 選定基準の見直しについて (2) 公募の周知方法と募集期間について	12番 新宮 征一	市長
14	公設駐車場の管理について	(1) 本町、駅前駐車場の有料化後の利用状況について (2) 駅駐車場の管理について		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
15	市の債権管理について	(1) 平成24年度末における公債権と私債権について (2) 債権管理適正化に向けての債権管理条例の制定について	14番 内藤 明	市長
16	公契約条例の制定について	本市で発注する工事、指定管理、業務委託等にかかわる公契約条例の制定について		市長
17	通学路の安全確保について	(1) 市管理の通学路における学校関係者や地域等からの要望について (2) 市道柴橋平塩線の整備について		市長
18	寒河江市消防団の展望について	団員の対象人口が減じるなかでの将来展望について		市長
19	叙勲、名誉市民、市の表彰者の推挙について	(1) 叙勲対象者の推挙について (2) 市長、副市長、議員の表彰要件と名誉市民からの除外について		市長
20	教育委員会制度について	中教審が示した自治体の長に権限を強化しようとする教育委員会制度「改革」について		教育委員長
21	指定管理者制度について	制度及び運用上の課題について	16番 川越 孝男	市長
22	道路管理について	市道の維持管理の課題について		市長
23	少子化対策子育て支援について	保育所運営の課題について		市長
24	教育行政について	総務文教常任委員会は2月5日(水)に市内三中学校の管内視察を、2月19日(水)に本市体育協会との意見交換会を持ちました。以下について質問します。 (1) 天童市内中一女子生徒の虐め死について (2) 市内小中学校の脳(能)力・耐(体)力向上策について (3) 陵東中トイレの改修計画について (4) 本市民体育力充実策について	11番 荒木 春吉	教育委員長
25	市立病院の経営改革について	(1) 経営形態の見直しについて (2) 経営を評価するための委員会の設	17番 那須 稔	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		置について (3) 医師の増員や定着化と収入の確保などについて (4) 業務効率の向上や経費削減などに貢献できる電子カルテの導入について (5) 休日夜間の初期救急医療体制について (6) 今後の市立病院の経営改善計画について		

### 新宮征一議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号13番、14番について、12番新宮征一議員。

○新宮征一議員 おはようございます。

けさあたりは何か冬に逆戻りしたような天気でありましたけれども、昔からこの時期は三寒四温などという言葉が使われているようであります。三寒四温なのか三寒二温なのかわかりませんが、そろそろ本格的な春がそこまで来ているのかなと、こんな感じをしているところでございます。そういう意味で、この3月、4月というのは、我々の生活環境の中で大きくかわりばえのする時期だというふうに思います。それぞれ町内会の役員の改選であるとか、さまざまな課題を抱えながらも新しい年度に向けてスタートをすると、非常に大事な時期だというふうに思います。

本市におきましてもこの3月定例会に154億6,000万円の一般会計予算が計上されております。これは前年対比で0.2%の増、しかも7年連続の増額予算ということでありまして、厳しい財政事情の中にもありながらも、積極的に行政に力を入れているその姿が浮き彫りになっているものと思います。

特に、新年度の予算を見ますと、子育て支援に対する手厚い予算が盛られているなどという感じを受けたところであります。これも今言われているような少子化社会に向けた1つの対応のあらわれだなというように思っているところでございます。

そういう中であって、最近になって指定管理者、これに移行しながらさまざまな管理などをやろうとしている姿が伺われるわけでありまして。私はこの指定管理者制度そのものというのは本当にこれからの時代に必要なことであって、歓迎をしているところでございます。そういう中で、私は賛成の立場でありますけれども、昨年12月の定例会に13件の指定管理者の指定に向けての議案が提案されました。賛成多数も含めると13件全てが可決をされて、この26年度から新しく移行されるしばはし保育所、さらには、活性化センターの管理など、新たなものも含めまして26年度から再スタートするわけでありまして、その昨年の12月議会で、私も建設経済常任委員会に付託された案件が9件あったわけです。

その際に、当局から示された、いわゆる指定管理者を選定する段階での資料が提案されております。

その中では、寒河江市公の施設に係る指定管理者審査選定委員会の審査を経た上で指定管理者の候補を選定すると、こういうことでございます。これは全くそのとおりだと思うんですが、今回この審査するに当たって、この審査の基準、選定基準にいささか私なりにちょっと不自然といいますか、疑問な点もございましたので、今回この問題を取り上げたところでございます。

通告番号13番の指定管理者制度についてであります。まず、先ほどこの指定管理者制度には私は賛成だということを申しあげましたのは、私なりにこの指定管理者を活用することによってのメリット、あるいはその目的というものを自分なりに判断した中で、こういうことを申しあげたところでありますけれども、今回この質問に入る前に、私も正面玄関から素直に入りますので、市長のほうの見解をまずただしてから具体的な質問に入りたいと思います。

この指定管理者制度の目的について、市長はどのように認識をされておられるのか、基本的なものでありますけれども、基本の基本でありますので、まずそれらをお答えいただいた上で具体的内容に入りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

新宮議員から指定管理者制度について御質問がございました。まず、指定管理者制度の目的ということですが、御案内かと思いますが、指定管理者制度については、平成15年9月の地方自治法の改正によりまして、公の施設の管理制度が改められました。公の施設については、従来公共団体と公共的団体、そしてもう一つは公共団体が2分の1以上を出資して設立された公共団体の出資法人に限って認められていた管理委託の対象が、その自治法の改正によりまして、地方団体などを含む民間事業者、さらにはNPO法人など、広く民間団体や民間法人にもその対象が広げられたということになったところであります。

全国ではちょっと古い平成24年4月1日でありますけれども、現在では約7万3,500施設に指定管理者制度導入されております。県内におきましても、県、市町村合わせて1,000近い施設においてこの制度が導入されている状況であります。

この制度については、民間事業者が有するノウハウや発想を活用することによって、施設の効用を最大限に活用して、住民サービスの向上、さらには多様化する住民の皆さんのニーズへの効果的・効率的な対応に寄与していくものというふうに我々も認識しております。また、導入によって行政コストの縮減にもつながっていくものというふうに認識をしているところであります。

寒河江市におきましては、そういう制度改正を受けて平成18年度から導入を開始しているところでありまして、来年度、26年度におきましては19の施設について制度の活用を図るなど、導入を進めようとしているところであります。以上であります。

○**鴨田俊廣議長** 新宮議員。

○**新宮征一議員** 市長のこの指定管理者に対する目的については、全く私と共有している部分がほとんどということにお聞きしたところでありますが、これも非常に初歩的な質問で大変申しわけないんですが、この質問に入るためのテーブルを整えるために、この指定管理者制度の先ほど申しあげました、いわゆる選定委員会の委員の構成についてまず伺っておきたいと思っております。これもあくまでも初歩的なものでありますけれども、今申しあげましたような内容でお尋ねしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 指定管理者の選定につきましては、もちろん議会からの議決をいただくということになるわけですが、いただくに当たって候補を選定するということが必要になるわけですが、その候補者の選定、さらには、その他指定管理者制度の適切な運用を図るという目的で、寒河江市公の施設に係る指定管理者審査選定委員会というものを設置をしております。

委員会ですから、委員長、副委員長、委員をもって構成をされております。委員長は副市長が、副委員長には教育長が当たっております。委員については、制度の運用を統括する意味で政策推進課長、それから総務課長、財政課長、そして制度を導入している施設を管理している8課長が、8つの所属の課長が委員になって合計で13名というふうに構成されているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 新宮議員。

○**新宮征一議員** それぞれのメンバーまで教えていただきましたし、13名で委員会が構成されているということでありまして、結果的にはこれは議会に提案をして、議会の承認が必要だということになってくるわけでありまして、今回、先ほど申しあげましたように、12月議会で提案されたのが13件提案されました。これも施設としては更新が18施設の11件、それから26年の本年の1月1日から管理をしております屋内多目的運動場と、それから26年4月1日からの、先ほど申しあげました活性化センター、それからしばはし保育所、これらを含めると、全部で26施設、それに中間でまだその期限が終わっていないものも5件ほどありますので、それを含めるとトータルで26施設の契約件数としては、何カ所か同じ団体が兼務して、兼務というか、何カ所かを統括して契約しているものもありますので、実際の施設の数と契約件数というのはこれは違うわけで、したがって、今これを申しあげているんですが、いわゆる26施設の契約件数では19件、これが26年4月1日現在での指定管理者の件数だということに捉えられるわけでありまして。

それでは、私が今回申しあげたいのは、この指定管理者を選ぶ、選定する場合、この選定基準、これはさまざまな角度から大変幅広く検討項目が上げられております。その中でも10点から8点、6点、4点、2点というような細かくされている部分もありますし、最高が5点で1点、基準点としては3点とか6点とかいろいろあるわけでありまして、私が申しあげたいのは、この選定基準の基準点をまず決める段階でのこの類似施設等の管理実績、類似施設の管理実績というのがあるんですね。これが基準点が2点なんですね。非常に点数の配分としては低いのではないかという感じをしたところであります。

なぜかといいますと、いわゆるこれいろいろこの指定管理者の件に関しては、いろんな意見がありますように、行政でやるべきものを民間に、先ほど市長からもありましたように管理を委託するわけですから、指定管理を任せるわけですから、その専門性というものが私は非常に重要視されてしかるべきかなと、そんな感じを受けたところであります。

というのはなぜかという、この類似施設の点数、類似施設の実績を評価される段階で、2点、基準点は2点なんですけれども、2団体が申請された場合に、それを選ぶ場合に、指定管理者制度の実績、いわゆる類似施設でなくとも、過去に指定管理者になった実績があるということ非常に点数が8点ということで高くなるんですね。その辺に私は問題がないのかなというふうな疑問なんです。

ということは、専門性をもっと優先すべきでないかなというのが私の持論なんですね。つまり、これかなりの分野に広がっているわけでありまして、公園管理やら、あるいは体育施設の管理な

ど、さまざま出てきますけれども、例えば保育所の管理に公園管理の管理者としての実績がある。したがって、そっちが高くなるというんでは、私はちょっと整合性に欠けるのではないか。それが全てではありませんよ。

ただ、中に、特にあったのは、これ固有名詞を出しますと非常に問題が出てきますので、固有名詞は出しませんが、1つには自主事業による施設の有効活用方策というのが、基準点が2点なんですけれども、選定された団体は4倍の8点なんです。8点。もう一つの団体も3倍の6点という配点なんです。この今申しあげた自主事業による施設の有効活用ですね。

それと同時に、今度は類似施設の管理実績、これにいきますというと、むしろ選ばれなかった、選定団体でないほうの施設のほうが8点というように、非常に点数が高いんです。指定された団体は6点ということで、2点の基準点に対して片や3倍、片や4倍の6点、8点で、ただしその8点のほうを外されているわけですね。2点点数低い6点の配点を受けた団体が指定されている。その辺をちょっと見直すべきではないのかなというのが私の見解なんです。その辺について市長のまず御見解を伺っておきたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 指定管理者の候補の選定については、委員会で評価基準というものを定めているわけでありまして、新宮議員いろんな御指摘をいただきましたが、類似施設等の管理実績というものを設けられているところでありまして、今回は指定管理者としてふさわしい候補を選定をするというための基準になっているわけでありまして。

そういった意味で、公園の指定管理を受けた団体が福祉の指定管理のほうを申請をして、そっちの点数が高いのは果たしてどうなのかというような御意見であろうかというふうにも思います。そういう評価方法もやっぱりあるのではないかといいふうにも思います。思いますけれども、今やっている寒河江市での評価方法というのは、業務委託と指定管理というのは違うのではないかといいふうな認識でいるのであります。

業務委託というのは、あくまでも契約内容に基づいて個別の事務や業務の執行を委託受託することにとどまるわけでありましてけれども、指定管理ということになると、施設全体の管理はもちろんでありますけれども、通常市が行う使用許可などの権限についても受任をする、委任を受けるということになるわけでありまして。いわゆる管理代行的な内容を含むということになるかと思っております。

さらにつけ加えるならば、先ほど御指摘のあった自主事業の実施などということも大変大きな要素になっていく。単なるやっぱり業務の委託とは違うんだということになるわけでありまして。そういった意味で、選定に当たっては、使用許可などの権限、あるいは施設の利活用方策である自主事業の実績などという面で、総合的に施設を管理する能力を有するかどうかという観点が非常に大事な視点であるというふうにも認識しているところでありまして、現在の評価基準は、その点を着目して加点しているというふうにも考えておりますので、御理解をいただきたいなというふうにも思っているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 新宮議員。

○**新宮征一議員** 市長がおっしゃることも十分私も理解はしているつもりです。当然業務委託で受託してこれまでやってきた経験と、指定管理者としての経験の重さというのは、これは十分わかりますけれども、先ほどから申しあげている、私が言っているのは、いわゆるその専門性という配点が2点と

いう基準点で専門性の高い点数のほうが落とされて、低い点数のほうが選定されている部分がちょっと疑問を感じるということを申しあげているところなんです。

例えばちょっと体がぐあい悪くて病院に我々が行った。そうしたら、胃がんが発見されて手術をしなければならぬといったときに、眼科医として、目のお医者さんとしてもう何十年のキャリアを持っている先生を選ぶか、仮に経験は少なくとも手術をする場合には外科の先生を選ぶかといった場合は、やっぱりこれは外科の先生なんです。したがって、その専門性というものをもうちょっと配点に、どっちがいいとか悪いとかじゃないんですが、この専門性という、いわゆるノウハウの部分をもっと重点的に考えたその配点方法はないのかなということをお願いしたいんですが、今市長からの答弁がそれでありましたので、まして今回4月1日から、先ほど申しあげました26施設の契約件数で、19件が新たにスタートするわけでありましてけれども、その中では更新された団体のこの11件に関しては、ここからまだ31年までの5カ年という長い契約期間も設定されるわけでありましてけれども、今後の課題としてその辺をぜひ検討委員会のほうで御検討をお願いしたいということだけをまず、だけをというよりも申しあげておきますが、市長の御見解をお願いいたします。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 確かに先ほど今の市のスタンスというのはそういうスタンスでやっているわけでありましてけれども、新宮議員から御指摘になったような内容を少し基準の中に重点を置いて評価をしていくという考え方もあろうかと思えます。そういった意味で、この評価基準というのは固定したものというふうにも思いませんし、見直すべきところは見直していく必要があるというふうに思っておりますから、そういった意味で、これからの選定委員会の中でもそういった議論を踏まえて、よりよい制度となるように改善をしてみたいというふうに思っているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 新宮議員。

○**新宮征一議員** これは先ほども申しあげました今後の課題として御検討いただきたいということでありまして、その際にはこれは全てにそれが必要かどうかはこれわかりませんが、その施設、あるいはその事業内容によっては外部からの有識者、いわゆるその専門的な知識を持った方なども若干名、その事業によってですよ、入れて先ほどの庁舎内の副市長を委員長とする13名のメンバーだけでなく、必要に応じて、これはあくまでも必要に応じてそういったことなども考慮した上で、今後ぜひ検討していただきたいということを御要望申しあげておきます。

次、通告番号14番の公設駐車場の管理についてであります。昨年の11月からですか、駅前駐車場、それから本町駐車場、この2カ所が有料化されました。今回はこの通告で駅駐車場というふうに私表記したんですけれども、これは駅駐車場ではなくて、正式には駅前広場という呼称なんだそうですけれども、駅前広場というと農協さんの前の11月から有料になったあそこを指しているわけで、ちょっとその辺理解不足だったんですが、駅駐車場というふうに表記しましたけれども、これは駅前広場ということの御理解をまずいただきたいと思えます。

11月から有料化がなされたわけで、まだまだ時間的に浅いので、ここでそれをトータル的に今後の課題とか、あるいはこれまでの内容がどうだとかということ、データを出すには非常に期間が短いので、それを私は今回要求するつもりはございませんが、有料化された後のいわゆる利用状況がどうなっているのか。

さらには、市民の皆さんから何か意見とか、あるいは苦情とか要望とか、そういったものなども含

めて現段階での利用状況についてお聞きをしたいというふうに思いますので、お願いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御質問のフローラの本町駐車場、それから農協さん前の駅前駐車場については、駐車場の適正管理と利用者の公平性確保という観点から、昨年11月から機械管理を導入させていただいて、一定時間を超える駐車の有料化というものを図らせていただきました。

4カ月経過したところでありますから、全体的に評価をしていくということはまだ早いというふうには思いますが、これまでの利用台数からいくと、本町の駐車場は1日平均で約853台、駅前駐車場は1日平均で約94台となっているようであります。

目的外利用と思われるような長時間の駐車が見られなくなった。商店街などを訪れる人がいつでも駐車できるというようになってきているという声をお聞きをいたします。中心市街地の駐車場としての本来の利用形態になってきたのではないかというふうにも考えております。

また、駐車料金についても、御案内のとおり利用者に配慮して3時間までは無料にしているわけがありますし、1日利用した場合でも最大1,000円、さらに、駅前駐車場の場合は、JR利用者については1日300円までとしたわけでありますので、これまでいろいろ4カ月間の中で、もちろん私のほうにもそうですけれども、担当課のほうにも大きな苦情やトラブルという声は届いておらないというふうに思っております。スムーズに御利用いただいているのではないかというふうに認識しております。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 まだわずか4カ月ということでありますけれども、その間の利用状況を見ますという、数字的には先ほど市長から示されたとおりで、本来のこの目的に沿った利用がなされているというような御認識でありますので、大変結構だなというふうに思いますが、今後の経過も見なければならぬ。これ冬という時期的なものもありますので、年間をトータルした中でどうなのかというものも見なければならぬと思うんですが、やっぱりこの本町駐車場の台数が駅前と比較してかなり多くなっているわけですが、やっぱりこれは買い物のお客さんが非常に利用しているということが、もうここに顕著にあらわれているわけですね。

駅前駐車場のほうは、どちらかというとも商店街からある程度遠いということで、あそこの利用者が、日中の利用者が少ないのかなと思いますが、これ私のところに届いた市民の声の1つなんですけれども、今先ほど市長からもあったように、3時間までは無料なんです。そうすると、夜の時間帯に、例えば駅前駐車場を利用した場合に、これちょっと極論なんですけれども、車を入れた時間を記憶しておいて、2時間50分になると一旦出て、そして入り直すと、そういうふうな実態があるんだそうです。それをどうするんだと言われても、これも果たしてこれらをどうするかというところまでは規制する方法は私はないと思うので、それなりの答えを出しているんですけれども、そういった実態などもあることは事実なんです。

それで、その駅前駐車場が規制されたために、規制というか、有料になったために、先ほど申しあげました駅広場、こちらのほうにかなり流れている。いわゆる駅前駐車場、本町駐車場は本来の目的に沿った利用がなされているという、先ほど市長の答弁でありましたけれども、駅前の広場といえますか、あそこにはやっぱり本来の目的に反した駐車がなされている状況がうかがわれます。

これについても、当初この有料化について検討が始まった段階で、私ども議会のほうにも議員懇談

会場で、駅広場も含めて3カ所を有料にするというような説明があったやに私記憶しているんですけども、それらについて、またその場合でもJRとの何か協定されているものがあるというふうにも聞いておったわけなんですけれども、この駅広場に対する有料化についての現段階でのお考えはいかがなものかお聞きをいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 駅駐車場、駅前広場についても、先ほど新宮議員御指摘のとおり、一昨年になりますか、平成24年12月の議員懇談会において駅前の広場、駅駐車場についても駅前駐車場や本町駐車場と同様に市民や利用者の公平感確保のために、JR利用者に配慮しつつ機械管理を導入して有料化を図りたいということで、担当課長のほうから御説明させていただいたところでございます。

駅前の広場については、平成14年当時、市とJR東日本仙台支社との間で寒河江駅前広場の管理運営に関する協定書を結んでいるところであります。それによりまして、JR側が主管をするということになっております。そういったことで、昨年来、当初御説明をした目的を図るべくJR仙台支社と協議を重ねて、機械化導入についての協議を重ねまして、理解はいただいているところでございます。

しかしながら、実際その駅前広場に機械管理を導入していくということにしていきますと、現在あの地下埋設の融雪装置というのがありまして、それを改修をしていく必要がある。あるいは可動式駐車場周囲の柵などもつくらなければいけないというような、今可動式ですから、そういうものをつくらなければいけないということで、当初に考えていた以外の初期投資がかかっていくというふうに今見込んだところであります。

そういう意味で、25台の駐車スペースですから、今の想定している経費では1,300万円ぐらい全体でかかっていくということに見積もりをしたところでありますので、なかなかその費用対効果からすると、すぐには実施できないのではないかとということで、当初予算についての計上は見送らせていただいたところであります。

しかしながら、御指摘のとおり、そういう我々の駅前3駐車場の趣旨に反したというか、趣旨に沿わないような駐車が流れていくということも我々も懸念しているところでありますので、当面現在は朝5時30分から8時30分まで指定管理者による人に立っていただいて指導しているわけでありまして。そういう状況を見ながら、必要であればその指導員の方を強化していく、時間帯をふやしていくなども含めて対応を考えていくということで、状況を見守らせていただいた後にしかるべく対応を決めていきたいということを考えているところでありますし、また経費の面で何とかもう少し節減できて整備ができないかなどについても、改めて検討した上で対応を考えていきたいということであります。いずれにしても、こっちにとめられない人が流れていくようなことでもまずいというふうに思いますので、そこら辺の管理、指導などについては十分充実していく必要があるというふうに認識しております。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 確かに今市長の御答弁にもありましたように、あそこの駅前の広場の駐車スペースに関してやっぱりJRの利用者が使うというのが本来の、いわゆる買い物のお客さんではなくて、JRを利用する人のための駐車場というのが本来の目的だと思いますので、これJRのほうとの協定なんかもあったというのは、これはごく当然のことだというふうに思います。

ただ、その後のその協定内容について、いわゆる有料化に向けた考え方なども、市のほうではJRのほうにそれを示して、いろいろ話し合いの結果理解はいただいたというのは、今市長の答弁であったわけですが、確かに25台の駐車スペースに1,300万円の金をかけて、これも融雪溝があるためにそういった工事が非常に困難だというような御答弁でありましたけれども、25台を確保するために1,300万円をかけてということになると、非常にこれは費用対効果という面からいっても、そこまでやらなくてはならないのかという、逆に言えばそういった疑問も出てきます。

ただ、いわゆる公設の駐車場の利用の公平性というところから考えた場合には、公平性ですね。公平性を考えた場合には、ある意味ではこれも何らかの方法を講じなければならないのかなという気も全くしないでもありません。市長のほうからは今後さまざまな角度から検討しながら、あるいはその推移を見た上で、今後の課題として検討といいますか、まず見てまいりたい、様子を見ていきたいということですので、まず現状を的確に判断された中で今後の対応策を考えていただきたいということをお願いを申しあげて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

### 内藤 明議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号15番から20番までについて、14番内藤 明議員。

○内藤 明議員 おはようございます。

質問の事項が多いために、前置きをなしで質問に入らせていただきたいと思います。

初めに、市の債権管理についてお尋ねをいたします。

まず初めに、24年度末における市税、国保税、下水道使用料、保育所の保育料、介護保険料などのつまり公債権と市営住宅使用料、病院の使用料、水道料金、学校給食費などの私債権、私債権の本市の債権合計はいかほどか伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 平成24年度末における公債権と私債権についてでありますけれども、市税でありますけれども、これは市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の合計で、件数にして6,125件、金額は3億3,578万6,000円、国民健康保険税は2,935件で3億6,895万4,000円、下水道使用料945件で2,440万円、保育料21件で450万6,000円、介護保険料216件で630万7,000円、市営住宅使用料36件で239万1,000円、診療報酬1,447件で1億9,729万7,000円、水道料金1万9,971件、2億59万2,000円、学校給食費18件で64万6,000円で、合わせまして11億4,087万9,000円というふうになりますが、なお、水道料金については、料金徴収システムの関係から2月、3月分の使用料が未納額に含まれますので、実質的には未納額は、先ほど申しあげた11億の額より約1億6,000万円差し引いた額10億弱というふうになろうかというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 大変大きな金額でありますけれども、これ決算議会の都度に話題にされるわけでありまして、この未収金対策については、各担当課でそれぞれ情報を共有しながらマニュアルに基づいて対応されているようですが、私はこの際、むしろ一歩進めまして、全庁的な情報を共有する中で、この債権条例の制定ということで考えてはどうかというふうに思っているわけでありまして、つまり債権をそれぞれ発生原因となるそれぞれの法的な、法令の根拠によってそれぞれ違うわけであ

りますけれども、こうした最近の多い額から考えてみまして、この適正な管理を行う必要があるんじゃないのかなというふうに思っているわけでありまして、この徴収のノウハウを共有するとともに、債権の管理回収をより効率的に行うための市の債権管理条例を私は進めるべきだというふうに思いますが、市長の御見解を伺いたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 少し景気がよくなりつつあるとはいってもなかなか中央には及ばない。景気が低迷している状況、さらには、雇用情勢もなかなか好転しない、財政状況も厳しいという中で、おっしゃるように税を初めとする公の施設の使用料の債権回収、あるいは債権の整理などを効率的に行って徴収率を向上させていくというのはひとり寒河江市のみならず、全国の自治体において非常に共通する大変大きい課題だというふうに認識しているところであります。

先ほど内藤議員もおっしゃいましたけれども、いろんなそれぞれの部署でそういう努力をしているわけでありまして、なかなか債権者の情報を共有化できないというのもやっぱり1つの大きい課題になっておりまして、苦勞しているという状況もあろうかというふうに思います。

そういった意味から、住民負担の公平性、財源を確保し健全な財政運営を図るということで、債権管理の具体的取り組み、債権回収の手續、回収見込みのない債権整理などを規定した、おっしゃるような債権管理条例の制定でありますとか、マニュアルなどを策定して対応している自治体もあるというふうに認識をしています。

当寒河江市におきましても平成17年策定をいたしました行財政改革大綱で、歳入を確保するために税及び税外収入金の収入担当によるプロジェクトチームなどを組織して、収納率向上を努めてきているところでありますし、18年度からは所管課が一体となって情報を共有し、回収に当たってきたという状況があります。現在は御案内のとおり、税務課では時間外の納税相談でありますとか、コールセンターでの納税通知、さらには、水道事業所、下水道課にあっては未払い者への全戸訪問、その他納入者との面談等を実施するというところで、担当課のほうで個別に対策を講じてきているところであります。

御案内のとおり、最近というか、去年からですけれども、水道料金、あるいは下水道料金、そして26年度からは市税のコンビニ納付なども実施をさせていただくということで、未納を出さないような工夫、対策をそれぞれの部署で実施しているところであります。そういう意味で、回収見込みのない債権の整理なども適切に処理していただいているところでございます。

我々としてはこうした取り組みを充実しながらも、もちろん検証をしていく必要がある、その効果というものを検証していく必要があります。そういったことと、あるいはこの条例、おっしゃるような条例について制定している自治体におけるその効果なども調査しながら、問題点などについても検討しながら研究していく必要があるというふうに認識しているところでございます。

○**鴨田俊廣議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** ぜひ研究を進めていただきたいというふうに思いますが、これ誤解あると困りますので、申しあげますけれども、市長も言われましたように、もちろんこの条例を定めるに当たっては、この債権の放棄というふうな問題も出てくるだろうと思います。ですから、この何かの取り立て屋みたいなつもりで私は申しあげているつもりはありません。市長も言われましたとおり、つまり財政の健全化へ向けて大変大きくなっているこの債権について、市民の負担の公平性の確保という点からも、

ぜひ研究を進めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、公契約条例の制定について伺いたいというふうに思います。

全国の地方自治体で発注している公共工事、あるいは指定管理者、それから業務委託等の入札において、価格競争の結果、労働報酬の引き下げ等による労働環境の悪化が最近指摘をされているところでもあります。そして、その悪化は、とりもなおさず雇用条件だけでなく、労働意欲の低下をもたらすというふうに言われておりますし、発注者である地方自治体の事業の質の低下、こういうふうなものも懸念をされているところでもあります。

そしてまた、一方で、そのサービスを受ける市民の安心・安全というふうな視点からすると、そういう点についてもまた懸念をされるというふうな状況にあります。このことは、仕事を受ける企業側にも安定経営という上でも支障を来すというふうに思いますし、結果として市民生活にも影響してくるだろうというふうに思われるわけでありまして、この事業者に発注する際、この最低賃金等を規定をする、定めておくこの公契約条例を私は定めておくべきではないのかなというふうに考えますが、市長の御見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 端的に言う、賃金の最低基準を定めておく公契約条例の制定についての見解はどうかということでもありますけれども、御指摘のとおり、一定以上の賃金を確保するということが民間に波及していった場合に、競争条件が対等となって公正な競争が促されるという利点があるわけですが、反面公共事業の賃金相場が上昇してしまう、また、最低基準額を定めることによって、正常な経済活動を阻害することなどが懸念されるということも一面言われているようでありまして、以前にも内藤議員から御質問いただいて検討する旨の御答弁をさせていただいたところでもありますけれども、全国的にもまだこの公契約条例を制定した自治体は少ないというような状況であります。建設工事以外の業務委託などの発注に係る積算体系の確立をどうしていくのかなどという必要な調査が多々あるわけでもありますので、現時点でなかなかそういう条例の制定まで踏み切る判断は難しいのではないかとこのように思っているところであります。

県内にも一部そういう条例制定に向けた動きがあるというふうに聞いておりますので、そういった状況を踏まえながら、市としては適正な労働条件、あるいは賃金条件を評価できるような総合評価落札方式の導入なども含めて、引き続き総合的に検討していく必要があるというふうに認識しているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 総合的にいろいろ研究したいというふうなことでありますけれども、最近新聞等には、この地方公共団体の公共事業の入札で入札不調が続出しているというふうに新聞等で話題になっておりますけれども、何で不調かというふうにいいますと、市長御承知かというふうに思いますが、新聞等でお読みになっているというふうに思いますが、この建設業界の人手不足であるというふうには、もちろんそこにはさきの大震災での公共工事の増加なんかもあるというふうに思いますが、そういうふうに言われているんですね。その建設業界の、つまり低賃金の実態があつてなかなか人手が集まらないというふうな状況があります。先般の新聞にも載っておりましたが、この待遇改善が必要なんじゃないかと、こういうふうに言われております。

国土交通省は、2014年度に自治体を公募してモデル事業を実施して、その発注方針に関する自治体向けのマニュアルを作成するというふうに報道されております。この公共事業に対する算定費用を上げるというふうな形になるんだそうではありますが、そのことに関して建設作業員の労務単価を引き上げるというふうなことを考えているそうでもあります。

そういうふうな例えばモデル事業が出ましても、例えば法的な縛りやなんかがない場合に、下請や孫請、そういう段階に来ると結局労働者の給与、賃金が確実にそうしたところに反映ができないんじゃないかというふうなことが懸念をされるわけでありましてけれども、そういうことをチェックしていくようなシステムを地方自治体からやっぱり作り上げていくべきではないのかなというふうに思います。

もちろんこれは国の法的な整備があればそれにこしたことはないんですが、そこまでどうもいかないうような気がいたします。しかし、このままでいきますと、建設業界、日本の国の建設業がだめになっていくような気がするんですね。ですから、ぜひ市長の考えもあるようでありましてけれども、こうしたことについて踏み込んでぜひ検討すべきであるというふうに考えますが、そうした現況についてどういうふうに思われますか、市長のお考えありましたら承りたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** いろいろマスコミ情報、あるいは各自治体のいろんな公共事業などについてなかなか受注者が決まらないというような原因が、資材の高騰もありますけれども、人手不足というような原因でそういう仕事が進んでいかないというふうな状況が最近多々見受けられるというようなところもありますし、また大震災の影響で、人材もあちらのほうにとられていっているというような状況があるかというふうに思いますが、そういった意味で国のほうも労務単価の引き上げなどということで、そういう処遇改善と申しましょうか、賃金の上昇を誘発するような改正をしていこうということでもありますし、我々としてもやっぱりずっと建設業界というのは右肩下がりができた状況がありますので、ここである程度少しおっしゃるように体制を強化していかないと、さらに落ち込んでしまうというようなところがあるというふうに思いますから、我々もいろいろ業界の団体などとの意見交換をさせていただきながら、将来にわたってのいろんな社会資本の整備を担っていただくような体制の充実に向けて協力していくというのを考えていきたいというふうに思っているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** これまでは例えば入札、公共事業の入札等に関しての問題について申しあげましたので、この先は指定管理者の問題について述べさせていただきたいというふうに思いますけれども、この前もたしか申しあげたかもしれません。全国的にこの状況について申しあげたところがありますけれども、指定管理者等によって、低賃金によって全国の保育所等の労働条件が悪化する中で、事故が多発化傾向にあるというふうなことも新聞等に載っておりました。保育所の充実ということは大変重要なことでもありますけれども、そういうことで住民のニーズに応えるということも大変重要なことだというふうに思います。

しかし、一方では、子供を育てるための1つの施設でありますから、つまりそういう意味では質の向上、保育の質の向上というふうなことも重要な視点ではないのかなというふうに思います。総務省の、先日も遠藤議員からありましたけれども、指定管理者についての制度運用についてというふうなことで通知があったというようなお話がございました。

その中では、やっぱり公契約条例を制定するには適切な配慮について留意することということがございます。つまり労働条件等もやっぱりきちっと指定管理者を指定するほうでは踏まえておくべきだということだろうというふうに思います。そこで言わんとしていることはですね、そうしたこともあってそういう通知が出されているというふうに思いますので、条件が保育所における保育士の労働条件も大変厳しいものになっているというふうに言われておりますので、どうぞ検討なさる際はそうしたところについても御研究をさらに積まれていただいて検討をしていただきたいというふうに思います。実態はいろいろあるんですが、時間がないので申しあげませんが、建設業界の実態とか保育所の実態とか、全国的なものですよ、ありますけれども、申しあげませんが、ぜひそうしたところも含めて研究、御検討をいただきたいというふうに御要請をしておきたいとします。

それから、次に、通学路の安全確保ということでお尋ねをしてみたいと思います。

学区単位の議員懇談会とか、PTAとか、学校関係者と懇談会とか随時行われますが、その都度こうした通学路の安全確保ということで提起をされております。そこでお尋ねをしたいというふうに思いますが、総括的に伺いますけれども、市道の中で通学路に指定をされておいて、そのうち学校関係者、あるいは地域から、そこは危険だなというふうに指摘をされて改善・改修等の要望がなされているところはどれくらいあるのか最初に伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 小学校の通学路、または中学生が利用している市道における危険箇所の改善要望については、町内会やPTAの方から要望書をいただいております。また、通学路の総合安全点検ということで、子ども見守り隊、学校関係者、それから警察署の関係者が調査した結果の市道の改善箇所というのもございます。要望書と重複されている箇所もありますが、合わせて現在16カ所ほどの要望箇所があるというふうに認識しております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 16カ所あると、重複もあると言われましたけれども、16カ所というふうに認識されているということですが、その中で緊急を要するというふうに認識をされているところは何か所あって、具体的なところを伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 現在緊急を要する箇所という認識をしている箇所については、特に危険性の高い市道若葉町陵南中学校線の肉の長栄さん前の交差点から陵南中学校までの間で、歩道がないということで、250メートルの区間です。現在歩道設置工事を実施しているところでもあります。

また、先般杉沼議員からも質問いただいたところですが、市道柴橋平塩線の長生園前交差点から中央工業団地に向けて歩道整備を含めた道路拡幅の事業、これは26年度から着手するというようにしております。そのほかに、先月通学路になっていました市民浴場付近の市道島落衣線で交通事故が発生をしているところでありまして、こうした危険箇所については歩道の整備など順次改修整備を進めてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 そうした危険箇所については、一日も早く改善、改修を行っていただくようお願いをしたいというふうに思いますが、そこで具体的に柴橋平塩線の問題も出されました。私も通告をしておりましたが、さきに杉沼議員がこの質問を行っておりますので、重複を避けたいというふうに思

いますが、その中で、平成26年度に今着手するというようなお話がございました。そこで、完成する目標年度は何年というふうに大体定められておるのか伺いたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 完成年度につきましては、用地買収、それから物件補償などもありますから、3年間ぐらいで整備をしていきたいということで、目標を立てているところでございます。国の交付金の関係もありますから、できるだけ早期に完成を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 先般柴橋平塩線の平塩橋のかけかえのことも質問がありましたが、クア・パーク地内のあそこには屋内運動場ができたわけでありまして、あそこは災害時には物資搬入の拠点施設となることから、例えば高速道路が崩壊したとかというふうになりますと、使える道路というのは限られてくるわけですね。どうしても国道458号からのアクセスというふうなことでの重要性が増してくるというふうに思いますし、これは通学路、生活道路ということだけではなくて、そういうふうな視点からすると、そのかけかえというのは非常に重要なことになってくるなというふうに思うわけですが、橋のかけかえは県・国等にさらに要望を強めていただくというふうなことで対応していただきたいというふうに思いますけれども、なお、この前、市道の管理責任者として見通しを立てる中で対応しなくちゃいかんというふうな話もありましたが、当面そういうふうなことで、ぜひさらに要望を強くしていただくとともに、その先の南側についてもまだ改修の必要があるんだろうなというふうに思いますので、そうしたところについてのこの安全確保というふうな点からの整備についてはどのようなお考えがあるのか伺いたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御指摘のとおり、国道458号線からチェリークア・パークの多目的運動場との緊急時の物資の輸送路ということもこの路線は想定されるというふうに思いますので、御案内のとおり、平塩橋も含めた国道458号から中央工業団地を經由し県道寒河江西川線に至る市道を県道として整備していただけるように県に要望してきているところであります。もちろんその中には国道458号から平塩橋までの区間の整備というものも当然含まれているというふうに思います。引き続き県のほうに強く要望を申しあげながら、また市独自の対応などもいろいろ検討しながら、早急にその対応方針というものを決めていく必要があるというふうに認識しているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 安全確保というふうなことにかかわる問題でありますので、早急に対応をお願いをしたいというふうに思います。

続いて、寒河江市消防団の展望についてお尋ねをしたいというふうに思います。

近年というよりも大震災以降、消防団組織の重要性が叫ばれる反面、対象となる若年層が減少しているというふうなことで、この消防団組織の維持が困難な状況になっておって、再度退団者への加入の呼びかけとか、あるいは勧誘とか、OB組織の立ち上げとか、そういうふうなことをなさっている自治体があるというふうに聞いております。

また、あるところでは婦人消防隊といいますか、女性消防隊といいますか、そういうふうな組織までつくっているという自治体もあるというふうにお聞きをしているところでありますが、本市におい

でも将来そうした若い方々の減少に伴って、この消防団組織の維持が非常に困難になってくるなというふうに思われます。そんなに遠くない将来、そういうふうに多分なるであろうというふうに思われますが、それを見据えたやっぱり対応も考えておくべきだというふうに思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 消防団員の定数については、消防庁の消防力整備基準に基づいて算定をすると、寒河江市の消防団員数というのは定員が831名になるんですね。現在824名でありますから、充足率99.2%と大変充足率が高い状況になっています。

ただ、しかしながら、おっしゃるとおり入団対象となる若年層の減少とともに、消防活動と仕事の両立が難しいとか、勤務先が市外なので活動が難しいなどという理由から入団に難色を示す若者もあって、団員の確保に苦慮している地域もあるというふうになっているようでもあります。地域を守るための消防団ですから、やっぱり地域ごとに適正な配置が必要だというふうになるかと思えます。そういった対策をやはりおっしゃるように今のうちから考えていく、あるいは講じていくということが必要になってくるところでありますし、また、一方で、機動力という面で能力のある消防ポンプの配置などを行って、設備の充実を図ることによって団員数の減少に対応するというのも一面では必要になってくるのではないかというふうにも考えているところであります。

また、先ほど御指摘のように消防団のOBなどの協力をいただいて、消防団活動の一翼を担っていただくということも必要になってくるというふうに思いますので、そこは検討してまいりたいというふうに思います。その一翼を担っていただく方法としては、消防団のOBから消防団活動協力員として登録をさせていただいて、実際災害が発生したときに消防団の行う消火、救助・救出、避難誘導などの後方支援をしていただく体制というものをつくっていくという方法と、もう一つは、有事のときのみ一般団員と同様に活動していただく、OBの方にですね。それは平時のときの活動には参加せず、特定の災害任務だけに従事してもらう、特別な消防団員の設置などというOBの活躍するケースがいろいろあるようでもありますので、この件については消防団、それから消防関係、消防本部などとも十分話し合いをさせていただきながら、検討していきたいというふうに思います。

また、おっしゃるように女性消防団の設置までいくのか、そういうところまで、設置に向けた検討などもこれからの時代でありますから、必要になってくるというふうに思いますので、その辺のところも検討を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ぜひ御検討していただくようお願いをしたいというふうに思いますが、そんなにもう時間はないんだろうなというふうに思います。私の地域も二百七、八十軒ありますけれども、ずっと考えてみますと、若い方々がないような状況が結構あって、あと三、四十年もしたらもう3分の2以下の戸数になるんじゃないのかなというふうに思います。もっと下回るんだなというふうに思いますけれども、そうしますと、さっき市長がこの消防団の定数言われましたが、その人員確保というのはほとんどできなくなるんだろうなというふうに思います。したがって、もうそういう時期に来ているということを踏まえていただきまして、早急に検討いただきたいというふうに思います。女性消防隊というふうなことも御検討いただくということでありますので、ぜひそれも含めて御検討いただくようお願いしたいというふうに思います。

続きまして、どんどんいきまして大変恐縮であります、この叙勲、名誉市民、それから市の表彰者の推挙についてお尋ねをしたいというふうに思います。前にもこれ1回やりましたけれども、叙勲は初めてであります、これは私もどうかなというふうに思っておったんですが、市民の皆さんからいろいろお尋ねをされまして、それに私も答えなくちゃいかんというふうな一面の私の議員という立場もありますので、御容赦を願いたいというふうに思います。

この叙勲に関しては、私もいろいろ質問通告をしてから調べさせてもらいましたが、叙勲の候補者について各省庁から内閣府に対して推薦が行われると。そして、各省庁においては所管の分野ごとに各都道府県、あるいは関係団体から推薦を求めてなされるというふうに記載しておりました。本市においても多分この人を推挙というのか、何かのあれに推薦と書いてありましたね。推薦を受けるということであります。推薦をするというふうな形になるんだらうというふうに思いますけれども、どのような形で具体的になされるのか、その手順、手続などをおわかりになれば教えていただきたいと思えます。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 正確にお答えをしたいというふうに思いますので、御案内のとおり、現在の叙勲制度、昭和38年7月12日の閣議決定、生存者叙勲の改正についてというものに基づいて、昭和39年4月29日に第1回の発令がされたのが始まりであります。毎年春は4月29日、秋は11月3日ということになります。

叙勲は、おっしゃるようにそれぞれ功績分野によって種類があるわけでありまして。長年地方自治の育成・発展に貢献し功績顕著な者でかつ推薦基準を満たし叙勲されるにふさわしいと認められる者については地方自治功労ということになります。対象は、首長や議会議員の公選職、それから選挙管理委員会委員や監査委員などの行政委員などになっているところであります。本市においては高齢者叙勲も含めてこれまで27名の方が叙勲の栄に浴されているということでございます。

御質問の候補者の推薦につきましては、毎回、さっき申し上げた発令日の数カ月前に出される内閣府賞勲局から総務省への通知、これは自治功労の場合ですけれども、総務省への通知に基づき行われ、県からの依頼によって市から県に推薦をし、県では推薦あった候補者の中から総務省に推薦を行っていく。市から県への推薦についてでありますけれども、事前に県に報告している候補者資料の中から該当の可能性が高い方を県が指名して、市ではこれを受けて当該候補者の功績調書等の関係書類を作成し、県に進達をしております。推薦対象者は、原則として現職ではなくて元職、原則としてですね、70歳以上の方となっているところであります。

県への事前報告資料としては、春秋叙勲候補者調査票、将来において推薦基準に達する可能性のある方をリストアップする叙勲潜在候補者名簿があるわけでありまして、いずれもこの名簿等については議会事務局、あるいは選挙管理委員会事務局などにも御紹介をし、候補者の把握に遺漏なきように努めているところでございます。

○**鴨田俊廣議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 仕組みについてはわかりました。それで、私のところにいろんな御意見を頂戴するのは、つまり市の段階で何らかの、市から推薦するに当たって何か恣意的な力が加わっているんじゃないかというふうな疑問点がありまして、そのようなお話があるんだらうというふうに思いますが、つまり同じような例えば経歴を踏んできた方であれば、当然年上で先にその経歴を踏まえた方が

この叙勲の対象になるんだらうというふうな認識が普通おありだらうというふうに思いますし、それがやっぱり一般社会的な常識なんじゃないのかなというふうに思いますけれども、ところが、後でその経歴を踏んだ方が比較的若くて叙勲を受けられますと、何だらうと、こういうふうに思われるんですね、だらうというふうに思います。

そして、じゃあその方が叙勲の対象にならないかという、亡くなってから遺族の方に叙勲を受けられるというふうな、結果的にですよ、受けられたというふうなことなんかもあるもんですから、そういうふうな意見があるんだらうというふうに思いますけれども、そういう人は市から県に上申というのか何かわかりませんが、行われるときに、何かそうした恣意的な力なんか加わるということはないんですか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども申しあげましたけれども、市から県への推薦する際に、事前に県に候補者の資料というものを報告しております。その資料については、さっきも説明申しあげましたけれども、遺漏なきように網羅的に資料提出をしているという状況であります。そうした中から該当者の高い、叙勲などについても人数制限はある程度あるんでありましょし、順番などもあるんでありましょから、可能性の高い方を県が指名をして、それを受けて市のほうがその調書を作成していくという段階になっているところでありますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 そうした問題はその程度でとどめさせていただきたいというふうに思いますけれども、次に、市の今度は具体的な表彰条例の関係でお尋ねをしたいというふうに思いますが、これは前にも御指摘を申しあげました。これは市民からもいろいろお話がございます。これは市長、あるいは議員というのは、つまり立候補してしかも議員報酬、あるいは市長の報酬を特別職としていただいておりますから、そういう点からすると、当然なんじゃないかと。市の市勢発展に尽力するなんていうことは当然のことだというふうな市民感覚でありますし、私もそういうふうに思います。そういうことから、表彰条例の、つまり要件について見直すべきではないのかなと、こういうふうに思いますが、改めて市長の御見解をいただきたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 そういうお考えの方もいるというふうには認識をしているところでありまして、市の表彰制度でありますけれども、先ほど来御質問にあります叙勲も含めた栄典制度のあり方にかかわるのではないかとこのように思いますが、その件に関しては、平成13年に栄典制度のあり方に関する懇談会というのが、内閣府の有識者懇談会の報告書が出されておありまして、その中で、そういった議員がおっしゃるような議論も踏まえつつ、栄典というのは国民、公共に対し功労のある人を幅広く対象とすべきものであり、特定の分野を制度的に対象から除外することは不相当であるというような懇談会の報告書が出されているところでありますので、こうした見解なども我々としては十分踏まえながら、特別に市長や議長であった方を制度の対象から外すということ、そういう理由はないのではないかとこのように認識しているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 懇談会のものも、私もさきに質問申しあげましたこの叙勲の関係で見せてもらいましたが、それは私はつまり全てではないというふうに思うんですね。時間も経過をしておりますし、状

況も変わります。ある意味ではこのそうした栄典といいますか、そうした叙勲や表彰というのは私の感覚的な問題かも知れませんが、一段と高いところであって、そしてこの表彰をするというふうな、そのものについて表彰をするというふうなことを私はどうしても感じるんですね。

つまり今そういう意味では、この分権の時代にあって、市と市当局と、つまり市長と議会は対等であるというふうなことが言われているわけでありますから、そういう中であってこの表彰というのはいかなものかなと、こういうふうに思っているわけであります。そうした本市のこの表彰条例の中身についても昭和36年でしたか、こういうふうなことが規定されたというふうにありますけれども、そういう点でやっぱり見直すべきだなというふうに思いますけれども、繰り返しますが、論点がぼけると悪いので、一段とこの高いようなところからの表彰というようなことにもなっているんじゃないかというふうに感じますので、その点はいかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市の表彰制度のお話かというふうに思いますが、叙勲制度全体についても従来から官が厚く民が薄いなどということが言われておまして、そういう中で見直しも図られて、できるだけ公平にという観点で見直しを進められてきているというふうにも思います。そういった意味から、我々もできるだけ幅広い人材について、市の発展に貢献された方を表彰していくという制度の本来の目的に沿って、これからも運用について十分真摯に、見直しも含めて対応していくということは必要だというふうに認識しております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ちょっと論点がかみ合わないようですから、さらに申しあげたいと思いますが、つまりこの表彰条例の施行規則も見せていただきましたが、ここに市長や副市長、それから市議会議員の表彰条例の要件が載っているわけでありますが、その要件に沿って多分なされているんだろうというふうに思いますけれども、実態は、これは具申というふうなことがされているようなんですね。そうしたことからすると、つまりやっぱり具申というのは、上部の機関等に意見を申すというふうなことなんだろうというふうに思いますが、一段と上にあるなど、こういうふうには踏まえているわけなんですね。ですから、そうしたものについては、今分権時代の中にあって、それはやめるべきだというふうに、除外すべきだというふうに思っているんですが、そうしたところについて御見解を承りたかったわけであります。

この件に関しても、何かこれもおかしな話なんですけど、この前議会事務局で調べさせてもらったんですが、平成19年8月にそれまでの具申をするような内容から改めて少し緩和、緩和というかやわらかくしているというか、状況を議会運営委員会の中で決定をされているんですね。これもいかなものかなというふうに思うんですが、これは議会の問題でありますけれども、そうしたところ、多分この表彰規定の規則か何かを変えるような状況があって、多分議会にどうなんだというふうに問い合わせがあったんだろうというふうに思いますけれども、一方でこの明確な条例の、つまり要件がつくられておって、にもかかわらずそうした具申があるということはどういうことなんだろうというふうに改めて思ったわけでありますけれども、これは市民に誤解を与えますので、やっぱりそうしたものについては廃止をすべきだということを強く、私は除外して廃止をすべきだということを強く申しあげておきたいというふうに思います。

時間もなくなってまいりましたので、いずれまた議論をさせていただきたいと思いますが、名誉市

民についても結局は同じなんです。つまり市長職にあって市勢発展のために貢献するなんて当たり前のことであって、加えて申しあげますと、市長のその当時やった施策等についてはいろいろ市民の評価も分かれるわけですよ。一方的な見方でなくて、いろんな見方があるわけでありますから。したがって、そうしたことについても私は除外をすべきだというふうに思います。そのことに関しても一定のこの前議論させていただきましたので、大体わかっておるつもりであります、その考えにお変わりございませんか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどの表彰制度についての基本的な考え方と市の名誉市民に対する考え方については、基本的には同じであります。県のほうでも初代の県の名誉市民は板垣清一郎県知事になっているわけでありまして、何も首長職にある者を排除すべき積極的な理由は私はないというふうに認識しております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 市長と私は見解が異なるようでありませけれども、これはいたし方ないことではありますが、ただ、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思いますのは、それぞれの見方によって見解が異なってくるということだけは申しあげておきたいなというふうに思います。今までの名誉市民を取り消せなんていうふうに言っているわけじゃありませんので、そこは御理解をいただきたいというふうに思います、それではいよいよ時間がなくなってまいりましたので、この問題については、さらにまたいずれ議論させていただくということにさせていただきたいと思いますが、最後に、教育委員会制度についてせつかくの機会でございますから、教育委員長にお尋ねをしたいと思っております。

教育委員会制度は、戦後教育の民主化ということを目指してつくられてきたわけでありませ、しかし、時代とともに変遷があつて、国の中で形骸化されてきた経過がございます。それとあわせて、最近今度安倍政権は、教育再生と称して、中教審答申のもとにさらに教育行政の権限を教育委員会から自治体の長に移そうというふうなことを申されているわけでありませ、これは憲法と教育基本法のもとにつくられた民主教育の教育制度を根本的に変えようとするのでありませ、解体しようという動きだというふうに思いますので、こうしたものについての教育委員会の見解がございませば、ぜひお聞かせをいただきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 ただいまお尋ねの教育委員会制度の改革についてでございますけれども、昨年12月、ただいまお話にありました中央教育審議会から答申がされませ、今後の地方教育行政のあり方についてと題するものでありませけれども、確かに地教行法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が施行されて50年以上たつていませ。その間部分的な改正を行つてきたものの、権限、責任の所在がどうもわからない、曖昧である。それから、おっしゃいました委員会の審議が形骸化しているのではないかと、それから、危機管理能力といませるか、迅速に対応し切れないうような指摘が従来からあつたわけですが、なされたわけでありませ。

私ども当事者としてはその辺のところは謙虚にといいませるか、真摯に受けとめなければならないうふうに思つておませ。実際御案内の天津市のいじめ事件のような、児童生徒に関する生命、身体や教育を受ける権利を脅かすような重大な事案に発生してございませ、今申しあげましたような課題が顕在化していると、そういうふうなことから、このたび制度の見直しが強く求められていませとい

うふうには理解はしております。

そういうことで、今各党、あるいは関係団体、専門家、あるいは私どものような教育関係者の中で種々議論がなされているところも御案内のとおりであります。特に、首長と教育委員会との関係、あるいは委員長と教育長をめぐるポストの新設、あるいは任免権のあり方、そういうところが主に議論が今現在なされているところでもあります。

大事なことは私どもの考えでもありますがけれども、個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は中立公正であることは言うまでもなく極めて重要であると。さらに、子供の健全な成長発達のため、教育は学習期間を通じて一貫した方針のもと安定的に行われる必要があるというふうに思います。そういうことですから、制度の見直し、改革に当たっては、この子供のことを第一に、そして真に子供のためになるような見直しでなければならないと。そのためには、基本的にこういった政治的中立性、そして継続性、安定性というものが尊重されまして、制度的に保障担保されることが肝要だというふうに認識しているところであります。以上であります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ちょうど時間となりましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時25分といたします。

休 憩 午前11時11分

再 開 午前11時25分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## 川越孝男議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号21番から23番までについて、16番川越孝男議員。

○川越孝男議員 通告番号21、指定管理者制度について、制度及び運用上の課題についてお伺いいたします。

きょうもいろいろ質疑があったわけでありましてけれども、指定管理者制度は、平成15年地方自治法の改正によって、それまで公の施設の管理運営は、管理委託制度によって土地改良区などの公共団体、社会福祉協議会や農協などの公共的団体、それに自治体が50%以上出資している、いわゆる第三セクターなどに限られていたものが、利潤追求目的の株式会社や民間事業者も参入できるようになりました。したがって、その運用にあっては公平な取り扱いが強く求められ、その公共性を担保するために、1つは公募制の導入、2つには指定管理者候補を選定するための基準を条例で定めること、3つには議会の決議を得て管理者の指定をすることが地方自治法や寒河江市の条例で定められているのであります。

議会のチェック機関としての役割がますます重要となります。そこで、議会としての役割の1つは、制度の運用が法令を遵守して行われているかを見きわめることであります。2つには、指定管理候補者の提出した計画内容が応募された中で最適であるかということ十分に審査することです。このことは、まさに二元代表制の中で市議会が果たさなければならない任務だと考えているのであり

ます。

そこで、指定管理者制度運用の基本的な事項2点についてお伺いいたします。

1つは、選定基準についてであります。指定管理候補の選定に当たっては、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条において基準を定めていますが、その1つに、施設の適切な維持管理に係る経費の縮減が図られるものであることがあります。

ところが、昨年行われたしばはし保育所指定管理者募集要綱の選定基準にその項目が設けられていないのであります。これは条例に抵触していると思うわけではありますが、市長の見解をお伺いしたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 川越議員から指定管理者制度について御質問がありましたが、指定管理者の候補の選定に当たっては、ただいま御質問にもありましたとおり、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に定めている、第4条において基準を定めているわけであります。その中に、その1つとして、施設の適切な維持管理に係る経費の縮減が図られるものであることというものを掲げているわけではありますが、議員からは、しばはし保育所の指定管理者候補の選定においては、この項目が設けられていないのではないかということでもあります。保育所については、平成19年度から、みなみ保育所、22年度からは、にしね保育所の指定管理者制度に移行しているわけであります。同じ選定基準でやってきているということでもあります。来年度から、しばはし保育所の導入を予定しているということでもあります。

保育所の指定管理者制度というのは、当初19年度導入からもそうでありましたでしょうが、やっぱり大事なお子さんの生活、はっきり言うと命を預かっていくということにもつながってくるわけで、大変重要な役割を担うということでもありますから、子供たちの身体的、精神的、社会的な発達のために必要な水準を確保するということが、必要でありますので、指定管理料については国が定める保育単価に基づき算定する保育所の運営費と、それから特別保育事業等の実施に伴う加算額の合計額を支払うことが適切であるという判断をいたしまして、指定管理料を提示した上で募集を行っているわけでもあります。要するにほかの指定管理の募集の場合と違うというところは、そういうところがあるかというふうに思います。

その結果、申請者のほうからは逆に金額の提案を求めないということになるわけでもありますから、評価基準の中から提案金額の項目は除外させていただいているということでもあります。一方、募集に当たっては、申請書の項目として事業計画を記載していただいているわけではありますが、その中におきまして具体的な保育の実施計画のほかに、新たに保育サービスの向上を図ろうとする内容についても記入していただくということになっているわけでもあります。提示させていただいた金額の中で維持管理に係る経費を節減を図りながら、新たな保育サービスの提供に関する提案を受けるといった状況になっているところであります。

このように提示した指定管理料の範囲の中で経費の節減を図りながら、その分を保育サービスの充実等に充てる申請というものを我々は求めているところでありまして、審査につきましては新たな保育サービスの提供に関する提案を保育サービスの充実方策の項目などにおいて審査しているところでもありますので、維持管理に係る経費の節減方策というのは評価内容にも反映されているというふうに理解しているところでございます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 しばはし保育所の具体的なことについては通告23の中で申しあげていきたいというふうに思いますが、今私ここで聞いているのは、法律や条例に基づいてこうしなければならないという、これはしなければならないんじゃないでしょうかということなんです。例えば公募制が、この手続に関する条例では第2条で公募制がうたわれています。しかし、公募できない場合には、こうこうこういう場合にはしなくともいいというふうになっているわけでありまして。これは法律でも冒頭申しあげましたけれども、株式会社のいろんな民間の団体が今度参加できるわけです。したがって、そこをきちっと基準を設けていく必要があるということで、法律も条例もできているんだというふうに私は思います。

ただ、保育所の管理料を引き下げるということについては、私もそこで競争するということについては私も反対なんです、そういうふうなことは。しかし、法律や条例でしなければならないというのであれば、それが外してもいいという項目があるならば別ですけども、これを見る限り私はないというふうに思っていますので、それでは条例に抵触するんじゃないですかということをお伺いしています。このことについて改めてもう1回お尋ねをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今申しあげましたけれども、基準においては施設の適切な維持管理に係る経費の縮減が図られるものであることというふうに基準になっているわけですね。現実的にそういう基準に沿って指定管理の候補申請書がつけられている、あるいはそういう計画であるということが、我々としてその評価を審査する段階で認識をできるということになっていくということであれば、その目的は達しているのではないかとこのように認識しているところであります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 そういうふうになると、法律や条例で決めても勝手に解釈してやっていけるというふうになるとだめなので、そういうふうな目的が達成されているというふうに判断した場合には、その基準を指定管理者の実施についての要綱の中から外してもいいと、基準として外してもいいという項目が、どこを見ても私は見受けることができないので、疑問を持ってお尋ねをしています。これは余り時間をとるとだめですので、後で具体的に申しあげたいと。今市長からいろいろあったことについて逆に心配の点いっぱいありますので、後でお尋ねをしたいと思います。

2つには、議会審議に際し、応募者の申請された計画内容が意思決定過程の情報として示されないのは誤りであり、是正すべきだと思います。なぜならば、市当局が指定管理者の候補にすると決定し、議会に議案として提案しているということは、既に当局として意思決定はされているというふうに判断できるからであります。

しかし、この内容が議会に示されないというままであれば、市議会議員として責任ある判断はできません。このことについての市長の見解をお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 一般的に市政に関する情報については、寒河江市情報公開条例において開示請求手続がなされているところであります。川越議員からは指定管理者候補の選定という意思決定は、議案提出の段階で市側が完了しているから、議会の審議中であっても指定管理者の指定申請書などの情報は開示できるのではないかとこのように御質問かというふうに思いますが、そういう考え方もあろうかという

ふうに思いますが、候補者の選定の後、指定管理者の指定に係る議案として我々は議会にお示するという状況になっているところでございます。

条例では、市の機関相互間における審議、検討調査などの意思決定過程における情報については、公開をしないという取り扱いになっていますが、意思決定過程、形成過程ですね、この市の機関というのは、議決機関を含む市の全ての機関が含まれるというふうに我々は理解しておりますので、議会の審議中には条例の規定に基づいて情報の公開を行わないという取り扱いをさせていただいているものです。

ただ、一方議会で審議をお願いするに当たって、審査選定委員会における審議の状況に関する情報は、もちろん提供していく必要があるというふうに考えておりますので、これまでもお示したような資料を議会資料として提出をさせていただいているところでもあります。そういう状況を御理解いただいた上で、当該の申請書などについて議会での審議の前提となる資料として、議会側の総意として提出の要請があるということであれば、我々もそれについて前向きに検討させていただくということになるかというふうに思います。

ただ、募集している際、今回の場合ですよ、募集している際に申請書が情報公開の開示請求の対象になるということは記載しているから、申請者側は理解しているわけでありましてけれども、指定管理者の指定の前に議会の審議で示すことがある旨というのは、説明しておりませんから、今回の場合はなかなか難しいというふうに思いますが、今後募集要綱の整理なども含めて、そういう意味で要請があれば検討してまいりたいというふうに考えているところでもあります。

これまで申請者に対しては議会後に指定管理者候補の選定結果などを通知しておりましたけれども、議会議決後にしておりましてけれども、情報の透明性を図る観点から、議案提出の時期に通知するなどについてもあわせて検討してまいりたいというふうに思っているところでもあります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 やっぱり指定管理者の募集をする、複数の人が参加をする、申請書を出す。そして、それを行政の内部で、検討委員会で候補を絞り込む。そして、それを議会に提案をして議会の議決を得た後、その人と市は協定を結ぶと、こういうふうな形になるわけですが、その担保を、公正な担保をするための1つとして、先ほども申しあげましたが、議会の議決を得てからするというふうになるわけでありましてけれども、議会で審査する際に、その提案した中身、それぞれがどういう提案をされているのかわからない限り形式民主主義なんです。議会中身わからなくて皆賛成って言ったってだめなんですね。

したがって、今、市長言われておりましたけれども、議会から、議会の総意でもって資料の請求があった場合には出すというふうな話ですけれども、提案している側として、指定管理者制度というのは、さっき言ったような非常に複雑な利害関係もあるわけでありましてから、いかに公平に執行していくかということが極めて重要なんです。そうしたときに、市民はできないわけで、議会がそこでチェックをする1つの担保がそこに保障されているわけですから、議会に中身を示していただかなければ、もう何ともならないというふうなことを申しあげておきたいと思います。

それから次、通告番号22番の道路管理について、市道の維持管理の課題について伺います。

昨年7月谷沢地区では豪雨被害に対し復旧事業に市単独の補助制度ができたことで、被災農家は安堵し、感謝しながら春の農作業に意欲を燃やしているところでもあります。ところが、災害復旧工事に

もかかわる市道上谷沢高丘線の一部用地が高松農業協同組合所有で、寒河江市に登記されていないことが判明しました。

そこで、私は復旧工事を進めるためにも農協から市に移転登記をしてもらうべく、地元の農協理事の協力をいただきながら、JAさがえ西村山農協にお願いをし、農協の御理解と全面的な協力もいただいているところであります。

これまでの経過を調べてみますと、昭和51年6月15日の議会で、現在の国道458号からパイロットの幹線農道部分を市道高丘線として認定可決しています。昭和56年7月27日の議会で、市道高丘線を一旦廃止とし、上谷沢地内から国道458号までの区間をあわせて上谷沢高丘線の認定がそれぞれ可決をしています。

ところが、ここで重大なミスが起きています。こういうことなんです。これが谷沢の通りです。これが国道458です。ここからこっちのエリアがパイロットです。ここまで最初認定したんです、高丘線として。次、この田んぼの部分に接続するために、今度この高丘線を廃止をしたわけでありましてけれども、この路線でないんです。ここまでは共通してはいますが、別な路線なんですね、廃止してるの。そして、この間違っただけで、別な廃止した路線とつないで現在の上谷沢高丘線という道路になっているんです。全く想像もつかないミスであります。

これがパイロットの部分の、ここから458はこっちにあります。これがパイロットの幹線農道です。これを認定をしています、議会で。そして、その後これを廃止するときに、この緑色の部分、これを廃止したんです。地番を、もちろん今の道路台帳にこの地番なんです、終点が。起点は同じですけども。そして、さっきしたような形で結ばれているんですね。こういう状況になっています。

したがって、1つは、廃止された市道高丘線の地番が、51年に認定された高丘線と違う誤った地番になっています。2つ目として、認定された市道上谷沢高丘線の終点が同じく誤った地番になっている。したがって、その結果、現在市道上谷沢高丘線の道路台帳と実質今管理をしている道路が違っているという状況が起きています。

そこで、お伺いしたいんですが、なぜこのようなことが起きたのか、その原因は何か。また、移転登記をする前に現在管理している道路を市道上谷沢高丘線として認定のし直しをする必要があるのではないかというふうに思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市道高丘線の認定についての、今、川越議員からいろんな経過も含めて御指摘をいただいているところであります。我々も事前にある程度質問の要旨などもお聞きをしながら調査もさせていただいたところでありますけれども、なぜこういうふうになっていったのかということについては、農協のほうにも確認もさせていただきましたけれども、なかなかはっきりわからない。さらには、当時の方からもお聞きをしてもなかなか状況がつかめないというような現状であります。引き続きその状況を把握しながらしていかなければいけないというふうに思っているところであります。必要に応じてそういう認定替えなどが必要な状況になっているということであれば、その対応はしていかなければならないというふうに認識しておるところであります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 先ほども申しあげましたけれども、農協と云々でないんですね。まず間違っているのは市道認定最初して、そこをこっちと今度つなぐために、今まで認定していたやつを廃止をして、集

落のほうからとつなぐというふうなことだったんですけれども、最初認定した起点と終点、これが起点は同じです。終点が間違っているのよ。間違ったところをしてしまって、それをこっち側とつなぐやつと一緒にしたために、農協でもいろいろその地番で調べていっても、市道の寒河江市の道路台帳にあるやつとは整合しないんですね。それで、これから復旧工事をする、何をするにしても今現在、先ほどお見せしたように、この緑のところなんですよ。ここが終点になっているの。これではだめで、すぐあと議会も今やっているわけでありましてけれども、今議会に追加議案としてでも出さないという、春のさまざまな工事に間に合わないんでないかというふうな思いもいたします。

したがって、私の質問午後からまでなるようでありますので、ぜひ昼休みの時間にきちっと確認をしていただいて、すぐわかるわけですから、前の議決書見れば、それは今の道路台帳を見ればすぐわかるわけでありまして、昼休みに十分その辺検討していただいて、午後一で回答をいただきたいというふうに思います。この点についてはね。

それから、これも市道に認定していただかないというと、ここ人の土地だから工事されないのよね。ここが市道、道路の上の土手が崩れている。そして上のブドウ畑も崩れているんですね。このブドウ畑の改修工事をするためには、下の市道ののり面を改修しないとできないわけです。したがって、この点についてもどういう方法で、いつころまでどうする考えなのかお聞かせをいただきたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 のり面などの工事も必要になってきているわけでありまして、我々はその農協の所有となっているわけでありまして、市道への道路用地としての所有権移転なども含めて、早急に対応を一緒になって検討していただきながら復旧工事を進めていけるようにしてまいりたいと考えております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 こういうこと、私も寒河江市の市道でよそ様の土地になっているなんていうようなことちょっと想像つきませんでした。そして、寒河江市の財産なものだから、財政課の管財で処理しているのかなと思って、最初お聞きに行ったんです。そうしたら、市道については建設管理課と、農道については農林課と、それ以外のは管財で全部管理をしているんだと、財産管理は、というふうなことでした。

それで、市道がこういうふうな状態で、途中で認定替えをしてもまだ間違っているという状況、それから、あそこは地籍調査も入りました。それから、市では法定外公共物の地図おろしもしましたというふうな中でも見つかっていなかったのね。見つからなかったというふうなことからすれば、寒河江市の市道で道路用地が寒河江市でないというふうな、こういう箇所がほかにあるのかどうかお尋ねをしたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市では市道認定基準に関する要綱について、平成22年度に、より明確にするため見直しを行っているところでありますが、御案内のとおり以前に認定された市道というのも当然多々あるわけでありまして、そういった事態、全部1本1本調べていくということになると、なかなか労力的にも大変な時間がかかるというようなことがありますから、こういった事態が判明した場合には、その都度道路用地の所有者の方と協議を行い、寄附していただくというのがベターでありま

すから、そういう方向で、市道管理の適正化に向けて一つ一つというか、努力をしていっているところでもありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 今の市長の答弁は答弁として、もしそういうようなことがあった場合には、地権者の了解を得ながら対応するというのはわかりました。だから、私の全体的にそういうふうなのがあるのかどうなのか、私はチェックできないのではないかなというふうに思うんです、膨大な量で。したがって、財政課で土地の管理をして、管財のほうで管理をしているように、やっぱり市道であっても、その底地の所有者、もちろん新しく宅地造成などで市道になった場合には寄附採納を受けて、そして市道にするというふうなことなども常にあるわけです、今ね。そうしたときに、この道路台帳に底地の記録ができるような、履歴も含めてできるようにすることによって今後そういう問題も防ぐことができるし、再発防止もできるし、いざ調べられないときにスピーディーにチェックもできるというふうに思うんです。

したがって、今寒河江市で使っているこの道路台帳は、もう法で定められて、これでなければならぬというふうなことではないそうです。私もよその町や市のやつをいろいろ調べてみました。とってみました。そうするというと、その土地の部分、記録できる欄を設けているところもあります。しかし、そこも土地の所有全部書いたり、履歴がわかるような形にはなっていません。そして、この台帳そのものが、それぞれの自治体で業者と契約をして、業者のつくったものを利用させてもらっているんだと、その台はね。というふうなことのようです。

したがって、寒河江市でもそういうふうなことかどうかはわかりませんが、今後そういう底地の記録ができる、そして履歴もわかるようなことに改善をすべきだというふうに思う。でないと、今調べてけると言ったって、法務局に行ってそのやつ全部調べないという、誰のものであるか、どうなっているかというのは確認できないという状態だそうでありますので、ぜひ改善方検討していただきたいというふうに思います。見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 道路台帳の中で道路用地の所有や移転などについて、記録がちゃんと残るように工夫して記載できるように改善できないかというところではありますが、道路台帳の欄に敷地帰属別面積の欄があるわけでありましてね。そういった中で、今後その道路用地の国有、あるいは公共団体有、民営有の別の面積を記入して、寄附などで土地の所有の移転が生じた場合、あるいは路線の起終点の変更などが生じた場合はこの台帳を利用するのが一番便利かというふうに思いますから、その他特記すべき事項という項目が右側の下のほうにあるわけでありまして、こういったところをきちっと書けるようにマニュアルをつくって整備していくというのが、一番現実的で効果的な方法なのではないかというふうに考えて、実行させていただきたいというふうに思っているところでもあります。

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時ちょうどいたします。

休 憩 午後 0時01分

再 開 午後 1時00分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

- 佐藤洋樹市長 先ほど川越議員から市道高丘線、現在の市道上谷沢高丘線についての市道認定に関して状況の把握をさせていただきましたので、今後の対応も含めて建設管理課長のほうから御答弁をさせていただきますと思います。
- 鴨田俊廣議長 芳賀建設管理課長。
- 芳賀弘明建設管理課長 先ほどの市道上谷沢高丘線の関係、市道認定についてでございますけれども、所有権移転の件も含めまして、次回まで調査してあるべき姿に戻してまいりたいので、お時間をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 鴨田俊廣議長 川越議員。
- 川越孝男議員 私のほうが指摘した状況というのは確認をされたのかどうかもまずお聞きをしたいと思います。そして、今後の対応については今課長からあったとおりでいいわけでありませけれども、まず確認したのかどうかだけお聞かせをいただきたいと思います。
- 鴨田俊廣議長 芳賀建設管理課長。
- 芳賀弘明建設管理課長 市道高丘線及び現在の上谷沢高丘線の終点について、先ほど調査いたしましたけれども、確かに相違が見られましたので、表記なのかも含めまして調査させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 鴨田俊廣議長 川越議員。
- 川越孝男議員 やはりこれは対農協との問題でなくて、まさに市の中のミスだというふうに私は思うんですね。行政としてのミスだというふうに思います。もちろん議会に提案されて議会も同意をしているわけでありませけれども、当時現地調査もされたのかどうか、ちょっと私も会議録やなんか見ましたけれども、あと議決書も見せていただきましたけれども、ちょっとそこら辺は解明できませんでした。やっぱりこういう事態が起きたというふうなことについての見解だけ、そして再発防止も含めてお聞かせをいただきたいと思います。
- 鴨田俊廣議長 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長 当時の状況をこれから調べてみないと、その原因、なぜそういう状況になったかということはわかりませけれども、こういうことが我々としては今後かかることがないように、いろんな機会を通じてチェックしていく体制なんかも含めて再発防止に努めてまいりたいと考えております。
- 鴨田俊廣議長 川越議員。
- 川越孝男議員 ぜひそのようにしていただきたいと思います。

それから、もう一つお願いですが、これ去年の7月に豪雨でああいう被害が出て、そしてその土地の問題については地元から去年からずっと言われてきているのね。そして、さっきも申しあげましたけれども、私も管財のほうに行って調べてみたら、うちのところでないというふうなことで、建設管理課に行っているいろいろお聞きをしました。それでもわからなくて法務局に行ったりなんかして対応してきたんですが、あるいは農協に行って農協と一緒に調べたりもしてきたんですが、やはりこういう問題、地域から提起あったらスピーディーにやっぱり対応して、議場でこだな状態でなるような形でないように、ぜひお願いをしておきたいと思います。このことについても見解ありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

- 鴨田俊廣議長 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長 我々としてはそういう災害対応なども含めて、スピーディーに対応していく、そうい

う体制を今後もいろんな機会を通じて職員の士気の高揚などを図って取り組んでいきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひ今後そういうふうな形でお願いをしたいと思います。

次に、23番の少子化子育て支援、保育所運営の課題についてお伺いをしたいと思います。

指定管理者制度全体のことについては、午前中お尋ねをしながら、市長からも答弁いただいておりますけれども、しばはし（保育所）に限定してさまざまな課題についてお尋ねをしてみたいというふうに思います。

午前中も申しあげましたが、候補選定基準については、市長から4つ入ってない理由、それは別な角度でそういう部分も見ると対応しているんだというようなことでありますけれども、私は何回も申しあげますけれども、法治国の中で法律や条例でそうなってれば、それはまずするものだというふうな、私の見解です、私の見解。そして、特に指定管理者制度は、行財政改革の一環として平成15年から地方自治法の改正でなってきたわけでありまして、まさに財政の改革なのね、そこで。そうしたときに、やっぱりそれになじむものとなじまないものがあるんだというふうに思います、指定管理者の導入で。

午前中市長も答弁されているように、保育所なんていうのは人を育てる、子育ての極めて重要な人間づくりでもあろうというふうなことで、そこは逆にどんどん、どんどん充実をさせていかなければならない部分だと。したがって、公園の管理など、樹木の管理と私も違うというふうな認識なんです、保育所なんていうところは。したがって、制度ではそういう経費の削減というようなことを盛らなければならない、基準として要綱にも盛り込み、応募者に対してもそれをお見せもする、それを求める、そして審査をする際にも候補者を選ぶ段階でそれをしていくという、これが法の建前だというふうに思う。

そうしたときに、やっぱりなじまないのではないかなというふうに私はね、保育所なんていうのは指定管理者制度にはなじまないのではないかなと、私の見解です。そして、指定管理者制度になって全国的にこれぐらいあるというのは、あるいは県でもというのは、午前中市長の答弁ありました。

しかし、これも10年たってさまざまな課題も見えてきているんだと思います。これからますますそういうふうな部分がいい点と問題点も出てくるであろうというふうに思います。そうしたときには、もう一度本当に保育所がこのままでいいのかというふうなことで、見直しをしなければならない時期も来るのではないかと、私には思っています。したがって、このことは私の意見として申しあげておきたいと思います。

それで、私も議決後、情報公開条例に基づいてそれぞれ提案している中身を見させていただきました。そうするというと、先ほどもお金の関係、出されていないというんだけれども、双方から出ているのよ、こういうふうな形で、金がこういうふうな。しかし、これ見たって全然わからないのよ。総収入の9億2,003万4,000円、それに合うようになるだけで全く中身わかりません。人数が何人なんだかもわからない。そして、本部職員の人件費なんて毎年300万円とか、本部賃借料486万円とか、こういうふうな、見たって私らわからないのね。どっちの見たってこっちの見たって全く。片方は人数何人というふうなことが出されて、その計画書の中で人員体制及び配置計画で、候補にならなかったほうの法人は、現在勤務している職員、臨時パートも含め正職員として継続雇用したいと考えている

と。その理由は、全員有資格者であり、保育上の安定は保育の充実につながるとして、22名配置計画が提案されています。そして、園児の状況によって職員の人数は変わるというふうなことになっています。

片方、指定になったほうは、国の最低基準に1歳から5歳児まで各年齢ごとに1名をプラスし、現在保育に当たっている臨時保育士やパート保育士を優先して雇用したい。指定管理者に決定後、市の担当者と話合っ決めていとして具体的な配置計画は示されていません。

そして、決定後、市報掲載を見えますとすると、保育士常勤、臨時、パートおのおの8人程度、調理師2ないし3名程度、事務職若干名の募集がされていました。しかし、そういう人数が全然わからない、何人にするんだかもわからない中で、こういうものを出されても全然わからないんですね。

そして、指定管理者制度が保育所に導入されたとき、みなみ（保育所）に平成18年、人件費の中でずっとこうなっていて、支出の分で、人件費、所長専任幾ら幾ら、単価幾ら幾らで1人で16.4カ月、1年間に何ぼ、主任保育士、クラス担当なし、保育士、調理師皆それぞれ金額出ているのね。そして、人件費については、保育所運営国庫負担金交付要領などで示している職員の本俸基準額に基づいた金額で、特別保育は別途加算、こういうふうな形で、当時は皆して、そしてこの数で応募する人だもはじき出して皆しているのよ。極めてこういうふうになっていると、ここはこれでいくんだなというふうな線はわかるのね。

ところが、今回のやつは金額何ぼ出ている、全く入る部分は基準はあるんですけども、支払いの部分はわからないんです。金額余計見ている、人数余計で単価安くなるんだかわからないというふうなことで、全然わからないんですね。そして、いろんな部分見ても何でここがこういうふうになったんだかというのはわかりません。

したがって、この計画書を受けて当然にして募集要綱にもあるわけでありましてけれども、必要によってヒアリングをしますというふうなことで、これでは私も見たって全然わからないので、ヒアリングしながら、ああ、これはこういうことで、こういうことかというふうなことで、候補者を選定していったんだと思います。そうしたときに、そのヒアリングのデータというやつはどういうふうに使われて、もちろんヒアリングやったのかやってないかをお聞きをしたいと思います。

当然やっているというふうに思いますので、やっていけばその記録というのはどういうふうに使われて、もちろん私、決定後、議決後情報公開条例に基づいてそれにかかわる情報を申請しているわけでありまして、そこに一切出てきておりません。したがって、そういうふうなものはどういうふうになっているのかまずお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 まず、保育士数についてなかなか具体的に記載されていないのではないかとというような御指摘がありましたから、まずその点についてお答えをしたいと思いますが、先ほど川越議員お話しのとおり、児童の年齢区分ごとの最低基準プラス1と、こういうふうになっているわけですね。具体的に何名ということは書いていません。ただ、それを見ると基準よりも5名増という内容になっている。

ただ、これは我々施設の概要で示した年齢別の児童数で積算をするとすぐ出てくる数字でありまして、所長、副所長を除くと基準保育士数は8名という数字が出てまいります。そういうことで、その提案基準よりも5名多いということで、合計13名になるということに理解をするのであります。

そういう意味で、もう一つの団体の提案の数字と同じ数字に、人数になるというようなことであります。そういう意味で、一々計算しなきゃいかんのは不便ではないかというような御指摘があるかもしれませんが、それは審査の段階でそれは我々のほうできちっとどういう体制になっていくのかということ調べて把握をしながら評価を決めていくということにさせていただいているところであります。詳細については子育て課長から御答弁申しあげます。

○鴨田俊廣議長 阿部子育て推進課長。

○阿部藤彦子育て推進課長 お答え申しあげます。

先ほど市長のほうから答弁ございましたように、具体的な人数というものにつきましては、申請書の中には確かに出ておりませんが、児童数ごとに基準の保育士の配置数というものは示されておるわけでございまして、それから追っていきますと、施設概要で年齢ごとの児童の人数というのも示しておりますし、児童1・2歳の場合は6対1、それから3歳の場合は20対1、4・5歳児については30対1というような基準もあるわけでございます。それで積算してまいりますと、先ほど市長が申しあげましたように8名という数字が出てきまして、それに1名ずつ各年齢ごとプラスして配置するというふうなことでございますので、それからしますと、13名ということで、もう一つの団体と同じ人数が配置されるということが申請書の中から十分に確認できましたというようなことでございます。

さらに、調理師、あるいは運転手につきましても、施設概要の中で、山形県保育所認可等事務取扱要領を満たすことというようなことで明記してございますので、当然それを踏まえた上での申請書類の提出というようなことでございます。以上です。

○鴨田俊廣議長 阿部子育て推進課長。

○阿部藤彦子育て推進課長 聞き取り等は実施して特におりません。書類の中で判断をさせていただき、選定委員会のほうで審査をいただいたというようなことでございます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 そうしますというと、先ほどもちょっと申しあげましたが、本部人件費300万円、私はだからね、しばはし保育所になれば、そこさ職員が皆配置になるんだというふうな理解なのよ。本部人件費300万円とかね、本部賃借料480万円とか、そういうのはなしてわかるんだ、どういうふうなことだか。全然聞くもしないでわかるんだかす。

○鴨田俊廣議長 阿部子育て推進課長。

○阿部藤彦子育て推進課長 本部賃借料というお話がございましたけれども、これについては、保育所のいろんな経理事務とか、そういったことについては学校法人全体の中で行っているということがあります。ヒアリングをしないでどうしてわかったのかということでございますけれども、これはこれまでの実施してきたという経過がございまして、その中で理解をできるというようなことでございます。（「職員人件費」の声あり）

賃借料と同じように、そういう経理、あるいは総務的なことについて法人全体でかかわって処理をしていると、保育業務直接的なものでなくて、そういう経理とかそういう部分については法人全体で行う中で、本部の職員が行っているというようなことを踏まえたものだというふうに理解をしております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 あと余りここではお聞きをしません、後で予算案もありますので、さまざまな課題

についてはその場でも申しあげていきたいというふうに思います。

それで、今回私も市内の保育所ずっと回ってみたのね。そうしたならば、もう保育士確保されなくて困ったのよと。なしてやと聞いたなら、しばはしを受けてけると、おたくのところから2人受けてけるとか、市のほうから要請されてよと、もう指定管理者のほうで集まらなくていったのかなというふうに思うんですが、そういうふうな状況になっているんだそうです。

そして、行かったものだから、今度それぞれの市の保育所で人探しが大変よというふうなことがありました。やっぱりこういうふうな、いかななものかと思うんですね。市の直のやつがありながら、そこからそっちに受けろというふうになっていくというと、ちょっとね、私直接そういうふうな場面、やりとりしたわけじゃなくて、聞いて困っている悩みを打ち明けられたものだから、それはそれでもう終わったことだとすればやむを得ないことで、やっぱり今それぞれの市の保育所で4月からの体制に苦慮しているようでありますので、その辺どういうふうに把握して対応しているのかお聞かせをいただきたいと思います。

そして、そういう先ほど私が申しあげたような、教えられたような実態もあったのかどうかもわかればお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 しばはし保育所の指定管理者制度の導入に当たって、市としても指定管理者が職員を採用する際に、現在しばはし保育所に臨時やパートで勤務している方をできるだけ採用していただくようにというようにことで要請してきた事実もあります。そして、しばはし保育所で実際臨時やパートで働いている人に対しても、そういう職員募集に対しては積極的に応募するように呼びかけてきたところでもあります。この職員の募集に関しては、市報においても掲載しているところでもあります。そういった結果としてしばはし保育所だけでなく、他の、市の保育所に勤める臨時やパートの方から何名かが職員として採用されるという結果にもなっているところでもあります。今後できるだけ我々の保育所も含めて、そういうハローワークなどを通じて人材の確保に努力してまいりたいというふうに考えております。

### 荒木春吉議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号24番について、11番荒木春吉議員。

○荒木春吉議員 きょうは吹雪の啓蟄です。あすからソチパラリンピックが始まり、本県出身の太田渉子選手が旗手を務めつつ、バイアスロンほか6種目に出場し、金メダルを目指しています。

通告24番の教育行政について質問いたしますので、教育委員長の答弁をよろしくお願いします。

まず、昨年末に起きた天童市内中1女子生徒のいじめ死と思われる件についての所感を伺います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 このたびの天童市で起きました、いじめが原因と考えられます大変に痛ましい事故につきましては、結果が最悪のものになってしまっているということについて、私どもも極めて重く受けとめておるところであります。まず、いじめは絶対に許されないという行為であります。また、その一方、どの学校でもどの子供にも起こり得るものだということの認識をきちっとしていかなければならないということでもあります。こうしたことを踏まえまして、教育委員会といたしまして

は、改めていじめの未然防止、早期発見に向けた取り組みを徹底してまいりたいというふうにご考えておるところであります。以上です。

○**鴨田俊廣議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** 続いて、1984年制定の全54条から成る子どもの権利条約についての所感を伺います。

○**鴨田俊廣議長** 渡邊教育委員長。

○**渡邊満夫教育委員長** お尋ねの子どもの権利条約ですけれども、これは1989年、平成元年に国連総会において採択され、我が国では平成6年に批准をしております。本条約は、世界のどこの国にも困難な状況に置かれている子供が存在すると、特別の配慮を必要としているということ等を鑑みて、世界的な視野から子供の人権の尊重や権利の確保について規定をしているものであります。

また、本条約の内容ですけれども、基本的人権の尊重を基本理念といたしております我が国の日本国憲法、教育基本法、これの精神と軌を一にするものでありまして、私どもの教育の場面においても、この条約は最大限に尊重されなければならないというふうにご考えております。

このことを今問題になっておりますいじめの問題について考えてみますと、いじめというものがいじめを受けた子供の成長、人格の形成を阻害するばかりでなく、子供の人権を侵害する行為であるというふうにご言わざるを得ない、言っているものだと思います。したがって、私ども教育委員会、学校といたしましては、先ほど申しあげましたように全力を挙げていじめから子供を守っていく責務があるものというふうにご考えているところでもあります。

○**鴨田俊廣議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** 今の子どもの権利条約ですが、ぜひ先生方というか、教育委員会の皆さんもそうですが、28条と29条ですね、これをじっくり読んでいただきたいなと思います。

きのうの朝日新聞でしたか、教育欄に東京のフリースクールでも生徒さんたちが子ども権利条約全文を学習しているという記事が載っていました。今や世の中は進んでいまして、教える側ばかりでなく、生徒さんが大事な権利条約を学んでいるということは、私は気持ちを強くした次第であります。

続いて、去年6月制定したいじめ防止対策推進法、それについてちょっと所感を伺います。

○**鴨田俊廣議長** 渡邊教育委員長。

○**渡邊満夫教育委員長** このいじめの問題に関してでありますけれども、全ての児童生徒が安心して教育を受ける権利を保障すること、また、いじめを及ぼす重大な影響を児童生徒自身十分に認識して学校の内外を問わずいじめという行為がなくなることを目指していかなければならないという大原則があるわけです。

ただいまお尋ねのいじめ防止対策推進法、これが法制化されたことによって、今申しあげましたような基本的な理念を明らかにしながら、国、私どもの地方公共団体、学校、保護者というそれぞれの責務を定め、いじめ防止のための総合的な対策を行っていくことは、極めて意義のあるものだというふうにご考えております。教育委員会といたしましては、この法の理念を十分に尊重しながら、今後とも学校と一体となって、組織的にいじめ問題に対応できる体制を充実してまいりたいというふうにご考えております。

○**鴨田俊廣議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** 続いて、本市内の小・中校で重大事態が起きた場合の本市教育委員会の対応について伺います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 重大ないじめが起きた場合の対応ということですが、ちょっとその前にそこまで至らないと、ちょっと言葉に語弊がありますけれども、このいじめ問題に対応する学校、あるいは私どもの1つのあり方といいますか、取り組みについてまず御説明させていただきたいというふうに思います。

このいじめ問題につきましては、未然防止や早期発見の方策を充実させ、重大な事案にしないということが何よりも重要であります。そのため、各学校では教職員の一人一人がいじめに対する共通の認識を持った上で、常にアンテナを高くしまして、子供の小さな変化を見逃さないように心がけておるところであります。

ただ、こういう日常の観察だけではわからない子供の声を拾い上げるというためにも、相談しやすい環境を整えたり、定期的なアンケートや面談を行ったりと、そういう取り組みを現在行っているところあります。

また、こうした結果、いじめと考えられるような事案が発生した場合には、いかにささいなことであっても、学校が組織として情報を共有し、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けることができるための必要な措置を講じていただくということとともに、まずは速やかに教育委員会のほうに報告をいただくというふうにしております。教育委員会ではこれを受けまして、外部の相談機関とつなぐといいますか、連絡し合うと、あるいは連携し合うというようなことを支援を行うとともに、必要に応じて調査を行い、再発の防止に努めているところあります。

前段が長くなりましたけれども、議員がお尋ねになりました万が一の重大な事件が起こった場合の対応ということですが、こういう場合には、先ほどお尋ねになりました、いじめ防止対策推進法の中に、こういう場合の対応の仕方というふうなものが定められておりますので、教育委員会がまずは組織を設けて調査を実施するというようにしております。

この調査については、学校が行う場合と、それから私ども自身、教育委員会が行う場合が想定されておりますけれども、いずれにいたしましても、教育委員会の責任のもとに公平性、中立性が担保できる専門家の方々等をもって組織いたしまして、迅速に計画的な調査を行っていく必要があるというふうに考えておりますし、そういうふうにしていきたいというふうに思います。また、調査に当たっては、関係する児童生徒、保護者への丁寧な説明、それと児童生徒の心理的な負担、プライバシー等への十分な配慮が必要というふうに考えております。

なお、かかる重大事案が発生した場合は、当然のことではありますが、私ども教育委員会のほうから市長への報告ということになるわけですが、市長のほうで必要と認める場合には、市長部局のほうでそういう調査をあわせて実施するというのも想定しているというか、可能な旨法制化されているところあります。この点についても申し添えておきたいというふうに思います。以上です。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 成毛 眞さんという岩波新書で「面白い本」と、「もっと面白い本」と出され、推薦する本があるんですが、「ランドセル俳人の五・七・五」という小林 凜君という子の本なんですが、推薦する本なんですか。この子は水頭症というか、超低体重出生児で、944グラムで生まれたので、水頭症というんですか、普通で言うと障がい者のような感じなんですが、学校に入って壮絶ないじめ

を受けるわけです。この本を読んだら担任の先生も教頭も何かいじめに加担しているんですね。それが不登校などを繰り返しながら、俳句を詠むことによって、ことしの春小学校を卒業して、春じゃないな、ことしの3月卒業して、4月から私立の中学校1年生になる生徒であります。

この本を読んで私が一番好きだと思ったのは、理解者が学校の中にいたことですね。特別支援校の担任の先生と、あと友達が1人、理解ある子供が、生徒がいたというのがこの本に書いてありました。ぜひ、いじめというのは多分天童市にも起きたごとく、多分壮絶なものであろうと思いますが、それに対して法律の精神をよく発揮していただいて、いじめの生徒さんがめちゃくちゃなことにならないようにやっていただければいいなと私は思っています。ぜひこの本も大した値段は高くありませんので、図書館にそろえていただいて、ぜひ読んでいただければなと思っています。

続いて、次の質問に移ります。

2013年度の全国体力テストが12月25日に公表された。本県の結果は、80点満点中、小5男子は53.65、同女子は55.66で、中2男子42.59、同女子48.65との数値でした。全国平均に比べると、小5男子は低く、小5女子と中学2年生は高い傾向が出ました。

そこで、本市内小・中校の脳（能）・耐（体）力向上策について伺います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 議員からは脳（能）・耐（体）力向上という御質問でありましたので、学力についてもお尋ねかなということがありますので、この部分は簡単にお答えを申し上げます。

学力につきましては、全国学力調査に加えまして、本市では全学年にわたって実施しております学力検査、こういうものの結果を十分に活用しながら、今後の課題を把握し、向上策を進めておるところであります。

お尋ねの体力につきましてでありますけれども、ただいま議員から御紹介といたしますか、お話しありました、全国体力・運動能力調査というふうなものを実施しておりますけれども、これは小学校5年生、それから中学校2年生を対象として8種目にわたる調査を行っております。まずは、この調査における本市の子供たちの現況について申し上げてみたいというふうに思います。

8種目の総合点で見ますと、小学校、中学校いずれにおきましても男子は全国、それから県平均を上回っております。女子は、県平均よりやや低いものの、全国平均を上回るというようなことでありますので、おおむねよい結果なのかなというふうに考えております。これを種目別の結果で申し上げますと、小・中、男女いずれにおきましても、持久力といったところではすぐれているということが言えますが、握力と柔軟性、こういう種目にやや課題があるというふうに考えております。

こうした点を受けまして、向上策でありますけれども、本市では5年生と2年生だけでなく、同様の体力テストを全ての学年で実施しております、各学校や児童生徒一人一人といたしますか、今後の課題に合わせた向上策に取り組んでおります。そういう中で、向上策として最も重要というものは、体育授業の充実であります。学習指導要領の改定によりまして、体育の授業時数、これ自体全体として増加しております。まずはこうした時間を有効に活用しながら、例えば課題となっております柔軟性を高めるためのゲームを準備運動の中に取り入れるなど、意欲的に運動に親しみながら、運動の素地となる基礎感覚を意図的に育てられるような工夫を行っております。このような体育の授業だけでなく、教育活動全体の中で向上策を図っていくということも大切であります。

先ほど握力の面でも課題があるというふうにお答えしたところではありますが、チャレンジカードと

というようなものを工夫しまして、鉄棒や雲梯、登り棒といった遊具を意欲的に挑戦する機会を設けるなど、各学校で課題に応じた取り組みを工夫しております。また、それぞれの学校、関連するわけですけれども、市の陸上大会や水泳大会に向けての練習や中学校の運動部の活動などは児童生徒の体力向上に大きく寄与しているものと考えております。

また、今まで学校の取り組みについて申しあげてきたわけですけれども、体力を向上させるには、学校外での運動経験がとても大切であります。家庭やスポーツ少年団などの地域でのスポーツ経験、これは子供たちの体力の向上になくてはならない大切な機会というふうに考えております。

また、本市では、御案内のとおりでありますけれども、一昨年度から「さがえっこ育みアクションプラン」を推進しております。その中で、「グラウンドで 自然の中で外遊び」という体力を育むためのもの、また、こうした体力を支えるための基盤となります「早寝・早起き・家族で朝御飯」といった生活リズムの確立に取り組んでいるところでもあります。今後ともこうした取り組みを通じ、多くの保護者や地域の方々にかかわっていただきながら、子供たちの学力、体力、あるいはその基盤となる力を育ててまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 私の子供はサッカーと剣道しか、かなりちょっといいんですが、私の子供が小さいとき自分の地元の小学校では小さなカップをつくっていただいて、サッカーの試合を寒河江川の河川敷でやって、何年かしてグラウンドに夜間照明をつけていただきました。それまでだと1週間に土日ぐらいいだった練習が、週の真ん中の夜にでも練習できるようになって、やっとき全国大会にも出場できるようになりました。全国大会に行ってはぼろ負けですが、そういう種まき作業があったおかげで、子供たちもサッカーに関しては、上手になったのかなと思っています。大変感謝しています。それをさらに次につなげるためにいろんな施策を展開してほしいなと思っています。

次の質問ですが、去年はカヌー場が、そして1月には屋内多目的運動場が供用開始になりました。2月19日には総務文教常任委員会は、本市体育協会との意見交換会を行いました。そこで、本市民体育力充実策について伺います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 市民の体育力の向上策、充実策についてのお尋ねであります。まず、今議員からお話しありましたように、施設面につきましても、最上川寒河江緑地グリバー寒河江ですね、それからことし1月にはチェリーナさがえ、屋内多目的運動場がオープンしております、どちらの施設も市内外の利用者から特色ある施設として好評を得ておりまして、そういう意味でもうかがえますように、スポーツ環境の整備といったふうなことについては進んでいると、充実しつつあるというふうに考えております。

特に、チェリーナさがえにつきましては、オープンから1月ですので、2月末まで1カ月半ぐらいでありますけれども、5,000人を超える利用者がありまして、人気の施設というふうなことで喜んでいるところであります。

本市の体育力の向上という面で、まずは上のほうの競技力の向上でありますけれども、ことしといいますか、このたびの市体育協会の表彰式がありましたけれども、その結果を見ますと、82名の個人と6団体が受賞の栄に浴しております、こういう実績というものは大いに評価されているのではないかと、大したものだなというふうに思っております。

特に、そのうちの4団体がスポーツ少年団の軟式野球とバレーボール大会の受賞でありましたけれども、県チャンピオンというふうなことでありまして、ジュニア層の活躍が目覚ましいといったことで、素晴らしいことだなと、これまた喜んでおるところであります。

肝心の市民のスポーツ力の充実策という御質問でありますけれども、まず競技力の向上ということにつきましては、まずは各種の競技団体と連携いたしまして、指導者の育成をまず支援していくと。それとともに競技者の底辺、裾野を拡大すると。また、選手の育成強化にも努めていくと、こういうことを引き続きやっていくと、充実していくということであります。

さらに、市民のスポーツ力の裾野を拡大といいますか、底辺拡大という面につきましては、御案内の本市の新第5次振興計画、この中でスポーツに親しみ、心身の健康を育むまちづくりということを重要施策に位置づけておりまして、誰もが能力や年齢、目的に応じていつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりといったものを進めるとともに、運動としましては、市民1人1スポーツ運動というふうなものを展開しております。そのために、市体育振興公社、総合型地域スポーツクラブのアスポートさがえ、各種競技団体、それに各地区体育協会の方々と連携したスポーツ教室、講座、各種大会などを開催してまいりたいというふうに考えております。

特に、26年、来年度につきましては、さくらんぼマラソン大会、6月実施予定でありますけれども、これまで以上に多くの皆さんに参加していただきますように、リニューアルというんでしょうか、より充実、より魅力ある大会となるように、大会に向けて現在準備を進めているところであります。

さらには、スポーツレクリエーション祭、ニュースポーツ出前講座といったような施策も展開しておりますけれども、こういうものにも力を入れながら、市民の方々が身近なところで気軽にスポーツに親しむ場、機会の拡大を図ってまいりたいというふうに考えているところです。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 どうもありがとうございました。せっかく施設というか、ハードという仏さんをつくったわけですから、あとはソフトという魂を入れるだけだなと私は思っています。きのうの市報も見ましたが、寒河江市にはすごいやつがいるんですね。よく名前だけ聞くと全日本の剣道のメンバーもおります。びっくりしました。ぜひ、てっぺんはもっと高く、裾野というか底辺は広く厚くして市民が健全な精神というか、健全な肉体を持った市民になってほしいなと願っている一人です。これで質問を終わります。どうもありがとうございました。

## 那須 稔議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号25番について、17番那須 稔議員。

○那須 稔議員 今定例会の一般質問の最後となります。もう少々おつき合いのほどお願いをしたいと思います。

私は新清・公明クラブの一員としまして、通告ある件に関心を持っている市民を代表しまして質問をさせていただきますので、市長の見解をお伺いいたします。

通告番号25番、市立病院の経営改革ということについてお伺いをしたいと思います。

公立病院は、一般的に市民が健やかに暮らせるように、そしてまた、民間医療機関では非常に難しい高度医療といいますか、そしてまた、不採算部門を担う病院として市民の命を守るという使命を担

っているわけでありまして、また地域医療の推進を図る上で重要な役割を果たしてこれまでも経営をしてきております。

しかしながら、昨今の情勢でありますけれども、医師の不足とか、あるいは医療提供体制維持の困難などによりまして、抜本的な改革の実施に踏み切ることが避けて通れないというのが大方の公立病院ではないかなと思っております。

それで、これまで寒河江病院の取り組みを見ますと、平成19年に外来患者、あるいは入院患者の低迷傾向が続くということから、診療報酬のマイナス改定なども国の精査がありまして、収益の悪化が病院経営を直撃をしたということから、市立病院経営改革プランというものをつくっております。

そしてまた、平成21年にはその、平成19年に総務省のほうから策定が依頼されました公立病院改革ガイドラインということに沿って、平成21年には市立病院の病院改革プランというものをつくっております。それをつくりながら、経営の健全ということを目指してはきているんですけども、その中で、経営診断のためにコンサルなども常任しながら、経営健全を図ってこれまでも取り組んでまいりました。

そしてその後、県の動きがございまして、西村山地域の医療提供体系といいますか、それらの将来ビジョンというものができ上がりまして、それを受ける形で24年3月には市立病院のアクションプランというものをつくって推進をしてきたと。

市立病院においては、これまでいろんな改革に取り組んでこられたということでもあります。しかし、やはり地方の自治体病院を取り巻く医療環境が年々厳しくなっているということもありまして、市立病院におきましては平成23年度の決算で5億8,000万円、そして24年度には6億3,000万円ということで、一般会計からの繰り入れがあったと。そして、これは6億円を超える一般会計の繰り入れというのは、深刻な経営状態ではないのかなと、このように考えるわけでありまして、そしてまた、病院の勤務医師の不足なども解消されないということも厳しいその経営状態の一因であるということと、治療件数の減少、そしてまた、患者の市外への流出、さまざまな医療収益の根幹となる外来入院患者の減少が続いているということで、市立病院の経営の厳しさが年々増しているという状況にあるのではないかなと思っております。

まず最初に、市長のほうから現在の市立病院の経営状態についてどのように見ておられるのか、基本的な考えを含めながら伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 那須議員からは市立病院の経営改革について御質問がありましたので、お答えをしたいと思いますけれども、御案内のとおり、公立病院の経営というのは独立採算が原則ということにはなりませんが、一方で不採算部門を抱えるというところから、一部について一般会計が負担することというのも認められているわけでありまして、その基準も示されているというところでもあります。

市立病院の経営状況、先ほど那須議員からあるありましたけれども、平成13年以降、損失額が増加をしてきております。一般会計から繰り出し基準以外の額を繰り出しているという状況にありまして、特に平成20年度及び24年度は6億円を超える額となっているところでもあります。25年度もそのような額になろうとしているところではありますが、この状況、寒河江市立病院の状況は他の公立病院の中でどういうふうな位置づけにあるのかということをおしあげますと、24年度の県内23の公立病院の繰出金の平均を見ますと、1ベッド当たり364万円です。23病院の平均の1ベッド当たり364万

円。寒河江市立病院は1ベッド当たり504万円ということで、多いほうから4番目であります。全体的に繰り出し金額についても多いほうの病院だというふうなところであります。

その多額の損失が生じている第1の要因というのは、先ほどお話しありましたけれども、患者数が減少しているという状況であります。平成14年度常勤医師が15名いたときは、14年度ですね、入院患者数約4万7,000人、外来患者数約10万1,000人でありました。これ頂点でありましたですね。平成24年度では入院患者数が約2万5,000人、外来患者数が約5万1,000人ということで、半減に近い数字になっているところであります。

こうした経営状況を改善していくために、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、19年度に市立病院独自の経営改革プランというものを策定をして、病床数を160床から125床に減らしました。そのほか、院外処方を開始をしたり、クレジットカード支払いの導入でありますとか、地域連携室を設置をするなどということで、経営の効率化とサービス向上に鋭意取り組んできたところであります。それから、平成21年度からは国の指導によって策定をした改革プランに基づいて調理業務の民間委託、あるいは企業債の繰上償還なども実施をしております。

しかしながら、改革プランの支出、出すほうの数値目標については目標を達成したところでありますけれども、収入の面では、先ほど申しましたけれども、患者数の増加というものを実現できませんで、医業収益が大きく目標を下回る結果となったところであります。我々としてもぜひ計画に向かって努力をしたわけでありまして、なかなか結果が出せないということで、反省しているところでございます。

現在は24年度に策定をいたしましたアクションプランに基づいて療養病床を新設したところであります。平成25年4月から26年1月まで約1,800人程度の入院患者数の増加を見ることができました。しかしながら、収益的にはまだまだ改善には至っていないという状況にあります。寒河江市立病院を取り巻く患者さんの動向というものを見てみますと、やはり山形市内の専門性の高い急性期病院への依存度が増加していること、それから、市内の開業医の皆さんがふえていること、さらに、医師研修制度の影響による常勤医師の減少などということがございまして、大変厳しい環境に続いているということでもあります。

市といたしましては、これまで以上に市民から寒河江市立病院を利用していただけるような環境の整備に鋭意取り組みながら、サービスの向上と効率的な運営に努め、少しでも経営の改善が図られるよう努力してまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊・議長 那須議員。

○那須 稔議員 今市長のほうからもございましたけれども、市立病院の経営状態については非常に厳しい、深刻な状態だという答弁がありました。医師についても平成14年がピークで、その後どんどんと医師の数も減っていると。これは要するに臨床研修医制度などもあったということもあるんですけども、やっぱり市とすれば、その辺のところから非常に入院、外来患者も減っていると。

先ほどあったように、平成14年が市長からあったように14万7,000人という、これピークだったんですね。そして、今のところは7万5,000人まで落ち込んでいるということで、半減しているという内容、これは非常に医療収益の根幹をなすのがやはり外来、入院の患者でありますので、その辺をどういうふうに増加させるかと。これは前から課題があって、それぞれ先ほど言ったようにプランを立てながらやっつけてはきているんですけども、状況的には非常に上がっていかないという、平成14年から

どんどん下がっているという、また一般会計からの繰り入れ、当然市長が言われるようにこれは企業経営ですから、黒字経営、当然一般会計から支援をもらわないのが基本なんですけれども、やっぱり高度医療とか、不採算部門がありますから、当然そのようなところから一般会計からの繰り入れも基準に従って、ルールに従って入れているわけでありますけれども、ただ、それでもやっぱり非常に大きな一般会計の負担になっているということもありますので、市長からあったように、それぞれ病院経営というのは非常に大変な状況だというようなことで、市長も捉えておられるようで、その辺に従って、その辺を踏まえながら、逐次私のほうから質問をさせていただきたいと思います。

第1番目には、経営形態の見直しということについてお伺いをしたいと思います。

先ほど市立病院の経営状態については非常に厳しい状態だという話がありました。経営形態につきましては、平成19年の総務省の公立病院の改革ガイドラインというのが示されておりまして、その中で4つの病院の経営形態ということが明示されておりまして、その後病院のほうでもその4つの経営形態の選択肢ということで、検討されてきたようであります。その検討結果、市立病院については国保の直診施設ということもありまして、内容的には当面は地方公営企業法の一部適用というものを適用させて、この経営形態というものを維持しようではないかということで、これまでやってきたという経過があるわけです。

平成21年に定めました改革プランのほうにも明示になっているんですけれども、公立病院を取り巻く情勢というのは非常に厳しいということがありまして、一刻一刻変わる社会情勢に対して今後の環境の変化、その辺なども速やかに捉えて多様な経営形態というものを検討していくというもので、この改革プランの中には明示はされておられるわけでありますけれども、ここまでできて、やっぱり先ほども市長から言われたように、大変深刻な経済状態だということになりますと、経営形態というものをやっぱり見直していく方向性というものが必要になってくるのではないかと。

それで、総務省が示している経営形態4つあります。1つは、地方公営企業法の全面適用というのが1点と、もう一つは、非公務員型の地方独立行政法人化というのが2つと、3つ目には、指定管理制度の導入ということと、それから4つ目には民間譲渡と、この4つを示しているんですね。それで、私のほうでは、やはり今の病院経営からしますと、即座にやれるというのであるならば、地方公営企業法の全部適用といいますか、今の一部適用よりもメリットが非常に大きいということもありますので、その辺のところでも全部適用ということについて見直していくべきではないのかということで私は考えておるんですけれども、その辺のことについて、経営責任の明確化とか、あるいは財政面の、公営企業でありますので、明確にできるということと、公営企業会計基準に従ってその全部適用ということを真剣に考えていくべき時期ではないかなと思いますので、その辺病院開設者としての市長の考えをお伺いしたいと思います。

○**鴨田俊・議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 総務省が示す4つのパターン、先ほど御指摘ありましたけれども、我々としてもその市立病院の経営改革を進めていく上で、この4つのパターンについてもいろいろ検討を進めてきた経過があります。

1つずつ申しあげますと、例えば民間譲渡などについては、これは公立病院としてはなかなか難しいところがあるろうかというふうに思います。やっぱり不採算部門医療部門を切り捨てる可能性がある、否定できないということになってきますので、地域医療を守る観点ではやっぱり適切な選択ではない

のではないかというようなことが判断としてあろうかというふうに思います。

それから、地方独立行政法人化というものもパターンとしてあるわけですが、県内でも酒田の日本海病院は県立病院から独立行政法人というふうになったわけですが、そういう場合、課題としてはやっぱり職員の身分の移管をどうするかということもあろうかと思います。

それから、指定管理者というパターンもあるわけですが、なかなか120数床の病院が受け入れる民間の医療法人があるのかどうかというようなことも課題、問題となるというふうに思います。独立行政法人、あるいは指定管理者というのは、この2つの形態については、先ほど申しましたけれども、なかなか難しい面があろうかというふうにも思いますが、全国的には事例もあって可能性もあるのではないかと、我々はここを研究をしていきたいということも考えています。

そして、那須議員から地方公営企業法の全部適用をすべきではないのかと、そういうふうに経営形態を変えるべきではないのかというふうな御指摘でありますけれども、管理責任者というものを設けて、病院の組織運営について管理責任者が柔軟に対応できるというふうになるわけでありまして、実際にそういうふうにして全部適用した事例なんかを拝見いたしますと、例えばその病院の職員の給与、あるいは採用などについては、事実上管理責任者ではなくて、設置者が決めている例などが多いなどということで、実質的には一部適用と余り変わってないというような現状もあるようであります。そういったところで、この地方公営企業法の全部適用については、今すぐそういう取り組みを進めていくということにはなかなか至っていないというのが現状だというふうに考えているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 那須議員。

○**那須 稔議員** 公営企業法の全面適用ということについて、市長から今答弁がありましたけれども、これ改革プランを21年につくる際にも検討されているということで、その今市長が述べられたようなことがプランの中に書かれているんですね。ただ、21年からじゃあその全面適用をしない、一部適用をやってきてこういう結果でありますので、メリットが少ないんだけれども、やっぱりこの全面適用をしたほうが経営の効率にとってはいいということが私あるのではないかなと思っているんですね。

今すぐやれるというのは、全面適用なんですね。さっき市長からあったように、独立行政法人とか、あるいは民間譲渡というのは、これは相手があるわけでありまして、相手がありますから、時間もかかるし、どうなるかわからないということなんですけれども、この全面適用になりますと、市長の判断でできるわけでありまして、すぐできるということで、これはやっぱり今の情勢からして一部適用から全面適用に私はすべきではないのかと、このように思っております。特に、全面適用については、県内でも高島町立病院とか、あるいは形態は若干、病院長が事業管理者ということで、天童などもやっておられるわけでありまして、その辺の事業管理者を置くことによって柔軟な対応ができるということと、それからいま一つは職員の給料などについても決められますので、当然職員に対しての経営意識というものも植えつけられるというようなことも非常に大きいわけでありまして、やっぱりこれは全面適用を私はすべきでないのかと、このように思いますので、市長のほうから再度この辺について考え方をお聞きをしたいと思っております。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 私も高島の町立病院なんかもお邪魔していろいろお話を伺ってきたこともあります。そういった意味で、実際何もしないでいくということではいずれ済まされなくなるというような状況

が迫っておりますので、我々としてもこのおっしゃるような全部適用も含めて対応、形態の見直しということも進めていきたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 それで、これからの取り組みなんですけれども、経営形態の見直しをするということになりますと、やはりいろんな御意見を入れながら最終的に決断を下していくということになってくると思うんですが、その辺のところでは経営形態を見直すための検討委員会といいますか、そういうものを立ち上げながら、その中でいろんな議論を戦わせながら、先ほどありました4点の経営形態についてどうするかという判断を下していくということが私は大事ではないかなと思いますので、その辺の経営形態検討委員会の設置について、市長としてどういうふうに考えるのかお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいまも申しあげましたけれども、現在の経営形態をいつまで維持できるのかということについて、現実問題としてやっぱり我々としては経営形態の見直しについても避けて通れない道なのではないか、いずれそういう判断をしていかなければならん時期が来るというふうに認識をしているところであります。もちろん寒河江市立病院単独での将来的な運営ができるのかということになりますと、必ずしもそうはならないだろうというふうに思います。市立病院含めた西村山地域医療全体の進むべき方向などについては、これまでも西村山地域の医療体制を考える懇談会というもので話し合われて、平成23年度に策定した西村山地域における医療提供体制将来ビジョンというものをもとに、今市立病院のアクションプランを策定し、実行しているという状況であります。

そういった状況でありますから、今後の展開についても西村山地域の医療体制を考える懇談会の開催によって、その中で検討が1つの契機になるのではないかと考えているところではありますが、現実的には平成25年3月以降開催されておりませんので、実際開催されるということになりますと、協議課題として北村山地域を含めた西・北村山地域全体の医療提供体制のあり方についても協議の議題というふうに想定をされるということでもあります。

開催の時期については来年度、26年度にずれ込むという情報も入っているところであります。この懇談会の中で新たな西村山地域の医療体制のビジョンの方向が示されるということになれば、それに沿った方策を選択するということが1つの考えなのではないかと考えているところでもあります。

しかしながら、この懇談会にかかわらず、西村山地域における課題としては、管内の公立病院の連携というものが大変重要だというふうに考えておりますから、山形県や各町との意見交換も重ねていく必要があるというふうに考えているところであります。お尋ねの病院経営形態検討委員会の設置につきましては、こうした情報の収集を図りながら、先ほど申しあげましたような形態、御提案のあった形態なども含めてその実現可能性の研究を進めながら設置を検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 経営形態検討委員会については、検討していくという御答弁がありましたけれども、これ先ほど市長のほうからも独立行政法人化ということについては研究課題だというふうな話がありましたけれども、今のアクションプランを見ますと、このアクションプランの中に具体的な項目ということで、河北病院との連携強化と、そしてまた機能分担の取り組みということでアクションプラン

にうたっておりまして、医療、看護、そしてまた経営ということに対してそれぞれの分野で連携していこうということで、アクションプランでは取り組みをされているということになっておるわけでありますので、その辺は私もこれからのつながりとか、先ほど市長から話されました公立病院の再編で、酒田において日本海病院と、それから酒田市立病院が再編したと、これは成功例なんですけれども、その辺のところも市長のほうには頭にあるのではないかなと思いますので、その辺、私もこの経営形態については全面適用に固執するのではなくて、やっぱり市民として一番最良の形態を選んでいくと、これがやっぱり寒河江病院にとって最もいい形態であると、市民にとってもいいと、市にとっても当然これ財政的な支援ということからしますといい経営になってくるわけでありますので、その辺のところを検討委員会の中で、経営形態検討委員の中で検討していくと、議論を戦わせていくということが私は大事なところではないかなと思いますので、その辺を含めながら経営検討委員会の中でそれぞれお決めをしていただきたい。市民にとって最もいい選択をしていただきたいと思います。

それから、2点目でありますけれども、経営を評価するための委員会の設置、今現在の寒河江市立病院の経営を評価するための委員会の設置ということで、提案になるわけでありますけれども、今のところ寒河江市立病院のほうでは経営の健全化ということに向けていろんな課題があるということで、1年間の目標とか、あるいは目指すべき方向性ということで、計画を立てながらそれぞれ院内組織として病院経営管理委員会というものが立ち上がっておって、その管理委員会の中でそれぞれ会議を開きながら病院としての目標を定めたり、あるいは進行管理を取り組んでおられるわけでありますけれども、その辺の状況、どういうふうに取り組まれているのかお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 病院経営管理委員会の目標設定、あるいは進行管理などどのように取り組んでいるかというようなことでありますが、過去数年間の延べ患者数、あるいは収益単価などを基礎といたしまして、近年の患者動向なども勘案して入院患者数、あるいは外来患者数、収益などの診療科別の目標を設定させていただいております。毎月開催しております経営管理委員会の中では、前月の収支の状況や延べ患者数などの実績を報告して、目標に対しての達成率、進行度合いなどがどの程度なのかを明らかにしながら、各部門の責任者が把握、確認しているところであります。目標に届かなかった部門、箇所などについては、その理由を分析をして翌月の目標達成に向けて部門一丸となって取り組むというようなことで、今この管理委員会を進めているところでございます。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 経営管理委員会は、病院の目標に対して進行管理、それぞれ各ポジションの方々が集まってやっていらっしゃるということでありますけれども、これまで平成21年から23年まで病院の改革プランを病院としては実行してまいりました。その改革プランの中では、要するにこういう形で病院経営管理委員会がそれぞれ進行管理をして、それを要するに改革プランの評価委員会というのがありまして、その評価委員会で評価をしたり、助言をしたり、指導するというので、それぞれ病院の方向性といいますか、助言しながらやってきたというのが平成21年から23年までの取り組みでした。

今はその改革プランも終わってしまったということで、23年時点でそれぞれそのような評価委員会が立ち上がってないと。ですから、病院内部だけでの、要するに進行管理などをやられていると。これいい悪いは別としまして、これはやっぱり外からの方々もその意見というものも取り入れながら、病院の経営というものをすることが大事なのかなと。特に、病院経営というのは一般的な方々という

のは難しいわけでありますので、例えば病院経営に特化したとか、非常に病院経営がわかる方、そういう方々を入れるということが非常に大事なところではないのかということで、その市立病院の今の経営形態委員会に対していろんな指導、助言、評価というものができるといえるような、外部の方々の評価委員会といいますか、そういうものの設置について市長としてどういうふうを考えるのかお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 那須議員先ほど御指摘ありましたけれども、以前にも改革の取り組みの中で外部識者から成る評価委員会を設置をして評価と進行管理を行ったという経緯がありますが、なかなか目標が達成できなかったというような経過があるわけであります。そういった意味で、現在は内部の委員会の中で取り組んでいるというところでありますが、ことしの1月からは常勤医師1名もまたふえて10名体制に戻ったというところがあります。そういう意味では、新たなスタートをする時期なのではないかというふうにも我々は思っているところでありますので、議員から外部の識者からの意見を聞くべきではないのかという御指摘、御意見と、こういうふうを受けとめさせていただいておりますので、病院経営に精通している方などから適切なアドバイスなども受けながら、そういった意見を経営に反映させていく機会を設けていきたいというふうにも考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 これ改革プランの際の評価委員会というのは、要綱がありまして、10名以内ということで、10名以内の方々を選定しながら評価をしてきたわけでありますけれども、その際には総務省の指導があって、それぞれ市民の声とか、いろんな団体さんということで、その中から選びながら10名をしてきたわけなんですけれども、やはり市民の声非常に大事です。ただ、今病院に大事なものは、いかに経営を安定するかということも最も大事なところで、やっぱり病院経営に対して非常に精通している方、そういう方をやっぱり指導を仰ぐとか、助言を仰ぐ、評価をしていただくということが、私は今の病院にとって最も望ましいところではないかなということで、やっぱり人数においても、先ほどの10名となってくると、なかなか意見もまとまりませんので、少数といいますか、4名以内ぐらいの方々に助言をするというような形で、今後とも取り組んでいただきたいなど、こんなふうにも思っているところです。

それでは、次に、業務の効率向上や経費の削減などに貢献できる電子カルテの導入ということについてお伺いをしたいと思います。

この電子カルテにつきましては、厚生労働省のほうでも1990年に法的な裏づけというような通達をしまして、真正性とか、あるいは見読性とか、保存性というような3つのことが担保できるということが前提となって、その電子カルテということが認められてきました。そして、この電子カルテにつきましては、その導入しているような病院の場合ですと、非常に業務効率が向上されているということと、それから、当然人員削減にもなるということと、経費の削減にもなる、あるいは残業が減らせるなど、いろんな利点があります。

特に、電子カルテの場合は紙カルテと違いまして、判読不可能な文字というようなトラブルの解消にもなっていると。それからまた、運搬をしなくてもいいということで、運搬の削減とか、それから、紙カルテ室というものを設けて保存しなければなりませんので、その辺の部屋の廃止になるということで、その紙カルテに比べて非常にメリットが高いと、このように言われているのがこの電子カルテ

であります。

特に、電子カルテについては結果的に医療現場の環境改善といいますか、働く者のモチベーションといいますか、そういうものの向上にも期待できるということと、それから当然病院に来る方の信頼、評価とかにつながりますと、当然病院の来る方の増加にもつながっていくということで、患者のサービスにもつながるといようなことでの導入の利点が高いということが言われておりますので、その辺の業務効率の向上、あるいは経費削減ということにつながっていく電子カルテの導入についてどういうふうに考えているのかお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 電子カルテの導入についてお尋ねでありますけれども、電子カルテ、名前のとおりなのかかもしれませんが、今ある紙カルテを電子化するというようなことであります。効用・効果についても先ほど御指摘があったように、手書き文字の判読不能の問題がなくなるとか、紙カルテの運搬作業の削減及びカルテの収納スペースの大幅な縮小などもあります。また、院内のどこでも一度に複数の医療スタッフが1人の患者のカルテ情報を共有できるようになって、チーム医療が容易になるなどということも言われておりますし、紹介状や診断書作成時などにデータの柔軟な再利用が可能となるなどということが効用として、効果としてあるというふうに言われています。

また、一方で、医師や患者、看護師などが電子カルテの操作に習熟する必要がありますので、入力補助のための新たな人員の配置が必要になる場合もある。また、院外から来る紙の医療情報の電子化など、新たな業務も発生するなどということから、業務効率が低下するようないことも考えられるというふうに言われております。県内の状況を見ますと、ここ数年で大学病院、あるいは県立病院などでの導入が進んでいます。医療業界の電子化というのは今後ますます進んでいくというふうに考えておりますので、市といたしましても、もちろん費用対効果というものも十分考慮しなければいけませんけれども、平成27年度に予定しているオーダーリングシステムの更新時などに合わせて、電子カルテの導入などについても検討してまいりたいなというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 市長からもありましたけれども、電子カルテについては非常にメリットが高いと私は言えるのではないかなと思っております。特に、電子カルテについては、先ほどもありましたけれども、紙カルテと違って当然非常にメリットが高いということもあります。今市長からあったように、27年度のオーダーリングの更新に合わせてそれぞれ導入をしていくということでありますので、その辺先ほどあったように電子カルテのメリット非常に大きいわけでありまして、それを使っていただきながら、27年度から導入されるようにひとつ取り組みをしていただきたいと思います。

それから次に、休日夜間の初期救急医療体制ということについて質問をさせていただきます。

初期救急医療体制につきましては、22年度に県のほうで定めましたその西村山医療提供体制将来ビジョンということの中でも、要するに今後の医療提供体制にかかわる地域のニーズというのが高いということで、その夜間休日初期救急体制というものを確保ということであっております。

そして、現在そのプランの中では、河北病院のほうで実施している平日夜間診療、この辺の実施状況を検証しながら、その平日休日の夜間診療体制の定点化も検討するというところで、西村山の将来ビジョンではうたっているわけでありまして、そのビジョンを受けながら寒河江においても市立病院のアクションプランというものをつくりました。そのアクションプラン、24年3月つくったわけであり

ますけれども、そのアクションプランの中でも、要するに地区の医師会と連携して休日夜間の初期救急体制の充実というような中で、休日夜間の診療の定点化ということで検討するというようになっております。

それで、市立病院のアクションプランを推進する上で、そのアクションプランの推進する皆様方で山形市の医師会の運営状況、山形市医師会でやっておられますから、その辺の運営状況についてこの休日夜間診療、その辺の視察をされたということを聞いておりますけれども、その辺寒河江西村山からどのくらいの利用者があって、利用状況はどうか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、平成24年12月に、在宅医療推進協議会準備委員会のメンバーの皆さんが山形市の休日夜間診療所を視察されておられます。過日事業の実績をいただきましたので、御披露申しあげたいというふうに思いますが、この山形市の診療所24年度の実績になりますけれども、年間における利用者は全体で1万8,945名となっております。そのうち、寒河江市から744名、西村山郡の他の4町から合わせて326名ということで、合計西郡からは1,070名の方が診療所に行っております。これは全体の5.65%に当たるということであります。男女別、年齢別、これは推計値になるんですが、寒河江市からは男性が385名、女性が359名、西郡の4町では男性が169名、女性が157名と、こういうふうになります。男女の合計でいくと、男性が554名、女性が516名と、こういうことで、もちろん大体半分ではありますが、男性は51.8%、女性が48.2%と、こういうことになろうかと思っております。

年齢別では、寒河江市からはゼロ歳から14歳未満が479名、15歳以上が265名、圧倒的に小さいお子さんが多いですね。西村山郡の4町ではゼロ歳から14歳未満が210名、15歳以上が116名ということがあります。合計で言いますと、ゼロ歳から14歳未満が689名、15歳以上が381名となっております。年齢別の比率でいくと、ゼロ歳から14歳未満が64.4%、15歳以上が35.6%という状況になっているというふうに聞いております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 数字的ということで、山形市の医師会が運営する休日夜間診療所ということの数字が市長から今ありましたけれども、全体的に7割ぐらいが子供さんというような数字がありました。そして、これは私たちもいろんな機会のときに市民からも言われるんですけども、やっぱり子供が熱を出したりした場合に、どこに連れていったらいいのかなという要望が非常に多いと聞いております。ですから、その辺のところ定点化、要するに休日夜間診療所の定点化というのは、市民の方も待ち望んでいるのではないかなと思っております。それで、当然これは定点化に向けて検討するというところで、アクションプランの中では言ってきた検討してきていると思っておりますけれども、24年からもう2年経過をたっているんですけども、この休日夜間診療所の定点化についてどういうふうに検討されているのか、その具体的な進行状況などについてお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 現在の寒河江市におきます休日夜間の救急医療体制というのは御案内のとおり日曜、それから祝日、年末年始の休みなどの医療機関の休診時における市民の初期救急医療に対応するために、従来から休日当番医制度というものを採用して、これは西村山郡の医師会にお願いをして実施をしているというところであります。

また、市立病院においては院内当直の医師が休日夜間を問わず毎日救急医療に対応しているということですが、当直医は1名体制でありますから、十分な対応ができない場合もあるというふうになっておりますし、患者の症状が専門外の場合でありますとか、別に救急患者に対応している場合などについては他の病院への搬送をお願いするという事態もあるわけであります。

また、脳や心臓の疾患が疑われるなどの場合は一刻を争うということで、救急救命センターなどへの搬送を急ぐというようなこともお願いをしているというふうなところでございます。定点化の御質問でありますけれども、御案内のとおり定点化には地区の医師会、さらには市立病院などの連携がなければなかなか実現はできないというふうにご我々は感じて、思っているところであります。

また、休日の診療と夜間の診療を別個の課題として解決の道を探るなどということもあるのではないかと考えております。休日診療の定点化についてはさまざまな形態が考えられるわけがありますけれども、市立病院の内部でも課題の整理などをしていくというふうにも考えているところでございます。また、夜間の診療、平日夜間については河北病院で、夜の7時から10時まで地区医師会から1名の会員の協力を得て実施をしているわけがありますけれども、この河北病院の対応と同じようにすべきかどうか、あるいは役割分担をしていくべきなのかどうかなどということについてもやっぱりそこは検討していく必要があるというふうにご我々は考えているところであります。

いずれにしても、地区医師会の皆さんとの協議を進めていって、御協力をいただくというのが前提であろうかというふうにご思いますので、引き続き準備に向けて取り組んでまいりたいというふうにご考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 これ休日夜間の診療、医療については、先ほど市長からあったように医師会が主体ということで、今検討されているようでありますけれども、私なかなか2年たっても進んでいかないのではないかなと思っております。そして、これは医師会のほうも若干事情があるのかなという思いがありまして、先ほど市長からあったように、やっぱりこれは寒河江市立病院でも検討していくと、これ当然市立病院の医者がたくさんいるわけありますので、その辺の、医者に負担はかかりますけれども、やっぱり市民の方々の休日夜間医療というものを支えるであるならば、寒河江市立病院のほうでもこの辺の検討をして、やっぱり設置定点化に向けて検討していくと。

先ほど市長からも休日夜間を切り離すという話がありましたけれども、その辺は今後の課題かと思いますが、やっぱり市立病院のほうでもそれぞれ検討事項の中に入れていただいて、市民が待ち望んでいる休日夜間診療でありますから、早期に検討して結論を出していただくように強く要望していきたいと思っております。

それで、次、最後になりますけれども、市立病院の経営計画についてということでお伺いをしたいと思います。

これまで平成19年の寒河江市立病院の経営改革プランの策定ということも話してきました。それから、総務省のガイドラインを受けて、それぞれ病院のほうでは平成21年から23年までの改革プランというものをやってきたというお話ししました。

それから、22年の県の医療体制ビジョンというものを西村山医療体制将来ビジョンというものを受けながら、市のほうでも24年3月にアクションプランを計画したという話もしてまいりました。それで、なかなかこの状況では寒河江市立病院としては経営健全化に向けて経営が思うようないい方向性

に至っていないという現状が見えております。それで、先ほども市長からあったように、この医療が年々厳しくなっているということと、深刻な経営状態だということもありますので、その辺を含めますと、やっぱり寒河江病院としてこれから新たに計画といいますか、経営健全化に向けて何らかの方策といいますか、対策といいますか、その計画といいますか、そういうものをつくっていくべき時期ではないのか。

当然アクションプランが27年まで進んでいますけれども、アクションプランというのは、先ほども話しましたけれども、西村山医療体制ということで、若干広がった計画だということと、地域医療といいますか、そういうものが主体になっておまして、この寒河江病院の経営をどうするかということろまでにはなかなか踏み込んでないというのがアクションプランではないかなと思っております。

そういう意味では、寒河江市立病院として経営の改革をするためには新たなプランというものを立てて経営改革に取り組んでいくべき時期ではないのかと、このように思いますけれども、その経営改善計画といいますか、その策定について市長の考えをお伺いしたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 那須議員御指摘のとおりであります。本当に市立病院の経営健全化というのは寒河江市政にとりまして最重要課題の1つというふうに思っております。もちろんそれは市民の皆さんに利用いただく、安心してかかれる病院として再生をしていくということにほかならないわけでありませうけれども、非常に大きい課題であるというふうに思います。

御指摘にありましたように、これまでも何回かにわたって計画をつくり、プランをつくり取り組んできたということですが、結果的にはその目標が達成されていないというのも現実であります。本当に実行可能で、あるいは逆に言えば少し大胆なというんですかね、見直しを含めた新たな再生可能な経営改善計画というものを取り組んでいく必要があるというふうに思っているところでございます。

また、一方、国におきましてもいろんな形で計画、ビジョンというものを今つくろうとしているところであります。26年度に地域医療ビジョンというもののガイドラインを国のほうで示してくるということでもあります。この地域医療ビジョンというのは地域の医療需要の将来計画や医療機関から報告された情報などを活用して、二次医療圏ごとに各医療機関の必要量などを含む地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿を示すということでもあります。これを各県が医療計画の一部として策定をしていくということになっております。山形県でも平成27年度から策定をするということですが、市としてはそこまで待っていいのかどうかわかりませんが、そういう策定の国の示す内容なども見ながら、寒河江市は寒河江市としての経営改善計画というものをつくって実行に移していかなければならないというふうに考えているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 那須議員。

○**那須 稔議員** 市長のほうからは国の動きと県の動きということで話がありました。国のほうは26年から病院の計画といいますか、ビジョンが示されると。県のほうからは地域計画ということで27年あたりからそれぞれ取り組まれるという話がありました。先ほど市長からもありましたけれども、今26年ですから、当然27年から寒河江市としてもそのような計画というものをつくっていくというならば、そろそろ動き始めなければならないと思うんですね。当然市民アンケートとか、それから当然これまでのプランやっけてまいりました。そのプランの検証とか、それをしながら最終的にやっぱり先ほど市

長からあったように、何回も計画があったって、要するに収益が上がらないわけでありますので、上がるような形で今回はつくるんだという強い決意のもとでやっぱりつくるといふのであるならば、今のうちから具体的な行動をとるべきではないかなと思っておりますので、具体的なその辺の取り組みについて市長のほうからあればお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 なかなか計画どおり実績が上がらないということになろうかというふうに思います。全部が全部ということではありませんけれども、ただ、やっぱり問題はどこにあるのかというのははっきりしている。はっきりしているけれども、解決ができないという状況があるわけでありますので、そこはやっぱりある程度意を決して取り組んでいくという姿勢がやっぱり必要な時期に迫っているのではないかなというふうに思いますので、そういった点も私ばかりではなくて、職員、あるいは病院一丸となってそういう経営改善に向けた取り組みと市民に愛される病院としての取り組み対策というものを講じてまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 大変病院経営は難しいんですけども、PDCAという言葉があるんですね。これはプランを立てながら、実行して、評価をして、改善するという、このPDCAをうまく回すことによって企業は企業収益につなげています。ですから、このプラン、計画はつくるんだけど、実行はするんだけど、評価、改善がなかなかやれないという、その辺のところでの非常に大きなネックが私は病院にもあるのではないかなと、このように思っております。ですから、これのPDCAを回していただいて、要するに新しいプランができるわけでありますので、そのところでPDCAを回していただいて、その寒河江市立病院が市民に愛されて、またこの地域医療に貢献できるような病院になるように御期待をしまして、質問を終わります。

散 会 午後2時55分

○鴨田俊廣議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成26年3月7日（金曜日）第1回定例会

○出席議員（18名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
13番	佐藤良一	議員	14番	内藤明	議員
15番	高橋勝文	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	木村寿太郎	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	富澤三弥	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局局長
宮川徹	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	那須吉雄	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
犬飼敬一	農林課長(併) 農業委員会 事務局局長	荒木信行	商工振興課長
安孫子政一	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 (兼)会計課長
阿部誠	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	小林友子	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
遠藤啓一	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第4号 第1回定例会  
平成25年3月7日(金) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第1号 平成25年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)  
" 2 議第2号 平成25年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)  
" 3 議第3号 平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)  
" 4 議第4号 平成25年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第2号)  
" 5 質疑  
" 6 予算特別委員会設置  
" 7 委員会付託  
" 8 議会案第2号 さがえ産の酒で乾杯を推進する条例の制定について  
" 9 議案説明  
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。内藤議会運営委員長。

[内藤 明議会運営委員長 登壇]

○内藤 明議会運営委員長 おはようございます。

本会議の議会運営について、昨日、議会運営委員会を開催し協議をいたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

本日追加されます議案については、議会案第2号1件であります。追加議案の取り扱いについては日程第8で議会案第2号を上程した後、日程第9で議案説明を受けることにいたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

○鴨田俊廣議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は議事日程第4号によって進めてまいります。

## 議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長** 日程第1、議第1号平成25年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)から日程第4、議第4号平成25年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第2号)までの4案件を一括議題といたします。

## 質 疑

- 鴨田俊廣議長** 日程第5、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

議第1号平成25年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第2号平成25年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第3号平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第4号平成25年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第2号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 予算特別委員会設置

- 鴨田俊廣議長** 日程第6、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第1号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

## 委 員 会 付 託

○鴨田俊廣議長 日程第7、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

### 委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
厚生常任委員会	議第2号、議第3号、議第4号
予算特別委員会	議第1号

## 議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第8、議案第2号さがえ産の酒で乾杯を推進する条例の制定についてを議題といたします。

## 議 案 説 明

○鴨田俊廣議長 日程第9、議案説明であります。議案第2号について提出者から提案理由の説明を求めます。國井議員。

○國井輝明議員 今回提出させていただき、議案第2号さがえ産の酒で乾杯を推進する条例の制定について、提案者を代表し私から御説明を申し上げます。

寒河江市は、美しい山々や清らかな河川など豊かな自然に育まれながら古くから西村山地域の中心として栄え、歴史、文化が数多く伝えられてきております。そのような環境のもと、地場産品である日本酒は長い歴史を刻み多くの人々から親しまれてきました。特に、寒河江市を中心とする西村山地域においては、豊かな自然に恵まれおいしいお米と清らかな水で醸造された日本酒は酒米品評会において高い評価を得ております。また、地元蔵人の積み重ねられてきた技術により醸造された寒河江産のワインや焼酎等も、全国に誇れる本市の魅力の1つとなっております。

これら寒河江産の酒は県内外に本市の魅力を情報発信しているばかりでなく、地域産業経済の振興にも大きく寄与してきているところであります。

また、御案内のように本条例制定に関しましては、寒河江市商工会、寒河江西村山農業協同組合から要望書が提出されており、寒河江市観光協会、寒河江温泉共同組合、寒河江料理飲食業組合及び寒河江銘醸会からも賛同を得ております。

こうしたことを踏まえ、本市においても寒河江産の酒で乾杯する習慣を広め、寒河江産の酒のすばらしさを感じ、再認識してもらうことにより、市事業者及び市民が一体となって本市の誇るべき酒文化を後世へ残すべく本条例を提出するものです。

議員各位におかれましては、以上の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようよろしく申しあ

げ、議案説明といたします。

散 会 午前9時38分

○鴨田俊廣議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成26年3月10日（月曜日）第1回定例会

○出席議員（17名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
14番	内藤明	議員	15番	高橋勝文	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

13番	佐藤良一	議員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	富澤三弥	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
宮川徹	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	那須吉雄	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	荒木信行	商工振興課長
安孫子政一	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	小林友子	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
遠藤啓一	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	兼子亘	総務 係長

議事日程第5号

第1回定例会

平成26年3月10日(月)

予算特別委員会終了後開議

再開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第 1号 平成25年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)  
// 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告  
// 3 質疑・討論・採決

(厚生常任委員会付託関係)

- 日程第 4 議第 2号 平成25年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)  
// 5 議第 3号 平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)  
// 6 議第 4号 平成25年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第2号)  
// 7 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
// 8 質疑・討論・採決

- 日程第 9 議第 5号 平成26年度寒河江市一般会計予算  
// 10 議第 6号 平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算  
// 11 議第 7号 平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算  
// 12 議第 8号 平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算  
// 13 議第 9号 平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計予算  
// 14 議第10号 平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算  
// 15 議第11号 平成26年度寒河江市介護保険特別会計予算  
// 16 議第12号 平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算  
// 17 議第13号 平成26年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算  
// 18 議第14号 平成26年度寒河江市立病院事業会計予算  
// 19 議第15号 平成26年度寒河江市水道事業会計予算  
// 20 議第16号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について  
// 21 議第17号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について  
// 22 議第18号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について  
// 23 議第19号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について  
// 24 議第20号 寒河江市地域経済活性化基金条例の制定について  
// 25 議第21号 寒河江市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例等の廃止について  
// 26 議第22号 寒河江市社会教育委員条例の一部改正について  
// 27 議第23号 寒河江市青少年問題協議会設置条例の廃止について  
// 28 議第24号 寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第 2 9 議第 2 5 号 寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正について
- 〃 3 0 議第 2 6 号 寒河江市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
- 〃 3 1 議第 2 7 号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
- 〃 3 2 議第 2 8 号 寒河江市工場立地法に基づく地域準則を定める条例の制定について
- 〃 3 3 議第 2 9 号 寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〃 3 4 議第 3 0 号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
- 〃 3 5 議第 3 1 号 寒河江市防災行政無線整備工事請負契約の締結について
- 〃 3 6 請願第 1 号 要支援者への予防給付を市町村事業へ移行するなどの改正に反対する意見書の提出に関する請願
- 〃 3 7 請願第 2 号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 3 8 請願第 3 号 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 3 9 議会案第 2 号 さがえ産の酒で乾杯を推進する条例の制定について
- 〃 4 0 質疑
- 〃 4 1 予算特別委員会設置
- 〃 4 2 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 5 号に同じ

再 開 午前 9 時 5 5 分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

東日本大震災から 3 年になろうとしています。ここで、東日本大震災の犠牲となられました方々に対しまして、黙禱をささげます。

○丹野敏幸事務局長 御起立をお願いいたします。

黙禱。

黙禱を終わります。御着席をお願いいたします。

○鴨田俊廣議長 本日の欠席通告議員は、13 番佐藤良一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 5 号によって進めてまいります。

## 議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長 日程第1、議第1号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

### 予算特別委員会の審査の 経過並びに結果報告

- 鴨田俊廣議長 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長の報告を求めます。國井予算特別委員長。

〔國井輝明予算特別委員長 登壇〕

- 國井輝明予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、議第1号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）であります。

3月7日、委員全員出席のもと委員会を開会し、議第1号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、採決に入りました。

議第1号を採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

- 鴨田俊廣議長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第1号を採決いたします。

議第1号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長 次に、日程第4、議第2号平成25年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）から日程第6、議第4号平成25年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第2号）までの3案件を一括議題といたします。

### 厚生常任委員会の審査の 経過並びに結果報告

- 鴨田俊廣議長 日程第7、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長の報告を求めます。阿部厚生常任委員長。

〔阿部 清厚生常任委員長 登壇〕

- 阿部 清厚生常任委員長 おはようございます。厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月7日、委員6名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第2号から議第4号までの3案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第2号平成25年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「毎年、通所とショートサービス量が多くなっている。2つの大きな要因があるとのことだが、多くなった要因を伺いたい」との問いがあり、当局より「通所介護の4,451万2,000円は、ことし4カ所のデイサービスがふえ、104人の定員がふえたことに伴い、全体的にことし1年間で予定した定員より564件ふえたためであります。ショートサービスの2,991万3,000円はショートステイの繰り返し利用や他市町の利用がふえたのが原因です」との答弁がありました。

委員より「4カ所のデイサービスがふえ、564名の通所者がふえている。事業者がふえたためにデイサービスに通所することができるようになったのか。また、受け入れ体制は十分なのか」との問いがあり、当局より「デイサービスがふえたことにより行きやすくなったということであり、また、通所介護事業において、通所型の定員が395名であります。今の状況ではそこまで行っておりませんので、対応はできております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第3号平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「審査会は、申請してから1カ月以内に審査することになっているが、持ち越されることはあるのか。持ち越されるとしたら、調整されることにより、不利益にならないような手だてはない

のか」との問いがあり、当局より「申請から1カ月で処理することが法に定められておりますが、主治医の意見書により遅延する場合があります。審査件数は25件から28件ぐらいですが、そのうち五、六件はおくれております。審査会の開催は週2回、水曜日と木曜日2班ずつで行っておりますので、週おくれになることはありますが、おくれのないよう努力しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第4号平成25年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「第2条で一般病床54名、療養病床22名、全体で76名に変更しました。患者の動向をお聞きしたい」との問いがあり、当局より「平成25年度4月から26年度1月まで入院患者数では一般病床、療養病床合わせて2万1,717名で、全体の病床利用率は56.8%になりました。一般病床では1万2,515名で52.9%。療養病床では6,502名で68.5%であります。また、平成24年度の病床利用率は52.8%でしたので、今年度1月現在で約1,800人、昨年度より多くなっております」との答弁がありました。

委員より「平成25年度途中で院長が退職され、外科医の1名減で収益が大きく減少したことはやむを得ないですが、平成25年度当初に掲げた数値まで平成26年度は回復できるのか」との問いがあり、当局より「当初予算では一般病床で1日の入院患者数を72名としておりましたが、今現在65名ぐらいになっております。その差については、常に目標に向かって前向きに努力していく数値と考えております」との答弁がありました。

委員より「病院関係者の努力により、1月に新しい医師が配属になったが、その経緯と状況を伺いたい」との問いがあり、当局より「昨年6月に医師が1名減になり、医師確保のため山大医学部にも常勤医師の要請をしておりましたが、平成26年1月から外科医1名が配属になりました。2カ月がたち、患者数もふえてきており、救急に対する意識も高い先生と思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第8、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第2号平成25年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第3号平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）及び議第4号平成25年度寒河江市立病院事業会

計補正予算（第2号）の3案件を一括して採決いたします。

ただいまの3案件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

3案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第2号から議第4号までの3案件は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

○**鴨田俊廣議長** 日程第9、議第5号平成26年度寒河江市一般会計予算から日程第39、議会案第2号さがえ産の酒で乾杯を推進する条例の制定についてまでの31案件を一括議題といたします。

## 質 疑

○**鴨田俊廣議長** 日程第40、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

議第5号平成26年度寒河江市一般会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第6号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第7号平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第8号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第9号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第10号平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第11号平成26年度寒河江市介護保険特別会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第12号平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第13号平成26年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第14号平成26年度寒河江市立病院事業会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第15号平成26年度寒河江市水道事業会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第16号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありますか。新宮議員。

- 新宮征一議員** 議第16号特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正でありますけれども、この改正の提案理由としては、非常勤職員として再生可能エネルギー利用検討委員会委員等の設置及び診療報酬点検専門員の廃止並びに障害者総合支援法の改正に伴い所要の改正をすると、こういう理由であります。

それは十分理解できるんですが、その中で新しい提案された内容を見ますと町会長を初めとして8つの専門員なども含めて特別職として提案されているわけですが、町会長の仕事は私も十分理解できますし、これまでの中身からいっても身体障がい者相談員あるいは知的障がい者相談員、介護保険専門員、この辺はある程度理解はできるんですが、今回新しく入ってきた2番目の農業地域連携推進員、それから7番目の食生活改善指導員、その次の乳児訪問指導専門員、この3つについては業務形態と、その仕事の内容、どういうものなのか、お聞きしておきたいと思います。

特に、名称が専門員とか指導員とかあるいは指導専門員といったように非常に名称がさまざま出ておりますし、この名称からいきますと最後の乳児訪問指導専門員、指導員だけでなく指導と専門と両方あって、名称からいくと非常に重いものかなと思うんですが、この報酬の月額からいきますと食生活改善指導員というのが突出して高いんですね。その辺の絡みもありますので、いわゆる業務形態、仕事の内容、それらについて、それから資格がどういった資格を有する者がこの特別職として非常勤職員として採用されるのか、資格が必要なかどうか。その辺も含めて必要ならどういった資格なのかも教えていただきたいと思います。

- 鴨田俊廣議長** 犬飼農林課長。
- 犬飼敬一農林課長(併) 農業委員会事務局長**

農業の地域連携推進員について御質問がございました。

これは本市で人・農地プランというものを作成していますが、その中でいろいろ農地の集積やそれから関係機関との調整、これを図るために平成26年度から設置するものでございます。勤務形態としましては週29時間を予定しているところでございます。以上です。

- 鴨田俊廣議長** 菅野健康福祉課長。
- 菅野英行健康福祉課長** まず、食生活改善指導員であります。これは新規ではなく現在もおりますけれども、主に食生活改善委員会がございまして、そちらの方と一緒にいろんな、例えばイベント等でいろいろ食生活改善推進のほうで、例えば「寒河江のごっつお」などありますが、そういったものをいろんなところで出しますよね。そういったときに一緒に行ったり、学校とか保育所での食生活改善に向けての指導に行ったりしております。そういった業務を行っております。

資格は、管理栄養士の資格を持っております。

最後にありました乳児訪問指導専門員であります。これは新たなものでありますが、今乳児の全戸訪問がしなければなりません。今もやっておるんですけれども、どうしても保健師の数の関係で、最近困難ケースもふえておまして1件に非常に時間もかかるということから、そういったことを補填というか、補助するような意味で実際に訪問をしていただくということを予定しております。常勤ではありませんので、額は少なくなっております。イメージとしましては保健師さんのOBとか看護

師さんのOBなどを想定しております。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 先ほどの農業地域連携推進員というのは仕事の内容はわかりましたけれども、農業委員会あたりとの連携なんかもどのようになっているのか。その辺、2番に関しては。

それから食生活改善指導員、乳児訪問指導専門員、これなんですけれども、どちらも非常勤でももちろん常勤ではないというのはわかりますけれども、例えば乳幼児訪問指導専門員の場合には週何回ぐらい出られているのか。

それから、保健師さんの補助的な仕事だと今理解したわけなんですけれども、週にどのくらい出られるのか。今回新たに出てきたものですから、過去のデータはないと思いますけれども、それらと、その後の食生活改善指導員というイベントとさまざまな学校の給食等、そういったものも含まれると思うんですが、いわゆる食生活に関する指導だということでもありますけれども、これは管理栄養士の資格が必要だと。勤務形態でどの程度出られているのか。これはかなり突出して17万円何がしということはかなり報酬が出ているわけですから、その辺の内容を比較した中でお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 犬飼農林課長。

○犬飼敬一農林課長（併）農業委員会事務局長

農業地域連携推進員なんですけれども、農地の集積ですとか担い手の育成、これには十分かわってきますので、農業委員会並びに農協と関係機関とは十分連携を図りながら業務を行っていただきます。

○鴨田俊廣議長 菅野健康福祉課長。

○菅野英行健康福祉課長 食生活改善指導員のほうは、一般的に週39時間となっておりますので、済みません、29時間です。

済みません、ちょっと下がってしまいました。29時間となっております。

勤務内容に応じまして、報酬の額も上下はしますので、一般的な嘱託の方よりも高くなっております。

乳幼児訪問指導専門員につきましては、今のところ月8回勤務を予定しております。以上でございます。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑ありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 診療報酬のレセプトの点検関係でありますけれども、これは今回で廃止をするということでもありますけれども、これまでのレセプト点検の関係、医療費の縮減というか、これのためにやってきたわけでもありますけれども、その評価をどうされたのか。廃止するからにはもう効果がないということなのかどうなのか。その辺の評価をどうされているのかということが1点です。

それから、今までそういう形で働いていた人に対して、もちろん1年ごとの契約となっていたかどうなのかわかりませんが、どういう対応をされるのか、されているのか含めて2点お尋ねします。

○鴨田俊廣議長 菅野健康福祉課長。

○菅野英行健康福祉課長 評価といたしましては、具体的な数字はございませんが、誤りを見つけて訂正修正するということにつきましては効果はあったかと思えます。ただ、今回廃止いたしますのはそれが要らなくなったということではなくて、同様のことが国保連合会で委託でできますので、そちら

に移行するというところで行っております。

また、これまでの勤めた方ということでございますが、実は1名の方は昨年でもうやめたいということがあったのですが、それを無理に1年延ばしてもらったということがございます。もう一方につきましては今回でやめていただくということでございます。そういった嘱託につきましては、昨年原則5年ということもありましたので、長くなった方につきましては同様に交代していくという必要があるかと思っております。

○**鴨田俊廣議長** 川越議員。

○**川越孝男議員** 後段の部分、私異議ありなんですね。

嘱託、同じような形で5年以上はだめだというのは5年以上続けてやる場合には本採用しろという意味なんです。したがって、やめていただきますという方のほうが年齢がどういう方なのか。それから国保連合会でそういう同じことをやっているんだということだとすれば、そちらに紹介ということもあるだろうし、医療費の関係でそれで国保連合会以外の部分などについてはどういうふうになっているのかもあるのであろうと思うんです。

したがって、そこら辺全体的な部分をした上でこういう廃止とか何かというものはしていかないと、今の当局の説明だけだと当局の都合だけです。働いている人の状況やあるいは関連する周りとの整合性という意味では極めて不十分だと指摘をしながら、見解をお聞かせをいただきたいと思っております。

○**鴨田俊廣議長** 菅野健康福祉課長。

○**菅野英行健康福祉課長** まず、5年間ということにつきましては専門的な知識が要るとか資格を持っている方につきましては長くということですが、ある程度定例的といいますか、さほど専門的でなくともできるものにつきましては長くしない方向ということが市の方針でありますので、そちらをとらせてきました。

また、国保連合会、現在も既に受託をして行っておりますが、金額のことを言っては申しわけございませんが、大分金額的には差があるという状況もございます。また、実はその廃止する2人のうち1人ですが、既に本人からありまして、1月にもうおやめになっていると思っておりますので、おりますという状況でございます。

○**鴨田俊廣議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第17号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第18号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第19号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第20号寒河江市地域経済活性化基金条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第21号寒河江市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例等の廃止についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第22号寒河江市社会教育委員条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第23号寒河江市青少年問題協議会設置条例の廃止についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第24号寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第25号寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第26号寒河江市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第27号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第28号寒河江市工場立地法に基づく地域準則を定める条例の制定についてに対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 1つお尋ねします。

今、株式会社、農地を持てるように現行法上なっているのかどうかお尋ねします。

○鴨田俊廣議長 犬飼農林課長。

○犬飼敬一農林課長(併) 農業委員会事務局長

農地法の問題ですので、私からお答え申し上げます。

株式会社、農業のできる要件が整えば農地を取得することは可能でございます。以上です。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 株式会社が農地を持てる要件はどういうことでしょうか。

○鴨田俊廣議長 犬飼農林課長。

○犬飼敬一農林課長(併) 農業委員会事務局長

農業をするための機械並びに知識を有する方がいらっしゃれば農地を取得することは可能でございます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 何でそういうことをお聞きしたかという、今回地域準則を定めるという形になっているわけでありまして、実はもちろん工業団地の中に今現在さくらんぼハウスがあるわけですね。さくらんぼが生産されている。もちろんここは工業用地です。農地ではありません。しかし、かなりの面積があるんです。そして、あそこは開発公社で買収をして造成する際に農家の人がさくらんぼをつくっていたわけね。その人を工業用地にするから農業やめてくださいということで市で買収している。そしてそこに今なおさくらんぼ。ハウスが解体して新しい雨よけハウスをつくってやっ

るという状況があります。

これも前からさんざん議論してきたんですが、会社の、何ていうか、おつき合いの中でそれを生産してよその会社にやったりするんだかなんだか贈答用に使うのだからと言われてきたわけでありましてけれども、いやその、農家の人、さくらんぼつくってそこにだめだと市で買収するとやって非常にながかりもして困ったなということもありました、当時から。ということでありましてけれども、今なおそういうことでさくらんぼ生産されている。一時期は観光も入れましたということもありました。それは指摘をしたらその次の年から直されているわけでありましてけれども、そういう関係を今回の緩和をしていくという部分などでどういうふうにご考慮されるか基本的な見解を改めてこの時点でお聞かせをいただきたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 荒木商工振興課長。

○**荒木信行商工振興課長** 今回の条例制定の趣旨ということでありまして、既存の立地企業におきまして、緑地の面積の緩和を行うことによって増築なり用地の効率的な活用を図ることによりまして、企業が設備投資しやすい環境整備したいということがまず1点でございます。

もう1点が、企業誘致の条件と申しますか、他市との差別化を図りながら企業立地、誘致の促進を図ってまいりたいという趣旨の条例制定と申しているところであります。

○**鴨田俊廣議長** ほかに質疑ありませんか。川越議員、4回目です。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第29号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第30号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてに対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第31号寒河江市防災行政無線整備工事請負契約の締結についてに対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第1号要支援者への予防給付を市町村事業へ移行するなどの改正に反対する意見書の提出に関する請願に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第2号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出に関する請願に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第3号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出に関する請願に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議案第2号さがえ産の酒で乾杯を推進する条例の制定についてに対する質疑はありますか。内藤議員。

○**内藤 明議員** 2点、お伺いしたいと思います。私は建設経済常任委員会ですが、提案者がもちろんおられるんですが、いっぱい提案者がおられた中での……。

○鴨田俊廣議長 内藤議員、これは建設経済……。

○内藤 明議員 言いました、今。だから、私の言っていることを聞いて、ちゃんと。

○鴨田俊廣議長 概括的にひとつお願いしたい。

○内藤 明議員 概括的に、提案者がいっぱいおられるほうがお答えいただけるんじゃないかなと、こう思ったものですから、お尋ねをしたいと思います。2点だけお尋ねしたいと思います。

私はこの提案に対して条例を制定されるというものについて、のっけから反対なんていうつもりはもちろんありませんけれども、ただこうした条例を定めますと条例がひとり歩きをするという危険性があるなと思っているものですから、お尋ねをしたいと思うんですが、世の中にはアルコールが全くだめだと、体質的に合わない方もおられますし、あとは今車社会の時代ですから運転することによってアルコールはだめだという方もおられます。お酒で乾杯をするということになりますと、それを断り切れなくて、条例を定めることによってそれを断り切れなくて、ただ杯を合わせるだけの乾杯で終わってしまうようなことがあるんじゃないかと思います。

つまり、飲み物や食べ物を無駄にしてしまうようなことを助長するようなことが出てくるんじゃないのかなという心配があります。では後でお答え願いたいと思いますけれども、私は大変貧しいところで生まれたものですから、昔から食べ物等については無駄にするなど教えられてきました。少し大きくなってからは……。

○鴨田俊廣議長 内藤議員、簡潔に。

○内藤 明議員 理由を言わないとわからないでしょう。

自然の命を食するというでみずからの命をつないできたということを教わって、それは重要なことだと思っているわけではありますが、そうした心配はないのか。そうした心配を助長させるようなことはないのか。それが第1点であります。

それから、寒河江産の酒といいますけれども、どういうところまで想定をなさっているのか。概念的には大体わかります。ところが、寒河江には聞くところによりますと寒河江産の農産物を使って缶チューハイなんかつくっておられる会社もあるそうでありますし、原材料とかはわかりませんがそういう会社もあるそうです。

それから、酒屋さんによってはほかのところに委託をして自分のところのラベルで売っているところもあるそうであります。どこまでのものをもって寒河江産の酒とお考えになっているのか。このことを御答弁いただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 提案者を代表して、私からお答えさせていただきたいと思います。

さきの提案理由の説明の中で趣旨は御理解いただいているものと思っておりますが、まずお酒を、乾杯を強制させるのではないかという旨の質問だったと思いますけれども、そちらにつきましては、まずはやはり寒河江のお酒で乾杯をしていただいて、そしてお酒のよさ、寒河江産のお酒のおいしさを改めて再認識して情報発信、そして寒河江の魅力を幅広くPRさせていただきたいという旨の中身でありまして、特に皆様に配付しております条例を見ていただきますと第5条でありますけれども、特にここはこだわってつくったところでもあります。強制するものではなく、市事業者及び市民はこの条例の実施に当たっては個人の嗜好及び意思を尊重するものということで、特にこういった協力してくださる方を多く募りたいといいますが、人々が協力してくださる方を賛同させていただきたいというこ

とで、そういった方々でPRに図っていただきたいということでもあります。特に、我々提出者としてではなく、そういった人をふやしていきたいと、このように思っているところでもあります。

それから、寒河江産の農産物を使ってつくって委託して醸造しているところもあるということですが、それだけではなく、特に寒河江の農産物等利用していただければ寒河江のPRにつながっていくのであれば、そういったものも含めて幅広く寒河江産の酒と言っているのではないかと、このように考えているところでもあります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 後段については理解をいたしました。

前段のところは、確かに5条には個人の嗜好及び意思の尊重というのがあります。それも私も見せていただきましたので、十分わかります。また、つまり文化的な考え方といいますか、この前、提案理由のところでもありましたけれども、そうした考え方も私は理解できないわけではありません。

ところが、こうした条例とかそれから法律を制定しますと、そのもの自体がひとり歩きする嫌があるんです。

例えば、国旗国歌法というのが制定されましたね。あれは、制定した当時は皆さん御承知のとおり附帯決議までつけて強制はしないということだったんですが、昨今の状況を見てください。ほとんど皆、どこでもそういう強制をされる状況になっていますね。

だから、そういうことがあってはならないなと思っているんですが、私も世の中には例えば一定の遊びや無駄は必要だとわかっているんですよ。だけど、食べ物に関しては無駄があってはならないなと思っているものですから、お尋ねをしたわけです。

特に、山形県は草木塔なんていう昔から文化風土にすぐれたものがあるから、自然を敬って、その中で自然の草や木にまでも命を感じて大切にすることがあるわけですから、ぜひそういうことがあってはならないと思うものですから、そうしたものについての例えば歯どめをするものといいますか、そうしたことをさせないために担保になるものがあれば一番よろしいんですが、何かあるのかなのか。

考え方だけではなくして、5条にあることは私は十分承知をしておりますがひとり歩きをすることがありますので、そうしたことがないようにする、歯どめにするようなものが何かないのか。あればお尋ねをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 今の質問の中身に的確な答弁にならないかもしれませんが、さがえ産の酒で乾杯を推進する条例ということでさきに県議会のほうでも県産酒で乾杯をする条例というものが可決されたようであります。県民にはそういった条例の中で県産酒で乾杯をするということでもありますけれども、特にその条例をつくったところで、じゃあ我々寒河江市民にとっては寒河江のお酒でそれをPRすべきではないかと思っているところでもあります。

ですので、今内藤議員から質問があったことに対して的確な答弁ではないと思いますが、県でつくっているのであれば、寒河江市民は寒河江市を愛する、郷土を愛する気持ちを持っておりまして、それを広める気持ちを持つ人間が少しでもふえ、寒河江市のPR、そしてそういった情報を発信する気持ちを持っていただける人間をふやしていきたい、こういったふうにも思っておりますので、そういった条例の趣旨も御理解いただき、内藤議員にはぜひこの条例に御賛同いただきたい、こ

のようにお願いも申しあげ、答弁とさせていただきます。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 私はのっけから反対とかなんか言っているわけじゃないんです。言っていることも十分わかるんですが、それはわかります。

ですが、繰り返すこととなりますけれども、条例や法律というのは先ほども申しあげましたようにひとり歩きする、そういう嫌いがあるものですから、ぜひそういうふうにならないような形でしていただけるような何か方策があればということでお尋ねはしたわけでありますが、なお委員会でもありますので、その点もう少し議論を深めてまいりたいと思います。

その中で賛成できるか反対になるかわかりませんが、意思表示をさせていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

### 予算特別委員会設置

○鴨田俊廣議長 日程第41、予算特別委員会の設置についてお諮りをいたします。

議第5号平成26年度寒河江市一般会計予算から議第15号平成26年度寒河江市水道事業会計予算までの11案件については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第5号平成26年度寒河江市一般会計予算から議第15号平成26年度寒河江市水道事業会計予算までの11案件については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

### 委員会付託

○鴨田俊廣議長 日程第42、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
-----	------

総務文教常任委員会	議第16号、議第17号、 議第18号、議第19号、 議第20号、議第21号、 議第22号、議第23号、 議第31号、請願第3号
厚生常任委員会	議第24号、議第25号、 議第26号、議第27号、 請願第1号
建設経済常任委員会	議第28号、議第29号、 議第30号、請願第2号、 議会案2号
予算特別委員会	議第5号、議第6号、 議第7号、議第8号、 議第9号、議第10号、 議第11号、議第12号、 議第13号、議第14号、 議第15号

散 会 午前10時48分

○鴨田俊廣議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成26年3月19日（水曜日）第1回定例会

○出席議員（18名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
13番	佐藤良一	議員	14番	内藤明	議員
15番	高橋勝文	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	木村寿太郎	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会 会長	富澤三弥	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長
宮川徹	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	那須吉雄	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	荒木信行	商工振興課長
安孫子政一	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	小林友子	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
遠藤啓一	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	兼子亘	総務 係長

議事日程第6号

第1回定例会

平成26年3月19日(水)

予算特別委員会終了後開議

再開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第 5号 平成26年度寒河江市一般会計予算
- 〃 2 議第 6号 平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- 〃 3 議第 7号 平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算
- 〃 4 議第 8号 平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- 〃 5 議第 9号 平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- 〃 6 議第10号 平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
- 〃 7 議第11号 平成26年度寒河江市介護保険特別会計予算
- 〃 8 議第12号 平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- 〃 9 議第13号 平成26年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
- 〃 10 議第14号 平成26年度寒河江市立病院事業会計予算
- 〃 11 議第15号 平成26年度寒河江市水道事業会計予算
- 〃 12 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 13 質疑・討論・採決

(総務文教常任委員会付託関係)

- 日程第14 議第16号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 15 議第17号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 〃 16 議第18号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 〃 17 議第19号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 〃 18 議第20号 寒河江市地域経済活性化基金条例の制定について
- 〃 19 議第21号 寒河江市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例等の廃止について
- 〃 20 議第22号 寒河江市社会教育委員条例の一部改正について
- 〃 21 議第23号 寒河江市青少年問題協議会設置条例の廃止について
- 〃 22 議第31号 寒河江市防災行政無線整備工事請負契約の締結について
- 〃 23 請願第3号 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 24 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 25 質疑・討論・採決

(厚生常任委員会付託関係)

- 日程第26 議第24号 寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第 2 7 議第 2 5 号 寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正について  
〃 2 8 議第 2 6 号 寒河江市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正  
について  
〃 2 9 議第 2 7 号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について  
〃 3 0 請願第 1 号 要支援者への予防給付を市町村事業へ移行するなどの改正に反対する意見  
書の提出に関する請願  
〃 3 1 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 3 2 質疑・討論・採決

(建設経済常任委員会付託関係)

- 日程第 3 3 議第 2 8 号 寒河江市工場立地法に基づく地域準則を定める条例の制定について  
〃 3 4 議第 2 9 号 寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改  
正について  
〃 3 5 議第 3 0 号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について  
〃 3 6 請願第 2 号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出に関する請願  
〃 3 7 議会案第 2 号 さがえ産の酒で乾杯を推進する条例の制定について  
〃 3 8 建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 3 9 質疑・討論・採決

- 日程第 4 0 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要  
求について

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 6 号に同じ

再 開 午前 1 0 時 3 5 分

○鴨田俊廣議長 ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。内藤議会運営委員長。

[内藤 明議会運営委員長 登壇]

○内藤 明議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、去る3月17日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての1案件であります。

追加案件の取り扱いについては、日程第39の後に日程第40で、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてお諮りすることといたしました。

以上、よろしくお取り計らいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○**鴨田俊廣議長** お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第6号によって進めてまいります。

## 議 案 上 程

○**鴨田俊廣議長** 日程第1、議第5号平成26年度寒河江市一般会計予算から日程第11、議第15号平成26年度寒河江市水道事業会計予算までの11案件を一括議題といたします。

## 予算特別委員会の審査の 経過並びに結果報告

○**鴨田俊廣議長** 日程第12、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長の報告を求めます。國井予算特別委員長。

〔國井輝明予算特別委員長 登壇〕

○**國井輝明予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第5号平成26年度寒河江市一般会計予算、議第6号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第7号平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算、議第8号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第9号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第10号平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第11号平成26年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第12号平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第13号平成26年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第14号平成26年度寒河江市立病院事業会計予算、議第15号平成26年度寒河江市水道事業会計予算であります。

3月10日、委員16名出席のもと委員会を開会し、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することといたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、採決に入りました。

最初に、議第7号、議第8号、議第12号及び議第13号の4案件を一括して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第5号、議第6号、議第9号、議第10号、議第11号、議第14号及び議第15号の7案件について順次採決の結果、それぞれ多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○**鴨田俊廣議長** 日程第13、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

賛成討論ですか、反対討論ですか。

(「反対討論です」と呼ぶ者あり)

そのほかに討論ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

賛成討論ですか、反対討論ですか。

(「賛成討論です」と呼ぶ者あり)

ほかに討論ありませんか。では、初めに反対討論について遠藤議員の発言を許します。遠藤議員。

[遠藤智与子議員 登壇]

○**遠藤智与子議員** おはようございます。

私は、日本共産党を代表して議第5号平成26年度寒河江市一般会計予算に反対の討論を行います。

安倍政権は、年金額を昨年12月支給分から来年にかけて連続して引き下げ、この4月からは消費税税率を5%から8%に引き上げようとしています。

若者を中心に低賃金と無権利の派遣労働や非正規労働が拡大していますが、労働法を改悪し無期限に使用できる制度にしようとしています。賃上げも一部大企業に限定され、一番光を当てなければならない中小企業に働く労働者や派遣労働者には及ばないままです。福祉の分野でも、社会保障と税の一体改革の中の介護保険は施設をふやしてほしいと願う国民の声に背を向け、逆に特別養護老人ホームなどへの入所は要介護3以上に限定するとしています。後期高齢者保険料も4月から値上げされ、今後もなお引き上げられようとしています。国民健康保険税の税額も国の負担割合が減らされて以降、加入者負担がふえ、尋常でない金額になっており、納付困難世帯が年々増加しています。

地方自治体は、こうした国の悪政から市民の営業や暮らしを守る防波堤の役割を果たすべきだと考えます。

佐藤市長は、今回の予算編成の重点テーマとして6つの課題を掲げています。その中でも子育て関係の分野での中学校3年までの医療費完全無料化の実現、産業の振興の分野での住宅建築推進事業、

リフォームなど補助制度の継続、安全・安心のまちづくりの分野での空き家条例の制定など対策の前進、除排雪活動補助金制度の創設と充実、寒河江市男女共同参画計画案の策定、去年の集中豪雨で生じた村山広域水道の断水を受けて、新たな自己水源の確保と各配水場の連絡管の整備など機敏な対応に私どもといたしましても高く評価するものであります。

一方、以前から指摘しておりますように、西根、柴橋、高松、これら小学校給食の調理業務の民間委託や多額な事業費を投じて入場料無料で開催するゆめタネ@さがえの問題。また、にしね、みなみ、しばはしの各保育所への指定管理者制度の導入などは問題があると考えます。

私どもは、指定管理者制度一般をだめだというつもりはありません。しかし、総務大臣の国会答弁に見られるように、ややもすると指定管理者制度を安上がり行政のために導入することには反対せざるを得ません。ましてや、指定管理者のもとで働く労働者の賃金や身分がどうなっているのか。議会にも示さずに指定するというのは重大な問題があります。何より、未来を担う大切な子供たちには時間もお金もかけて丁寧に育てていく責務が私たちにはあるのではないのでしょうか。また、競争業者の少ない分野への指定管理者制度の導入や、安易に市外の業者を指定管理者に選定することにも反対です。

さらに、自立的な運営が困難に陥っている国保会計への一般会計からの支出をもっとふやすべきこともこの際要請しておきたいと思えます。

予算案全体に反対することになりますが、さきに述べましたように、評価すべきものは率直に評価していることを明確にしたいと思えます。この討論はさらなる市民本位の市政の前進のための提言と受けとめていただくことをお願いいたしまして反対討論といたします。

○**鴨田俊廣議長** 国井議員に確認しますけれども、第何号議案でしたっけ。国井議員。

〔国井輝明議員 登壇〕

○**国井輝明議員** 議第5号平成26年度寒河江市一般会計予算について賛成の立場から討論させていただきます。

このたびの平成26年度予算につきましては、市民の多くの幅広い意見を聞きながら5つの施策に重点を置き予算組みされているものと考えます。

1つは、保育サービスの充実や子供の医療費無料化の対象拡大。児童遊具や学校施設の整備充実による安心して子供を産み育てられる環境の整備。

2つ目は、東日本大震災や昨年7月の豪雨災害などの教訓を踏まえた災害に強い安全安心なまちづくり。

3つ目は、紅秀峰やつや姫のブランド化などによる農産物生産体制の強化や中心市街地の活性化を推進していく地域産業の振興。

4つ目は、体育施設の充実による市民の元気づくりや歴史的文化的遺産の保存と情報発信の強化などのスポーツ・文化の振興。

5つ目は、雇用対策を初め、企業を含めた社会全体で子育て世代を支える機運の醸成による働きやすいまちづくりであります。

少子高齢化、人口維持拡大、流動人口の増加、さらには4月1日以降の消費税増税に配慮した予算組みと判断しております。必ずや当市の発展につながるものと確信しております。

以上のようなことから賛成の立場での討論とさせていただきます。

○鴨田俊廣議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第5号、議第6号、議第9号、議第10号、議第11号、議第14号及び議第15号の7案件を除く、議第7号平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算、議第8号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第12号平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算及び議第13号平成26年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算の4案件を一括して採決いたします。

ただいまの4案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

4案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第7号、議第8号、議第12号及び議第13号の4案件は原案のとおり可決されました。

次に、議第5号平成26年度寒河江市一般会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成議員 起立または挙手]

起立または挙手多数であります。

よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議第6号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成議員 起立または挙手]

起立または挙手多数であります。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議第9号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成議員 起立または挙手]

起立または挙手多数であります。

よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議第10号平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議第11号平成26年度寒河江市介護保険特別会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議第14号平成26年度寒河江市立病院事業会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議第15号平成26年度寒河江市水道事業会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長** 次に、日程第14、議第16号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてから日程第23、請願第3号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出に関する請願までの10案件を一括議題といたします。

### 総務文教常任委員会の審査の 経過並びに結果報告

- 鴨田俊廣議長** 日程第24、総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。  
総務文教常任委員長報告を求めます。沖津総務文教常任委員長。  
〔沖津一博総務文教常任委員長 登壇〕
- 沖津一博総務文教常任委員長** 総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。  
本委員会は、3月10日、委員5名出席し開会いたしました。  
付託されました案件は、議第16号、議第17号、議第18号、議第19号、議第20号、議第21号、議第22

号、議第23号、議第31号及び請願第3号の10案件であります。

審査に入る前に、審査の進行について、議第21号の審査終了後に議第31号の審査を行い、その後に議第22号及び23号の審査を行うことについてお諮りし、異議なくそのように決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第16号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「乳幼児訪問ですが、虐待も含め専門員派遣の対応が必要と思うが、その中で親も子も見  
る立場になると月額6万8,000円でなる人はいるのか。ある程度知識、経験も必要と思うが」との問  
いがあり、当局より「週2回12時間ということで専門指導員は配置するが、保健師、助産婦等が個別  
案件を指示することになります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議  
題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、報告する質疑もなく討論を終結し、採決の結果、  
全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の  
説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案の  
とおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局  
の説明を求め、質疑に入りました。

御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと  
決しました。

次に、議第20号寒河江市地域経済活性化基金条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、  
質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決  
すべきものと決しました。

次に、議第21号寒河江市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例等の廃止についてを議題  
とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致  
をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号寒河江市防災行政無線整備工事請負契約の締結についてを議題とし、当局の説明を  
求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「この契約での工事の箇所数と、聞こえないところの対応について」の問いがあり、当局  
より「消防ポールなどを活用して67カ所になります。気象などの条件で聞こえないところも出てくる  
可能性もあります。その場合、各町会の方に戸別受信機を配付し、すぐに町会長に連絡が入るよう  
に対応していきます。緊急エリアメールとか広報車などで対応していきたい」との答弁がありました。

委員より「実際にできた設備を試して状況を見るのか」との問いがあり、当局より「設置した場所  
の放送試験については、毎日定時に鳴らすということも考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号寒河江市社会教育委員条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「任命権者は教育委員会なのか。公募委員を含めて何名を予定しているのか」との問いがあり、当局より「任命権者は教育委員会です。委員は公募委員を含め15名前後を考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号寒河江市青少年問題協議会設置条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記より請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な内容を申しあげます。

委員より「昨年12月に法律がなった。1年かけて7人のメンバーがきちんとつくり上げるということになっている。その中で、国民の生命財産を守るという意味からも特定秘密の保護に関する法律に反対するということはないと思う」との請願意見への反対意見がありました。

また、「民主国家にはあり得ない法律だと思っている。政権与党の中にも反対する意見もある。私たちの集会も保障されなくなる」との請願賛成意見がありました。

討論に入り、委員より「諮問会議ということで、その諮問会議のメンバーもいろいろな角度から審議されると聞いている。この特定秘密保護法案については、国及び国民の生命財産を守るという観点からこの請願には反対します」との趣旨の反対討論がありました。

また、委員より「この法案は都合の悪いものは皆秘密にされ、民主国家にはあり得ない法律だ。原発の情報なども公表したくないとなれば皆ブラックボックスに入れられる」という趣旨の請願への賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、請願第3号は可否同数のため委員長採決により不採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第25、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 今の委員長報告で、請願第3号の関係でありますけれども、委員長報告ですと賛否同数だったと、そして委員長の判断で不採択にしたということでもありますけれども、やはりこの審査をする中で、国民の7割以上が懸念をしているという世論調査も出ているわけでもあります。そうしたときに、やはり早急に結論出すんでなくて、こういう心配があるのだとすれば、この請願については継続をすべきという意見などは出なかったのかどうかということが1つ。

それから、委員長がこういう国民の7割以上が懸念を持っている案件に不採択とした考え方をお聞

かせをいただきたいと思います。以上、2点お尋ねいたします。

○鴨田俊廣議長 沖津委員長。

○沖津一博総務文教常任委員長 委員会の中では継続という話は出ませんでした。

私の考えとしては、諮問会議などもこれからきちっとつくってしていくということでありますので、何もかにもが秘密になるとは考えておりませんでしたので、拒否をしたところでございます。以上です。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 したがって、私、そういう委員会審査の中でも賛否同数、そして今委員長からありましたように国の中でも1年間で決めていくという、7人のメンバーで協議をしていると、こういう状況からすれば委員長としては当然国の動向も見守りながら請願についての議会の判断はするという立場をとるべきでなかったかと、私は思いますということを申しあげておきます。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第19号及び請願第3号を除く、議第16号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について、議第17号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、議第18号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議第20号寒河江市地域経済活性化基金条例の制定について、議第21号寒河江市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例等の廃止について、議第22号寒河江市社会教育委員条例の一部改正について、議第23号寒河江市青少年問題協議会設置条例の廃止について及び議第31号寒河江市防災行政無線整備工事請負契約の締結についての8案件を一括して採決いたします。

ただいまの8案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

8案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第16号、議第17号、議第18号、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号及び議第31号の8案件は原案のとおり可決されました。

次に、議第19号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第3号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出に関する請願について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択とすることに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立少数であります。

よって、請願第3号は不採択とすることに決しました。

## 議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長** 次に、日程第26、議第24号寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてから日程第30、請願第1号要支援者への予防給付を市町村事業に移行するなどの改正に反対する意見書の提出に関する請願までの5案件を一括議題といたします。

### 厚生常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 鴨田俊廣議長** 日程第31、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長の報告を求めます。阿部厚生常任委員長。

〔阿部 清厚生常任委員長 登壇〕

- 阿部 清厚生常任委員長** 厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月10日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第24号、議第25号、議第26号、議第27号及び請願第1号の5案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第24号寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「季節加算について、9月の残暑厳しいときや4月などの季節加算から外れているときには冷暖房ができないのか」との問いがあり、当局より「基本的には条例で期間を定めていますので、期間が過ぎればそれ以外は冷暖房をつけないのが普通ですが、イベントなど特に必要な場合、4月とか9月は条例上料金を徴収できないので料金をいただかないで対応していくこととなります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「対象になる高齢者は何人いるのか」との問いがあり、当局より「ことし1月1日現在で100歳該当者は15名です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号寒河江市障害程度区分判定審査会委員の定数等を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「平成18年に制定された障害者自立支援法が改正され、今回障害程度区分から障害支援区分に名称が変わる理由についてお聞きしたい」との問いがあり、当局より「障がいの程度を示すものと混同され、わかりづらいので支援の度合いを示すという本来の目的に合った名称にすることが理由となっています」との答弁がありました。

委員より「障害程度区分判定審査会に関して、審査会に係る対象人数と決定の有効期間はどうか」との問いがあり、当局より「平成25年度において、3月までで72件審査対象となっています。有効期間は、審査会において本人の状況を踏まえて1年から3年の間で決定します」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市民浴場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「現在、寒河江市に避難している方の対象人数と市民浴場の利用者について伺いたい」との問いがあり、当局より「現在、本市に避難されている方は3月6日現在226名であり、市民浴場の利用者については、平成25年4月から平成26年1月までで4,037名の方に利用いただいております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号要支援者への予防給付を市町村事業へ移行するなどの改正に反対する意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「寒河江市では、介護を受けなくてもいい独自の事業を展開しています。要介護1、2の部分では要介護にさせないために非常に役に立つ取り組みをして、効果もあります。要介護1、2の部分についても市町村の力量により差が出ないように介護保険できちっとやっていくことが必要です。請願書を提出されている方の願意は極めて妥当だと思いますので、賛成します」との意見がありました。

委員より「社会保険給付措置の中で、多様なサービスの提供は自分で選択できる利点があります。今回始まるポイント制などを使いながら介護状態にならないためのサービスを取り入れ、元気なお年寄りをつくる狙いもあります。これからの高齢化社会を考えると、願意は妥当でないということで反対します」との意見がありました。

委員より「介護保険制度の地域支援事業の枠組みの中で、介護給付というだけでなく総合事業の中で訪問型、通所型サービス、また栄養改善指導などが含まれています。元気なうちに介護予防につながれば社会参加、社会的役割を持つことができ、生きがいや介護予防につながる趣旨からすれば請願書の願意には賛成できないので反対です」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、請願第1号は賛成少数をもって不採択とすべきものと決しました。

以上で、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第32、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、請願第1号を除く、議第24号寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議第25号寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正について、議第26号寒河江市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について及び議第27号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についての4案件を一括して採決いたします。

ただいまの4案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

4案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第24号、議第25号、議第26号及び議第27号の4案件は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号要支援者への予防給付を市町村事業へ移行するなどの改正に反対する意見書の提出に関する請願について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択とすることに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

## 議案上程

○鴨田俊廣議長 次に、日程第33、議第28号寒河江市工場立地法に基づく地域準則を定める条例の制定についてから日程第37、議会案第2号さがえ産の酒で乾杯を推進する条例の制定についてまでの5案件を一括議題といたします。

## 建設経済常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○**鴨田俊廣議長** 日程第38、建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

建設経済常任委員長の報告を求めます。杉沼建設経済常任委員長。

〔杉沼孝司建設経済常任委員長 登壇〕

○**杉沼孝司建設経済常任委員長** 建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月10日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第28号、議第29号、議第30号、請願第2号及び議会案第2号の5案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第28号寒河江市工場立地法に基づく地域準則を定める条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号道路占用料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「今の経済情勢は非常にいい傾向だと言われておりますが、地方にはさほど影響がないと実感している。新たな労働法、ルールを改悪しようという動きがあり、ますます状況悪化が進んでいくようになっては困ると思いますので、願意妥当です」との意見がありました。

委員より「一方的に改悪と決めつけるところに非常に抵抗を感じる。これは労働者側の一方的な解釈であって、必ずしも改悪と決めつけるのはいかなるものかだと思いますので、反対です」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数をもって不採択すべきものと決しました。

次に、議会案第2号さがえ産の酒で乾杯を推進する条例の制定についてを議題とし、議案説明の省略を図り、審査に入りました。

委員より「反対とかではなく、もう少し市民の意見を聞く時間が欲しいと思っている。継続審査にされるようお願いしたい」との意見がありました。

委員より「問題が出てくれば出てきた段階で検討してよいのではないかと思う。また、寒河江には蔵元が3つもあり、いろんな焼酎やワインなどもつくられている。そういうまちであるので、ぜひ賛同していただきたい」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第39、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第30号、請願第2号及び議会案第2号の3案件を除く、議第28号寒河江市工場立地法に基づく地域準則を定める条例の制定について及び議第29号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第28号及び議第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議第30号寒河江市道路占用料条例の一部改正について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第2号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出に関する請願について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択とすることに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手少数であります。

よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

次に、議会案第2号さがえ産の酒で乾杯を推進する条例の制定について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手全員であります。

よって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

常任委員会及び議会運営委員会の  
閉会中における委員会調査申出並  
びに委員派遣承認要求について

○鴨田俊廣議長 次に、日程第40、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてであります。

このことにつきましては、お手元に配付しております文書のとおり、各委員長より申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。

閉 会 午前11時36分

○鴨田俊廣議長 これにて平成26年第1回定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。

平成26年3月7日（金曜日）予算特別委員会

○出席委員（17名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	新宮征一	委員	13番	佐藤良一	委員
14番	内藤明	委員	15番	高橋勝文	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	木村寿太郎	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
富澤三弥	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	宮川徹	政策推進課長
奥山健一	財政課長	船田一彦	税務課長
那須吉雄	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	荒木信行	商工振興課長
安孫子政一	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補 佐
山田良一	総務 主 査	兼子亘	総務 係 長

予算特別委員会議事日程第1号 第1回定例会  
平成26年3月7日(金) 本会議終了後開議

開 会  
日程第 1 議第 1号 平成25年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)  
" 2 議案説明  
" 3 質疑  
" 4 分科会分担付託  
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号と同じ

開 会 午前9時50分

○**國井輝明委員長** ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### 議 案 上 程

○**國井輝明委員長** 日程第1、議第1号平成25年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

### 議 案 説 明

○**國井輝明委員長** 日程第2、議案説明であります。  
お諮りいたします。議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
御異議なしと認めます。よって、議案説明は省略することに決しました。

### 質 疑

○**國井輝明委員長** 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関

する質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って質疑答弁とも簡潔明瞭に行うようお願いいたします。

初めに、議第1号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款から歳出第4款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出第6款から歳出第9款までについて質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 1つは第6款18ページですけれども、新規就農者の関係で1,462万5,000円、減額なっているわけでありましてけれども、この関係で当初予算を算出した場合にどの程度の人数というか、把握をされたのか。

そして、2つ目としては減額をするに至った実数というか、減少した数と理由をお聞かせをいただきたいと思います。

1つずつしていいか、まとめて、ずっとしていいか。

○國井輝明委員長 まとめて。

○川越孝男委員 まとめて。

次、19ページ7款の関係でありますけれども、慈恩寺の案内看板の関係ですけれども、屋外広告物条例の関係などもありますので、どこにどういうもの、どういう寸法でというものをいつごろまでに設置をするのか。また図案などもできているんだろーと思っておりますけれども、それらについても教えていただきたいと思っております。

以上、まず2点お尋ねします。

○國井輝明委員長 犬飼農林課長。

○犬飼敬一農林課長(併)農業委員会事務局長

お答えいたします。

新規就農者の青年就農給付金の減額の関係でございます。

まず第1点目、当初予算での算出した人数なんですけれども、当初におきましては24名の方を予定したところでございます。継続される方が11名、新規の方が10名見込んでおりました。

それで今回減額の提案させていただいていますが、理由につきましては、まず第1点が平成25年4月、5月に支給される方について、国の政策によりまして平成24年度の3月にできる限り支給してください、マイナスにしてくださいということがありまして、その分でおよそ700万円マイナスで支給になっています。

あと、平成25年度より新規で見込んだ方、新規就農者というのが12名ほどいらっしゃるんですけれども、要件が整わなかったりする中でまた次年度以降に支給なる方がおりまして、実質このたび支給になる方が、新規になる方が5名でございます。その差額でもって同じく700万円ほど減額して合計そのトータルがこのたび減額補正になったところでございます。

以上です。

○國井輝明委員長 安孫子さくらんぼ観光課長。

○安孫子政一さくらんぼ観光課長 それでは、お答えいたしたいと思っております。

御質問がありました慈恩寺案内看板の整備でございますけれども、初めにどこにどういうふうな

ことをごさいましたので、設置箇所でございますけれども、一つは車でお越しいただいた方を慈恩寺まで誘導する案内ということで具体的には国道112号線、それから国道287号。それからもう一つは慈恩寺から帰られるときに中央農免農道からおりていただくということで協議になっていますので、そちらに、287号におりるような案内の標識を設置したいと考えております。

具体的にはそれぞれ国道についても、道路管理者との協議もございますので独立式、共架式ということもいろいろ出てくると思いますので、その点については今いろいろ協議を詰めているところでもあります。

もう一つ、案内看板ということで慈恩寺の下のほうの駐車場ですけれども、そちらに慈恩寺全体を案内できるような総合案内看板を設置していきたいということで計画しております。具体的な企画寸法とか絵柄については、イメージとしては悠久の魅力向上の基本計画の策定検討委員会からイメージはいただいているんですけども、そういったイメージで具体的には設計をして実施をしてまいりたいと考えております。

いつごろまでということもございますけれども、6月からデスティネーションキャンペーンと御開帳も始まりますので、それらに合わせて整備をしていきたいと考えております。

最後の図案の関係については、今申し上げましたように、設計、これから具体的に入りますけれども、イメージとしては検討委員会からもいただいておりますので、それらに基づいて進めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** 新規就農者の関係でありますけれども、ちょっとさっきの説明でわからない部分がありました。というのは、当初予定したよりも前倒しがあったり、最後の平成24年度で使えるものがあったり、あるいは平成25年度のものも26年に行ったりと、こういうところはわかりましたけれども、実数な、継続の人と新規の人何人見たんだけれども結果的に何人きり見込めないのだから減ったという部分の人数の部分。やり方で前年度になったり翌年度になったりというのはわかりましたけれども、数の関係、教えてください。もう一度。

○**國井輝明委員長** 犬飼農林課長。

○**犬飼敬一農林課長（併）農業委員会事務局長**

それでは、お答えいたします。

青年就農給付金の対象となる方、継続の方が11経営体、11名おりました。また、新規につきましては、10名見込んだところでございます。継続の方については先ほど前倒しの中で1名の方だけ24年の予算で終わりました、10経営体の方が平成25年度の予算から支出しています。新規の方については、10名見込んだうち5名の方について支給しております。以上です。

○**國井輝明委員長** ほかに。川越委員。

○**川越孝男委員** 看板の関係でありますけれども、もちろん6月に間に合うように、せつかく補正で組むわけでありますから、早急に雪が解けたらということになるんだと思いますけれども、やはりイメージとして見るのよ。期待するのが大きくて道路からわかるようにということが、これまでも議会の中などでもあるいは実施計画の説明の際なども意見として出ているわけです。しかし、屋外広告物条例との関係もあり、大体どれぐらいのものができてどうなんだかというのは、わかれば今言える範囲内で教えていただければありがたいんですがなと思いますけれども、できないとしたら

いですがけれども、大体の部分でこれぐらい、高くするんだか、それはできないからこういう何とかという考え方、イメージがあれば教えていただきたいですが。

○**國井輝明委員長** 安孫子さくらんぼ課長。

○**安孫子政一さくらんぼ観光課長** 先ほど申しあげましたとおり、あくまでも検討委員会からいただいているイメージというものでありますけれども、山寺に設置されているような、横長の全体を案内するような看板というイメージで、今のところおります。よろしくをお願いします。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第1号第2表、第3表及び第4表について質疑はありませんか。川越委員。

○**川越孝男委員** 第2表の関係でまず1つですが、追加というか、差しかえの関係で出ましたけれども、新規のものあるわけですね。したがって、継続になっているものは新年度4月以降継続してやっていたらであろうなと思えますけれども、やはり新規になったものも4月早々に予算執行していただくように強く要望をしておきたいと思えます。要望というよりもお尋ねをしたいと思えます。

それから、3表の関係でありますけれども、これはもちろん平成26年度以降不用になったわけですからわかるんですけれども、しかし債務負担行為を起こして長期契約となっていたのが必要ないということ。これはわかるんですが、そうした場合に、契約が平成26年、27年もするという契約になっていたのがそれがなくなったために補償みたいなことが、若干であっても発生しているのかどうか。もちろんそういうことが発生するにしても平成25年度中に処理するからということになるのか。そういう平成25年度で終わってその後ないのだからと契約上はそうなっているとしても補償とか何かというのは一切ないということなのか。この点も教えていただきたいと思えます。

○**國井輝明委員長** 奥山財政課長。

○**奥山健一財政課長** それでは、繰越明許のほうから御説明いたします。せっかく補正いたしまして、これも国の経済対策の部分が大分あるものですから、新年度になりましても早期着工することで工事は進めてまいりたいと思えます。

○**國井輝明委員長** 荒木商工振興課長。

○**荒木信行商工振興課長** 担当課ですので、私から御説明申しあげます。

このたびの債務負担行為の廃止につきましては、長期継続契約ということに認められたということでの廃止ということでございますので、それに伴って補償ということは発生しておりません。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 分科会分担付託

○**國井輝明委員長** 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務文教分科会	議第1号第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第9款、第2表、第3表、第4表
厚生分科会	議第1号第1表中歳出第3款、歳出第4款
建設経済分科会	議第1号第1表中歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款

散 会 午前10時04分

○國井輝明委員長 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

平成26年3月10日（月曜日）予算特別委員会①

○出席委員（16名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	新宮征一	委員	14番	内藤明	委員
15番	高橋勝文	委員	16番	川越孝男	委員
17番	那須稔	委員	18番	木村寿太郎	委員

○欠席委員（1名）

13番	佐藤良一	委員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
富澤三弥	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	宮川徹	政策推進課長
奥山健一	財政課長	船田一彦	税務課長
那須吉雄	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	安孫子政一	さくらんぼ 観光課長
菅野英行	健康福祉課長	阿部藤彦	子育て推進課長
工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長	安食俊博	病院事務長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	兼子亘	総務 係長

予算特別委員会議事日程第2号 第1回定例会  
平成26年3月10日(月) 午前9時30分開議

再 開

- 日程第 1 議第 1号 平成25年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)  
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告  
(1) 総務文教分科会委員長報告  
(2) 厚生分科会委員長報告  
(3) 建設経済分科会委員長報告  
" 3 質疑・討論・採決  
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

- 國井輝明委員長** おはようございます。  
ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### 議 案 上 程

- 國井輝明委員長** 日程第1、議第1号平成25年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

### 分科会審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明委員長** 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

### 総務文教分科会委員長報告

- 國井輝明委員長** 初めに、総務文教分科会委員長の報告を求めます。沖津総務文教分科会委員長。  
〔沖津一博総務文教分科会委員長 登壇〕

○**沖津一博務文教分科会委員長** おはようございます。

総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は3月7日、委員全員出席し、開会いたしました。

本分科会に分担付託されました案件は、議第1号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第9款、第2表、第3表、第4表であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第1号第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「地域の元気臨時交付金と市道整備事業債、県単独道路改良事業債、山西米沢線整備事業債との関連は」との問いがあり、当局より「地域の元気臨時交付金は、平成25年度当初予算に計上した起債事業で、補助金の交付決定のなったものについて使用するものです。事業の起債部分について地域の元気臨時交付金で財源の振りかえをするというものです」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第1号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「消費税率が変わってくるが、その対応について」との問いがあり、当局よりこれから新しく発注するもの、また工期が2カ月以上残っている事業については加味なります。これからの事業は全部8%で計算しています」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致を持って原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第1号第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第1号第4表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、申しあげる質疑もなく採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上をもって、総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 厚生分科会委員長報告

○**國井輝明委員長** 次に、厚生分科会委員長の報告を求めます。阿部厚生分科会委員長。

〔阿部 清厚生分科会委員長 登壇〕

○**阿部 清厚生分科会委員長** おはようございます。

厚生分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は3月7日、委員6名出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第1号第1表中歳出第3款及び歳出第4款であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第1号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）第1表中歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「障害者福祉サービス事業の扶助費を3,500万円減額することについて、サービス利用件数の減少のためとの説明がありましたが、その理由を伺いたい」との問いがあり、当局より「生活介護に関しては区分の低い方の利用が多かったことで単価の減が原因であります。ケアホームに入る共同生活介護の利用者が当初平均10人と見ましたが、平均7人になりました。一番大きな原因は、4月にオープンしたケアホームに市内から5名の入所を見込んでおりましたが、1名の入所しかなかったこと。また、グループホーム共同生活援助利用も20人見込んでおりましたが、16人となったことあります。増加傾向にあつて予算を多く見ておりましたが、実質的にそこまでは行かなかったということあります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「がん検診の推進事業の償還について伺いたい」との問いがあり、当局より「平成24年度の補助金申請額が398万7,000円で申請しましたが、実績が311万3,000円で87万4,000円償還しております。内訳としてはほとんどががん検診の実績が下回ったためです。特に少なかったのは、子宮がん検診が468人を予定しておりましたが、143人減になったことなど人数分の委託料が少なくなったことが要因となっております」との答弁がありました。

委員より「病院費について、今回1億7,000万円補正し、当初5億1,000万円から6億8,000万円となった。平成24年度6億3,000万円より5,000万円多く繰り出しているが、繰出基準内の額、また基準外の額を伺いたい」との問いがあり、当局より「平成25年度の繰出基準内の額は3億4,400万円、当初予算では基準外が1億6,600万円合計5億1,000万円でした。今回1億7,000万円を補正しますと基準外の歳出繰出金の合計が3億3,600万円となり、合計6億8,000万円になります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 建設経済分科会委員長報告

○**國井輝明委員長** 次に、建設経済分科会委員長の報告を求めます。杉沼建設経済分科会委員長。

〔杉沼孝司建設経済分科会委員長 登壇〕

○**杉沼孝司建設経済分科会委員長** おはようございます。

建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は3月7日、委員全員出席し、開会しました。

分担付託されました案件は、議第1号第1表中歳出第6款、歳出第7款及び歳出第8款であります。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第1号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）第1表中歳出第6款を議題とし、

当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「新規就農者、予測したのが減になったということだが、手を挙げる人がいなかったのか」との問いがあり、当局より「想定している方はいたのですが、要件が満たされなかったためです」との答弁がありました。

委員より「紅秀峰の里確立事業費補助金ですが、なぜ1,000万円も減額になったのか」との問いがあり、当局より「補助事業の要件が合わず該当する方が少なかったということです」との答弁がありました。

委員より「せっかく予算化して紅秀峰の里づくりをやろうとしているわけだから、生産者ができるだけ使い勝手のよい方法を考えるべきでないか」との問いがあり、当局より「市単独の事業なので生産者団体の考えも聞きながら進めていきたいと思えます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「4カ所に看板を新設するというが、これは随意契約かそれとも入札か」との問いがあり、当局より「金額が1,000万円を超えますので、入札になります」との答弁がありました。

委員より「総合案内看板の大きさはどれくらいか」との問いがあり、当局より「大体2メートル掛ける3メートルくらいとイメージしております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「寒河江公園の道路整備は成人病センターのところから上がっていくのか」との問いがあり、当局より「今のところを広げてという勾配が急ですので、成人病センターよりもう少し北側、渋谷谷館寄りのほうからとなります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○**國井輝明委員長** 日程第3、質疑・討論・採決であります。

初めに、総務文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、建設経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結します。

これより議第1号を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長の報告はいずれも原案を了とするものであります。

本案は分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました

閉 会 午前9時44分

○國井輝明委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでました。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 國 井 輝 明

## 平成26年3月10日（月曜日）予算特別委員会②

## ○出席委員（16名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	新宮征一	委員	14番	内藤明	委員
15番	高橋勝文	委員	16番	川越孝男	委員
17番	那須稔	委員	18番	木村寿太郎	委員

## ○欠席委員（1名）

13番 佐藤良一 委員

## ○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
富澤三弥	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	宮川徹	政策推進課長
奥山健一	財政課長	船田一彦	税務課長
那須吉雄	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
山田敏彦	下水道課長	犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長
荒木信行	商工振興課長	安孫子政一	さくらんぼ 観光課長
菅野英行	健康福祉課長	阿部藤彦	子育て推進課長
工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長	阿部誠	水道事業所長
安食俊博	病院事務長	荒木利見	教育長
小林友子	学校教育課長	月光龍弘	生涯学習課長
遠藤啓一	監査委員 事務局 局長		

## ○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	兼子亘	総務 係長

予算特別委員会議事日程第3号 第1回定例会  
平成26年3月10日(月) 本会議終了後開議

開 会

- 日程第 1 議第 5号 平成26年度寒河江市一般会計予算
- 日程第 2 議第 6号 平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 議第 7号 平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第 4 議第 8号 平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 5 議第 9号 平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議第10号 平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 7 議第11号 平成26年度寒河江市介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議第12号 平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- 日程第 9 議第13号 平成26年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
- 日程第10 議第14号 平成26年度寒河江市立病院事業会計予算
- 日程第11 議第15号 平成26年度寒河江市水道事業会計予算
- 日程第12 議案説明
- 日程第13 質疑
- 日程第14 分科会分担付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

開 会 午前11時00分

- 國井輝明委員長** ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 國井輝明委員長** 日程第1、議第5号平成26年度寒河江市一般会計予算から日程第11、議第15号平成26年度寒河江市水道事業会計予算までの11案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○**國井輝明委員長** 日程第12、議案説明であります。

お諮りいたします。

議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案説明は省略することに決しました。

## 質 疑

○**國井輝明委員長** 日程第13、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って質疑、答弁とも簡潔明瞭に行うようお願いいたします。

なお、質問の際はページをお示しいただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

初めに、議第5号平成26年度寒河江市一般会計予算の質疑に入ります。

議第5号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。内藤委員。

○**内藤 明委員** 地方交付税に関係してお尋ねをしたいと思いますのですが、昨年そうですね、地方交付税に関しては質問させていただきましたけれども、去年は、失礼失礼、間違った。地方公務員の給与削減をするということで要請があって、それについて質問したわけでありまして、市長はそうしたことがあっては大変遺憾なことだということが答弁としてあったと思っていますけれども、つまり政府が公務員給与の削減を要請するということで、地方交付税を減額するということになったんですが、この前の新聞を見ていましたら、その減額した自治体には地方交付税をふやすといいますか、増額するという話が出ておりました。政府が昨年度末に決定したような新聞に載っておったわけでありまして、地方財政計画の中でそうしたことが具体的に示されたのかどうか教えていただきたいと思っておりますし、もし昨年本市がその公務員給与を削減したことによって増額されたとすればどのぐらい増額になったのかもあわせてお尋ねをしたいと思います。

○**國井輝明委員長** 奥山財政課長。

○**奥山健一財政課長** 公務員給与削減に伴って、それを実施した自治体への交付税の増額がなったかということでございますが、今予算編成の時点では具体的な数字等は入っていませんでしたので、このたびの予算につきましては、予算の交付税につきましてはそういうことは見ておりません。以上でございます。

○**國井輝明委員長** 内藤委員。

○**内藤 明委員** その後そうした情報が入っているのかどうか。私はこういうことがあってはならないと基本的には思っているんですが、つまり去年も言いましたように地方財政法とかあるいは地方分権という中であって、こうしたことが行われるということは大変それを無視したやり方だと思っておりますし、そんなことは二度とあってはならないと思っていたわけですね。

当時、政府はこの要請に応じたからといって、あるいは応じないからといって、格別制裁はしないという話であったわけでありまして、そういうことを今度応じた自治体がそれに対して増額するなんていうことがありますと、これまた別の意味でこの地方分権を壊していくような形になるんじゃない

かと思っております。

また、補正予算にかかわっていることでありますけれども、事業の補助金についても増額をしますか、3割を4割にするなんていう話もあるようでありますが、つまりこういうことをしますと先ほども申しあげましたように本当の地方自治というのはなされなくなるんじゃないのかなと、こういうふうには思います。

結果的に増額されたからいいということじゃなくして、そうした点について市長はどうお考えなのか。市長の見解を改めてお伺いしたいと思います。

○**國井輝明委員長** 奥山財政課長。

○**奥山健一財政課長** 今答弁に舌足らずなところがありましたので、訂正というか、つけ加えさせていただきますが、交付税につきましては増額はならなかったと先ほど申しあげましたが、平成25年度につきましてはそもそも交付税算定の需要額の人件費の分が削減されていましたが、平成26年度につきましてはそれはもとに戻っております。そういうことで基本的に戻っております。

あと、削減しなかったところに対してのペナルティーというか、そういう情報はまだ正式な情報は入ってきておりません。ただ、ちまたでは頑張る地域交付金というのがことし創設になるようなんですが、その辺あたりで何か交付額について制限を加えるとか、そういうことは正式な話ではないですけども、ただうわさ的な部分については聞いております。以上でございます。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。内藤委員。

○**内藤 明委員** ぜひ、市長の考えをお伺いしたいと思います。

○**國井輝明委員長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今、財政課長がお答えしたとおり、正式な国の方針なども出されていないと我々は認識しておりますから、去年お答えしたようなスタンスでいるところであります。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。後藤委員。

○**後藤健一郎委員** 歳入16款寄附金についてお伺いしたいと思います。

寄附金、主にこれはふるさと納税の話になると思うんですけども、これまで前年度ですと60万円という予算に対して本年度は100万円という予算になっています。ただ、現実として今まで決算などを見せていただいて60万円よりもずっと上だったのはわかっておりますけれども、このたび予算を60万円から100万円と上げたことについてお伺いしたいのですが、例えば次年度から新たにこういうことをするのでこれぐらい納めていただけると思うという、新たな取り組みをするために予定額といいますか、金額を上げたのかどうかをお伺いしたいと思います。

○**國井輝明委員長** 奥山財政課長。

○**奥山健一財政課長** 寄附金につきましては、ことしもふるさと納税につきましては600万円強のふるさと納税をいただいておりますが、60万円から100万円にしたということについては特に特段の考えはございません。ただ、切りのいい100万円ということで、600万円ありますものですから、100万円ぐらいはいただけるんだろうということで予算計上したところです。

○**國井輝明委員長** 後藤委員。

○**後藤健一郎委員** 現状はたくさん、この60万円より多くもらっているのはわかりますので、それはいいと思うんですけども、ふるさと納税というのは注目されている部分でもありますので、力強くこちら打ち出していただけて、より多くの方に寄附金をいただけるような形にさせていただいた

いと思います。

○**國井輝明委員長** ほかに。新宮委員。

○**新宮征一委員** ページ数で20ページ、21ページなんですが、12款の使用料の関係でちょっとお尋ねをしておきます。5番の土木使用料、これはこれまで決算特別委員会などでもいろいろと考え方なども申しあげてきたところでありましてけれども、使用料の中で突出して多いのが市営住宅の使用料なんです。市営住宅の使用料が非常に多いんです。

それで、昨年度の決算、いわゆる平成24年度の決算のときにも申しあげたんですが、収入未済額が239万1,000円ほどあったんですよ、その時点で。今回のこの予算を見ますと、平成24年度との対比で39万9,000円、約40万円近くが数字的に低くなっているんですけども、その要因は何なのかと、この3,290万1,000円という収入予定額といいますか、見込み額の中に、先に年度以降の未済額もこの中に全て含まれているのかどうか。

歳出のほうでは我々の委員会に付託なりますけれども、歳入の方では聞く場所がございませんので、ここでのお尋ねをしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○**國井輝明委員長** 奥山財政課長。

○**奥山健一財政課長** この収入額につきましては、繰り越しの分も含んで一応計算はしているところがございます。

前年度より減っているということでございますが、住宅につきましても出入り、借りる方の出入り等があるわけでございますので、その辺のことも含みおきながら、施設のにも老朽化している部分もあるということでその辺のことも勘案して減額をした予算としたところでございます。

○**國井輝明委員長** 新宮委員。

○**新宮征一委員** 当然この中には未済額も入っているという認識でありますのでこれはごく当然なんだと思います。昨年239万1,000円の平成24年度の決算から未済額があったわけですが、その中で不納額として処理したものがあのかどうかお尋ねしたい。

入ってくる可能性がないので、230何万円のうちから入ってくる可能性がないということで欠損処理をして残りの部分を今回のこの数字に入っているのかということをお聞きしているんです。

○**國井輝明委員長** 芳賀建設管理課長。

○**芳賀弘明建設管理課長** 議員御指摘のとおりでございます。（「残りの分も入っているのね」の声あり）

○**國井輝明委員長** 芳賀建設管理課長。

○**芳賀弘明建設管理課長** そのとおりでございます。

○**國井輝明委員長** 新宮委員。

○**新宮征一委員** 欠損処理したのを聞こうと思ったんですが、これは決算委員会で聞きますので、きょうはこれで終わります。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第1款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。後藤委員。

先に申しあげます。厚生にかかわるところもありますので、概括的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

○後藤健一郎委員 済みません。ここについて3つほど質問がございますので、一気に並行して聞くのは、私ちょっと難しいので、1問1問ずつ聞かせていただきたいと思います。

○國井輝明委員長 ページをお示してください。

○後藤健一郎委員 まず、41ページの2款1項1目、総務管理事業の光熱水費についてでございます。市の施設は多数ありまして、ほかの款項目にもありますように光熱水費が出てきますけれども、全てをまとめましてここで質問させていただきたいと思っております。

昨年6月の定例会でも内藤議員の一般質問でもありましたけれども、既存の電力会社からではなくて新電力に切りかえて少しでも電気料金を引き下げられることを、新年度予算に当たり私は検討すべきではないかと思っております。今回の予算は既存の電力会社の場合を考えての金額なのか、それともそういうものも勘案しまして切りかえなども考えての金額なのかをまずお伺いしたいと思います。

○國井輝明委員長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 新電力の関係でございますが、私どもも予算編成する時点に当たりましては新電力の事業者ともいろいろお話をいただきまして見積書までいただいたところでございました。

実際、見積書を見せてもらいましたところ、新電力が対象になるというのは高圧の部分ということもありましたものですから、削減額というんですか。そこは微々たる額ということで3%までいかにいかどうかぐらいの額だったものですから、ことしについては新電力は使わないで通常の電力で積算させていただきました。

○國井輝明委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 わかりました。

でも、しかしながら見積もりも既にいただいて、3%程度は削減されるという予想であれば、私は3%というのは非常に全体から考えると大きい数字ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○國井輝明委員長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 数字的に正確な数字は資料がないのであれなんです、削減幅としては私の記憶が正しければ130万円程度だったのだと思います。その程度なものですから、いろいろ今後のことも考えますともう少し検討させていただこうかなということでしたところでございます。

○國井輝明委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 私は130万円って、すごく大きい数字だと思うんですけれども、以前内藤議員が一般質問されたときにも慎重な姿勢で今後考えなくてはいけないという御答弁があったわけですが、私が調べたところ県内ですと米沢市、全てではありませんけれども、市の施設の一部がこの新電力に切りかわっておりますし、今、他市でも予算を審議中ではございますが、県内他市でも新電力に切りかえるところが出ております。

3%、130万円ぐらいということですが、それを切りかえたり、もしくは全てではないにしても一部の施設からでも切りかえていくということが、やはり民間も市が切りかえなくてはできないなんていう話も聞いておりますので、そういう意味でもまずは行政のほうでできるところからやっていければいいとは思いますが、いかがでしょうか。

○**國井輝明委員長** 奥山財政課長。

○**奥山健一財政課長** 失礼しました。

今の130万円というのは一般、市役所だけでなく市の施設全体のものに対しての減額幅でして、もとの額についてはもっとこれだけでなく市役所、市全体の電気料ということに対しての額でございいます。それで、今委員から使用すべきではないかとのことではございますが、これにつきましてはこれからいろいろと情報を得ながら検討はしていきたいと考えております。

○**國井輝明委員長** 後藤委員。

○**後藤健一郎委員** ありがとうございます。

提示した予算より上がるというのと難しいと思うんですが、下がるという分には今後も取り組める分があるかと思っておりますので、こちらにつきましてはぜひ御検討していただきたいと思っております。

続いて、お伺いさせていただきたいのは49ページ、2款1項5目危機管理事業積立金についてであります。今年度で庁舎の免震工事が終わりました。この工事が始まる前に、この工事の説明会が議員に対する懇談会でなされたときだったと思っておりますけれども、これだけ築年数がたっている庁舎ならば8億円という金額をかけて免震化するよりも維持管理費も考慮して建てかえを検討したほうがいいのではないかという意見が出されたと思っております。その際に、建てかえのもととなるお金、多分市有施設設備基金のことだと思っておりますけれども、こちらのほうが今すぐ出せるような、もととなるお金がない。なので、まずは免震工事をしてその後積み立てをしていくという答弁が担当課からなされたと思っております。

ということであれば、この積立金が次年度から多くなっていかなければならないと思っております。昨年度同額の180万6,000円と現在のところとなっております。もちろん年度末に補正予算でこの金額をふやすという場合も今まででありましたし、また繰越金の半分が財調に行くということもわかっておりますけれども、類団カードとかで比べますと性質別歳出の積立金とか積立金現在高は非常に寒河江市は少ない額になっております。

もちろん、類似団体と比べてそもそもの歳出の金額の合計が少ないので一概に言えないのはわかっておりますけれども、考え方として私の個人的な考えですけれども、例えば給料をもらって今月は少し余裕が出そうだから貯金をしようというのと、もらった時点でこのぐらいいは貯金に回そうと、最初から考えるのでは結果的には大分差が出てくるのではないかと思います。

そういうふうに、今後に備える姿勢として積立金を後で補正とか繰越金から半分とか上げるのではなくて、最初から積立金という額を多くしなければならぬのではないかと思いますけれども、そちらについて見解を伺いたいと思っております。

○**國井輝明委員長** 奥山課長。

○**奥山健一財政課長** 積立金については議員のおっしゃるとおりだと思います。私どもも当初では積立金をするようなことで財政の計画は、予算の編成はしたんですが、予算の編成していくに歳入歳出の関係でなかなか入らなかった。今後6月末になると交付税の額も決定する。また、決算も出てくると。その辺の状況を見きわめながらぜひ積み立てはしていきたいと考えているところでございます。

○**國井輝明委員長** 後藤委員。

○**後藤健一郎委員** そうですね。多分、庁舎建てかえのためには毎年1億円ぐらいずつは少なくとも積んでいかなくては建てられないと思っておりますので、1億円以上積んでいくためにも、ないので積み立て

られないというのはよくわかるんですけども、そういったものでも積立金というところを重要視していただきたいと思います。

次に、53ページの2款1項6目イメージアップ推進事業について質問させていただきます。

今年度までですと商工費に入っていたこの項目ですけれども、イメージアップ推進室が政策推進課に移動したのでこちらに予算が移動しているんだと思いますけれども、昨年度の事業と比べまして非常に金額が減っております。もちろん、事業内容の負担金ですとか補助及び交付金委託料などから移動してこなかったため減っているのはわかるんですけども、今定例会初日に市長が平成26年度の市政運営の中で情報発信、シティセールスを重要視していくという旨の話があったかと思います。私もこれまで一般質問とかでシティセールスについての重要性というものは何度もお話はさせていただいているので、私は非常によい取り組みだと思っておりますけれども、ただ今回の予算を見る限りは余りにも少ないので、どれくらいのことができるんだろうと少し不安に思いましたので、内容についてお伺いしたいと思います。

○**國井輝明委員長** 宮川政策推進課長。

○**宮川 徹政策推進課長** 私からお答えをさせていただきたいと思います。昨年度といたしますか、平成25年度当初と比べて大分減っているということでございます。ここの中で86万4,000円となっておりますが、報償費の中で約半分の42万円を想定しておりますが、主に議員からただいま御指摘をいただきましたシティセールスの検討委員会をまずは立ち上げて、その委員会のメンバーの方々への報償、謝礼といったもの、それから市民元気づくり大賞の記念品といったところを想定して予算化をしたところであります。

シティセールスに関連する部分では主にその部分で上げておりますが、その他旅費等で先進地の視察研修といったところも内容的には含んでいるといったところでございます。

○**國井輝明委員長** 後藤委員。

○**後藤健一郎委員** ありがとうございます。

イメージアップ、シティセールスについては各課、横の連携を存分にとっていただいて、多分これに関しては商工も農林も観光も全てかかわっているところだと思いますので、ぜひ横のつながりをとっていただいてシティセールスがうまくいくようにしていただければと思います。以上です。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。川越委員。

○**川越孝男委員** 委員長にまず最初に確認のためにお尋ねしますけれども、予算特別委員会で質疑についてだけ求められているのね。意見については改めて後で意見の場というのは求めるのかどうなのか。その辺、ちょっと確認しておきたいんです。

○**國井輝明委員長** 意見を含めながら質疑をしていただければと思います。川越委員。

○**川越孝男委員** 会議の進め方として、質疑意見等という形でしていかないと、質疑だけしていった後で前の部分の意見があるんですとなったときに混乱するので、今のような形で会議規則にもありますように質疑意見等をきちっと受けとめて、発言の場を保障していただきたいと思います。

全体的なことでもお尋ねをしたいと思います。というのは、施政方針もずっと何回も私、読みました。そして予算や何かもずっと見る中でいろんな、もちろん今こういう時代になって行政の仕事というのは非常に多岐にわたって国のさまざまな予算を使って事業をやっていくとなるとこれはやむを得ないんだと思いますけれども、物すごくいっぱい何々計画を立てて何々を、基本方針をつくって実施

計画立てて、いっぱいになっているのね。そして見たときに、要は市民が行政のサービスを受けるわけですけども、もう市役所の職員だって行政の幅が非常に広がっているから、どういうものがあるかってみんな完全に熟知しているという状況はないと思います。私だ、こうして市議員ってさせてもらって常に気を使って見ている、そこの中の何割かきり把握し切れていないという状況がありますね。

そうしたときに、やはりどういうふうにして市民の方々が市の行政の中で自分たちが受けられる行政サービスというのは、今現在どうなっているんだべという、もっとわかりやすく見る方策というものを考えらんなね時点なのでないかという感じをしています。したがって、こういう基本的な部分について、ただなかなか難しいと思います。難しいですけども、そういうことを行政も、私ら議員という立場でも、寒河江型のものをつくっていかないとなかなか市民の理解を得られる行政サービス、市長は一生懸命になって市民の立場でやっていても今のようなこういうことを改善しなければならないのではないかという感じがするんですけども、そこら辺についてまず1点お尋ねをしたいと思います。

○**國井輝明委員長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 市の幅広い行政について、できるだけ市民の皆さんにわかりやすく情報をお伝えして理解を深めていただく、あるいは場合によっては協力をしていただくということが多々あるわけでありまして、我々としてもいろんな機会あるいは媒体などを通してわかりやすく施策あるいは事業、制度などについて市民の皆さんにお伝えをしていく努力をしているところであります。もちろん、市報もそうでありまして、今ホームページ等いろんな機会を通じて情報発信しているわけですけども、なかなかそういったことについても市民の皆さんの中には理解をいただけないなどという場合もあるかと思っておりますし、そういったことに関してはいろんな形で相談の窓口などを設けさせていただいておりますし、また、私以下職員で地域座談会などもさせていただきながら市民の皆さんの生の声をお聞きをしながら、できるだけわかりやすい市政を展開していくことに努めているところであります。

そういったことで、職員も一丸となってそういう市民の皆さんに対する制度への理解、事業への理解ということで取り組んでいるところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○**國井輝明委員長** 先に申しあげます。予算特別委員会ですので、簡潔明瞭に質疑を行っていただき、直接予算にかかわる質疑をお願いしたいと思います。川越委員。

○**川越孝男委員** 46ページ、47ページ、財産管理の関係ですが、白岩の老人福祉センターの温泉の配湯管の関係。前から問題になってはいますが、この状況についてどういうふうにも新年度予算で対応されるのか、まず1点お尋ねします。これは、3款にもらっているんだとすればそういうことで説明も含めてお願いをしたいと思います。

それから68、69ページあたり、選挙の関係でありますけれども、任期満了の市議員の選挙も来年あります。したがって、平成26年度の当初予算の中で選挙の事前の準備的な費用は必要ないのかどうなのか。補正予算で出す考えなのかお聞かせをいただきたいと思っております。

それから52、53ページから出てくるわけでありましてけれども、60周年の記念事業の関係です。いろんな款にまたがってずっと出てきているわけでありましてけれどもトータルで60周年記念事業というのは幾らかかっているのか、この3点お尋ねします。

○**國井輝明委員長** 菅野健康福祉課長。

○**菅野英行健康福祉課長** 老人福祉センターの源泉の関係ですので、私のほうでお答えいたします。御質問の源泉の配管の関係ですね。これにつきましては81ページになりますが、老人福祉センター運営事業の中に今年度予算は見ておりますので実施したいと思っております。

○**國井輝明委員長** 富澤総務課長。

○**富澤三弥総務課長（併）選挙管理委員会事務局長** 市議会議員の平成26年度に予定されている選挙の事前準備のことをごさいますけれども、今回はその前に実施される県議会議員選挙の事前の準備の部分について掲載させていただいておりますけれども、主に看板とか事前にやっておかなければならぬものについては当初でさせていただいております。市議会議員選挙につきましては、特別な事情がない限り新年度予算当初で対応できるものということで平成27年度予算で対処できるということで考えてございます。

○**國井輝明委員長** 宮川政策推進課長。

○**宮川 徹政策推進課長** お答えいたします。市制施行60周年記念事業ということでございます。いろんな場面でそれぞれ登場するというところでございますが、前回内示のときにもお示しをさせていただいておりますが、60周年記念事業として1,887万1,000円、トータルでということでお示しをさせていただいております。ただ、中身についてそれぞれ積み上げていくと、例えばさがえ60市民フェスタ、仮称でございますが、この開催に当たりましてはゆめタネ@さがえの事業費の中にも盛り込んでいる部分などもございますので、完全に正確に一つ一つ積み上げた数字ではございませんが、基本的には主な内容で1,900万円弱ということで想定しているところでございます。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。内藤委員。

○**内藤 明委員** 57ページ、施政方針にも出ておりますが、国際交流事業関係でお尋ねしたいと思いますが、安東市と40周年の節目だそうであります、ここでどのような交流事業を企画といたしますか、予定なさっているのかお尋ねしたいと思います。

○**國井輝明委員長** 宮川政策推進課長。

○**宮川 徹政策推進課長** お答えいたします。57ページの国際交流事業の中でということでございますが、安東市との40周年の記念事業ということにつきましては、実はことし6月に向こうの市長選挙がある予定でございます。そういった関係でございますので、はっきりとした予算化はまだこの段階ではやっていない状況であります。

そうしたことから基本的には何らかの交流、式典のようなものをお迎えをして、想定はさせていただきたいと思っておりますが、向こうの6月の市長選挙後でないとはっきりしたところが決まっていないということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第3款について質疑はありませんか。後藤委員。

○**後藤健一郎委員** 済みません、私、厚生常任委員会に所属しておりますので、この項目は担当になるんですけども、ほかの款にも係ることだと思いますので、この場で質問することを御了承いただければと思います。

86、87ページ、3款2項1目放課後児童対策事業についてであります。今回、六供町に学童クラブ

が新築されることになりまして、現在学童クラブの利用者の数は増加傾向ですし、今利用させていただいている施設の耐震化、免震化というのを考えたら今回の新築というのは当然というか、すばらしいことだと私は思います。

しかしながら、今学童クラブを利用したいという方は増加傾向ではありますがけれども、児童数自体は減ってきておりますので、もしかしたら今後利用者が少なくなるということも検討しなくてはいけないのかと思っております。

今回、約8,000万円をかけて木造で新築と考えていらっしゃるようではありますけれども、現在の建築の技術を考えますと少なくとも30年、維持管理をしっかりすればそれ以上の寿命がある施設ができ上がると思います。

建物を企画設計、建築して維持管理して最後に解体するまでの建物の全生涯に要する費用をライフサイクルコストと言いますが、ライフサイクルコストのうちの建設にかかる費用というのは約2割程度と言われております。つまり、今回施設で8,000万円かけて建てるわけではありますけれども、維持管理とか最後の解体までの費用を考えると単純計算ですが4億円、この施設には解体するまで、最後までにはかかるということになります。

30年以上の長期に利用する建物、そして昨今なかなかこういった建物を建てるということが少ないものですから、金額面を考えても30年という長さを考えても学童クラブとしてだけでなく、例えば生涯学習であったりとか健康福祉であったり、特にお子さんだけでなく年配の方、お子さんが減って利用されなくなってただあいているという状況にならないように、年配の方向けの施設といいますか、そういうふうにも使い勝手がいい施設として建てなければいけないと思うんですけれども、今回建設するに当たり、そういった目的なども考慮しているのかどうか。今後30年、40年ということを考えての企画をしているのかをお尋ねさせていただければと思います。

○**國井輝明委員長** 阿部子育て推進課長。

○**阿部藤彦子育て推進課長** このたび計画しておりますわんぱくクラブの施設の整備に対する御質問ということでございますけれども、基本的には補助金等も活用しながらの整備だということでございますので、学童クラブの子供たちの保育のための施設ということで整備をするわけでございますけれども、議員のおっしゃるような視点も確かにこれからは大切な視点であると思います。今後、具体的な設計等につきましてはこれから入るわけでございますけれども、関係する保護者会、あるいは運営委員会等とも相談しながらこれから具体的な設計を組むようになるわけでありまして、今お話があったようなことについても検討できるかどうか相談をしていきたいと考えております。

○**國井輝明委員長** 後藤委員に申しあげます。厚生に所属しておりますので、極力控えていただきますようお願いいたします。後藤委員。

○**後藤健一郎委員** 細かいことは委員会でさせていただきたいと思いますが、やはり今回施設の中に第1、第2、合同で建てますし、その後第3も建てるということを考えると、やはりこれから減って建物が片方しか要らなくなったというときに、今からどんどん年配の方がふえるわけではありますけれども、そういった方にも利用していただく施設というのも今後の視点は必要だと思いますので、御検討いただければと。そしてその際には各課と、さっきも言ったとおりなんです、横のつながりで、この建物はこの課の担当で建てるということではなくて、意見を聞いていただきながら30年度、40年後もぜひ考えていただいて建てていただければと思います。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第4款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第5款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款について質疑はありませんか。後藤委員。

○**後藤健一郎委員** 124、125ページ、第6款3項1目内水面水産振興事業について御質問させていただきます。昨年度の大雨被害によりまして、特にアユなどの川魚が非常に深刻な大ダメージを負いました。これを以前のような状態に戻していくためにはやはり放流数などをふやしていくしかないと思います。予算を見ると、昨年同様の数字となっておりますが、この辺はいかがお考えでしょうか。

○**國井輝明委員長** 犬飼農林課長。

○**犬飼敬一農林課長(併) 農業委員会事務局長**

それでは、お答えいたします。昨年7月豪雨によりまして寒河江川、濁りが大変長期化したということでアユ等についてもほとんど捕獲できなかったという現状がありました。

現在、濁りについてはほぼ例年並みとなっているようでございます。

その中で、ただいま後藤委員から放流等についても御質問がございました。先日、会議があった際の情報ですとことし、最上川第二漁協で寒河江川にアユ59万匹を放流するという予定になっているようでございます。この量につきましては県内でも最大という量でございます。その中で、ぜひアユが定着してまた多くの釣り人が見られるよう期待しているところでございます。以上です。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第7款について質疑はありませんか。遠藤委員。

○**遠藤智与子委員** 133ページです。ゆめタネ@さがえ推進事業についてお伺いします。先ほども宮川課長の答弁の中にもありました。この中にさがえ60市民フェスタ(仮称)の予算も入っているということで5,000万円ということになっておりますけれども、昨年からリニューアルしたこのゆめタネ@さがえでございますが、昨年見ますと子供さん家族連れの方がたくさんいらしたということでありませぬ。

子供さんが使うもの、ジップでしたかな、それについては入場料も取ったりということがなされておりますけれども、このゆめタネ@さがえについては今後どのような方向になっていくのか、その予算との関係もございませぬので、その辺をお聞きしたいと思っております。

○**國井輝明委員長** 安孫子さくらんぼ観光課長。

○**安孫子政一さくらんぼ観光課長** ゆめタネの事業の関係でございませぬけれども、昨年リニューアルをしまして全部をクア・パーク全体を会場として内容も変えて、目標も家族連れ、子供さんということでリニューアルをして実施してきたわけですがけれども、その結果来ていただいた入場客数については大幅にふえたということで、それからあと、いろんな事業、入場いただいた方から御意見なんかもいただいております。

今、そういった来場いただいた皆さん、実行委員会の中で部会もございませぬので、部会でも実際ど

ういうふうな意見があったのか。それについてどういうふうに来年度反映をさせていくかということ  
でいろいろこれまで2回ほど部会も開催して、直接委員についても訪問しながら御意見なんかも伺っ  
ているところであります。そういったことで、去年の反省等も踏まえて、よかったところはさらに拡  
充しながら、さらに充実をさせていきたいと考えております。

○**國井輝明委員長** 遠藤委員。

○**遠藤智与子委員** ありがとうございます。

子供さんをお持ちの家族にとっては大変よかったという一面がございますが、反面、東京から来た  
退職者の集まりですとか、一定高齢になった方が見に参りまして、やはり花を期待してきたところそ  
の花が余り見るものがなかったなというような、残念だったという声が聞こえてまいったところなん  
です。

それで、村山のバラ園ですとか、長井のアヤメ公園ですね。入場料というよりも料金を取って有料  
にしているわけなんです。なので、きちんと花を見たいという方のニーズ、その辺は考えていくと  
いうことだと思うんですけども、きちんとした入場料を取って、それに見合った花を見たいという  
ニーズも片方にあるということです。1つは例えば栃木県のフラワーパークですか、1,700円も  
取るんですね。でも、すばらしい花を見てもったいなくないという思いがいたしました。実際に見に  
行ったのですが、そういう感動を与えるという面も踏まえていただけたらどうなのかなという  
思いが今いたしております。ですので、入場料の有料化も含めまして検討していただけたらと  
思ったところです。以上です。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。後藤委員。

○**後藤健一郎委員** 128、129ページ、第7款1項2目コンベンション開催推進事業について御質問させ  
ていただきます。

ことし1月にチェリークア・パークに収容人数およそ150名という大型の、寒河江市内で考えれば  
ですけれども、ホテルができました。これによりまして学会などのコンベンションの1つの目安であ  
る500人という人数が寒河江市で宿泊できるようになったかと思われま。

この事業費の内容としては、山形コンベンションビューローの負担金ですので、これまでと同額の  
というのはわかりますけれども、今回、次年度から宿泊可能人数が500名以上となったことにより、  
これまで500名泊まれないからということで、なかなか積極的に動けなかった部分が解消されると思  
いますので、より営業的に活動、動いてぜひコンベンションを1つでも多く誘致していただくような  
ことをしていかななくてはいけないと思うんですけども、これについていかがでしょうか。

○**國井輝明委員長** 荒木商工振興課長。

○**荒木信行商工振興課長** お答え申し上げます。この予算につきましては、先ほどありましたとおり山  
形コンベンションビューローの負担金ということで同額となっておりますが、ただいま議員から御意  
見がありました点につきましても、今後誘致なり考えて取り組んでいける要素ができたと思ってお  
りますので検討していきたいと考えております。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。川越委員。

○**川越孝男委員** 130、131ページあたりに該当するのかなと思いますけれども、実は平成26年度のさく  
らんぼの時期に向けてポスターがもうでき上がっているわけでありまして。それで、この間市民の方か  
ら呼ばられて、「ポスター、川越は見たか」と、「いや見ていない」と言ったら、内容、ちょっと生

産者にとってあれはさくらんぼ農家にとって非常にまずいという話だったのね。それですぐ担当課に連絡をして、いただいて、そして私も私のうちの前の掲示場所に張って地域の人からも目を通してもらっています。

それで、やはり、その人、最初呼んだ人たちはとにかくおかしいということで、「川越見てみる」と、「川越は川越の見解が出てくるんだべから」ということを言われました。そして、私も地域の人から見てもらって、非常にやはりおかしいなという感じがします。そして地域の人を声を申しあげます。

寒河江という部分が、全く、チェリンの頭にかかっていたのはあるんだね。あと下に寒河江市の観光の何々とのポスターつくったところの名前、そして、紅秀峰よと大きく書かれているのよ。そして、中読んでいくと、佐藤錦よりもうまいやつが寒河江でできたんだと、奇跡のさくらんぼだという形だけで。寒河江市もわからない、いつころの時期かもわからない、佐藤錦はだめで、佐藤錦よりもうまい、ハダワレのいいさくらんぼが紅秀峰だという中身なのね。

そうしたときに、向こうの人たちが見て、例えば紅秀峰で来ても時期がいつだかもないのよ。いつころからその時期だから、シーズンも明記されていないというので、ちょっとやはりこれで、だあつと張り出していったら一般の国民というか人々はさくらんぼは山形、寒河江はさくらんぼの里で売っているわけだ。そして、佐藤錦というのはさくらんぼの最高うまいものだと、これは結構国民の中に浸透しているんだと思うのね。そうしたときに、佐藤錦と紅秀峰と両方寒河江でとなるだったらいいけれども、もう佐藤錦だめだめ、細い字を呼んでいくとそう書かれているのね。

したがって、どうなんだべなという思いをしています。あれで全国に張り出しても、本当にさくらんぼのシーズン、佐藤錦のだめな部分で小さく中に書かれているけれども、そういう状況です。

それで、どういうふうな形でああいうポスターのデザインは策定されているのかと、あるいは市民からそういう苦情的なことを含めて意見など寄せられているのかどうか。市長自身そのポスターをごらんになっていると思うんですけども、それについての感想なども含めてまずお聞かせをいただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** 安孫子さくらんぼ観光課長。

○**安孫子政一さくらんぼ観光課長** ただいま御質問のありましたのが、寒河江の紅秀峰をPRするポスターでございます。御案内のとおり、本市のさくらんぼについてはブランド品紅秀峰ということで進めているわけですが、紅秀峰そのものをPRするポスターがないということ視点から今年度新たに策定をしたものであります。それで、そのデザインにつきましては、うちの担当課の職員等でいろいろデザインなんかも検討しまして、そしていろんなところから指導もいただきながら作成を、デザインをつくって、印刷の発注をしたという経過であります。

内容としましては、紅秀峰自体をPRするというのと、その中に寒河江市のイメージキャラクターということでチェリンもあしらって、チェリン自体についてはちょうど頭の上の部分が佐藤錦と紅秀峰となっていますので、そういったことと含めてポスターのデザインとして検討したものでございます。

それで、そのポスターを活用してできるだけ多くの方に今、日本一さくらんぼの里寒河江のさくらんぼと紅秀峰を広く知っていただきたいということでありますので、やはり今委員から御意見がありましたようなことについては、今後ポスターをつくる上で十分お聞きしながらそういったことも検討

してまいりたいと思います。

そのポスターに対する市民等からの声でございますけれども、声については担当まで来ているかどうか分かりませんが、私のところまではまだ何も入っておりません。よろしくお願いします。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** そうしますと、平成25年度でつくっているあのポスターは平成26年度のさくらんぼのシーズンに向けて観光客誘致に使うというのではなくて、紅秀峰を広めるためのポスターだと。来年のさくらんぼのシーズンに向けては別なポスターをつくるんだという理解でいいんですか。

○**國井輝明委員長** 安孫子さくらんぼ観光課長。

○**安孫子政一さくらんぼ観光課長** 説明不足だったんですけれども、紅秀峰のPRでございますけれども、ポスター自体については来年度さくらんぼ観光用にも活用してまいりたいと思います。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** どれぐらいの枚数を使って、どういうふうにあのポスターを活用する計画なのか教えていただきたいと思いますが、やはりさっきお尋ねしたんですが、市長は見られているのかどうか。そして、ちょっと、もし見ていないとすれば見てもらって、そしてやはりあれでことしのシーズンのさくらんぼ客誘致にはどうなんだべなど、農家の人だの心配、私も同じように思ったので少し、まだこれからシーズンに入るわけですから、雪消えてからですから、やはり再検討もしていいんでないのかなというぐらいな、私は思いをしていますので、ぜひそのことについての見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 確かに、紅秀峰のポスターは市長室のところに張ってあります。そのポスターかどうかはわかりませんが、御指摘のポスターかどうかは知りませんが、張ってあります。

課長が申しあげておりますとおり、いろいろ不都合な点があれば見直すということもあると考えているところであります。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。

この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午後 0時00分

再 開 午後 1時00分

○**國井輝明委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

歳出第8款について質疑はありませんか。

先ほど、第7款につきましては終わりましたので、8款から続けさせていただきたいと思います。那須委員。

○**那須 稔委員** 141ページです。この中で、都市計画総務費の中に入っているんでないかなと思いますけれども、平成26年度の市長の方針説明の中でもありました。都市計画マスタープランの見直しということで説明がありましたけれども、これは平成10年に今のマスタープランができ上がって将来にわたる30年ということで相当長いスパン、その当時つくられたと、それを今回中間ということで見直しをされるようでありまして、その辺の都市計画マスタープランの見直しについてのスケジュール、当然この中には委託料なども入っていますので、若干その辺も絡みがあるかと思っておりますけれども

も、マスタープランの見直しのスケジュール、どういうことを考えていらっしゃるのか。

それからもう1点、当然平成10年につくられたマスタープランでありますから、都市計画道路とか用途地域などについて若干その当時とは変わってきているのではないかなと思いますので、その辺の具体的な取り組みの見直し項目はどういうふうに考えていらっしゃるのか。

それといま一つは、当然平成10年のときにもいろいろと市民の声なども入れながらつくってきたわけでありまして、その辺の市民の意見、声などのどのような形でプランの中に取り入れていくのか、この3点お聞きしたいと思います。

○**國井輝明委員長** 芳賀建設管理課長。

○**芳賀弘明建設管理課長** ただいま。都市計画マスタープランの見直しについて那須委員から3点御質問がありましたので、順次説明させていただきます。

まず、スケジュールの件でございますけれども、平成26年度と平成27年度の2カ年を予定しております。平成26年度といたしましては委託をいたしまして現状分析、課題の整理、アンケートの実施、分析や地域ごとの説明会と市民の御意見を十分お聞きしながら計画案を作成していく予定であります。

平成27年度につきましては、それを取りまとめましてパブリックコメント等を実施して、最終的に都市計画審議会を経て都市計画マスタープランを策定する予定であります。

見直しの項目といたしましては、先ほどもありましたけれども、用途地域の見直し、拡大等土地利用等構想案に関する事及び都市計画道路、公園等の都市施設の配置、構想案に関する事などが主な項目となっております。

市民の声につきましては、地区ごとの説明会等開催いたしまして十分反映していく計画でいるところでございます。以上です。

○**國井輝明委員長** 那須委員。

○**那須 稔委員** 今、課長から説明がありましたけれども、平成26年度、それぞれスケジュールに従って対応していくという話がありました。

それで、平成27年から次の振興計画が始まっていくということで、寒河江市の将来、都市像を決める大事なマスタープランではないかなと思っております。ですから、そういう意味ではこの辺のマスタープランが次の10年の振興計画に反映していくと、このように私は理解するわけでありましてけれども、その辺、当然先ほどあったように委託をかけながらアンケートをとられる、それから市民の声もとられる。当然これはいいわけでありましてけれども、平成10年の際もいろいろとアンケートをとられて、それから市民の声もとられてきたんですけれども、今回についてアンケートについてどう考えていらっしゃるのか。

多くの市民の方々から多くの声を聞く、アンケートで、その辺も大事なところではありますし、平成10年の際もたしかいろんなアンケートをとりながら将来30年にわたる大きな都市像をつくるということでつくられたわけでありましてけれども、今回アンケートの中身、今の考え方的にどういう考え方をお持ちなのか。

それから、いま一つは、市民の声のとり方ですけれども、平成10年の際にもたしか地区座談会とかいろんな地域でやられました。今回はその範囲を若干広めながらすることによってより将来にわたる寒河江市の都市像というものがはっきり市民の方からの御意見としてもとられるし、次のマスタープランにも反映できるということもあるわけでありまして、その辺の地区の方々の声、地区座談会と

かワークショップなどもやられるという話がされましたけれども、その辺のことについて何か考えがありましたらお聞きをしたいと思います。

○**國井輝明委員長** 芳賀建設管理課長。

○**芳賀弘明建設管理課長** ただいまの件についてお答えいたします。寒河江市につきましては、平成28年度から新しい振興計画が始まるということで、その前の平成26年度、27年度で都市計画マスタープランを見直す計画でおります。今回は西部地区、東部地区、寒河江、南部、柴橋、5地区にわたりまして地区ごとの計画を作成したところでございます。今回の計画につきましてはこれまでの、当初やったアンケートから大分期間も経過しておりますので、社会情勢も変わっているということで検証しながら、その地区ごとの説明会のあり方も含めて十分検討していきたいと考えているところでございます。

○**國井輝明委員長** 那須委員。

○**那須 稔委員** 済みません、平成28年からですか。済みません。

それで今課長からありましたけれども、多くの市民の声を今回のマスタープランの中に反映されるということで期待をするわけでありましてけれども、たしか平成10年の際にもマスタープランのぶら下がり計画としてたしか緑の計画なども検討していこうというやに、あの中ではうたっているわけでありましてけれども、今回について都市計画マスタープランの中で緑の計画といいますか、その辺のところについての考え方といいますか、取り組みといいますか、その辺がどういうふうに入ってくるのかお聞きをしたいと思います。

当然、緑というのは寒河江市内でも大事なところで、市内の緑を残すということは非常に大事なことでありますから、その辺の緑の計画の取り組み、要するに今回のマスタープランでどの程度までなっていくのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** 芳賀建設管理課長。

○**芳賀弘明建設管理課長** ただいま、緑の基本計画について御質問がありましたけれども、現在都市計画マスタープランということで方針方向ということで土地利用等について計画していくわけでございますけれども、緑の基本計画についてはより具体的な方向ということで決めていくことになると思いますので、あくまでも都市計画マスタープランを作成した上で検討していきたいと現時点では考えております。

○**國井輝明委員長** 那須委員。

○**那須 稔委員** これは、緑のマスタープランについては寒河江市内の緑の姿を決める、非常に重要なプランでありますので、今回はマスタープランということで、土地利用あるいは都市幹線道路と都市計画道路のいろいろな見直しがかかると思いますけれども、その作成した上でぜひこの緑の計画といいますか、寒河江市内の緑プランについても策定していただくように御要望して終わります。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** 139ページ。道路台帳の整備の関係であります。委託料で300万円計上されてはいますが、この必要性はこの前の本会議で一般質問でも申しあげておりますけれども、そこでお尋ねしたいんですが、現在市道の路線が何路線あるのか。

それから2つ目は台帳整備、どういう事項について整備をしようとしているのか。そして、整備する際に財政課の管財で土地の財産管理しているわけでありましてけれども、そういう土地の所有、履歴

などが確認できるような台帳にすべきだと思いますけれども、これらが盛り込まれるのかどうかお尋ねをします。

3点目、何路線あるのかですけれども、その確認作業はどういう形でしょうと今考えているのか。もう委託するから委託業者に全て任せるといことなのかも含めてお聞かせをいただきたいと思います。

4つ目、委託先というのはどういうところを考えているのか。

まず、市道の台帳整備の関係についてお尋ねします。あとまだいっぱいありますので、それぞれ後からお尋ねをしていきます。

○**國井輝明委員長** 建設管理課長。

○**芳賀弘明建設管理課長** ただいまの質問についてお答えしたいと思います。路線数でございますけれども、約780路線ほどございます。

台帳の履歴についてでございますけれども、この前川越議員の一般質問にもお答えしておりますけれども、履歴については記入していくということで考えているところでございます。

780路線ありますけれども、道路の確認作業でございますけれども、全て業者に任せるといことではなくて、うちも入りながらうちでできないところを台帳ということで整備してもらうということでやっているところでございます。

委託先でございますけれども、そういったノウハウのあるところということで、これまで発注しているところでございます。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** やはり、780路線というともう土地の所有の部分がないわけでありますから、これ全部確認作業となるので、なかなか大変だろうと思います。それで、記入は履歴がわかるようにしていくということで結構です。

どうい方法で確認作業をするかという部分については、やはりあくまでも市が主体的に確認作業をしながらわからない部分についてはいろいろ民間の協力も得ながらやっていくと、そっちが主で、だめなところを市ですするというのではなくて、市が主体的に私はすべきだと思いますので、ここは一致できると思いますので、改めて後ほどお聞かせをいただきたいと思いますが、この点確認のためお尋ねをします。

○**國井輝明委員長** 芳賀建設管理課長。

○**芳賀弘明建設管理課長** あくまでも、市ができない部分ということで委託していきたいと考えております。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑。川越委員。

○**川越孝男委員** 次に、さっき那須委員からもありました土地マスタープランの見直しの関係であります。見直しの項目は土地利用計画、それから公園などの整備の関係という、大きく提起されたわけでありまして、それでこれまで市民代表である議員が議会の中で土地マスタープランの見直しにかかわる提起も何回かされてきています。そして、そのことについての市長の答弁は次の土地利用計画の見直しの際に検討していきたいと言われている課題がいっぱいあるんですね。

したがって、今回の見直し案をつくる際にはそういうふうに土地利用計画の見直しの際に対応すると言っている、これらの課題についてはきちっと素案の中に入れていくべきだと私は思うわけであり

ますけれども、このことについての見解をお聞かせをいただきたいと思います。そのほかはまた後でお尋ねします。

○**國井輝明委員長** 芳賀建設管理課長。

○**芳賀弘明建設管理課長** 済みません、今ちょっと時間をとりましたけれども。

あくまでもうちとしては都市計画区域内ということでの平場全域になっていますけれども、都市計画マスタープランということで振興計画との整合性をとりながらやっていくということで考えているところでございます。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** したがって、今の都市計画区域の見直しが、都市計画区域の拡大をした際も私もあのとき原案に対して注文をつけました。というのは慈恩寺の部分です。慈恩寺の部分については現在は下のほうの家並みというか一般住宅があるところなんですね。しかし、私は山王台のほうまで、八千代公園まで皆含めるべきだということを当時から提起をしてきました。

というのは、慈恩寺の再開発などをしていく際に、観光資源を生かした開発をしていく際に地域風致地区とか、何かしたりするためにもそういうことが必要であろうということを提起をしてきているんです。今回のいろんな計画の素案的なものを見せてもらってもやはりそっちまで入れていく必要があると思うんです。そうしたときに、今の都市計画区域の部分も見直しが必要なのではないかという気がするんです。

したがって、余り今までのなっていた部分の中での土地の利用計画だけでなく、そういうことも含めて今回は検討する必要があるのではないかと私は思うのですが、そのことについての見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** 芳賀建設管理課長。

○**芳賀弘明建設管理課長** お答えします。今慈恩寺の話もございましたけれども、幸生、田代方面を除いて平場地区については全部都市計画区域に、平成14年5月7日に都市計画区域ということで5,109ヘクタールについて都市計画決定しておりますので、その中でこれから検討してまいりたいと思います。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** 私の勘違いのようですので、さらに私の記憶はそういうふうにしておったんです。したがって、最終的にも私は意見も出しながらやって決定してきたという経過が、というふうには私は記憶していますので、さらに私勘違いなら大変失礼でありますけれども、さらにその部分は解明をしてみたいと思います。

次、136、137、138、139、140、141ページの関係についてお尋ねをしたいと思います。というのは、単独の舗装整備なり側溝整備、道路新設改良の単独、交通安全施設整備事業、用悪水路整備事業などそれぞれ予算が計上されているわけでありましてけれども、寒河江市の優先順位を規定の制度があるわけでありましてけれども、それぞれ今回当初予算で計上されている箇所数、今現在各地区から、地域から市に申請されている数、この予算で実施した場合、残り残っている箇所数がどれぐらいなのか。そして最もおくれる部分、申請してから何年になるのか、それぞれのもので教えていただきたいと思います。今すぐ資料準備ならないとすれば後で結構ですからお願いをしたいと思いますが、見解だけお聞かせをいただきます。

○**國井輝明委員長** 芳賀建設管理課長。

○**芳賀弘明建設管理課長** ただいまありました件につきましては、ちょっと数字を持ち合わせておりませんので、後で報告させていただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第9款について質疑はありませんか。那須委員。

○**那須 稔委員** ページ数の151ページでありますけれども、済みません、153ページですね、済みません。この中に、自主防災組織の育成事業補助金というのと、地域防災力強化支援事業費補助金、2つの補助金が入っております。

これは自主防災組織につきましては、災害の際に地元で共助という形で非常に大事な組織になってくるわけでありまして、その辺今回の予算の中では何カ所ぐらいを予定しているのか。

今回の組織が立ち上がりますと、どのぐらいの組織化率になっていくのか。

それから、自主防災組織には防災リーダーという方がおって、当然防災リーダーは指導的な立場で住民の方の避難誘導に当たるわけでありまして、その防災リーダーの育成についてどのように取り組むのかお聞きをしたいのと、4点目は、各自主防災組織の中でそれぞれ有事といいますか、災害を想定して訓練活動なども行っているかと思っておりますけれども、その辺どの程度まで地域の方からの状況で取り組んでいくのか。

5点目でありまして、地域の防災力強化支援事業補助金は、地域の防災マップの作成ということも入っているのではないかと思いますけれども、その辺どのぐらいの地域が防災マップ作成を考えていらっしゃるのか。これについてお聞きをしたいと思っております。

○**國井輝明委員長** 富澤総務課長。

○**富澤三弥総務課長(併) 選挙管理委員会事務局長** 那須委員からは何点か御質問がございましたのでお答えさせていただきたいと思っております。

1つは、自主防災組織の関係でございます。現在組織数は59組織ございまして、組織率は73.5%でございます。本年度予算で御案内のとおり自主防災組織育成事業補助金について300万円を計上させていただいております。

補助金の上限につきましては1地区30万円ということでございまして、10カ所程度を予定しているところがございますけれども、組織率についてはできるだけ8割ぐらいに近づけたいんですけれども、構成世帯数で変わってまいりますので今よりは上がっていくということを想定しながらも努力してまいりたいと思っております。

防災マップの関係でございます。現在、3地区で自主防災組織で防災マップをつくっていただいております。今後とも各自主防災組織に地域での防災をみずから考えるということで防災マップの作成をしていただきたいということで考えておりますけれども、地域防災力強化支援事業につきましては防災マップだけでなく自主防災訓練等にも使用しますので、現時点で何カ所ということは確定はしておりませんが、各防災組織のリーダーの方をお願いしながら引き続き策定について努力してまいりたいと考えているところでございます。

リーダーの育成の部分でございます。これまでも、自主防災組織の方については県なりあるいは市のリーダー研修会等に参加していただいておりますけれども、リーダー研修会につきましては設置さ

れていない町内会等であっても研修会には参加していただくことができることになっておりますので、未組織なところを中心に参加を呼びかけて、自主防災組織の必要性を理解してもらいながら拡大していきたいと考えているところでございます。

訓練ですけれども、寒河江市では毎年市の防災訓練ということで各地区で持ち回りで大規模な訓練をやっておるところでございますけれども、今後、地域ごとに災害の課題というものは平場と中山間地域では違ってきますので、そういった各地域の特に危険性、あるいは予測される、想定外というものもありますけれども、近年の気象災害等を考えながら各地区等に適用した災害の訓練などについても今担当で図上訓練等をやっておりますので、その辺のところを各地域に持っていければと考えているところでございます。以上でございます。

○**國井輝明委員長** 那須委員。

○**那須 稔委員** 自主防災組織の組織化率ということで課長からありましたけれども、前から伺いますと73.5%、59団体ということで相当伸びたのではないかと考えております。

これは、県内の状況を見ますと、県内各市町村でもなかなか取り組みようがばらつきがありまして、上がっている地域となかなか取り組めない地域ということで差が出てきているんですけれども、寒河江は非常にここ数年すばらしい伸びを見せているのではないかと、このように思っています。

ただ、災害というのはいつ起こるかかわからない。要するに、こちらは自主防災組織があつてこちらはないという状況になりますと、最終的に命のかかわりといいますか、そういうものにもかかわってきますので、できましたら100%まで近づけることが大事なのかなと、このように思っております。

県内各市町村でも既に100%しているという地域もありますので、寒河江市は今ちょっと状況などを見ますと市街地よりも市内、要するに都市部で自主防災組織の組織化率が非常に難しい地域になっているのではないかなと、その辺今後的には市内に重点を置きながら自主防災組織の組織化率の向上に向けて取り組むべきではないかなと思っておりますが、その辺の考え方、1点お聞きをしたいと思っております。

それから、防災リーダーにつきましては先ほどもありましたけれども、自主防災組織以外にも当然防災リーダー養成ということでやっておられますが、これは年に1回ぐらいの研修だと思っておりますので、研修会を多く開催をしていただいて、やはり複数、要するに自主防災組織の中に複数の防災リーダーがいることによって住民の方々の避難誘導に対して思うように誘導できるわけでありますから、その辺の養成方を取り組んでいただきたいと思っております。

それからマップ、防災のほうの訓練でありますけれども、先ほど訓練については各地域で今後という考えがあったようですが、当然地域の訓練、寒河江市全体的な訓練も大事なんですけれども、地域でどうやるかというのが非常に大事なところで、そのためには訓練など、自主防災組織に対していろいろと指導できるような方、こういう方を配置しながらすることによって訓練もスムーズにいくし、自主防災組織の育成というところにつながってくると思っておりますから、その辺の指導的な専門員といえますか、方々に対してどういう考えをお持ちなのかお聞きをしたいと思っております。

それから、もう1点は、地図については平成20年から始まりましたので、まだ59団体が全てということにはなっていないかと思っておりますが、地図というのは大事なところで、自分のところの地域は自分のところにつくって避難誘導していくということで、防災マップ、大事なところでありますから、今後その辺のいろんな地域の団体さんが防災マップがつけられるような環境づくりというものについてし

ていただきたいと思いますが、その辺の考え方ありましたらひとつそれぞれお伺いしたいと思います。

○**國井輝明委員長** 富澤総務課長。

○**富澤三弥総務課長（併）選挙管理委員会事務局長** 那須委員から4点ほど御質問いただきました。

市内の強化、市内中心部の強化が必要でないかということでございます。御案内のとおり、この間の組織のスピードというか組織化を見ますと、寒河江地区以外の周辺部の町会につきましては大分進んできている。本年度は三泉地区が一気に進んだということもございますけれども、通常の地域における住民のつながり的なところがやはり大事なのかなと思います。そういったところの課題もあるわけではございますけれども、現在はやはりそちらのほうはどうしても薄くなっておりますので、重点はそこに置く方針でいかざるを得ないということで今後そのように進めていくということでございます。

それから、研修の回数ということもございました。今県内の年2回ぐらいということで総括的なことでやっておりますけれども、あくまでこういう研修は総括的なものにならざるを得ない。一般的なことになってしまうわけですね。

先ほど申しましたとおり、地域別のという、リーダーの、指導者のこともございますけれども、課題が違うと思うんですね。例えば、山際の集落ですと、どうしても大雨の土砂災害とか河川の近くですと河川の増水に対応する、あるいはそれにも続いて住宅よりも別の田畑とかそういうところも出てくるわけではございますけれども、地域によって個別の課題があるということでございますので、個別の課題について私どもはどこがウイークポイントかということを理解していただくためにも、その後になりました地図、防災地図についても違ってくると思うんですね。そういった課題を見つける意味でもばらばらでなくて一体的に検討しながら進めていくということを新年度に向けて、地域防災計画につきましても今見直しをしながら後ほど議会にもお示しすることになるかと思っておりますけれども、そういった中で検討しながら実態に合ったといいますか、危険性に対処する実身のあるといいますか、内容のあるものにしていきたいと思いますので、今後とも御意見いただきながらつくっていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○**國井輝明委員長** 那須委員。

○**那須 稔委員** 今、課長から答弁がありましたけれども、特に地域でマップづくり、自主防災組織の運営ということで、先ほど課長からあったように地域の持っている課題というのはそこで別々なんですね。その辺のところは地域のほうで捉えているようでありますからマップにどういうふうに落とししていくのか。それから、地域のリーダーという方も当然地域を把握していますから、その地域の中でどういう形でどうしたらいいのかということをやはり地域の方、地域それぞれが話し合いながら地域のためのマップづくり、地域のための自主防災組織というものをつくるのが望ましいと思いますので、その辺のところ、課長が今言われたような形で進めていただきたいと思ひます。

その中で、先に申しあげましたような、それに対して指導できるような専門官なんですね。これは自主防災組織は住民の方々ですから例えば消防でどうするとか避難誘導はどうするとか、その辺のところである程度指導できる方など要請しながらすることによって自主防災組織が育成も早まるし、課題も、自分たちが考える課題と、上のほうでその課題を考えた場合に解決法が見つかる場合も結構ありますから、その辺の指導的な方々、その辺の配置などについてどう考えているのかについてお聞き

をしたいと思います。

○**國井輝明委員長** 富澤総務課長。

○**富澤三弥総務課長（併）選挙管理委員会事務局長** お答えしたいと思います。

確かに、指導できるとなりますとある程度専門的な知識、経験、場数も踏んだ方ということが必要なかと思います。研修会等やるときには、そういった防災リーダー的などところで県内にも村山管内にもいらっしゃるようございまして、研修会ときにはそういう方を呼んで御指導いただいているところもあるわけございすけれども、それをさらにリーダーをふやして現場の自主防災組織に広げるには段階を踏まなければいけないだろうなと思います。

ですので、リーダーをつくる前の段階の指導的などところをまず受けて、それから裾野を広げていくということで順次やっていくことが必要だと思いますので、十分その辺のところは検討させていただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** 那須委員。

○**那須 稔委員** わかりました。早急に自主防災組織に指導できるような方を検討していただいて、やはり大事な共助ということで大事な組織でありますから、その辺のところ、防災リーダー、自主防災組織、専門員ということで連動しながら地域の災害というものに対してそれぞれ減災といえますか、当然災害というのは自然の力でありますから、防ぐことは難しいんでありますけれども、いかに減災といえますか、軽く受けるということがやはりこの辺の指導体制につながってくると思いますから、その辺要望しながら質問を終わります。

○**國井輝明委員長** 杉沼委員。

○**杉沼孝司委員** 151ページ。消防団活動推進事業について伺いたいと思います。

先日のお話の中にありましたけれども、寒河江市の消防団員、定数からは若干少ないだけでほぼ充足しているということですが、若干少ない分はどんなふうに今後解決していく考えでいるかを伺いたいと思います。

○**國井輝明委員長** 富澤総務課長。

○**富澤三弥総務課長（併）選挙管理委員会事務局長** お答えしたいと思います。確かに、若干少ない分ということでございすけれども、消防団の勧誘につきましては地域の消防団リーダーあるいは中堅幹部の皆様が仲間をふやそうということで自主的にやっただいただいているわけございすけれども、先日の一般質問の市長の答弁にもございましたけれども、なかなか職業的などところ、あるいは勤務的などところとか勤務形態の関係でも難しくなっているということは現実問題でございす。

そういった意味では、消防団とも話をしているわけございすけれども、人員の充足も確かに必要でございすけれども、それと並行的に中長期的には組織体制自体の装備の近代化等での合理化等も含めて組織体制の見直しなどもあわせてやっていくということで、今後検討させていただきたいと考えているところでございす。

○**國井輝明委員長** 杉沼委員。

○**杉沼孝司委員** 装備の近代化でもって人員の足りないところは充足するということでしょうと思いますが、しかしいざとなれば各分団、各部で人数足りない分いろんな、チラシをつくってみたり、あるいはその部でもって何か催し物をして勧誘しなくちゃならないということで非常に苦勞をしておるようであります。そんなことがありますから、近代化だけで全部充足できるとすればこれほどいい

ことないわけですがけれども、だんだん人口減少が進むに従ってこれらも非常に大変になってくるのではないかと思います。

その中で、ことしの計画の中に消防団員の雨具、消防団になぜ入らないのかということ非常に大変だ、危ないとかそういうことがあるようでありまして、その中で雨具の準備は非常にありがたいことだなと思っておりますけれども、春明けの防災訓練や正月の出初め式するときなど、何したのかなと思ったら、靴脱いで、足冷たくていたっけ。下から、革靴なもんだから水が上がってきて冷たい。寒いときにだらだらになっているんだ、足ね。こんなこと、やはり団員になっていない人が知ったら、何だ、これは入らない、俺たくさんだということになるんじゃないかと思っておりますので、その辺の防水長靴です、これらも考えてあげるべきでないかなと思うんです。

したがって、近代化で充足できるならばそれで結構ですけども、そういう現に入っている消防団員の方の健康管理というか、そういうものもひとつ考えていただきたいなと思っておりますけれども、その辺はどう考えますか。

○**國井輝明委員長** 富澤総務課長。

○**富澤三弥総務課長（併）選挙管理委員会事務局長** 先ほども申しました。近代化だけで充足ということだけでなく、やはり組織体制の見直し、要するに総体的に人口が減っていくという中で今の分団の数を全て現状のままということなのか、それとも例えば集落的に合体したほうがもうちょっといいのではないかという、そういったことも含めて検討しなければならないと思っておりますので、近代化と組織体制の見直し、そしてやはり先ほど杉沼委員のおっしゃいました装備品の優良化といえますか、改善で団に入る魅力向上といえますか、そういったことも必要なのではないかというお話でございます。

今回、防寒性のある雨具ということで整備させていただくことになりましたけれども、長靴についても確かにそういった事案、ちょっと懸念があるのかなということでございますけれども、順次団員の優先順位といえますか、要望の優先順位を見ながら今後検討していきたい、研究していきたいと考えております。

○**國井輝明委員長** 新宮委員。

○**新宮征一委員** 先ほどの、自主防災に関して的那須委員の質問に対する答弁の中で理解しにくいというか、どうなのかなという部分がありましたので、補足的に質問させていただきますが、自主防災の組織団体が59団体、73.何%が組織率という答弁があったと思うんですが、59団体というのはわかりますけれども、組織率の73.何%、これというのはベースになるのは町会を単位にしてはじき出された数字なのか。ちょっとそこのところをお聞きしておきたい。

○**國井輝明委員長** 富澤総務課長。

○**富澤三弥総務課長（併）選挙管理委員会事務局長** お答えします。組織の数については町会をベースに、あるいは町会で合体して1つの区域ということで小規模でなくて大きくしているところなどもございますけれども、組織率については組織されている世帯数です。例えば、大きい町会もあれば小さい町会もあります。ですので、世帯数の大きい町会が自主防災組織をつくれれば当然組織率は高くなりますし、世帯数の小さいところが数が幾らあっても世帯数としては少ないわけですから、組織の率ということについては世帯数をベースに計算させていただいております。

○**國井輝明委員長** 新宮委員。

○**新宮征一委員** わかりました。というのは、私のところの六供町の公民館管内で複数の町会と一緒に

なって組織しているんです。したがって、今の質問、答弁で世帯数がベースになっているんだという、この組織率については理解できましたけれども、先ほど那須委員からもあったように個々の組織の単純な判断だけで、その組織そのものの動きというのはなされているのかなという部分があるんですが、昨年私どもの町会でも火災がありました。しかし、そのとき、何か自分の手前みそのような感じで自分の地元のことを洗いざらいに話するのはいかがなものかと思えますけれども、やはり指導という部分からいった場合にはこの際きちっとしておいてほしいということで申しあげますが、全く自主防災組織というのが機能しなかったんです。

例えば、火災の場合ですと昔から慣例といいますか、なっているのはいち早く炊き出しをどうするんだ。婦人会とかいろんな団体が先頭に立って炊き出しをしておにぎりを配ってという昔からのやり方なんです。ところが、公民館にも炊き出しをするための用具、これが備えつけてあると聞いているんです。私も直接見たことないんですが、そういった用具そのものが全て整っているんだ。しかし、それが全く機能しない。

それで、実際的には消防団の後援会、いわゆる町会長連合会さんあたりが主導してやっている消防後援会だと思うんですが、そちらで今はコンビニから何カ所から集めればおにぎりなんかかなりの数、あるいはみそ汁なんかもすぐ調達できるわけですけれども、そういった市として、寒河江市として一本化した内容として、火災があった場合には誰がどういう指揮をとってどうするかという部分を先ほどから言われているような研修、あるいはそういったものなんかも含めながら市として一本化した、一体化した1つのルールというものをつくっておいていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○**國井輝明委員長** 富澤総務課長。

○**富澤三弥総務課長（併）選挙管理委員会事務局長** お答えしたいと思います。消防、火災のときには大体どこでも従前、昔からの慣習ということで各町内会長さんを中心にした消防後援会さんがいざというときに集まっていたいて炊き出しとかなんとかという手配をすることが、これまでも確かに多かったと思います。それに火災の場合は自主防災組織がどうかかわるかということについてはちょっとまだ詰まっていない部分がある、詰められていないとか、そこは整理されていないとか、地域によってまとまっているところもあるかもしれませんけれども、市全体としてそこはこういうルールですみ分けするということについては承知しておりませんので、今後各地区の実態等も踏まえながら研究してまいりたいと思います。

○**國井輝明委員長** 新宮委員。

○**新宮征一委員** 了解しましたけれども、やはり昔からの流れだとその町会長がまず早急に近所にふれを回してその炊き出しをやるなんていう時代があったわけですけれども、自主防災組織というのをここに組織してあるわけですから、そのほうからの専門的な立場でのさまざまな角度からの、炊き出しだけに限らず組織そのものの仕事というのは何なのかというものをきちっとしていただきたいということを御要望申しあげて終わります。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** 152、153ページ関係ですが、これは質問というよりも要望というか意見になると思うんですが、防災マップ、法制化されて洪水ハザードマップ、できているところなども先般新聞などで報道されていましてね。もちろん、寒河江はあります。

しかし、前につくったものを今回一部修正して配布されているわけでありましてけれども、それでぜひお願いしたいのは1回目のハザードマップでミスがあるのよ。急傾斜、土砂崩れの危険箇所が田んぼの真ん中に表示されていたり。したがって、その時点で1回目の全戸配布なった時点で指摘をしているんです。ところが今回また配布なったのに同じミスなんです。そのままなんです。

したがって、これは担当者もかわるわけです。そうしたときの行政のあり方、今回もそれぞれの、先ほどの議論でもわかるとおりそれぞれの、地域に合った対策をとっていかないと、皆一律でないということになってくると、それぞれの地域から上がってきたものが集約されて次の計画や何か、政策に反映をしていくとなったときに、事務内部でのそういう扱い方、少しきちっとしていただきたいということを要望しておきます。具体的なそういうケースがあったということ踏まえて要望しておきたいと思います。見解がありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** 要望でよろしいですか。富澤総務課長。

○**富澤三弥総務課長（併）選挙管理委員会事務局長** 御指摘の防災マップについては承知しておるところでございます。今、土砂災害警戒区域について県でも全体的な見直しに入りまして、今説明会も入らせていただいておりますけれども、そういった成果を受けながら当然現状の災害マップについても変えなければなりませんので、御指摘いただいたところは十分念頭に置きながら整理してまいりたいと思います。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** 間違っただけから見直しするべでなくて、そういう提起があったら役所の内部できちんと扱われていて次に生かされるように配慮していただきたいということですので、ぜひそのように今後お願いしたいということを再度申しあげておきます。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。内藤委員。

○**内藤 明委員** 小学校費、ページはわかりませんが、トイレの洋式化をなさるということですが、どのようなトイレをどのような規模で整備なさるのか、教えてください。

○**國井輝明委員長** 小林学校教育課長。

○**小林友子学校教育課長** トイレの洋式化についてはこれまでも毎年度何カ所かずつ洋式化してきているわけですが、まずは学校の各階に1個の洋式トイレを整備するというところで今頑張っているところであります。

○**國井輝明委員長** 内藤委員。

○**内藤 明委員** 洋式化ということで、最近のはウォシュレットから温風からついていますが、そういうふうなと理解してよろしいですか。

○**國井輝明委員長** 小林学校教育課長。

○**小林友子学校教育課長** トイレについてはウォシュレットまではついていないかもしれませんが、通常の洋式トイレと御理解いただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** 内藤委員。

○**内藤 明委員** この際申しあげますが、今の小っちゃい子供さんはウォシュレットがないとトイレに行かない子供がふえていると言われまして、本当の話なんです。そのようなトイレにすべきでない

かという話があります。

確かに、今各家庭もウォシュレットついているところが大分出てきていると思うので、そういうところに行っている子供さんは多分なかなか行かれない事情は私にもわかります。私らみたいに昔から別なトイレ使っていると何のことはないんですが、最初からそういうのですとそうなっているんだろかなとは推測できますので、少しお金がかかるかもしれませんがそういうものを各階に1個ぐらいつけるようにぜひしていただきたいと思いますが、いかがですか、教育長。

○**國井輝明委員長** 荒木教育長。

○**荒木利見教育長** 学校環境を整備するというのは私らの大事な仕事であります。トイレについてもいろいろな要望があることも私たちは知っておりまして、まずは各階、各トイレごとに最低は1つは洋式トイレをつけたいというのが今取り組んでいるものです。まだ幾つかの学校が終わって各階に2つあればその中に1つずつとなりますので、まずは洋式のトイレがそれぞれのトイレにあるということを進めながら、やはりいいものがどんどん出てきますので、そのことについても頭に入れながら仕事を進めていければと思います。

○**國井輝明委員長** 内藤委員。

○**内藤 明委員** どこから着手するか、みんな終わってかからまた一斉にということもあるんだらうと思いますが、この際やはり始めるところは一斉に終わった後でなくてやれるところからやっていったほうがいいんじゃないかなと私は思います。整備を図る際はそういう市民の要望がありますので、ぜひ真摯に受けとめていただいて対応していただきたいということをお願いしておきます。

○**國井輝明委員長** 新宮委員。

○**新宮征一委員** 今の内藤委員からトイレの改修について質問があったわけですし、トイレの問題については昨年度私が中部小学校の実態を話さしてもらいながらトイレの改修というか改良についていろいろ申しあげた経緯がございますけれども、今の質問、答弁のやりとりを聞いておりますと、まず洋式に変える。それぞれの階に1個ずつはつけたいという話でございました。

全くそのとおりでと思うんですが、内藤委員からあったように現代にマッチした洋式トイレというのか、やはりウォシュレットでないといまいち洋式にしたメリットというのか、単純に座ってられるからというものだけでは今の時代には好みとしては出てこないのかという気がするんですね。今回はそれなりの、私もページ数を確認しておりませんが、やるのであれば、やはり多少のお金をかけても今の時代に合った子供たちの要望に合ったものを、仮に半分きりできないにしても順次するにしても私はきちっとしたものをやるべきだと思うんですよ。

したがって、今回当初の予算に盛ったものではどのぐらいやれるかそれはやってもらって、もしかすれば途中で補正を組んでも今年度中に計画しておる数が限られているのであれば、その辺までも踏み込むぐらいの気迫で、また何年か後にウォシュレットをつけたものにするというのは私は二重の投資になってくるのではないかと思いますので、最初の予定の数があるとなればまずやれるところから、この今盛られた予算でやってもらって途中で補正を組んでもやはりきちっとしたものにやっていただきたいと思うんですが、その可能性としてはいかがなんでしょうか。

○**國井輝明委員長** 小林学校教育課長。

○**小林友子学校教育課長** では、ただいま意見をいただきましたけれども、こちらの予算も調整しながら内容を検討しながら進めてまいりたいと思います。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第11款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第12款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第13款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、第2表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、第3表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第6号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第7号平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算について質疑はありませんか。川越委員。

○**川越孝男委員** 公共下水道というと下水道整備指定区域があって、そこで整備されたところがここまです、ということで、下水道課に行くと1階から2階に行く踊り場に地図で表示されているんですね、全部。したがって、それと同じように合併浄化槽のものについても、改良区と協議をして大排水まで市で排水管をしていくとなっているわけです。そして、その路線なども議会にも前に提示されています。

したがって、それがもう既に終わったところ、排水管がもう既に埋設になりましたよというところを色別などでそういうふうに完成したところを表示していただくと、地域の人からさまざまな質問を受けたときに的確な説明もできるし、そういうことができないかなと思うんですが、そこら辺の考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** 山田下水道課長。

○**山田敏彦下水道課長** 浄化槽整備事業についての御質問でございます。整備区域につきましては公共下水道整備区域以外が全て浄化槽の整備区域になります。御質問の、そのまま浄化槽で汚水を、処理水を排水できる区域については何も問題がございませんが、そうでない地域につきましては浄化槽の排水管の整備を現在行っております。今年度、現在2年目でその浄化槽の制度も浸透してきてございまして、申し込みも順調に進んでございます。来年度の申し込みも既に昨年をオーバーしているような状況でございます。

そうしたことから、それに伴って排水管も需要が多くなっているというのが現状でございまして、利用できる区域、そのまま利用、そのまま排水、あるいはそうでない区域については排水管の整備の状況等を一目でわかるような図面に落とすという作業になるかと思いますが、そういったところをそういう整備の推進からもそういう観点からも検討してまいりたいと。ぜひ、そういう形で提案できるようなそういう作業を進めてまいりたいと思っております。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第8号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第9号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第10号平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第11号平成26年度寒河江市介護保険特別会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第12号平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第13号平成26年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 高松財産区の関係のところでお尋ねをします。

私、今回いろんな意味で財産の管理ということをやはり行政としてきちっとしておく必要性を痛感をしています。そのときはお互いわかっているんだけど、時間がたつともうわからなくなるという、しかしこれは行政としてあってはならないことということを強く感じています。

そうしたときに、財産区の土地を地縁団体に貸している箇所などがあるわけですね。それはもちろん契約書を取り交わしをしているわけでありますけれども、全体の財産区の中のどこの場所を貸していくのかということがわからない。例えば、公民館用地に市の所有地を地域の地縁団体に貸すなんていう場合もありますけれども、地番や何かでびちっとしていますけれども、財産区の土地という地番、ばあんと大きい中的一部分となっていますので、これをどこの場所を、面積は契約にうたわれてはいますが、どこの場所だかということをしちっとわかるようにしておかないとだめだなということが地域の財産管理会の役員の方々がそこで悩んで、ちゃんとしておかないとならないなということでもあります。したがって、そういうことをすべきだと思いますけれども、どのように対応されるのか、検討されているんだと思いますけれども、お聞きをしたいと思います。

○國井輝明委員長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 今、川越委員から高松区財産区の件で、私もそういう案件があったこととお聞きしております。今後、これからのものにつきまして当然契約は結ばなきゃならない。どうしても財産区の地域となると図面、面積が大きいものですから、1つの地番で何ヘクタールとあるわけです。そういうもの、また分筆というのもまた現実的ではないものですから、その図面の中にある程度の位置図的なものを囲みながらそういうので、わかるようなことでしたいと思っております。今後していきます。

○國井輝明委員長 川越委員。

○川越孝男委員 今後していきたいということは、平成26年度の当初予算の中にそれらの経費は盛りられていますかどうかお尋ねをします。

○國井輝明委員長 奥山財政課長。

○**奥山健一財政課長** 経費は持っておりません。

ただ、それは字切図の中に大体位置図的な、この部分ですよということで示せばわかるのではないかと。現場確認も当然しますでありましょうから、そういうことでしていきたいと思っております。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** やはり、そういうものをきちっと図面でもしておく。それから現場にも標識になるもの、現場の全然印がつかないとだめなわけでありますから、相互立ち会いできちっとやはりしておくことが必要だと思います。

ただ、そうしたときの設計測量なんかも市の内部の体制でできるんだとすれば結構ですけれども、そうでなくて部外の力もかりなければならなかった場合には予算措置をしておく必要があるのではないかなと思ったからお尋ねをしているんです。

その辺の関係は、予算はとっていないということだけれども、内部でそういうこともきちっとできると理解をしいのかどうか。もしそうでないとなれば、補正するなりしてちゃんとした人に境をきちっとしておくという借りる部分、図面のものと一緒のものをきちっとつくっておくということが必要であろうと思いますので、この点について再度お尋ねします。

○**國井輝明委員長** 奥山財政課長。

○**川越孝男委員** それについてはケース・バイ・ケースがあると思うんですが、もし必要ならばそういうことで何らかの対応はしていかななくてはならないと思っております。内部でできれば内部でします。もしできなければ、それは専門家に頼むということも必要になってくるのではないかとと思っております。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第14号平成26年度寒河江市立病院事業会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第15号平成26年度寒河江市水道事業会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 分科会分担付託

○**國井輝明委員長** 日程第14、分科会分担付託であります。このことにつきましてはお手元に配付しております分科会分担案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
-------	--------

総務文教分科会	議第 5 号第 1 表中歳入全部、歳出第 1 款、歳出第 2 款の一部、歳出第 3 款の一部、歳出第 9 款、歳出第 10 款、歳出第 12 款、歳出第 13 款、第 2 表、第 3 表、議第 13 号
厚生分科会	議第 5 号第 1 表中歳出第 2 款の一部、歳出第 3 款の一部、歳出第 4 款、議第 9 号、議第 10 号、議第 11 号、議第 12 号、議第 14 号
建設経済分科会	議第 5 号第 1 表中歳出第 5 款、歳出第 6 款、歳出第 7 款、歳出第 8 款、歳出第 11 款、議第 6 号、議第 7 号、議第 8 号、議第 15 号

散 会

午後 2 時 06 分

○國井輝明委員長 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

平成26年3月19日（水曜日）予算特別委員会

○出席委員（17名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	新宮征一	委員	13番	佐藤良一	委員
14番	内藤明	委員	15番	高橋勝文	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	木村寿太郎	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
富澤三弥	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	宮川徹	政策推進課長
奥山健一	財政課長	船田一彦	税務課長
那須吉雄	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
山田敏彦	下水道課長	犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長
荒木信行	商工振興課長	安孫子政一	さくらんぼ 観光課長
菅野英行	健康福祉課長	阿部藤彦	子育て推進課長
工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長	阿部誠	水道事業所長
安食俊博	病院事務長	荒木利見	教育長
小林友子	学校教育課長	月光龍弘	生涯学習課長
遠藤啓一	監査委員 事務局 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	兼子亘	総務 係長

予算特別委員会議事日程第4号 第1回定例会  
平成26年3月19日(水) 午前9時30分開議

再 開

- 日程第1 議第5号 平成26年度寒河江市一般会計予算  
日程第2 議第6号 平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算  
日程第3 議第7号 平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算  
日程第4 議第8号 平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算  
日程第5 議第9号 平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計予算  
日程第6 議第10号 平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算  
日程第7 議第11号 平成26年度寒河江市介護保険特別会計予算  
日程第8 議第12号 平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算  
日程第9 議第13号 平成26年度寒河江市財産区特別会計(高松、醜醐、三泉)予算  
日程第10 議第14号 平成26年度寒河江市立病院事業会計予算  
日程第11 議第15号 平成26年度寒河江市水道事業会計予算  
日程第12 分科会審査の経過並びに結果報告  
(1) 総務文教分科会委員長報告  
(2) 厚生分科会委員長報告  
(3) 建設経済分科会委員長報告  
日程第13 質疑・討論・採決  
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

- 國井輝明委員長 おはようございます。  
ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### 発言の訂正

- 國井輝明委員長 建設管理課長より、発言訂正の申し出がありますので、委員長においてこれを許

可します。芳賀建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 おはようございます。

3月10日の予算特別委員会において議第5号に対する川越委員の都市計画マスタープランの見直し関係の質問に対し、現在、幸生・田代方面を除いて慈恩寺を含む平場地区について全部都市計画区域に決定しているとお答えしたところであります。

しかし、細部にわたっての説明が不足しており、慈恩寺の平場地区は都市計画区域に含まれておりますが、山王台公園、八千代公園等は都市計画区域に含まれておりませんので、訂正させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

## 議 案 上 程

○國井輝明委員長 日程第1、議第5号平成26年度寒河江市一般会計予算から日程第11、議第15号平成26年度寒河江市水道事業会計予算までの11案件を一括議題といたします。

### 分科会審査の経過並びに結果報告

○國井輝明委員長 日程第12、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

### 総務文教分科会委員長報告

○國井輝明委員長 初めに、総務文教分科会委員長の報告を求めます。沖津総務文教分科会委員長。

〔沖津一博総務文教分科会委員長 登壇〕

○沖津一博総務文教分科会委員長 おはようございます。

総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は、3月10日及び11日、委員4名出席して開会いたしました。

付託されました案件は、議第5号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第10款、歳出第12款、歳出第13款、第2表、第3表及び議第13号であります。

3月11日の審査に入る前に、審査の進行について議第5号第1表中歳出第3款の一部及び歳出第9款の審査をまず初めに行い、その後に歳出第1款の審査を行うことについてお諮りし、異議なくそのように決しました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第5号平成26年度寒河江市一般会計予算第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「使用料及び手数料の中には消費税の増税分は転嫁されているのか」との問いがあり、当局より「増税分は反映されていません。すぐに10%の税率の改正が出ることも考慮いたしました」との答弁がありました。

委員より「入湯税ですが、昨年より64万円多いがその根拠は」との問いがあり、当局より「チェリーパークホテル分を増して見込んだところですよ」との答弁がありました。

委員より「番号制度導入事業費補助金の内容は」との問いがあり、当局より「平成28年度から国のマイナンバー制度の導入に向けて電算システム改正の必要になり、そのための支出ですよ」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第5号第1表中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「現在の避難者の人数と内訳は」との問いがあり、当局より「3月6日時点で本市に避難している方は226名、未就学が37名、小学生が31名、中学生が5名ですよ」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「消防団の雨具と防水長靴について今回は、雨具について予算なるようですが、防水長靴については今後ということか」との問いがあり、当局より「平成26年度に防寒具を整備し、その後長靴は消防団と話し合っていきたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「防災備蓄が足りないのではないかと。各市町村ともその程度か」との問いがあり、当局より「市町村はいろいろです。本市より多いところもあります。今後計画的な整備でふやしていきたい」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

御報告する質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市制施行60周年記念事業ですが、大まかな事業について」との問いがあり、当局より「記念式典、市報さがえ保存版DVD作成、寒河江景観60選事業、つつじ園リニューアル記念植樹、寒河江市再発見事業、寒河江でがんばる商工展、寒河江さくらんぼ大学の創設などが主なものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第12款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「公債費で高い利子のものは」との問いがあり、当局より「5%から5.5%の利子のものが1本ですよ」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第13款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

申しあげる質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第5号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了すべきものと決しました。

次に、議第5号第3表を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了すべきものと決しました。

次に、議第13号平成26年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了すべきものと決しました。

次に、議第5号平成26年度寒河江市一般会計予算第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「障害児通学支援事業ですが、何人分なのか。それと、いのちと心を育む学校づくり支援事業補助金の内容について」の問いがあり、当局より「障害児通学支援事業の利用者ですが、継続として7名、新規2名を見込んでおります。いのちと心を育む学校づくり支援事業の内容は、大きくは学校、地域、家庭の連携のうち、地域部分の特色ある活動を各学校で進めております」との答弁がありました。

委員より「中学校のパソコンの台数と洋式トイレのウォシュレットにした場合の価格は」との問いがあり、当局より「パソコンについては全学校に配置、1クラス分はパソコン室に配置するようにしております。洋式トイレのウォシュレットにした場合、1台につき10万円ぐらいかかり増しになります」との答弁がありました。

委員より「コミュニティ活動育成助成金ですが、みこしの修理代とのことですが、今回初めてなのか」との問いがあり、当局より「修理につきましては新規購入から10年以上のものになりますが、今回初めてということではありません」との答弁がありました。

委員より、「さくらんぼマラソン大会負担金額が上がっているが」との問いがあり、当局より「これまで市民体育館周辺のコースを利用して37回実施してまいりましたが、人数が限界にきている。市制施行60周年に合わせてリニューアルするもので、会場もチェリーナさがえを発着にし、会場変更により経費の増となるものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、多数をもって原案を了とするものと決しました。

以上をもって、総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 厚生分科会委員長報告

○**國井輝明委員長** 次に、厚生分科会委員長の報告を求めます。阿部厚生分科会委員長。

〔阿部 清厚生分科会委員長 登壇〕

○**阿部 清厚生分科会委員長** おはようございます。

厚生分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、3月10日、11日及び12日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第5号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号及び議第14号であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第5号平成26年度寒河江市一般会計予算第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「防犯対策事業の中でLED設置について平成30年までの予定を平成28年までに前倒したようだが、その設置予定を伺いたい」との問いがあり、当局より「予定では平成30年まで600基ずつを予定しておりましたが、平成26年度に800基、平成27年度に1,000基、平成28年度に1,000基を設置する予定としております」との答弁がありました。

委員より「原動機付自転車等標識交付事業についてオリジナルナンバーが交付されてから従来のナンバーとオリジナルナンバーの交付との比率はどのくらいになるのか」との問いがあり、当局より「平成25年10月1日にオリジナルナンバーの交付を開始してから2月末現在まで97枚交付しておりますが、全てオリジナルナンバーを交付しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「各地域に地域福祉推進員が配置されているが、仕事が明確化されていないのではないか」との問いがあり、当局より「推進員は各地区に200名以上おりますが、190町会以上に配置され、大きい町会には複数配置されております。推進員の仕事が明確化されていないことからマニュアルをつくり説明をしながら民生委員の方と連携して進めてまいります」との答弁がありました。

委員より「老人福祉の食の自立支援事業は高齢者の方に安否確認を含めて事業されるとのことだが、配達する方のマニュアルはあるのか」との問いがあり、当局より「配達員の方は社会福祉協議会に登録してある有償ボランティアであり、16人のうち8人が活躍されています。1週間のうち3回伺いますが、マニュアルに沿った安否確認をしております」との答弁がありました。

委員より「臨時福祉給付金給付事業がありますが、いつごろ給付するのか」との問いがあり、当局より「この事業は市民税の非課税者の方に給付することになりますが、6月に申請を開始し、早い人で7月ころから給付できると思います」との答弁がありました。

委員より「重度心身障害児、重度心身障害者医療給付事業が減収見込みだということですが、どういった理由で減収になるのか」との問いがあり、当局より「医療費全般的に減少しているという傾向の中で、重度心身障害児、重度心身障害者医療費についても減少が見込まれる傾向にあり、医療費全般の傾向を踏まえ予算編成をさせていただいたということです」との答弁がありました。

委員より「3年生までが学童保育の対象だが、4年生以上についての区分はあるのか」との問いがあり、当局より「児童福祉法では、学童保育の対象は原則小学校3年生までになっております。それらを踏まえ、主として4年生以上は対象としないのではなく、委託費の算定上0.5人として算定し、対処しております。平成27年度から新しい子ども・子育て支援制度が始まり、学童保育もその制度の中で始まりますが、現在国で基準や基準単価を検討しており、その流れを踏まえながら検討してまいります」との答弁がありました。

委員より「さがえっこ冒険ファンタジーランド整備事業について、30メートルの大型滑り台設置の話があったが、経過及び経緯についてお聞きしたい」との問いがあり、当局より「平成24年度に

県で最上川ふるさと総合公園内のわんぱく広場に大型遊具を設置したが、さらなる遊具の充実を図るために専門業者に提案を求め、プレゼンテーションを行い、今年度は子供たちが楽しく遊ぶことができ、アピール性がある滑り台を設置することになりました」との答弁がありました。

委員より「休日保育はしばはし保育所、民間立のゆりかご子ども園の2カ所で新しく始まり、また土曜日の延長保育をふやすとの説明があったがどこがふえるのか。具体的に何カ所ふえるのか」との問いがあり、当局より「土曜日の延長保育につきましては、民間立のゆりかご子ども園、柴橋さくらんぼ子供園、市立保育所ではみなみ保育所、にしね保育所と新たにしばはし保育所の5カ所で延長保育を行います」との答弁がありました。

委員より「保育所緊急整備事業補助金について具体的に教えてほしい」との問いがあり、当局より「2カ所の整備を考えています。1つは現在認可外保育園施設のおおぞら保育園で定員が30名、対象がゼロ歳から2歳までです。認可保育所になるには調理施設の整備が必要になるため、増改築を行い木造平家建て延べ床面積185.34平方メートルとなる施設を計画しております。もう一つは、寒河江さくらんぼ子供園で現在認可外保育施設であります。その空き地に木造2階建て、延べ床面積558平方メートルの施設の新築を計画しており、定員78名で平成27年4月から認可保育所としてスタートします。そこには、病後児保育の施設も整備していくことで現在県と協議中でありませ」との答弁がありました。

委員より「相談をして生活保護に至らなかった条件について伺いたい」との問いがあり、当局より「貯金、資産がある場合は基準に該当しません。また、若い方には就労指導をします。ハローワークを紹介します。さらに、扶養者なども調査して決定することになります」との答弁がありました。

委員より「県内の保護率の状況はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「平成24年10月1日の推計人口を分母とする平成25年11月時点の市町村の保護率を見ますと、寒河江市は13市町で最も低い0.19%で県内では山辺町、西川町について3番目に低い状況であります。県内で最も高いところは米沢市で1.05%になっています」との答弁がありました。

委員より「このたび、灯油券がお年寄りに配付になりましたが、生活保護を受けている方にも配付したのか」との問いがあり、当局より「生活保護の場合は冬期加算がありますので、配付しておりません」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「献血は年何回できて、献血量は決まっているのか」との問いがあり、当局より「基本的には間隔をあけることが必要です。献血にはルールがあり、200ミリリットルの全血献血をした場合男女とも4週間で献血ができます。400ミリリットルでは男性12週間、女性16週間後からの献血ができます。血小板の献血になると2週間後から献血ができます」との答弁がありました。

委員より「平成26年度から第2次の健康さがえ21がスタートしたが、目標達成するためにも市民の話聞き評価していくやり方の考えについて伺いたい」との問いがあり、当局より「そういう話がありましたので、外部の人を入れた委員会を形成し、毎年評価をして管理していくこととしております」との答弁がありました。

委員より「自殺の相談について伺いたい」との問いがあり、当局より「自殺の相談については精神科医に月に1回来ていただいで心の健康相談を行っております。御家族の方も不安がありますので、御家族の方の心の相談も受けております。また、今年度から産後の鬱に対応する健康相談を行い、心理療法士さんの活用を行っております」との答弁がありました。

委員より「環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の中で推進協議会などを立ち上げるようだが、平成26年度予算の中ではどのような体制にしていくのか」との問いがあり、当局より「再生可能エネルギー利用検討委員会の報酬を計上していますが、メンバーは事業者も含めて10名と考えています。また、地球温暖化対策地域協議会委員会負担金も計上し、立ち上げていく予定をしております」との答弁がありました。

委員より「今問題になっているPM2.5の対応対策について伺いたい」との問いがあり、当局より「PM2.5に対して、寒河江市では去年の段階で注意喚起が出た場合どうするのか、担当課ではどういう形で対応するかを協議しております」との答弁がありました。

委員より「健康診査事業について市長の施政方針の中で土曜日健診を増加していくとのことだが、どうふやしていくのか」との問いがあり、当局より「健診は4月から開始、1月でおおむね終了しますが、平成26年度も同じような期間で進める予定です。土曜日の健診については月1回ずつ行う計画で現在調整しております」との答弁がありました。

委員より「ごみ処理対策における雑紙の回収について伺いたい」との問いがあり、当局より「ごみ処理についてはクリーンセンターで共同処理をしていますので、今後1市3町の担当者打ち合わせ会議の中で雑紙回収について協議をしていきたい」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第9号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「国保加入者、退職者加入者は何人か」との問いがあり、当局より「国保加入者は一般の方で平成25年度の見込みで1万27名で、年々減少傾向にあります。平成26年度はその減少を見込んで9,918名です。そのうち、退職者は996名となります」との答弁がありました。

委員より「国民健康保険運営協議会の構成について伺いたい」との問いがあり、当局より「被保険者代表3名、民生児童委員OB、保護司、商業関係者、保険医等代表3名、医師、歯科医師、薬剤師、広域代表3名、町会長連合会、民生児童委員協議会、防犯協会、合計9名です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第10号平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「健康検査事業と委託先について伺いたい」との問いがあり、当局より「特定健康検査840名で、成人病センターに委託をしております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号平成26年度寒河江市介護保険特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に

入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「第6次介護保険計画策定までの策定スケジュールと、ニーズ調査について伺いたい」との問いがあり、当局より「本年度から準備をしていきます。スケジュールとしては4月から市高齢社会支援計画検討委員会を設立し、3回の委員会を行う予定をしております。また、ニーズ調査については10月ころまでに行う予定です」との答弁がありました。

委員より「小規模多機能施設の6期での考え方について伺いたい」との問いがあり、当局より「小規模多機能施設、居宅介護は2カ所あり、50名規模であります。デイサービス、通い、お泊まり、訪問介護がセットになっており、大変使いやすい施設です。現在定員に達していることもあり、6期の中でニーズ調査をしながら委員会の中で検討してまいります」との答弁がありました。

委員より「認知症対応型共同生活介護について伺いたい」との問いがあり、当局より「現在市内に4カ所の施設があり、全体で72床ありますが、定員に満たない状況です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第12号平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第14号平成26年度寒河江市立病院事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市立病院と県立河北病院の医療連携について伺いたい」との問いがあり、当局より「市立病院と河北病院との医療連携推進協議会を立ち上げております。平成25年度は経営改善部会1回、全体的な医療連携推進協議会1回、医療連携部会、看護部会をそれぞれ1回開催し、現在4回実施しており、年度内に平成26年度に向けた話し合いを予定しているところです」との答弁がありました。

委員より「今年度新しいMRIに更新されたが、患者数の増加は見込まれるのか」との問いがあり、当局より「更新されたMRIは0.5テスラから1.5テスラの大きさに更新しました。新しいMRIは今までの3倍の能力になり、大きい病院でよく使われている機種ですが、MRIは診察の道具ですので、患者の伸びには直接は結びつきません。近隣の開業医の先生方にも御利用いただけるよう努力して利用数を拡大していきたいと思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 建設経済分科会委員長報告

○**國井輝明委員長** 次に、建設経済分科会委員長の報告を求めます。杉沼建設経済分科会委員長。

〔杉沼孝司建設経済分科会委員長 登壇〕

○**杉沼孝司建設経済分科会委員長** 建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は3月10日、11日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第5号第1表中歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款、議第6号、議第7号、議第8号及び議第15号であります。

審査の都合上、議第5号中歳出第5款の審査終了後に歳出第7款の審査を行い、その後歳出第6款、歳出第11款第1項、歳出第8款、歳出第11款第2項の順に審査することを諮り、異議なく了承されました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、第5号平成26年度寒河江市一般会計予算第1表中歳出第5款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「インターンシップと地域雇用創出とはどんな内容か」との問いがあり、当局より「インターンシップは西村山郡内の4高校の生徒を対象に実際に企業で働く体験をするという事業です。また、雇用創出特別奨励金は市内に新たに進出した企業もしくは増築等で市民を正社員として正規雇用した場合、年間20万円を支給するものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第5号第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「商工業資金融資円滑化事業の補償、補填及び賠償金とはどのようなものか」との問いがあり、当局より「県の信用保証協会の保証料に対する補給です」との答弁がありました。

委員より「ゆめタネ@さがえについて、ことしの事業内容について詳しく教えてほしい」との問いがあり、当局より「アンケートやパブリックコメントで要望の多かった開場時間について、日曜日から木曜日までは夕方6時まで、金曜日と土曜日は夕方7時までと時間を延長して開催する予定です。また、昨年の反省点を踏まえ、ことしは市内への波及にも取り組んでいきたいと考えております。市民参加型のイベントとか来場者参加型のイベントなどさまざまな企画を検討しております」との答弁がありました。

委員より「ゆめタネ@さがえの予算が昨年より少なくなっているが、内容は昨年より落ちないのか」との問いがあり、当局より「金額はトータル的に少なくなっておりますが大型の仮設遊具などは土日のみの運営とし、小学生や幼児向けのものなどは平日も通してというように絞り込むところは絞り込んで経費を工夫していきたいと思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

ここで、一旦散会し、翌3月11日午前9時30分より会議を再開しました。

初めに、議第5号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「農事実行組合活動交付金について団体数と1戸当たりの金額について」の問いがあり、当局より「実行組合数は160組合で組合員数は2,850人です。1戸当たりの金額は710円の計算になります」との答弁がありました。

委員より「随所に紅秀峰にかける思いが強く感じられる。紅秀峰の里づくり推進事業費補助金と、紅秀峰の里確立事業費補助金とあるが、国や県の補助率の関係で分けて予算化しているのか」との

問いがあり、当局より「どちらも市単独の事業ですが、紅秀峰の里づくりは苗木の導入、雨よけハウスの整備、大苗の導入などで、紅秀峰の里確立事業は平成25年度から新たにつくった事業で、5年間の苗木の管理費として1本1万円を助成し、紅秀峰の栽培面積拡大を強力に進めていくということで事業名を別にしております」との答弁がありました。

委員より「最近補助してもらった苗木が他県に流れるという話もちらほら聞こえてくるが、補助して植えられた苗木の履歴は確認しているのか」との問いがあり、当局より「そうした事実は把握していませんが、疑惑があれば植えつけ後の追跡については徹底して間違いなく行ってまいります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第5号第1表中歳出第11款第1項を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「災害復旧は何カ所あるのか」との問いがあり、当局より「願行寺沢、谷沢地区が4カ所、田代地区が1カ所の6カ所になります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第5号第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「除雪事業の委託料は除雪料と待機料があるが、待機料は幾らなのか」との問いがあり、当局より「12月から3月までの1シーズンで1台当たり約56万円です」との答弁がありました。

委員より「技術的に余り上手でないオペレーターに対する指導はどうしているのか」との問いがあり、当局より「オペレーターは特殊な技術が必要ですので、除雪協力会との検討会のときなどにオペレーターの技術向上についての訓練などを要請しているところです」との答弁がありました。

委員より「市営住宅の家賃滞納について、本当に入りたくても入れない人からの強い反発もあるので、納入のお願いではなく払いなさいと強い姿勢で臨んでいくべきではないか」との問いがあり、当局より「なかなか言いづらいところもあるのは事実ですが、言葉だけでなく態度で示していかなければと考えております」との答弁がありました。

委員より「住宅建設推進事業補助金は、去年より2,000万円減額され、子育て定住住宅建設事業補助金は倍増の4,000万円となっているが、さまざまな兼ね合いを勘案しての金額なのか」との問いがあり、当局より「住宅建設推進事業補助金については平成22年度から4年間実施し、1,224件の利用がありました。昨年、子育て定住住宅建築事業補助金のほうが20日間で終了したということですので、全体の枠は変更せず、子育て定住のほうを拡充していく必要があるのではないかとということで計上させていただきました」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第5号第1表中歳出第11款第2項を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第6号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「特定環境保全公共下水道でまだ利用していないところはあるのか」との問いがあり、

当局より「水洗化率は平成24年度末で約6割となっております」との答弁がありました。

委員より「接続していない人に対する普及促進はどうしているのか」との問いがあり、当局より「町会長や衛生組合長などと話し合いをしながら一緒になって推進を行っておりますが、家庭内の水回りの改築といった経費増加などが負担になっているようでございます」との答弁がありました。討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第7号平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「浄化槽管理委託の入札について、入札参加数とその業者について」の問いがあり、当局より「6社を指名しており、寒河江市内の業者が2名でその他が4社になります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第8号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結して、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第15号平成26年度寒河江市水道事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「受贈財産評価というのは開発業者からいただく水道施設なのか」との問いがあり、当局より「開発行為等で給水装置や配水管など水道施設が発生した場合、現物で寄附を受けた財産です」と答弁がありました。

委員より「基本料金収入が少なくなるということだが、件数でもどれくらい減るのか」との問いがあり、当局より「件数は住宅戸数やアパートの建築で増加すると思いますが、水量が若干減少すると思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○**國井輝明委員長** 日程第13、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、建設経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これより採決に入ります。

初めに、議第5号、議第6号、議第9号、議第10号、議第11号、議第14号及び議第15号の7案件を除く、議第7号平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算、議第8号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第12号平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算及び議第13号平成26年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算の4案件を一括して採決いたします。

ただいまの4案件に対する各分科会委員長の報告はいずれも原案を了とするものであります。

4案件は各分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第7号、議第8号、議第12号及び議第13号の4案件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第5号平成26年度寒河江市一般会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する各分科会委員長の報告はいずれも原案を了とするものであります。

本案は各分科会委員長の報告のとおり決することに賛成の委員の起立または挙手を求めます。

〔賛成委員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第6号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する分科会委員長の報告は原案を了とするものであります。

本案は分科会委員長の報告のとおり決することに賛成の委員の起立または挙手を求めます。

〔賛成委員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第9号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する分科会委員長の報告は原案を了とするものであります。

本案は分科会委員長の報告のとおり決することに賛成の委員の起立または挙手を求めます。

〔賛成委員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第10号平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する分科会委員長の報告は原案を了とするものであります。

本案は分科会委員長の報告のとおり決することに賛成の委員の起立または挙手を求めます。

〔賛成委員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第11号平成26年度寒河江市介護保険特別会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する分科会委員長の報告は原案を了とするものであります。

本案は分科会委員長の報告のとおり決することに賛成の委員の起立または挙手を求めます。

〔賛成委員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第14号平成26年度寒河江市立病院事業会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する分科会委員長の報告は原案を了とするものであります。

本案は分科会委員長の報告のとおり決することに賛成の委員の起立または挙手を求めます。

〔賛成委員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第15号平成26年度寒河江市水道事業会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する分科会委員長の報告は原案を了とするものであります。

本案は分科会委員長の報告のとおり決することに賛成の委員の起立または挙手を求めます。

〔賛成委員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前10時22分

○國井輝明委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 國 井 輝 明